

交通

Table of railway routes and distances. Columns include station names (e.g., 南關, 金州, 三十里台) and numerical values representing distances or fares.

因本線は一九二〇年十二月一日より左記停車場を新設せしめ未だ旅客貨物の取扱を爲さず
埠頭起點 三二〇・二哩
廟子溝(蛇牛哨、四平街間) 同 三六二・三哩
至頭山(安奉線姚千戶石橋子間) 江岸起點 一三九・五哩

安奉線驛名及哩程表

Table of railway routes and distances for the Anfeng line, listing stations like 蘇家屯, 陳相屯, 石橋子 and their respective distances.

營口支線

Table of railway routes and distances for the Yingkou branch line, listing stations like 旅順, 營口, 大石橋.

滇越鐵道驛名及哩程表

Table of railway routes and distances for the Yunnan-Vietnam railway, listing stations like 老開, 南溪, 老范, 老哈.

山東鐵道驛名及哩程表

Table of railway routes and distances for the Shandong railway, listing stations like 徐落波, 狗街子, 可保村, 呈貢.

交通

王舍人莊	四・六	二三四・八	濟南	五・九	二四〇・七
北關	二・〇	二四二・七	濟南	二・二	二四四・九

博山支線

博山	六・八	一一・〇	大崑崙	六・八	一七・八
淄川	六・八	一一・〇	南定	四・二	四・二
張店	一哩	一哩	區間哩	延長哩	四・二

四洮鐵道鄭洮線驛名及哩程表

鄭家屯	區間哩	延長哩	臥虎屯	區間哩	延長哩
前甸	九・四	二二・七	茂林	一四・三	一四・三
三山	六・六	四二・六	衙門臺	二・三	三六・〇
金川	六・〇	五四・〇	豐庫	五・四	四八・〇
太平	九・〇	六九・〇	邊昭	六・〇	六〇・〇
開通	一五・〇	九九・六	鴻興	一五・六	八四・六
雙崗	九・四	一一一・五	黑水	一二・五	一一一・一
洮南	七・四	一三九・三	區間哩	延長哩	一〇・四

天圖輕便鐵道驛名及哩程表

鄭家屯	區間哩	延長哩	白市	區間哩	延長哩
巴西泰興	五・七	一〇・〇〇〇	阿脫乃列	四・六	四・六
門達營子	七・四	一三・四〇〇	大翠	六・〇	一六・三〇〇
大林營子	七・四	一三・四〇〇	烏斯土	九・三	二五・七〇〇
錢家店	一〇・〇	一六・四〇〇	五道木	六・一	二二・五〇〇
白音太來	五・四	一〇・〇〇〇	區間哩	延長哩	六・六

り兩者合併せり、爾來悅來公司、中華捷運公司等幾多の轉運公司續出し今や其數一五四（一九一八年水陸を含む）公稱資本金二、六八七、七一九元に達し、各鐵道沿線に支店、出張所を設け荷主に代りて貨車下渡の交渉、貨物の積卸、運賃及釐金の代納等を取扱ひ荷主の利便を圖りつゝあり。

轉運公司は其開業に當り豫め數千元の押款（保證金）を納入し鐵路總局の許可を経て開設するものにして資本金數萬元より多きは數十萬元に上るものあり。

轉運公司は荷主に代り貨物運送上一切の手續を代辦するものにして、荷主の依頼により人を派して貨物を車站に運び或は荷主自ら車站に運び來れる貨物の運送手續を了したる後提單（貨物引換證）を作成し荷主に交付す。

提單は三聯より成り品名、斤量、到着地等を明記し、其一張を自店に留め一張を到着地轉運公司に送り更に一張を荷主に交付するものにして荷主は之れを到着地の支店、出張所或は取引先等荷受人に送附すべく、荷受人は之を其地轉運公司の支店又は出張所に呈示し荷物の引渡を請求す。此場合轉運公司は發送地轉運公司より送り來れる提單と照合の上倉出指圖書様のものを荷主に交付し荷主は之を倉庫に持參し荷受を爲すものとす。

猶ほ提單裏面記載事項を見るに運送貨物の破損缺斤に對しては轉運公司其責を負ふも（但し紅藍金針茶其他果物等水氣により變化し易きもの及油荷物引取後に於ける缺斤及中味の相違は公司之責に任せず、又貨物の引取は荷受人の便宜に従ひ隨時荷受を爲すものにして倉敷料を徴收せざるも鼠傷腐敗その他天災等の爲め生ぜる破損に對しては公司其責に任せず、又在庫久しきに亘る時は競賣に附し運賃向拂の時は之に充當するものとす。但し菓物其他腐敗し易きものは到着後三日以内に引取るを要し期限經過の後は荷主に代りて競賣に附して運賃に充當し餘剩あれば荷主に返還するも不足の時は更に荷主より増徴するものとす。

交通

一二七八

驛名	區間距離	延長距離	驛名	區間距離	延長距離
圓門江岸	一哩	一哩	懷慶街	五・四	五・四
石門子	一〇・七	一六・九	八道河子	八・五	二五・四
棗柴溝	二・二	三・五	東成湧	二・三	四八・八
龍井村	八・五	一六・八	馬鞍山	一〇・六	六八・七
朝陽川	二・二	七・八	延吉	九・九	八九・七
銅佛寺	二・六	九・二	老頭溝	九・五	一〇一・〇

簡舊鐵道驛名及哩程表

驛名	區間	延長	驛名	區間	延長
碧風	一哩	一哩	多法	七哩	七哩
蒙自	五哩	一二哩	十里	六哩	一八哩
雨過	八哩	二六哩	江池	五哩	三一哩
雞過	九哩	四〇哩	乍甸	一哩	五一哩
火谷	一三哩	六四哩	箇舊	九哩	七三哩

轉運公司（轉運行）

轉運公司とは鐵道貨物取扱業者を稱す、元來鐵道開通前に於ける過載の發達せるものとも稱し得べく近時鐵路交通の發達と共に之が事業亦見るべきものあり、轉運公司の設立は鐵路の開通に伴ひ其起源を發せるや勿論にして滬寧鐵道の開通に當り同鐵道に關係せる一外人は上海著名の實業家に計りて轉運公司の設立を懇請し以て鐵路營業の利便を補助すると共に運輸事業促進の一助たらしめんとし遂に轉運公司の設立を見た、之れ恰かも汽船航路の開設に當り荷主の利便、運送貨物の吸集を圖らるが爲め報關行或は滄行の開設を見たと異ならず、但し轉運公司在在りては當初一般貨物を取扱はず、最も有利なる銀塊及銀貨の取扱をなせしのみなりし其後滬通運輸公司設立せられて一般貨物を取扱ふに至

以上の外鐵道輸送中に於ける盜難による貨物の損害は轉運公司之が責任に任ずるも鐵道自體による損害例へば橋梁の墜落、山崩れ等又は車輛の發火（油不足の爲め）の爲め損害を來せるものは天災不可抗力として賠償の責なきものとす。

次に轉運公司は鐵道運輸事業促進の補助を爲すものなるが故に鐵道局とは頗る密接なる關係を有す。殊に鐵道は充分なる自設の倉庫を有せざるが故に轉運公司をして之を建設せしめ之が獎勵法として次の方法を探りつゝあり。

イ、轉運公司にして自ら倉庫を建設し又は蓬車を造り或は無蓋車に用ふる蓬布等の爲め設備費二萬元以上を費消せるものに對しては一箇年間の運賃總收入高二萬四千元以上のものには其百分の七を、四萬八千元以上のものには百分の十を、九萬六千元以上のものには百分の十二を口錢として割戻す。

ロ、右の設備を爲さず又之を爲すも設備費二萬元以下のものに對しては一箇年間の運賃總收入高二萬四千元以上のものには百分の五、四萬八千元以上のものには百分の八、九萬六千元以上のものには百分の十の割戻を爲す。

斯くて轉運公司は荷主より貨物の集まるを待ちて貨車の貸下を得、發送地に於ける貨物積込、到着地に於ける倉庫への搬入等凡て自己の費用を以て辦理し且つ鐵道局は貨物破損盜難等に對し責を負はざるが故に發送地よりは店員をして上乘せしめ荷物の監督を爲さしむ、而して該上乘人は客車に乗る時は規定の貨銀支拂を要するも、貨車に乗る時は無賃なりとす。

又轉運公司の収入は前述の如く鐵道局よりの割戻金を收得するものなるも此他尙ほ噸扱と担扱との差額を利す、蓋し鐵道局に在りては貨物運賃を定むるに噸扱、担扱の二種ありて噸扱を高率とす、然るに雜穀類は其取扱高多量に上るが故に荷主は低率なる噸扱に依ると雖も牛皮、羊毛等の如き高價品は一回の積出數量少額なるが故に貨車滿載の機會多から

す、從て轉運公司是必らず各荷主よりの貨物集中を待ちて初めて貨車の貸下を請求し荷主に對しては高率なる担扱運賃を徴收し、鐵道局に對しては噸扱による低率なる運賃を支拂ひ以て其差額を利用するものとす、其他轉運公司是驛員に贈賄して斤量の欺瞞を圖り運賃を利せんとすることありて殆んど之れが公然に行はると謂ふ。

(備考) 支那鐵道に在りて貨車は廠車(無蓋)及蓬車(有蓋車にして)の二種に大別し得べく、其積載量は四十噸、三十噸、二十噸、十五噸貨車等もあるも最も普通使用せらるゝものは津浦、滬寧線の如き三十噸貨車にして京漢、隴海線は二十噸貨車なりとす、而して二十噸は浙寧秤三三、六〇〇斤に當るも鐵道は佛斤を用ふるが故に二十噸は佛斤三三、〇〇〇斤に當る、但し鐵道にては三〇〇斤迄の過超を默過し運賃を徴收せざるが故に結局三三、三〇〇斤迄積込み得べし、又廠車即ち無蓋車に對しては轉運公司に於て油布を準備し雨漏等による損害を防ぐ、此の油布使用料を蓬車と稱す、但し貨物收集策として之が徴收を爲さざる所あり、而して轉運公司の徴收する所謂鐵道運賃は前記の貨車借賃、蓬費の外站費(停車場費として徴收する)の三種を以て汽車自體の運賃とし、之に貨物積卸苦力賃及盤金を加ふるが故に結局轉運公司倉庫に於て引取り得る全費用なりとす。

支那各地電車の概況

從前支那に在りて電車の布設せられたる都市極めて稀にして、上海、天津の外滿洲に於ける大連、撫順及英領香港を加ふるも僅かに五箇處にして最近更に北京及奉天電車の一部を開通せしも尙七箇處に過ぎず、而して支那に於ける電車布設の稀なる原因幾多あるも其最も重要なものは支那市街の大部分に於ける道路の非常に狹隘なるが爲めにして廣東、北京哈爾濱等二三重要な都市中大馬路を築造せるものを除きては電車の布設には支那市街の根本的改造を要するものとす。然かも之れが爲めに

將來約十六哩の線路擴張を計畫し、其の内約六哩は其一期線として速かに建設を要すとし着々路線の擴張を實現しつゝありて現時殆んど完成せり、而して此の無軌道電車に關する市工部局との契約は工部局に於て必要なる道路の修繕を負擔し、電車公司是唯だ工部局の投資及道路維持に對する費用の負擔額として一哩一臺に付二仙並に總收入額の五分を納付するものとす、而して無軌道電車一臺の平均價格は一萬二千八百五十元にして、鋪道 (Street paving) 一哩の建設費は二萬六千二百二十元を要し、投資額に對し一割五分内外の利益を擧げつゝあり。

有軌電車も益々擴張計畫の實行中にて、一九二四年五月倫敦にて開かれたる年次總會の報告に據るに今後三箇年間に新線路十五哩布設の計畫を樹て豫定線の布設工事に従事しつゝあるが故に今や上海共同租界内は無軌道電車の擴張と相俟ちて眞に電車網を實現しつゝありと謂ふべし。本電車公司の營業は年々良好なる成績を收め年約二割内外の配當を行ひ、現時車臺數は運轉車九〇臺、連結車九〇臺、無軌道車一四臺合計一九四臺を運轉す。最近四箇年間の營業狀況次の如し。

年次	乗客總數	總收入	總支出(銅價下)	純益
一九一九年	壹,〇八六,九〇一	三,〇八七,七九二	三,一三〇,三〇〇	一,五五〇,三〇〇
一九二〇年	一,〇八六,三三三	三,〇八六,八四四	三,〇七三,七三三	一,〇一三,一一一
一九二一年	一,〇五八,六六六	三,〇七三,〇三三	三,〇七三,三三三	二,〇四三,六六一
一九二二年	一,〇六四,三三三	三,〇七三,〇三三	三,〇七三,三三三	二,一九九,六三三

(備考) 一日一哩の平均乗客數約一九、五〇〇人

猶ほ支那に於ける電車收入は銅元を以てするが故に銀元との換算上非常の損失を來すを常とするが、參考の爲め上海に於ける電車收入換算損失率を示すと次の如くである。

一九〇八年	二〇%	一九一〇年	二四%	一九一五年	二七%
一九二〇年	二六%	一九二五年(六月迄)	五三・五%		

(ロ) 上海法商電燈公司 (Compagnie Francaise de Tramways at l'Éclairage Electriques de Shanghai) 本公司は佛人經營の會社にして巴里

は非常の努力と莫大なる資金とを要し、且又絶大の權力を以て之に望むの要あるも支那に於ては將來其多くを望み得ず。現時電車の開通せる區域も其一部又は全部が外國租借地なるか或は外國租界に限らるゝの現状に在り。

(一) 上海電車

上海に於ける電車は英、佛、支三ヶ國により設立せられ各會社及營業區域を異にし上海製造電氣公司(英人經營)、上海法商電車電燈公司(佛人經營)、上海華商電氣股份有限公司(支那人經營)の三社あり。

(イ) 上海製造電氣公司 (The Shanghai Electric Construction Co. Ltd) 本會社は英人の經營に屬し、一九〇五年の設立に係り、倫敦に本店を有す。其營業年限二十五ヶ年間に於て期限後は工部局の經營に歸する契約なりとし現在に在りても工部局の保護を受くること多く殆んど市營に異ならず。一九〇六年四月以來布設工事に着手し一九〇八年三月より營業を開始せり、現時資本金三十二萬磅全部拂込済にして營業區域は上海共同租界内なりとし、電力は悉く市工部局電氣課 (The Municipal Electrical Works) より供給を仰ぎ、線路の延長は二五・八二五哩(單線として)外に無軌道 (Rattles Trolley) 電車數哩あり。此の無軌道は一九一五年初めて約十分の七哩を開通し、爾來擴張計畫を實行し今日の盛況を見るに至りしものにて、市街の比較的狹隘にして入車の往來雜踏する街衢に通ずるが故に、其當初市工部局にては之が開設を喜ばず僅かに試験的に許可したのみにて、其擴張計畫に對する工部局 (Municipal Council) との交渉も永らく懸案たりしが一九二四年中漸く之が特權を許可せられ、

に本店を有し一九〇六年の創設に係る。其初め資本金三百二十萬法なりしも、翌年四百二十萬法(拂込資本金三百九十五萬法)に増資し現時は八百萬法を有す。上海佛租界に於ける電氣水道事業と共に電車事業をも經營し、線路の延長約十八哩、現時運轉車五〇臺、連結車二〇臺、合計七〇臺を有す。

(ハ) 上海華商電氣股份有限公司 本公司は支那人設立の會社にして其創設は一九一二年なりとす、上海舊縣城跡を一週して十六舖に至る間を幹線とするものにて資本金は初め二十萬上海兩なりしも、一九一四年中四十萬元に増資し、一九一三年八月初めて二哩餘の運轉を開始し、現時佛租界電車と連絡を有す。猶ほ本公司は其初め華商電車公司と稱せしが一九一九年七月華商電燈公司と合併し、現名となりしものにて其營業成績は詳細を知ること難きも一九二三年度の總收入は四十六萬六千二百餘元に達す。

(二) 大連電車 (附撫順電車)

大連電氣鐵道と稱し南滿鐵道會社の經營に屬す、一九〇九年五月工事に着手し、同年九月より營業を開始せり。現時營業哩數三六・五其投資額は發電所事務所投資額等電燈事業の内に含まれ居るが爲め投資總額を知り難きも一九二三年度末に於ける電車線路、電線、車庫等の投資額累計次の如し。(單位圓)

投資物件	投資額	投資物件	投資額
電車線路電線	二三九,五九一・五四	建物	一〇六,〇九八・四九
建物	一四,六三九・四六	車庫	一,一一一,六四五・三一
橋梁	一一,一五四・六三	車輛	三〇,四一七・八五
軌道	一,一四三,五七一・一五	機器	計二,六五八,一一八・四三

本電車の従業員中運轉手及車掌は悉く支那人を以て之に充て、賃銀は人力車賃の安價なる地方たるが故に時間制を原則とし、電車の利用を圖

りつゝありて創業當時二箇年間は損失を重ねしも其後年々良好なる成績を示し、最近六箇年間の營業成績次の如し。

年次	乗車賃金	貨物賃金	雜收	收入合計	支	出	差引剩餘
一九一八年	五一六、七二〇・九六	六、四一一・六七	四、九八八・一一	五二八、一一〇・七四	三二九、一〇一・二六	一九九、〇一九・五八	
一九一九年	七一〇、〇八七・五二	一一、二七四・七一	一二、二五五・七五	七三三、五九〇・五四	五八七、七八八・九一	一四五、八〇一・六三	
一九二〇年	八二五、八〇四・二九	一五、八五三・七一	一八、一三九・四〇	八五九、七九七・四〇	七〇九、六八三・五〇	一五〇、一一三・九〇	
一九二一年	八三二、一三三・二四	一二、四三三・七三	七、〇九一・二四	八五二、六五六・二一	六六二、二五五・六三	一八九、四一〇・五八	
一九二二年	九一四、〇四八・一一	四、三五八・四一	四、一三三・九三	九〇二、五二〇・四六	六二八、〇九一・六五	二七四、四二八・八一	
一九二三年	九二〇、五七二・二五	八、九九七・八一	八、二七二・八五	九三七、八四二・九一	六七九、〇九〇・〇〇	二五八、七五二・九一	

次に無順に於ける電車は石炭の運搬を主とし、旅客の輸送は寧ろ附隨的にして其投資額不明なるも、一九二三年末に於ける營業哩數は一三八・三三六杆あり。又其營業成績は電氣工場と共に其支出を一にせる爲め差引剩餘を知り得ざるも其收入合計は年々好成绩を示し、最近五箇年間の収入額次の如し。

年次	客車收入	貨車收入	合計
一九一八年	六五、八〇三・〇〇	三三、三三三・〇〇	九九、一三六・〇〇
一九一九年	九三、八〇四・〇〇	五七、〇七三・〇〇	一五〇、八七七・〇〇
一九二〇年	一七三、三三三・〇〇	一三三、八〇三・〇〇	三〇七、一三六・〇〇
一九二一年	一七三、三三三・〇〇	一三三、八〇三・〇〇	三〇七、一三六・〇〇
一九二二年	二二四、六六六・〇〇	一〇六、三六六・〇〇	三三一、〇三二・〇〇
一九二三年	二二四、六六六・〇〇	一〇六、三六六・〇〇	三三一、〇三二・〇〇

(三) 香港電車

香港には平地及山頂の二電車あり、此の間平地電車は香港電車公司 (The Hong-kong Tramway Co. Ltd.) の經營にして、一九〇四年の創立に係り、初め公稱資本金三十二萬五千磅なりしも、一九一〇年八萬一千二百五十磅に減資せり。其線路はヴィクトリア市街の西端より市街を貫きて東端に至り、更に市外線の布設ありて總延長一四哩二分の一あり。電車は上下二等に分ち、車臺は普通車と Double Deckers と稱する二階建

のものとの二様とす。毎年の純益金約五十萬元に達すと稱せられ、其輸送客數も毎年八九十萬人に上る。次に山頂電車は其初め香港高地電車會社の經營に屬し、一八八五年に設立せらる。一八八八年以來營業を開始せしが其後破綻し、一九〇五年「ヨーク」電車公司 (The Peak Tramway Co.) の經營に移り「ハンフレイス」商會 (I. D. Humphreys & son) 其支配に任ず。公司資本金七十五萬弗 (拂込済三十萬弗) 電車線路は海拔約五呎の「セント、ジョンズ、プレス」(St. Johns Place) より海拔一千三百呎の「ヴィクトリア、ガツ」(Victoria Gap) に至る約一哩の「ケーブル、カー」線路にして此の間途中四箇處の停留場を有し、傾斜の最も大なる處は約四十五度の斜面を通ず、所謂山頂地方と香港市 (ヴィクトリア市) の商業地區とを連結する重要な交通機關なりとし、山頂居住者の増加と共に其營業成績も漸次良好に赴きつゝあり。

(四) 天津電車

天津電車は一九〇二年白耳義人の經營に係り、會社は之を天津電車公司 (The Compagnie de Tramways et d' Eclairage de Tientsin, Societe Anonyme) と稱し、白耳義「ブラツセル」に本店を有す、元來該電車公司の設立は其初め當時の北洋大臣袁世凱氏の奏請により白耳義商世昌洋行に對し天津に於ける電車軌道布設經營の獨占權を與へたるに基くものにして資本六百二十五萬法全部拂込済なるも其の約半額は電燈事業に投ず。而して電車の運轉は一九〇六年以來開始し、線路は一米突軌間にして日佛、露(舊)伊、澳(舊)の各租界を通し總延長八・三哩悉く複線なりとす、手入不充分なるが爲め車臺頗る不潔にして其當初上海電車の如く等級を附せしが其後之を撤廢せし結果外人は勿論、支那自國人に於ても下級者以外の者は殆んど電車を利用せず、専ら下級労働者を顧客とするが爲め勢ひ車臺の手入れも行届かざるものとす。天津電車の營業成績は會社に於て之を公表せず、秘密に附せるが爲め知るを得ざるも、毎月電車收入約九萬元、電燈收入約八萬元内外なりとす。猶ほ天津電車の營業年限は電車運轉開始の日より滿二十箇年にして期限滿了後直隸省官廳は之を買收し得るは勿論、若し其期に至り買收せざる時は引續き同一會社に於て經營するも、滿七箇年後には再び之を買收し得べく更に買收せざりし際は爾後滿七箇年目を以て買收期限とし、結局五十箇年の期限滿了後には軌道車輛其他一切の材料及權利は舉げて之を直隸總督に無償還付すべき契約を締結す。蓋し曩に山東回收に成功し利權回收熱に狂奔せる天津の各團體が本電車の回收運動を開始せるは以上の契約に基くものにして、一九二二年春當時の直隸省長王承斌氏等は電車回收の實行を企圖せしも之が回收には約二十萬元の巨費を要するが故に其儘沙汰止みとなり最近又天津總商會は直隸督辦李景林氏に對し天津電車の至急回收を請願し李景林氏も亦本運動に賛同し買收基金の募集運動を開始する計畫ありと傳へられしも固より架空の論に過ぎざりき。

(五) 北京電車

從來支那に於ける電車の開通は大連、撫順、香港の如く外國領土又は特殊地域に屬するか又は上海、天津の如く(上海華商電氣公司經營の一部を除く)外國居留地を通ずる等外人の經營に屬するものなるも、今次北

命することとし、電車布設の設計會計等に關し佛國人の計畫及監督を受けること大なりとす。現時技師長「ラボラス」(Labrousse)氏は曩に上海佛國居留地電車管理者たりしにして、此の外又材料の購入に就きても佛國は優先權を有し、支那内地製品以外の外國製品に對しては電車公司より佛國側に五分の手數料を支拂ひ、且つ材料の賣込に對し佛國側は相當の優先權を有し、現に鐵道は佛國 Logey、鑄造廠より購入し、車臺は支那にて製作せられしが電氣設備は The Societe des Constructions Electriques de France より供給せり。猶ほ電車施設に就き北京市街は路幅概ね廣潤なるが故に道路の變更、家屋の移轉破壊等の困難極めて少なし。蓋し電車を通ずるに要する町幅は最少限三十呎なるも北京の主要道路は一五〇呎以上にして所謂 Actual Road とて尙且四一五〇呎を有す、然し道路の使用、東西兩牌樓及宣武門舊城の撤去、橋梁の架設等に關しては市政公所と協定するを必要とし、結局市政整頓並に道路改良の名を以て電車公司より市政公所及京城警察に對し毎年利益の一割六分を支拂ふこととせり。既に線路は殆んど竣工し、現時運轉區間は一九二五年一月に(一)前門—西直門間(二)前門—北新橋間(三)東四牌樓—西四牌樓間の三線路の系統運轉を開始し、同年五月よりは第四路として北新橋—護國寺街間の線路を開通せり。

現在北京電車の運轉車臺九十六臺(三十臺は附隨車)を有し第四回拂込の完了を俟ちて諸般の設備を完成する豫定にして、其營業成績は未だ尙僅かに一部分の開通を爲せるのみなるが故に充分なる好成績を挙げ得ざるも第一期豫定線の開通と共に漸次良好となるべし。但し茲に注意すべきは乘車賃に關し常に軍兵との衝突絶へざることに於て彼等軍兵は事に臨み車體の破壊運轉士車掌等を毆打する等事件頻出し、警察は彼等軍兵の乘車禁止を嚴達するに至りしも固より何等の効驗なく、電車公司將來の發展に大難關を爲しつゝあり。

(六) 奉天電車布設の計畫

奉天に於ては曩に奉天市政公所の成立以來水道事業と共に電車布設の計畫を樹つるに至り、之が財源として家屋税の徵收を初めしが更に一九二三年九月よりは警察廳の管轄に屬せる衛生、樂戶、露店、仲買人、斗下田地賣買典質手數料及婚姻登記料等をも市の取扱とし布設費の捻出に努力す、而して其計畫内容は第一期線(西塔、大西關間二哩二分の一)及第二期線(大西門西南城角間二哩二分の一)合計約五哩完成の後第三期環城線をも布設し前記三線開通後の状態を見て第四期線を計畫することとせり。一九二五年中之が具體的進行を見るに共に工事に着手し同年十月五日第一期線中大西關小西關間を竣工、八日より營業を開始せり。

(七) 廣東電車布設計畫

近時廣東政商兩界の要人中省城黃埔間電車敷設の計畫を爲す者あり、現時の如き政局紛亂せる現狀に於ては未だ具體的の進行を見ざるも、廣東市内に在りては早くより之が計畫案進捗せり。

元來廣東市に於ける電車布設は一九一七年春加奈陀人「マックインス」(P. H. E. MacInnes)氏が廣東市に至りて朱啓瀾氏と會見の際、廣東城壁の撤廢市街道路の擴張を實行して電車企業の達成に資すべき旨を提言せるに始まる。其後一九一九年「マックインス」氏の再び廣東に來るや極力電車布設計畫の實現を策し、同年八月遂に一廣東人吳某及ヴァングーヴァー在住の華僑等と相謀りて廣東及同地附近(廣東市中心より半徑十里以内)に於ける二十箇年間電車企業の特權を得、會社を設立し廣東電車有限公司(Kwangtung Tramway Co.)と稱し、其他の支那有力なる商社とも合同して香港政廳に登録し所謂 Hongkong China Company たりしめたり。斯くて該電車公司是廣東當局との契約に基き香港幣一百萬元を廣東政府に支拂ひ、之れにより將來電車企業特許期間に於ける直接一切の租税及報効金を免除せらるゝこととなりしが該支拂金は廣東城壁撤廢及馬路築造の爲め全部消費し盡せり。而して此の城壁撤廢及馬路の築

造は一九一七年「マックインス」氏が初めて廣東に來りし際、同伴せし加奈陀人技師「バウ」(R. W. W. Bau)氏の監督の下に行はれしものにして、一九二〇年中電車公司是不取敢乘合自動車運轉を計畫し車臺二〇臺、附隨車一五臺(車臺一等座二三人、附隨車一等座四三人)を購入して運轉を開始せり。猶ほ當初電車公司是馬路に沿ひて數哩に亘れる「コンクリート」車道を築造せしが、之れが修繕には非常の勞費を要するが故に新たに十哩の凹線双軌の布設を計畫し、先づ九龍鐵道大沙頭驛より粵漢線停車場に至る約四哩間の布設工事に着手せんとし道路の擴張を圖りしも當時人民の反對激しく、孫文氏も亦之れに對し暫時停工を命ぜし爲め起工するに至らずして今に及べり。但し將來軌道布設の上は電力供給設備の完成と共に電車の開通困難ならずと思はる。

(八) 哈爾濱電車布設の計畫

哈爾濱に於ける電車布設の計畫は一九一九年以來稍具體的に進行し、一九二〇年二月哈爾濱市當局は電鐵審查委員會の決議に基き我が北滿電氣會社に對して布設權を許可する豫備契約を締結せしが支那側との協定成立せず起工遅延せる隙に乘じ、米國資本家の活動する所となり一九二一年十一月東支鐵道廳は突如哈爾濱市當局に對して利權者側(北滿電氣會社)との豫備契約が向ふ二箇月間に實行を見ざる時は東支鐵道廳は自由行動を執るべき旨を通告し、利權者側を狼狽せしめ北滿電氣會社は極力之が對策を講ぜしも奏功せず、一九二二年一月米國「ベックマン、リントン、エンヂニア」は電氣公司との間に契約を成立し米國領事館に於て吉林官銀號及道尹公署代表者立會の下に調印を了せり。

而して該契約に據るに中華電氣公司是豫算額中先づ一百萬元の拂込を了し、然る後米國商會に於て其殘額を出資すべしと云ふ項ありしも電氣公司側の出資甚だしく遲滞し、漸く五十萬元を拂込み得たのみにて定額百萬元の出資は到底望みなきに至りし結果之が減額を申出で、米商會も亦事業の進捗を計らざらば爲め(一)電車布設利權を以て米國側拂込返還

に對する擔保となす事(二)電氣公司の收支監督權を承認すべき事(三)條件を提出し、支那側の要求に應ずることとせしも電氣公司側に於ては其條件過重なるが故に之を拒絶し、本問題は調印後既に三年半を経過せるに拘はらず今尙行き悩みの状態に在り。蓋し哈爾濱電車布設の問題が其實現を見得ざるは市政公所側の希望と利權會社側の希望との懸隔餘りに大なるが爲めに於て其經營期間の如きも市政公所側は十箇年を限るとし該期間經過後は無償にて其管理權を市政公所に移轉せしめんとし、馬車自動車賃等の比較的低廉なる哈爾濱地方に於て僅々十箇年間に充分なる利益を擧げ得ること到底不可能なる事明白なりとす。然るに哈爾濱は人口既に四十萬を有する大都市なるが故に電車布設の必要なるは贅言を要せざる所に於て、市政公所側に於ても最近其條件を緩和し特に電車委員會を設けて種々研究を重ねし結果一九二五年七月布設希望者側の條件審查を終れるが、經營年限は三十箇年とし電氣公司是其收得利益金中最初の十箇年間は一割五分、次の十箇年間は二割を、最後の十箇年間は二割五分を市政公所に納入し布設の許可を得たる後は直ちに工事に着手し、一九二八年末迄に必らず竣工せしむるを要すと云ふにあるが如し。

(九) 其他計畫中の電車

以上の外支那に在りては最近尙二三の地方に於いて、電車布設の計畫ある旨傳へらる。即ち上海にては一九二二年中商辦開北水電公司設立せられ上海開北支那街間の電車布設を計畫せるも未だ軌道を布設するに至らず、又常州、宜興、江陰間に於ても震華電氣機器製造廠の計畫により前記三地間電車の開通を目論見、既に交通部の許可を経、目下籌備中に屬す。又杭州にては大有利電氣公司に於て杭州、省垣間電車の布設を計畫せるも、市民中反對者あるが爲に未だ積極的の進行を見ず。

〔丁〕陸路交通篇

支那に於ける水路は交通貿易の主要路を成し、揚子江及西江等汽船運輸に適する河川の大なるもの少なからざるも、凡ての河川運輸の背後には悉く陸路の連鎖(Overland Route)を要すべきや勿論にして、地方物産の積出及輸入品の分配等支那内外貿易の大半は其最先、最終に於て所謂陸運(Road Borne)に頼らざるべからず。而して古來通路の主要なるものは所謂官路或は大路にして一時善良なる公道(Highway)なりしも此等は多く軍路として建設されたるものなるが故に、清朝太平の久しき殆んど荒廢に委せられ他の小路亦殆んど道路と稱し得べきものなく、各地方間を通ずる曲折荒廢の小徑に過ぎず。然れども一國文明の進歩は一に交通機關の發達に俟つものにして、善良なる公道路の保全或は建設が社會政治及經濟の發達に缺くべからざるものなるは今や支那上下の認むる所となり、殊に歐洲戰亂の勃發により外國資金の輸入杜絶し鐵道事業の一時中止せらるゝや、輕便なる自動車路の建設計畫は各地に勃興し、今や支那陸路の交通は漸次改善の道程を辿りつゝあり。

支那從來の陸路交通

支那從來に於ける主要道路は首都を基點として各地に放射せられたるものなるが故に古來首都の移動に伴ひて幾變遷を経たりしも、清代交通路の最要なるものは北京を中心として四方に通じ各省々城に達せしめたり。即ち官馬大路(Imperial Courier Road)にして官路と略稱し又北京官路とも云ふ總延長二千哩に及びり稱せらる。此の他各省々城よりは更に官路の枝路として地方主要都市に通ずる交通路あり、之れを大路(Internal Road)と稱し官路と共に現時尙ほ重要通商路を成すものなりとし、地方各村落間には又別に小路を通じ官路及大路を連絡す。而して現時開通せる鐵道及將來布設せらるべき豫定鐵道は多く此等の官路或は大路に沿ふものとす。蓋し線路測量の行はるゝに當り從來貨物運搬の苦

力等が比較的困難ならざる通路を求めしと同思想を以て近代の技師により鐵道豫定線を求められしに因るべく、其通路に沿ひて商業の發達せしや又勿論なりとす。

官路及大路の主なるもの次の如し。

- 一、官馬北路
 - イ、奉天官路
 - ロ、奉天官路齊々哈爾延長路
 - ハ、海拉爾路
 - ニ、恰克圖路
- 二、官馬西路
 - イ、蘭州官路
 - ロ、四川官路
- 三、官馬南路
 - イ、雲南官路
 - ロ、桂林官路
- ハ、廣東官路
 - ニ、福州官路

官馬北路

官馬北路は北京より通州、永平、山海關を経て奉天に至る所謂奉天官路を主要路とし、更に齊々哈爾に達する延長路及北京より海拉爾並に恰克圖に至る交通路を總稱す。

奉天官路 北京より通州に至る約十哩、從前平石を以て敷き詰められしも千九百十八年中之れを撤去し今や自動車路と成れり。之れより永平を経て、滿洲より支那本部に入るの關門たる山海關に於て萬里長城を越ゆ、古來滿洲及支那本部を連絡する重要商路にして京奉鐵道は山海關以北略ぼ該商路を通ず。

奉天官路齊々哈爾(Tsitsihar)延長路 奉天官路より伯都訥に至りて吉林に達する一路を分岐し、本路は齊々哈爾に至り、更に墨爾根、環璦(Aigun)に連絡する商路にして、錦璦鐵道豫定線は大部該通路に沿ふものとす。

海拉爾路 北京海拉爾(Khalar)間の通路とす、多倫諾爾(Dolonor)を經由するものにして、北京多倫諾爾間に二路あり、一は熱河(Jehol)を

通過するものとし、一は張家口(Kalgan)を經由するものとす、現時北京張家口間鐵路に依るべし。

恰克圖路 京恰北克圖間通路を稱す。張家口よりは薩伊爾烏蘇(Saiyul)を経て庫倫(Urta)に至る通路に由り恰克圖(Kiakhta)に達する重要商路開かる。彼得大帝以來露國との交通に用ひられ北方より北京に至る重要路にして、且北京より貝加爾湖南に至る駱駝の隊商は皆此の通路に依る。現時張家口、庫倫間自動車の往來あるに至りしと雖も、今尙ほ隊商の蒙古、西比利亞より來る者あり、但し大部分は張家口より鐵路貨物を北京に送るものとす。猶ほ張家口よりは更に一の重要隊商路あり、歸化城より塞密巴拉敦(Semipalatinsk)に至るものにして、今や鐵道は張家口より、豊鎮、綏遠城を経て包頭鎮に達せしが故に隊商は漸次此の通路を利用するの傾向あり。前記恰克圖商路の薩伊爾烏蘇より一支部路を分派するものにして烏里雅蘇臺を経て科布多に至り、阿爾泰及唐努鄂拉山脈の峽谷を過ぎ額爾齊斯河高原の塞密巴拉敦に達するものとし、北京より露國の中央に出ずるの略ぼ直線路を成す。但し齊桑泊(Zaisan)より揚子江流域に達する約二千五百哩非常なる困難なく駱駝にて百四十日を要するのみなるも、恰克圖を経て北京に達するには約二百日を要す。

官馬西路

官馬西路は黄河揚子江兩河間に在りて西方區間を連絡する者を稱す。蓋し古代支那の首都は常に黄河の流域に沿ひて移動し、且支那と西方諸國との貿易は久しく中央亞細亞の高原を通過せしが故に、黄河の溪谷に於ける中心地よりは幾多の道路を派出し中央亞細亞、小亞細亞等の中心市場と連絡せり。即ち北京より一は甘肅省蘭州に至り更に西方に延びて噶什喀爾に達し、一は四川省成都に至り更に西藏拉萨に延ぶ。前者は之れを蘭州官路と稱し、後者は四川官路と云ふ。

蘭州官路 北京より保定、正定を経て山西省城太原に至り汾河の溪谷に沿ひ黄河との合流點に出づ、之れより黄河に沿ひて渭水黄河の合流點潼關に達す、潼關は即ち東關の意にして東西兩部支那の關門たり。潼關

よりは渭水の流域に沿ひて舊都西安に至る。北京西安間約七百七十哩なり。之れより、咸陽、邠州、涇州、平涼を経て蘭州に達す、北京蘭州間約一千二百二十哩あり。本通商路は北方各省と西北地方とを連絡する唯一の交通路にして太原より潼關に至る間は略ぼ同成鐵道の豫定線なりとし、更に潼關蘭州間は隴海豫定線なりとす。第十三世紀中「マルコ、ポロー」の通過せる所にして彼は其通路の善良なるを稱讚せり。

蘭州よりは更に涼州、甘州、肅州を経て沙漠を横斷し安西より北上して哈密に至り、吐魯番(Turpan)にて天山南北兩路に分る。

天山北路 吐魯番より北するものは迪化(Urumqi)及伊犁(Kuldja)に達するものにして伊犁河に沿ふものとし、東部西比利亞の開通前に在りては駱駝の隊商により黄河流域地方との貿易を維持し、伊犁河溪谷を下りて露領土耳其斯坦に出で浩罕(Kokand)布哈爾(Bokhara)を過ぎ波斯、小亞細亞より歐羅巴地方に達せしものとす、現時歐洲文明は塔什干(Tashkent)に達せる鐵道により尙ほ輸入されつゝあり。

天山南路 吐魯番より南に至る通路にして疏勒(Kashgar)に至るものとし、天山北路と共に古代西方地方との唯一交通路たりき。吐魯番より博斯騰淖爾(Batash-kul)を遶りて庫爾勒(Korla)に出で庫車(Kucha)阿克蘇(Aksu)を経て疎勒に達す。而して疎勒の西は即ち帕米爾葱嶺烏赤別里山口に至るも道は帕米爾の爲めに塞がれ大戈壁(Taklamakan)の南端を遶れる歸路あり。西洋人の所謂「Return Road」にして葉爾私和闐を経て克里雅(Keriya)に至り北に向ひて阿勒騰塔格嶺(Altay-Tah)の北麓に沿ひ安西に至りて前記の蘭州延長路に復歸す。北京、哈密間二千零九十二哩、疏勒に至る三千四百三十九哩なりとす。蘭州官路には一支部路あり、蘭州より湟水に沿ひ西方百五十九哩にして、西寧に至り湟源(Daugur)青海(Kokonor)を経て西藏の首都拉萨(Lhasa)に至り更に之れより約八百哩噶大克(Gorkak)に達す。

四川官路 北京成都間の官路にして支那に於ける官路中軍路として最も早く建設され且最も重要著名なる者に屬す。西安に至るの間蘭州官

路を採り陝西四川兩省の首都を連絡し、北京より西南支那及西藏とを連絡する唯一の交通路にして、更に黄河揚子江兩溪谷間を連ぬる一大連鎖を形成し、(一)渭水の溪谷を通ずる部分、(二)秦嶺を横断する部分、(三)漢水溪谷を通ずる部分、(四)大巴山脈を横断する部分、(五)四川省赤土地方 (Red Basin) を横断する五區に分つを得べし。渭水の溪谷を通ずる部分は西安より渭水と幾分の距離を置いて其北側を通じ鳳翔に至る者にて、黄土地方を通じ渭水の深き溪を横断す。地勢一般に單調なるも鳳翔よりは南方に秦嶺山脈聳ゆ。高さ大白山頂に於て約一萬一千呎地勢の單調を破る。之より道は寶雞縣に至りて渭水を横ぎり秦嶺の入口(大散關)に達す、所謂秦棧道及蜀棧道と稱するは此秦嶺山脈及南方四川境に連五せる大巴山脈を横断し廣元に至りて巴蜀盆地に入る通路を稱する者とす。秦棧道は寶雞より秦嶺の入口に達するには、天沙嶺を越ゆ、之れを天沙嶺 (Tian Sha Ling) と稱す。約七日行程を要する山道にして山の南麓と北麓との距離は直線八十四哩と稱せらるゝも通路は百六十餘哩あり。之れより道は東河の溪谷を進み鳳縣を過ぎて仰坪に至り褒水の流域を下りて途中武關嶺を越へ褒城に至る。褒城は即ち秦嶺の傾斜緩やかなる山麓に建設せられ之れを越ゆれば漢中盆地にして大巴山の首丘市街の半側を圍む、又官路の東には秦嶺を横断する別路あり、子午道、僮路道、褒斜道之れにして距離甚だ近く荷物の運搬には多く此の通路を採るも冬季通行頗る困難にして交通殆んど杜絶す、褒城よりは官路は漢中に達せず直ちに漢水上流の溪谷に沿ひて西方沔縣に通ずるものにして、沿路の風景絶佳にして氣候温暖北部陝西の樂地と稱され所謂漢中盆地なりとす。人口稠密して都邑多く漢中に於ては盆地の廣さ南北約二十哩あり、漢中より西方沔縣に至る約三十哩なりとす。

蜀棧道は沔縣より官路は大巴山脈を横断するものにして、所謂蜀棧道なりとし秦嶺に比し山嶺低きも、石灰岩中を流るゝ河は深き峽谷を成し爲めに漢水上流の航運を閉鎖し嘉陵江に通ずる能はざるものとす。沿道風景に富み諸處耕作されたるを見るも人口稀薄にして、廣元縣の北數哩

の地點に於て大巴山の一端を通過す。蜀の棧道(金牛道)は秦棧道を北棧と稱するに對し南棧と稱すること別項支那概念崑崙山系中に述べたるが如くにして、沔縣より漢水上流に沿ひて大巴山脈中の五丁、七盤、朝天の三關嶺を越へて廣元に達するものとし、之れより四川の Red Basin に入るものにして嘉陵江、涪江、沱江を貫きて成都平原に入る、沿路は樹木鬱蒼たる數百年前の老林を成す。道路の保存充分ならざるが故に頗る荒廢し、廣元よりは嘉陵江を渡りて昭化に至り、嘉陵江に沿ひて保寧、潼川を過ぎ成都に達するか、或は昭化縣より劍門關を過ぎ梓潼關に至り成都に達す。

又大巴山脈を越ゆるの道は前記の外更に二つあり。一は漢中より米倉山を越へ四川省巴州に至る米倉道にして、二は沔縣より略陽縣に至り甘肅省文縣を経て四川省龍安の東なる左澹道に至るものとし、近代の驛路にして陰平道と稱す。

四川省官路は現時北京より太原に至る間は鐵道により連絡せらるゝが故に、此等二市間の道路は今や唯地方交通路たるに過ぎず。而して太原より成都に至る約一千二百哩間は即ち同成鐵道の豫定線に當り現時交通機關としては太原、西安間約四百哩驛馬 (mule) に頼るを得べく約十六日間を要し、驛馬二匹一哩大約五仙の割合を以て雇用するを得。又西安。成都間は轎運 (Gochan chair borne) に頼り苦力四人を使用す。此の間約七百二十哩二十四日にして達すべく、一日平均三十哩を行き賃銀は平均一哩三仙の割合にて至るを得べし。

猶ほ本官路は成都より更に西藏に延長路を出し雅州、打箭爐、裏塘、巴塘を過ぎ拉薩に達す。「マルコ、ボロー」の元朝より本國に歸るや彼の四川官路により成都に至り更に西藏路によりて巴塘を經、印度阿薩母州に出でたりと稱せらるゝ、雅州、巴塘間直徑約二百五十哩なるも迂廻の要ありて約四百哩を行かざるべからず。

秦嶺大路は本官路には前記東方に於て秦嶺を横断するもの、外更に西方にも二大路あり、共に秦嶺を横断し、之れを秦嶺大路と稱す。一は廣

元より嘉陵江を溯りて北行し略陽より甘肅省に入り徽州に至りて秦嶺山脈を横断し秦州に達するものにして、之れより更に鳳翔に至りて西安に通ずる官路に連絡し、或は蘭州に達すべし。二は昭化より白水江に沿ひて甘肅省に入り階州を過ぎて蘭州に至るものとす。

成都を中心とする大路は四川省城成都を中心とし各重要達市を連ぬる大路は前記四川官路の外更に五大路あり。

- 一、西藏大路は拉薩に達す。
- 二、大理大路は雅州に於て西藏大路と離れ清溪越嶺を経て寧遠に達し二路に分る、行路頗る峻険を極め共に大理に至るを得べく、一は寧遠より安寧河に沿ひて下り鶴慶、金沙兩江の合流地を渡りて雲南省に入り白鹽井(鹽豐)賓川を経て大理に至る、一は又寧遠より西行し鶴慶江を渡りて鹽源、永北を経て金沙江を渡りて大理に達す。
- 三、重慶大路は簡州より沱江に沿ひて内江に下り隆昌、榮昌、永川を経て重慶に達す、四川省中往來最も頻繁なる商路にして、重慶よりは更に綦江、桐梓遵義を経て貴陽に達する大路あり、綦江大路と稱せらる。
- 四、叙州大路は成路より綦江に沿ひて南下し眉州を経て嘉定に至り犍爲を経て叙州に達す、所謂叙州大路なりとす峨眉山は即ち嘉定の西方一日行程の地にあり、千八百七十七年「バーバー」(B. O. Barber) 氏の登山せし以來外人の訪ぬる者少なからず、海拔一萬一千呎の高山にして山西省五臺山、安徽省九華山、浙江省普陀山と共に支那聖山の一なりとせらる。
- 五、宜昌大路は成都より瀘川、蓬溪を経て順慶に至り渠、大竹、梁山等を経て萬縣に出で、之れより揚子江に沿ひ雲陽、夔州、巫山等を経て宜昌に達す、三峡の險路を通ずるものにして所謂揚子江路なりとし、宜昌より更に漢口、安慶を経て南京に達すべし。

官馬南路

南京より南方に通ずる官路の主なるもの四あり。雲南官路、桂林官路、廣東官路及福州官路之れなりとし、更に江西を通じて廣東に出づる使節路 (Ambassador's Road) あり、江西官路とも稱すべきものなりとす。

雲南官路は北京より河南、湖北、湖南、貴州四省を貫きて雲南省城に

達する商路を稱す。正定に至るの間蘭州官路と同一路を採り京漢鐵道に沿ふものにして更に鐵路に沿ひて黄河を渡り河南省城開封を経て許州に至り二路に分る。一は桂林官路にして京漢鐵道之れに沿へるも本官路は許州より秦嶺山脈の東端なる嵩山及伏中山の東麓を南行し南陽より白河の流域に沿ひて漢水溪谷中の襄陽に出で荊州より揚子江を渡り津市を経て常德に至り沅江溪谷に出づ、之れより道は沅江溪谷を通じて、辰州、沅州を経て貴州省に入り鎮遠、平越、貴陽を通過す、常德瀘溪間は即ち古の武陵桃源の地なりとし、更に貴陽に至る間高原地を通じ處々沅江本支の穿てる峽谷を横断するが故に行路頗る困難なるも、貴陽よりは道は益々險路となり普安を経て雲南省に入る。之れより道は再び高原地に出で平彝、霑益、馬龍を過ぎて湖沼地方に至り雲南省城に達す。

本官路は南陽より北行して南召に至り伏牛山脈を横断し魯山、伊陽を過ぎ嵩山山麓を経て洛水溪谷を下り河南府に至る大路を派出し四川官路の東西兩側に通ずる秦嶺五大路の一を成す。又本官路中沙市より貴陽に至るの間は沙興鐵道の豫定線を通ずるものにして、更に雲南府よりは大理、騰越を経て雲南、緬甸境の八莫に至る延長路を派出す。滇緬鐵道豫定線は即ち雲南大理の間本通路に沿ふものとす。金沙江及佛領印度支那を流るゝ諸河の分水嶺に沿ひて走り、涪公、薩爾溫諸河間の障害たる幾多峻險なる平行山脈を横断して騰越に至るものとし、更に大盈河の溪谷を下りて八莫に達す。海拔騰越に於て五千呎なるも八莫は僅かに三百五十呎に過ぎず。

雲南府を中心とする大路は雲南官路の外更に瀘州、叙州、大理、疊德勸 (Mandaly) 蒙自、百色に達する七大路あり。

- 一、百色大路は雲南府より宜良、路南、彌勒、邱北、廣南、富州を経て割隘司に至り百色に至るものにして更に右江に沿ひて南寧に達す。
- 二、蒙自大路は雲南府より潞江に出で潞江海(撫山湖)の東側を経て阿迷州及蒙自に至るものとし、之れより更に蠻耗より江河に沿ひて老開及河内に連絡す、河内よりは又廣西省南寧に達するの通路ありて龍州大路と稱し龍州鐵道

に沿ふものにして、現時河内より諒山を経て鎮南關に至る間鐵路の便あり
鎮南關より廣西省に入り龍州より麗江に沿ひて南寧に至る。
三、思茅大路 蒙自より東方開化を経て廣西に至るの通路を有し、更に雲南
よりは滇池、撫山兩湖の間を通じ呈貢、晉寧、元江、他郎等を経て思茅に達
する所謂思茅大路ありて更に印度支那の老撾 (Laos) に通ずるを得べし。
四、贛德勒大路 安寧、易門、景東、順寧を経て、緬甸「シヤン、ステート」
(Shan State) 地方に入りて贛德勒 (曼達賴) に達す。
五、大理大路 前記雲南官路の延長路にして祿勳、廣通、楚雄を経て大理に至
り更に騰越を経て蠻元に至り八莫に連絡することを得べし。
六、叙州大路 雲南府より北行し東川、昭通、大關を経て四川省に入り叙州に
達す。
七、瀘州大路 雲南官路の曲靖より分れて北行し宣威、威寧、畢節を経て四川
省に入り叙永、納溪を過ぎて揚子江を渡り瀘州に達す。

大定大路 畢節よりは大定、平遠を経て安順に至り、雲南官路と連絡
し貴陽に達する大路あり、大定大路と稱す。
桂林官路 許州に於て雲南官路と分離し漢口に至るものにして京漢
鐵道は即ち此の官路に沿ふ者とす。而して漢口よりは揚子江を渡りて武
昌に至り之れより咸寧、蒲圻を過ぎて岳州、湘陰を経て、湘江に沿ひて長沙
湘潭に出で衡州に達す。粵漢鐵道は即ち本官路に沿ふものにして、武昌長
沙株州間既に開通せり。衡州に於ては廣東に至る摺嶺路 (Cha-Ling Pass)
を分岐するも、本官路は之より更に約湘江本流に沿ひ陽永州全州を経て
湘江灘水の分水灘を過ぎ廣西省桂林に達す。古來揚子江及西江を連絡
する重要商路なりとす。

梧州大路 桂林より桂江の水利により西江に出で、德慶、肇慶等を経て
廣東に通じ、梧州よりは更に藤、容、鬱林諸縣を経て廉州欽州に達する岐
路を分つの外德慶、肇慶より西南行して高州に出で雷州半島に至るもの
及び之れより綏江を溯りて賀縣に出で富川、江華を経て瀘水を下るの大
路あり。

桐城を經、石井にて安徽省城安慶に至るの枝路を分つ。而して本路は之
れより潜山、太湖、黄梅を経て揚子江を越へ九江に達し、更に鄱陽湖畔
に沿ひて南康、建昌を過ぎ南昌に至る。但し本路は南昌を通過せず建昌
より瑞州を経て臨江に至り之れより贛江に沿ひて溯りて贛州に出で汀州
路を分岐し章水に沿ひ南康、南安 (大庾) を經、梅嶺を越へて廣東省南
雄に達す。即ち梅嶺路 (Mei-Ling Pass) と稱され、之れより始興を経て
韶州に至り摺嶺路に合し北江を下りて三水、廣東に達す。梅嶺路は即ち
五嶺中の最東端に位するものにして、道幅約三間の敷石道にして南部支
那に於て稀れに見るの良路なりとす。

杉關大路 建昌より南昌に至るの通路を稱し撫州を経て福建省に通ず
るものとす。
饒州大路 南昌よりは鄱陽湖畔を東方に向ひ瑞洪、饒州を過ぎ昌江に
沿ひて景德鎮、浮梁に至り、更に安徽省祁門に達する大路を稱す。

彭澤大路 九江よりは湖口、彭澤に至る大路にして彭澤よりは更に安徽
省東流及安慶に通ず。

汀州路 廣東官路は贛江に沿ひて新淦、峽江、吉水、吉安、萬安を經
て贛州に至り、此地に於て福建省汀州に出で韓江水利に連絡して廣東省
汕頭に連絡す。

又韶州よりは仁化を經、臘嶺を越へて湖南省桂陽に至る大路あり、桂
陽にて二路に分る。一は來水路にして摺嶺路に連なり、一は桂東を經て
米嶺を越へ鄧、茶陵、攸を過ぎ萍株鐵道の一驛醴陵に達するものとす。
福州官路 北京より德州に至り之れより濟南に至る一路を分岐す。
濟南泰安、沂州を經て宿遷に出で大運河に沿ひて鎮江に達するものにし
て、本路は德州より大運河と離れて其東邊を縦走し高塘、荏平を過ぎ黃
河を渡りて東阿に出で東平、兗州を經、利國より江蘇省に入り徐州、宿
州を經て臨淮關にて淮河を渡り鳳陽の南方紅心に至るの間、前記江西を
經て廣東に至る大庾路 (梅嶺路) と異ならざるも、此の地に於て道は二
路に分れ江西に通ずるものは定遠、廬州を通過し、福州に至るものは滁

此の他桂林を中心とすを大路一あり。

一、新寧大路 六洞水に沿ひて北行し湖南省新寧に至る大路にして之れより道
は二路に分れ寶慶及沅州に通ず、前者は即ち夫夷水に沿ひユ下り資江溪谷に
連絡し後者は城步より沅州に出で雲南官路に合して沅江溪谷に連絡す。
二、柳州大路 永福より永福江に沿ひて柳州に下り、之れより更に柳江に沿ひ
て潯州に下り、梧州及南寧に至る大路に連なり、或は西方慶遠に至り、思恩
荔波、獨山を経て都勻に通ずる大路に連絡す。

廣東官路 即ち摺嶺路にして衡州に至りて桂林官路と分離し廣東に
至る。粵漢鐵道線は即ち本官路に沿ふものにして湘江支流來水に沿ひて
溯り來陽、永興郴州を経て宜章に至り、之れより摺嶺を越へて廣東省に
入り北江に沿ひて下る。之れより更に樂昌、韶州、英德を経て三水に至り
廣東に達すべし、粵漢鐵道廣東省內線は大部本官路に沿ふものとす。
長沙を中心とする大路 寶慶、摺嶺、茶陵に通ずるもの、外更に常德、
袁州及瀏陽の三大路あり。

一、常德大路 益陽、寧陽、龍陽等を通じて常德に達し雲南官路に連絡するも
のこす。
二、袁州大路 即ち江西路にして醴陵より萍鄉袁州を経て臨江に至り廣東官路
に會、所謂江西鐵道線は本大路に沿へり。

三、瀏陽大路 瀏陽、義寧、通山、を経て武昌達す。
使節路 猶ほ廣東に通ずる官路には別に一路あり。江西省を貫通する
ものにして之を以て廣東官路と稱さるゝことあり、所謂使節路なり。古來
廣東と揚子江とを連絡する主要路を成し千七百九十三年には「アムハー
スト」卿 (Lord Amherst) 千八百十六年には「マカートネー」卿 (Lord
Macartney) 本通路により北京、廣東間を往來する等外國使節の本路に由
る多かりし故に名けらる。

即ち本官路は北京より直ちに德州に南下し山東西部を貫きて江蘇省徐
州に至り、更に安徽省に入りて宿州を經、津浦鐵道と相交叉して臨淮關
に達し、之れより廬州に至るものにして、更に皖南低地を貫きて舒城、
州を經て浦口に達し揚子江を渡りて南京に至り鎮江に於て前記濟南より
來る通路に連絡す。之れより道は大運河に沿ひ常州、無錫、蘇州、嘉興
を経て杭州に至り、更に錢塘江を溯りて、富陽、嚴州、蘭溪、衢州、江
山を經、楓嶺にて仙霞嶺山脈を横斷して福建省に入り浦城より建溪に沿
ひて南下し建寧、延平に至り、江西省南昌より來る杉關大路に合し閩江
本流に沿ひて福州に達す。北路より杭州に至るの間殆んど平野沖積地を
通ずる平坦なる道路にして、津浦、滬寧、滬杭の三鐵道は殆んど本官路
に沿ひて布設せらる。然れども杭州より福州に至るの間は錢塘江及閩江
の溪谷を通じ地勢概して平坦ならず、交通稍困難なり。

潁州大路 本官路中廬州よりは六安に至る大路を分岐し、又正陽關を
經て潁州に至り陳州、開封に達する大路を稱す。
温州大路 福州官路は浙江省衢州に於て温州及福建省建寧に至る大路
を分岐す。前者は温州大路にして侵雲嶺を越へて遂昌に出で甌江を下り
松陽、處州等を経て温州に至るものとす。

建寧大路 後者は玉山路により江西省に入り廣信、鉛山を経て福建省
に入り建陽を経て來るものにして福州官路に連絡す。

天台大路 紹興より嵊、新昌、天台を經て台州に至る大路を稱す。
其他大路 以上の外大路 (Internal Road) 即ち各省城其他地方重要
都市を連絡する交通路は官路中に述べたるもの、外其數頗る多く、各省
々界商業の重要路として利用せられつゝあるも、就中最も重要なものは南
京及四川省成都を連絡する揚子江路及漢口より露國々境に通ずる陝西
路の二なりとす。

揚子江路 即ち成都に起り宜昌大路により萬縣、宜昌を經て漢口に達
し、之れより安慶に至りて揚子江を渡り大通、蕪湖を経て南京に達し、本
路中巫山より大寧河に沿ひて北行する一路あり。秦嶺大路の一にして大
寧、鎮平間に於て大巴山脈を越へ興安、石泉、寧陝を過ぎて秦嶺山脈を
横斷し西安に達す。
陝西路 (秦嶺大路) 漢口より起り安陸、襄陽を経て浙川、荆紫關を

經、商南、龍駒寨、商、藍田を過ぎて西安に達するものとし、商州にて秦嶺を越ゆるが故に秦嶺大路とも稱す。而して本大路は之れより更に蘭州、哈密を経て露國々境に至る通路に連絡す。

漢中大路 漢中より漢口に出づるの大路を稱し大約六百哩、漢水々路に比し短かく西郷、石泉、興安、竹山、保康を経て安陸に出で孝感を過ぎて漢口に達す。

陸路の設備及陸運機關

陸路の設備

以上官路及大路は僅かに重要商路中の一部に過ぎずして、此の他尙ほ記すべきもの少なからず、加ふるに小路此の間に通じて幹枝路を連絡するものとす。但し道路の多くは修理久しく行はれず、例へ之れを行ふも沿路住民の捐金により、局部的に修築せらるゝに止まり、僅かに西方諸省が住民稀薄なるの故を以て政府は道路の修築に干渉し兵士或は附近村落に命じ工事を行はしむることあるのみ。之れ古來道路改修碑の隨處に設立せらるゝを見る所以なりとす。而して道路の幅は北支那の如き水路の便多からざるが故に、道路に頼ること多く道幅比較的廣くして車馬を通ずる大路に乏しからざるも、中部及南支那は水路の便大なるを以て陸路に頼ること北支那の如く大ならず。官路及大路を除きては路幅五六尺を超ゆるもの極めて稀なりとす。但し官路は路幅普通三間大路は二間を有し唯だ耕地の間を通ずるものは兩側より削り取られて甚だしく其幅を減す。之れ官路及大路にありても平地を通ずるの間路幅狭く坂路に於て却て廣きことある所以なりとす。又道路の工事は中部及南支那に在りては石灰岩、粘板岩、赭色砂岩、花崗岩、石英粗面岩等其附近に於て得易き材料を使用して道路に敷き詰め、或は道路の中央部のみを敷石道として車道に充て道路の破損を防ぐものあり。又板石に代ふるに巨礫を以てすることあり、多く小路に見る所にして道路の破損は之れを防ぎ得べき

も歩行及車馬通行の障害を爲す事尠ならず。主要道路に在りても敷石の滑かなるが爲め歩行をして危険且緩慢ならしめ、又修理行はれざるが故に板石を用ふるものも凹凸甚だしく行旅困難なり。之れ實際に利用せらるべき商業路は固有道路の外側を走れるもの少なからざる所以して、一輪車、騾子及苦力等は數時の幅に過ぎざる小路も之れが通行に不便を感じず、支那内地の運輸上重要な職分を占めつゝあり。加ふるに支那に於ける車馬に用ふる車輪は支那の粗悪なる道路をして愈破損せしむるもの多く、例へば富豪者流が娛樂用の爲め山西省より買入るゝ鋸齒狀車輪の如きは路面を虐待すること甚だしく、又廣く利用せらるゝ凹狀輪鐵の車輪は通過に際し深く轍の跡を残し道路を破損すること頗る大なりとす。又北支那に在りては西部諸省は多く黄土の間を通ずるが故に、路傍の兩側は高くして中央に低く恰かも河底を通ずるの觀あるもの少からず。然かも夏季は泥濘を流し冬季は寒風沙塵を捲きて行旅困難を極め、東部諸省は平原中を通ずるが故に道幅廣く平坦なるも一度降雨に遭へば忽ち泥濘と化し冬季亦沙塵を捲くこと西部諸省に異ならず。猶ほ滿洲に於ける道路は一般に粗悪なること支那本部に異ならざるも中央平原地を通ずるものは道幅比較的廣し。但し季節に依り著しく其通路を變化するものあり。蓋し滿洲に在りては一年中十一月より翌年三月頃に至る約五箇月間は全地凍結し河川溝渠は爲めに橋梁の要なく道路亦泥濘なし。加ふるに道路外の地は悉く凍結せる赤裸の空地にして其進路を定むること眞に自由なるを以て一箇年中の交通運搬は多く此の季節に於て行はれ、降雪量は氣候の寒冷なるに比し極めて少なく普通四五寸を超ゆること稀れにして却つて構の運行を助くるの便あり。然れども毎年解氷期に至れば道路は忽ち破損せられて泥濘を流し特に六、七、八月の雨期に際しては行路最も不便にして九月より乾期となり漸次往來便となる。斯くて道路は雨季に際して著しく破損せられ中間道路は殆んど舊態を存せず別に新開路を通ずること稀ならず。

而して道路の設備は敷石道修理の外、亭及橋梁の建設も亦道路設備の

一半を占め特に中部及南部支那に於て然りとす。

亭 中部及南部支那に於ける特有の設備にして石造のもの多く旅行者休憩の便に供す。道路の修理と同じく住民の捐金或は個人の慈善事業として建設せられ普通二三華里毎にありて五里亭、七里亭等と稱す。蓋し縣城を距る五華里或は七華里に在るの意にして支那の如く樹木少なき道路に於ては旅行者にとり炎天砂石を燒くの時所々休憩所を設くるの要あるものとし、亭には時に茶菓を賣る者ありて旅行者の慰安となり、又寶塔と共に縣城よりの距離を知るべき道路上の目標となる。

寶塔 縣府城を距る五華里乃至十華里の山上に設けられ亭と共に旅行者の慰安的目標たり。

橋梁 滿蒙北支那に在りては官路或は大路上に石橋を架するものあるも、一般に少なく又修理を加へずして通行便ならず。河流あるも橋梁を架せざる處多く水深き箇處は渡船により淺き處は徒涉に依ること多し。然れども中部及南部支那に在りては所謂南船北馬の意の如く河流縱横するが故に、橋梁の架せらるゝもの頗る多く揚子江、粵江の本支流等架橋不可能なる大流に於いて渡船を用ふるのみ。橋梁の種類石橋最も多く舟橋、土橋又少なからず。石橋は各省其數多きも特に四川及福建省に多く其構造種々あり、其多くは形浮橋の如く又橋臺を舟形となさずして龜形となし石龜相駢列して橋を支持するものあり、橋板は平坦なるを普通とするも道路に接する處は階段を爲すを常とす。蓋し橋下は舟行の障害たざざる様可成橋板を高くするの要あるが故なりとし、車馬の往來從て便ならず、又石橋には有蓋、無蓋の二種ありて有蓋橋は橋上戸軒を駢べ又亭と同じく休憩所を有す。福建省泉州の洛陽橋、福州の萬壽橋、洪山橋、漳州の江東橋等は石橋中の著名なものにして、特に洛陽橋を有名なりとし長さ三千六百呎幅十五呎あり全部花崗岩の長材を用ふ、北京西南なる蘆溝橋亦世に知らる。

舟橋は船を駢列し其上に木板を架せるものにして船の通行に當りては其一部を開閉し得るの設備あり。河水の高低に伴ひ上下するが故に石橋に

於て見るが如く江岸に階段を設くるを要せず車馬交通の障害たらず善波に於て甬江に架せるもの、湖南省道州に於て瀟江に架せる舟橋は其著しきものとし、潮州にて韓江に架せるもの又著名なり。以上の外土橋及木橋あるも特に上記べきものなく、又鐵索を用ふるものあり、四川省打箭爐の東なる瀘定橋の如き然り。

陸路交通機關の内容

支那に於ける鐵道以外の陸路交通機關は、道路の改善に對する支那上下の覺醒に伴ひ今や自動車路の修築漸次發達の緒を示しつゝあるも、此等は二三特殊の地方に於ける極めて最近の現象たるに止まり、一般交通機關は今尙ほ數世紀前の状態を固守し何等の改善進歩あるを見ず。蓋し從來支那國民の習慣を墨守するや寧ろ固陋に失し、且は運命觀に支配せられて其劣を顧みざるること少なかりしに基くべし。

交通機關としては其種類頗る多く各地各様の機關あるも、略ぼ車輛、駄獸及特種陸運機關に三大別するを得べし。

車輛 車輛は旅客用、貨物用及貨客兼用車に類別し得べし。轎車、騾駝車、輻子、駱駝輻、駱駝車及輻子等は旅客用に屬す。大車、牛車は貨物の運搬に用ひられ、窩車、小車等は貨客兼用なりとす。

各地其構造及應用の程度を異にするも河南、直隸、陝西等黄河以北より東三省に至る地方に於ては轎車最も多く騾駝輻之れに亞ぎ、貨車は大車の使用盛んにして牛車、窩車亦使用せらる。又黄河以南の地に在りては輻子盛行し、内外蒙古、新疆地方と支那本部との交通には駱駝を以て運搬に供し、小車は全國に互りて通行す。此の他大車、牛車、轎車等は坦々たる道路に用ひられ南北を論ぜず。

一、轎車 黄河以北及東三省地方に於て多く用ひられ距離の遠近に論なし、車臺は幅三尺、長さ四尺内外の彎曲せる布製の幌を設け長さ四尺五寸内外の轆轤を以て前方に伸出す、馭者を合し三人乗るを普通とし幌内一人幌前二人

又過備行にして水上運送をも取扱ふ者は船戸より備船して貨物の運送を爲すものとし、其貨物の損害賠償に對しては過備行は船戸及荷主と共に平分するを常とす。

此他墟船は又市船とも稱し市場間往來の船の意にして福建省順昌地方に於ける商人は多く之に貨物を託送す。而して墟船は運送貨物の遭難沈没に當り賠償の責に任ぜざも泊頭なるものは運送中の危険を負擔し保險の意を寓するものにして同じく順昌縣地方に行はる。

棧房 棧店とも稱し元來賣買當事者間に介在して取引の周旋を爲し一定の口錢を收得する問屋なるも更に顧客の便を圖りて宿屋、貨物の保管及運送契約の仲介を爲すものとし店內には趕車的(馱者)馬夫數人を置きて運送に便す。猶ほ北方諸省に於て駄運に従事する者は多く回教徒にして團結力強く各地同業者と聯絡して業務敏活を極め信用あり。

支那近世道路と自動車運輸

鐵路及水路の運輸が其機能を充分に發揮するには更に陸路の連鎖を要し、例へ鐵路の開通を見たりとするも此等地方の産物が廉價なる運賃を以て容易に鐵道沿線に運搬さるべき道路の培養線なくんば、充分なる收益を擧ぐるに難かるべし。此に於てか支那人之が必要を唱道する者なきにあらざりしも久しく其實現を見るに至らざりき。蓋し道路の建設は中央及地方官憲の負擔たるべきに反し、鐵道は外債に依り關係官吏の私腹を肥すに便ありしが故なりとす。然れども歐洲戰亂による各種の刺戟は支那上下をして善良なる道路の必要を悟らしむると共に、北京政府も亦其要を認め、千九百十九年十一月遂に修治道路章程十五條を公布し、次で翌年十月修治道路收用土地暫行章程を公布するに至れり、其要項は次の如し。

修治道路章程

一、全國道路を分ちて國道、省道、縣道、里道とす、

二、前記各道を分つこと次の如し、

甲、國道

- イ、京師より各省及特別行政區域に至る道路
ロ、各省議會所在地より隣接省議會所在地に至る道路
ハ、要塞、港口其他軍事上重要な道路

乙、省道

- イ、省議會所在地より各縣官衙所在地に至る道路
ロ、各縣衙門所在地間道路
ハ、省内鐵路、礦山、商埠、工場其他軍事要地間道路

丙、縣道

- イ、各縣衙門所在地より重要郷鎮に至る道路
ロ、各郷鎮間連接道路

丁、里道

- イ、各村落間道路
ロ、各村落より隣接せる學校、工場其他公共事業所在地に至る道路
三、前記各道中里道の幅員は地方團體により之を定むるも、國道は五十尺以上省道は三十尺以上、縣道は二十四尺以上なるを要す、但し地勢の狹隘其他特別の事情ある時は内務部の審査を経て隨時斟酌するを得べし、
四、國道は内務部の審査を経て、省では各該地方最高長官之れを審査して内務部に上申し其認可を經べし、又道路の修治は國道は内務部特設機關に於て之れを行ふも、省道は内務部より期限を定めて其の修治區域を各該地方最高長官に示して修治せしめ、縣道里道は各縣知事より各該地方最高長官の審査を經、地方團體と協議の上修治せしむ、
五、道路が河川、溝渠を横切り橋梁を建造する時は其橋面幅員は道路幅員に應ずる事、

周技師の國道案

斯くて支那に於ける善良なる道路の建設は官民共に之れが必要を論ずるに至り、就中北京内務部技師周秉清氏の國道案なる者は當時最も政府

を動かすに力ありしものにして、將來に於ける支那國道の建設は總て之れを標準視さるゝに至れり、其計畫の概要次の如し。

周氏の計畫に據るに現時各文明國は洋の東西を問はず道路建設に對し莫大の費用を投下し、支那も亦此の點に關し文明諸國と共に道路の改善を圖らざるべからざるも、國道及地方道路の完成を同時に遂行するは支那現時の財政狀態を以つてしては其負擔過重なるが故に、先づ國道の建設改善に着手し地方道路は更に將來の好機を待つべしとなすものにして、之れが建設機關としては國道局 (National Highway Bureau) を設立して全國々道建設事務を統轄せしめ、更に國道の建設さるべき各省には支局 (Sub-Bureau) を布置して道路の測量計畫其他建設事業等直接實務に對する全責任を負はしむると共に、國道局は其下に測量隊及技師隊を組織して地方支局との連絡を保ち、且建設工事に使用すべき勞働者は所謂裁兵を實行し可成此等解兵を以て充つべしと云ふにあり、主要國道次の如し。

建設すべき國道は(一)各省其他の行政區と北京とを連絡するもの(二)各省城を連絡するもの(三)陸海軍上上の重要地點を連絡するもの三種とし、此等國道の幅員は事宜に依り多少の變更あるべきも、自動車の通行を自由ならしめんが爲め少なくとも五十呎以上なるを要し、且之が建設は從來の官路大路等舊郵便路に沿ふものとす。蓋し舊郵便路は兩地間の距離も短かく(時に然らざるものあり)現時尙ほ往時の道床存在し其兩側には官有地の發見さること少なからざるを以て費用を要すること比較的少なかるべきが故なりとす。而して道路の延長は實測の結果に待つべきものなるも豫定道路數五十一、全長約九萬三千華里、即ち三萬零八百二十三哩にして凡そ次の如し。

Table with columns: 起點, 終點, 延長華里. Lists routes like 一、開封 北京 一、四九四 and 二、同 安慶 一、二七〇.

Table with columns: 國道, 起點, 終點, 延長華里. Lists 51 national roads with details like 五、同 武昌 一、一九五 and 六、同 太原 八五〇.

團に逆行はるべきや、又裁兵が労働に適するや否や甚だ不確実なるが故に、建設は裁兵のみを以て充當し能はざるべく、其何れにするも一度建設を開始せば地方人民に對し職を得せしめ不良分子を減少すべし。而して建設の順序としては豫定完成期を十箇年とし一年約九千三百華里即ち三千一百哩を建設するものにして、此等は一地方に集中することなく毎年異なる地方の建設を爲さざるべからざるが故に、吾人は支那全國を次の三段に區分し各段毎年年約三千百華里即ち約一千哩を建設するものとす、各區段次の如し。

- 一、北段區、山海關より伊寧に至る長城以北の部分
- 二、中段區、長城南端より揚子江に至る部分
- 三、南段區、揚子江以南全部

而して初年度九千三百華里の道路建設に要する經費は、總計約三千九百六十六萬八千二百元にして一哩平均一萬八百元を要すとせり。蓋し平均建築費の比較的多額なるは初年度各種の設備費を要するが故にして年々幾分の遞減を見るべく、曩に北支俄民救済の爲め建設されたる約八百六十哩の道路は山西省に於て一哩平均六千四百十元を費せしも、之れを總體より見る時は一哩平均二千八百廿三元(山東省 Dirt-Road 一、七一九元、山西省 Dirt Road 六、四一〇元、河南省 Rock Road 85% Macadam 一、一〇〇元、北京 Dune macadam 四、一六六元)を要せしに過ぎざりき。但し其地域多くは廣漠たる北支那平野を通過し工事の困難なるもの無きのみならず、其築路の如き所謂 Macadam Road は僅かに一小部分に過ぎずして大部は Dirt Road なりしが爲めなりとす。斯くて周秉清氏の國道案は遂に政府を動かして修治國道章程の公布となり、更に北支俄民救済に對する米國赤十字社其他の道路建設は非常の刺戟を以て各界を風靡し、千九百二十一年には上海に於て全國道路建設協會組織せられ同年十一月資金募集に關する會議を開き、先づ普通會員五千人、特別會員六百人、維持會員百人を募り、普通會員より一元、特別會員より二十五元、維持會員より百元合計三萬元の募集を決議し張善氏

を名譽會長に、王正廷氏を會長に推薦し、二十二隊を組織して二十二行省を勸説する事とせしより、政府も亦之れに促がされ千九百二十二年一月道路修築獎勵に關する大總統令を發布し、各地方長官に對し時代の要求たるべき裁兵を實行し、之れを以て道路修築に利用すべきを訓示せしが、今や道路建設協會は各省に隊を派して道路修築の必要なる所以を力説し民間の後援を得て多大の成績を收め、各省に於ても亦省政府自ら省道局を設立し民間亦種々の計畫を進めつゝあるもの續出するに至れり。

支那近世道路として建設完成 又は建設計畫中のもの

- 一、直隸省
 - イ、完成道路
 - 一、北京(海甸經由)玉泉山
 - 二、北京-湯山(支那政府)
 - 三、北京-通州(吳哩。米國赤十字社)
 - 四、張家口-庫倫(六四三哩)
 - 五、保定-高陽
 - 六、景縣-德州(山東(支那政府)
 - 七、滄州-石家莊(二三九哩)(交通部)
 - ロ、半完成道路
 - 一、天津-保定(米國赤十字社七十哩完成)
 - 二、阜城門-三家店(私設)
 - 三、北京-天津(米國赤十字社殆んど完成)
 - 四、大名(成安經由)-邯鄲(米國赤十字社四六哩完成)
 - 五、邯鄲-高陽
 - 六、高陽-任邱-大城-靜海-天津
 - ハ、建設計畫道路
 - 一、張家口-多倫諾爾(二一九哩)
 - 二、張家口-高都(二二五哩)
 - 三、平地泉-陶林(六三哩)
 - 四、南苑-北苑
 - 五、豐鎮-連鎮(以上私設)
 - 六、天津-通州(米國赤十字社借款六〇哩完成)
 - 七、北京-西山
- 二、江蘇省
 - イ、完成道路
 - 一、上海-吳淞
 - 二、宿遷-徐州

- 三、上海-拓林
- 四、上海-大場(上海大會線)-瀏河
- 五、上海-龍華
- 六、南通-海門
- 七、蘇州-崑山-太倉(以上私設)
- 八、鎮江-曲陽
- 九、上海-南匯
- 一〇、蘇州-常熟-福山鎮
- 一一、常熟-瀏河
- 一二、常熟-太倉
- 一三、上海-閔行-南匯
- 一四、江陰-無錫
- 一五、通州-如皋
- 一六、上海-川沙
- ハ、建設計畫道路
 - 一、句容-金壇-南京(省設)
 - 二、古水-溧陽-南京(省設)
 - 三、江浦-六合-南京(省設)
 - 四、鎮江-清江
 - 五、龍華-閔行-拓林
 - 六、丹徒-丹陽-南京
 - 七、清江-南通
 - 八、蘇州-常熟-福山鎮
 - 九、清江-徐州
 - 一〇、清江-海州(以上私設)
 - 一一、蘇州-湖州(私設二四五哩)
 - 一二、揚州-瓜州(私設三二華里)
 - 一三、揚州-瓜州(私設三二華里)
 - 一四、揚思橋-六里橋(私設)
 - 一五、上海-南通
 - 一六、拓林-海寧

- 三、山東省
 - 一、完成道路
 - 一、德州-臨清-館陶
 - 二、濟南-開封(六〇〇華里建設中饑饉民救済)
 - 二、完成道路
 - 一、太原-徐溝-太谷(省設)
 - 二、平定-遼州(米國赤十字社)
 - 三、平遙-汾州-黃河(米國赤十字社)
 - 四、歸化城-包頭鎮
 - 五、大同-太原(建設中)
 - 六、太原-平陽
 - 七、解州-陽泉
 - 八、太原-崞縣
 - 九、太原-遼州
 - 一〇、太原-崞縣
 - 三、建設計畫道路
 - 一、太原-平陽
 - 二、陽泉-遼州
 - 三、大同-太原(建設中)
 - 四、太原-崞縣
 - 五、解州-陽泉
 - 六、太原-遼州
 - 七、太原-崞縣
- 四、廣西省
 - 一、完成道路
 - 一、龍州-水口(省設)
 - 二、桂林-全州(軍道)
 - 三、桂林-陽朔-荔浦-蒙山-太平-潯江
 - 二、建設計畫道路
 - 一、南寧-貴-桂平-平南-藤-梧州
 - 二、桂林-陽朔-荔浦-蒙山-太平-潯江
- 五、四川省
 - 一、完成道路
 - 一、成都-雅州(二四哩省設)
 - 二、成都-瀘縣(省設)
 - 三、成都-巴州(省設)
 - 四、成都-萬縣(省設)
 - 五、成都-廣元(省設)
 - 六、成都-嘉定(省設)
 - 七、西州-打箭爐(省設)
 - 二、建設計畫道路
 - 一、雅州-打箭爐
 - 二、重慶-成都(二六五哩省設)
 - 三、成都-巴州(省設)
 - 四、成都-萬縣(省設)
 - 五、成都-廣元(省設)
 - 六、成都-嘉定(省設)
 - 七、西州-打箭爐(省設)
- 六、湖北省
 - 一、完成道路
 - 一、新會-江門(省設)
 - 二、鶴山-新會(完成、省設)
 - 二、建設計畫道路
 - 一、新會-江門(省設、建設中)
 - 二、石龍-羅卓山(省設)
- 七、廣東省
 - 一、完成道路
 - 一、新會-江門(省設)
 - 二、鶴山-新會(完成、省設)
 - 二、建設計畫道路
 - 一、新會-江門(省設、建設中)
 - 二、石龍-羅卓山(省設)
- 八、福建省
 - 一、完成道路
 - 一、新會-江門(省設)
 - 二、鶴山-新會(完成、省設)
 - 二、建設計畫道路
 - 一、新會-江門(省設、建設中)
 - 二、石龍-羅卓山(省設)

交通

- 三、羅阜山—增城(省設)
- 五、潮州—惠州
- 七、潮州—汕頭
- 九、福建省
 - イ、半完成道路
 - 一、詔安—雲霄—漳浦—同安—惠安—興化—福清—福州—連江—羅源—寧德
 - 福建—長泰—福鼎
 - ロ、建設計畫道路
 - 一、峰市—上杭—汀州—寧化—建寧
 - 二、邵武—光澤
 - 三、海澄—南瀆—龍巖—上杭—武平—福安—致和—建寧—建陽—邵武

- 四、瓊州—海口(省設)
- 六、潮州—廣東

交通

- 一〇、浙江省建設計畫道路
 - 一、嘉興—乍浦
 - 二、湖州—廣德
 - 三、海寧—大荆場—楊家莊—何家兜
 - 四、新城關—上虞(省設、三〇〇華里)
 - 五、餘杭—寶石山—杭州(省設)
 - 六、寧波—鎮海
 - 七、常山—玉山
 - 八、杭州—上海(私、省共設、建設中)
 - 九、杭州—富陽(私設、四二華里)
 - 一〇、温州—台州
 - 一一、寧波—玉山
 - 一二、杭州—福鼎(軍道)
 - 一三、杭州—德清(省設)
 - 一四、杭州—温州(軍道)
 - 一五、杭州—西湖周邊(既設、六華里)
 - 一六、杭州—湖州(軍道)
 - 一七、杭州—天竺
 - 一八、紹安—福鼎(省設、三五〇哩)
 - 一九、峰市—光澤(省設、五〇五哩)
 - 二〇、南嶼—禾口(省設、三四二哩)
 - 二一、海澄—武平(省設、一七八哩)
 - 二二、福安—邵武(省設、二三八哩)

交通

- 一一、江西省建設計畫道路(省設)
 - 一、南昌—贛州(八省設、二五華里)
 - 二、南昌—廣信
 - 三、南昌—寧都
 - 四、南昌—景德鎮
 - 五、南昌—上高
 - 六、南昌—萍鄉
 - 七、浮梁—湖口
 - 八、上高—羅店(私設、完成)

交通

- 一二、安徽省建設計畫道路
 - 一、廣德—泗安(省設)
 - 二、蕪湖—宣鎮(省設)
 - 三、亳州—徐州(省設八〇哩)
 - 四、安慶—蕪州(省設)
 - 一三、河南省建設計畫道路
 - 一、徐州—宛南—郟城—周家口
 - 二、武安—邯鄲(私設)
 - 三、歸德—亳州(私設、四五哩)
 - 四、許州—萬年(省設)
 - 一四、陝西省建設計畫道路
 - 一、陝州—西安(省設、五六哩)
 - 二、西安—潼關(軍道、三〇〇華里)
 - 三、潼關—陝州(私設建設中、四五哩)
 - 一五、奉天省建設計畫道路
 - 一、西豐—開原
 - 二、大連—旅順(私設、二哩建設中)
 - 一六、雲南省建設計畫道路
 - 一、雲南—廣西省境
 - 二、雲南—鄧川(一二九〇華里)
 - 三、雲南—營前(一二三〇華里)
 - 四、雲南—宣威(六七二華里)

支那全國自動車數

(一九二三年經濟討論處週報に據る)

都市名	乗用自動車	貨物及乗合自動車	ツレ自動車	陸上及海消防自ラック	ラリス轉車	上飛行機	自動車	ター
厦門	二六	九						
廣東	二八八	一二五	一五	一三五				
長春	二九	九	二六	二				
長沙	六	四						
芝罘	二							
鎮江	二							

に足らざるが如し、即ち一九二五年工部局報告に據るに各種自動車の鑑札下附数は一九二三年度一四、一九六件、一九二四年度一五、四七七件にして此の内私用乗用自動車は一九二三年度九、八七二件、一九二四年度一〇、三九八件にして討論處の調査せるものに比し著しき相違あるも尙棄て難きものがあるが故に一参考として掲げしのみ。因に上海輸入の自動車は英國及米國式にして、英國式自動車は一時輸入見るべきものありしも歐洲戰亂の爲め甚だしく阻止せられ、殊に英國製が小型にして價格不廉なるに對し米國製は大型にして比較的廉なるが故に一般の嗜好に適應するものとす又輸入車臺は支那の氣候に適せざるものあり且は支那人特種の裝飾を欲するが故に特に支那に於いて製造せらるるもの少なからず、上海に於ける自動車業者は上海自動車の安定策として組合を設け一九二二年度以來毎年一回自動車展覺會を開催することとし以て發展を期しつゝあり。蓋し印度以東に於ける最初の企圖なりと謂ふ。

(馬場銀太郎稿)

大連	福州	杭州	漢口	哈爾濱	香港	張家口及庫倫	奉天	南天	南通	北京	保定	上海	天津	濟南	青島	雲南	計
一五二	九	一一	二二四	三三二	七一五	一〇五	一〇二	五二	一〇〇	一、二四八	四、〇九六	七五〇	六三	一八八	一	八、五一〇	二、四〇〇
二七	八	一〇	一一	一一	一五八	一〇	一五	二	三	三五	五八一	一四	九	九	二	九一、二〇〇	九〇
二四			三九	二二	三二〇	三	六	六	九	九	三三〇	三	一〇	一〇	四三	九〇	九六
			二	一	一	一	一	一	一	四二	二五	一五				九〇	九六
七			三	六	一						四九					九〇	一〇

而して支那全國自動車數の最も多きは上海にして、一九〇二年以來の乗用自動車數累年比較を示せば次の如し。

年	一九〇二年	一九〇三年	一九〇四年	一九〇五年	一九〇六年	一九〇七年	一九〇八年	一九〇九年
乗用自動車數	二	五	一九	三一	六四	九六	一一九	一三四
貨物及乗合自動車數	一一〇	一一一	一一二	一一三	一一四	一一五	一一六	一一七
陸上及海消防自動車數	一一八	一一九	一二〇	一二一	一二二	一二三	一二四	一二五
ラリス轉車數	一二六	一二七	一二八	一二九	一三〇	一三一	一三二	一三三
飛行機數	一三九	一四〇	一四一	一四二	一四三	一四四	一四五	一四六
自動車總數	一五二	一五三	一五四	一五五	一五六	一五七	一五八	一五九

右二統計は經濟討論處の發表せるものに據るものにして悉く眞を措く

郵便電信

〔甲〕郵政篇

新式郵政の沿革

支那舊來の郵政は驛站、文報局及信局の三者によりて行はれしが、支那が列國と通商を開始し其の關係緊密を加ふるや、舊制の郵政は漸次新式通信制度の確立を急務とするに至れり。即ち光緒二十二年（一八九六年）全國郵政布置の上諭を發し、次で光緒三十二年（一九〇六年）中央官制の大改革に際し新たに郵傳部を設け交通行政に關する一切の事務を管掌せしめ茲に新郵政の基礎を確立せり、然れども支那郵政の滯傷は郵政局創設前已に海關に郵政部なるもの存在して海關の管理に屬し、外人により一切の郵務を取扱はれしが爲め、其の管轄區域は海關區別を基礎として定められ其組織も亦概ね海關時代と異なる所なかりき。即ち其の組織の概要を見るに、北京に總郵政司署を置き（Head Quarter of Inspector General of Posts）を置き、全國の郵政を統轄し、總郵政司（Inspector General of Posts）之れが長官に任じ、總稅務司（Postal Secretary）を置き、一一般郵政實務を監督せしめ、當時上海海關の Customs Statistical Secretary たりしコンシュ（H. Kopsch）氏及天津海關稅務司デットリンク（G. Detring）氏之に任せられたり。而して地方は全國を三十五區に分ち各區に郵政總局（District Head Quarters）を設け、郵政司（Postal Commissioner）及副郵政司（Deputy post master）以下の職員を置き、其區域の廣大にして事務の繁劇なる地には更に副局（District Sub-Office）を設けたり、蓋し江海沿岸の

各海關所轄の區域は即ち郵政境界たりしものにして、各開港の場外内地各省域にも總局を置き、其管轄區域を郵界（Postal District）と稱し、副局の管區は副郵界（Sub-postal District）と云へり。此外郵政總局は更に各地に郵政分局（Branch Office）を設置し、總局の屬員を以て郵政長（District Postmaster）に任じ、分局の設置なき地方には郵政支局（Sub-office）を設け、更に土地の状況に従ひ郵政代辦局（Postal Agencies）或は郵政信櫃（Box Offices）を置けり。郵政代辦局は一定の條件に依り各地方の確實なる商人をして郵便事務を代辦せしめて代辦人（Postal Agents）とし、郵政信櫃は總局、分局或は支局に附隨して隨處に置き、代辦局と共に概ね商人の兼業に係り城邑信櫃（Town Box Offices）村鎮信櫃（Rural Box Offices）村鎮驛站（Rural Stations）の三種あること略ぼ現時と異ならず。

斯くて支那全國の郵政は海關の管理に歸し、其職員の主なる者は海關勤務の外人を以て之れを選定し、總稅務司（Postal Secretary）ハート氏其全權を掌握して銳意郵政の整頓を圖り支那郵政の祖と仰がるに至りしが、コプシュ、デットリンク、アールスト氏（J. A. Van Aalsst）（千八百九十九年の Acting Chinese Secretary より Acting Postal Secretary の職に轉じ、ハート氏を補佐して郵便開設事業の多くを完成し郵便爲替及小包郵便を開始せり、白耳義人（ナリ）ピリー（T. Piry）氏等夫々郵政總辦に歴任して努力する所あり。千九百八年ロバート・ハート氏の病を得て英國に歸るやロバート・ブレンドン（Robert Bredon）氏其職を代理し、千九百十年ブレンドン氏の引退と共にアグレン（E. A. Aglen）氏其後を繼ぎ總稅務司署理（Officiating Inspector General）となり郵務を管理せしが、千九百十一年五月全國郵政を擧げて海關より分離し郵傳部の統轄に歸せしめたり。而して支那郵政の獨立は張之洞氏の郵政專局奏請に基くものにして、其後總理衙門を改めて外務部と成し、大清郵政を其管轄に移し、其後一時稅務處に移りしが、千九百六年中央官制の大改革に際し郵傳部成立し、郵政司を設けて全國の郵政を掌管すると共に、海關より郵政事務を回收せんと準備する所あり、千九百十一年郵傳部尙書盛宣懷氏の主唱により遂に海關より分離し、現實

に郵傳部の管轄となり、更に民國成立後郵傳部を改めて交通部と爲すや其直轄に歸せり。然れども郵政事務の實際は今尙ほ外人總辦の管理に屬し郵政分離の當時郵傳部侍郎李經方氏局長（Director General）となりしも固より實權なく、佛人ピリー氏總辦（Postmaster General）（Associate Director General）となり職員の監督及管て總稅務司に依り執られたる郵務行政を遂行することゝなれり。而して佛國人を以て支那郵政總辦となすは千八百九十八年佛支兩國の取極に據るものにして、同年四月駐支佛國公使ジュバイル氏はハントー（Hanotaux）氏の訓令に基き總理衙門に要求する所あり、遂に今後支那政府が確實なる郵便制度を組織し、高級吏員を以て其長官と爲す場合には各外國吏員中より選任し特に佛國政府の推薦せる者を顧慮すべしとの承認を得、千九百二年更に覺書を交換せり。蓋しアールスト氏及ピリー氏の支那郵政を總管せしは前記千八百九十八年の交渉に基くものとす。千九百十五年五月ピリー氏本國に歸り千九百十七年四月總辦の職を辭するや、特に郵政顧問（Honorary Adviser to the China Postal Administration）に任せられしが、千九百十八年病歿せり。千九百十五年ピリー氏の歸國と共にピカード・デステラン氏（H. Picard Destelan）其後を繼ぎ、千九百十七年總辦（Co-Director General）となりて今日に至れり。

郵政制度の概要

行政組織 千九百十一年支那郵政の海關より分離するや、當時郵界は北部十七界（北京、天津、太原、開封、西安、蘭州、地化、奉天、牛）中部九界（成都、重慶、萬縣、漢口、宜昌、東部九界（南昌、南京、安慶、鎮江、蘇州、沙市、長沙、常德、西藏郵界）南部十四界（福州、三都澳、廈門、梧州、北海、汕頭、計四十九郵界に分ち民國元年之れを踏襲せしが、翌年吉林郵界を長春に、錦州郵界を奉天に、常德郵界を長沙に併合し且つ西藏郵界を撤廢せしを以て全國四十五郵界に減じ、更に千九百十四年（民國三年）一月より郵界を改革し省界と

一致せしめたり。蓋し支那の郵政は其初め各地通商口岸を中心とし郵路を漸次内地に擴張せし關係上、郵界も亦開港地本位を以て區劃せり。然れども郵局の全國に遍設せらるゝや、之れが管理上行政區域と一致するを便宜なりとし、省本位制を施行するに至りしものにして、一省を一郵界とし省域に郵務管理局（District Head Office）を置き、省内の郵務を總攬せしめんとせり。但し全國二十二行省中東三省は之れを一郵界とし、別に上海に一郵界を設け都合一十一郵界となれり。但し革命後一時撤廢されし儘今に至れる西藏郵界を合せば二十二郵界となりしが、現時更に北京郵務管理局を新設し、東三省を北滿、南滿二管理局に分割せしを以て二十四郵界となる。

郵界郵務管理局及一等郵局所在地

省名	郵務管理局所在地	一等郵局所在地
北京	北京	庫倫、張家口
天津	天津	保定府
直隸	太原府	歸化城
山西	太原府	
河南	開封	
陝西	西安府	
甘肅	蘭州府	
新疆	迪化府	疏附 Shufu（喀什噶爾）
南滿洲（奉天省）	奉天	牛莊、安東
北滿洲（吉林、黑龍江省）	哈爾濱	寬城子（長春）、吉林、齊齊哈爾
山東	濟南	芝罘、青島
四川	成都	重慶、萬縣
湖北	漢口	宜昌、沙市、武昌
湖南	長沙	岳州、常德
江西	南昌	九江
江蘇	南京	鎮江、蘇州、徐州、無錫
上海	上海	

郵便電信

安徽	杭州	蕪湖
浙江	福州	温州 寧波 紹興
福建	廣州	汕頭 瓊州 (Kingchow) 佛山
廣東	雲南	桂林 梧州
廣西	貴州	蒙自 思茅 騰越 河口
貴州	薩陽	
西藏	薩陽	(革命以來未だ開設せず)

而して各省郵務管理局には郵務長 (Postal Commissioner) ありて各其郵界を管理し多く外人を以て之れに任じ (現時貴州及甘肅管理局の) 其下に一、二、三等郵局、郵務支局、郵寄代辦所、信櫃等を設く。管理局は即ち従来の總局にして一等郵局は副總局に該當す、又郵務支局は土地の情況に照して開設し、郵寄代辦所及信櫃は商人の兼業にして従前とも異ならず、單に郵票を發賣し投函されたる書信は郵便脚夫 (Passing Courier) により取集めらる。此他必要に應じ市中の要處に信箱 (Street Letter-Boxes) 信筒 (Pillar-Boxes) を設け、村落には郷間信櫃 (Rural Box Office) 其他の集配機關 (Delivery and Collection Services) を置くもの多し。

各級郵便局數

管理局	一九二二年
一等郵局	二二 (西藏を除く)
二等郵局	三九
三等郵局	一、三二七
郵務支局	六四一
郵務代辦所	二八五
計	八、四九八
	一〇、八一三

而して全國各郵界管理局は北京交通部内郵政總局 (Directorate General of Posts) の統轄するにして交通部次長之れが局長 (Director General)

11104

を兼任し、其下に總辦 (Co-Director, General or Associate Director General) 及會辦あり。即ち郵政總局は形式上局長及總辦の二行政部 (The Office of the Directorate General and The Office of the Postmaster General) に分れ、局長は交通部次長之れを兼任すること前述の如くにして、一般郵務の監督及總辦行政部と交通部總長との間に於ける仲介機關となり、總辦は佛人ビカード・デステラン氏之れに任じ、其下に次の八股を置き關係職員の統率及實際郵務行政の全責任を有す。

- 一、總務股 (General Correspondence Department) or (Chief Secretary's Department)
- 二、營業股 (Domestic Development Department)
- 三、稽核股 (Audit Department)
- 四、文牘股 (Chinese Department)
- 五、聯郵股 (Union Department)
- 六、駐港供應股 (Postal Supply Department)
- 七、儲金股 (Savings Bank Department)
- 八、總辦秘書股 (Private Secretary's Department)

以上各股には股長あり、郵務長 (Postal Commissioners) 其他の高級職員を以て之れに任じ、悉く外國人にして總辦之れが任命権を有す。

又郵務職員の階級は郵政に關する一般組織と共に海關制度に倣ひ郵務長 (Commissioners) 副郵務長 (Deputy Commissioners) 郵務官 (Assistants) 郵務佐 (Postal Officers) 郵務員 (Clerks) 郵務生 (Sorters Linguist) 揀生員 (Non-Linguist) 等に分ち其他更に代辦人 (Agents) 信差 (Postman) 郵差 (Couriers) 郷間信差 (Rural Postmen) 雜職 (Miscellaneous Staff) 等あり。而して揀生員以上の支那人職員は試験の上之れを選任し、郵務員以上の職員は全國郵政局に轉勤し得るも、郵務生以下の小職員は一管理局内に限らる。全國郵務職員員其他關係者數及外人職員國籍別次の如し。

郵務職員數

職員	一九〇八年	一九一六年	一九二〇年	一九二四年
外人職員	九七人	一一二人	一一五人	一一九人
郵務官員	一、三一五	四、七一四	一、二三五	一、三五六
揀生員	二八九	七、一八五	二、六〇四	三、七二六
信差	一、八三六	五、〇七五	二、五三六	二、七四〇
代辦人	二、四九六	八、二五五	六、〇四一	九、三〇一
郵務生	二、三三七	六、八〇七	七、二二二	七、七〇七
其他	四四三	一、〇九七	二、五三二	三、五〇九
計	八、八六三	二四、八七八	三〇、五四〇	三五、四八七

外人職員國籍別

英國	一九二〇年	一九二四年
伊太利	五三人	四七人
露國	七五	七
白耳義	四	五
日	三	四
チエックスロヴァク	二	二
西班牙	一	一
佛	一九二〇年	一九二四年
米	二二人	二四人
葡國	五	五
丁	三	三
瑞典	三	三
ユゴスラヴ	一	一
瑞	一	一

即ち支那郵政局に於ける外人職員は英國人最も多くして其全數の半を占め、佛國人之れに亞ぐも、邦人職員は十二名にして、將來更に郵務長、副郵務長、幫辦 (郵務官) 等邦人高級職員の大増加を見る筈なり。

郵便規定 支那の現行郵便規則は民國六年四月一日修正せる郵政章程を基礎として實施せられしが、民國十一年夏郵便料金を改正し同年十一月一日より改正料金を施行すること、決したるも、各省の反對に遭ひ實施する能はず一時其實施を延期し、更に民國十四年十一月一日改定料金を實施することとなり。郵便諸規定の概要並に郵便料金を示せば左

郵便電報

の如し。

小包郵便規則

- 一、金銀珠寶等の貴重品を小包郵便に託す場合には必ず保險を附すべし。但し保險額は遠隔地間 (日本を含む) に於ては一千弗近接地間にては五百弗を越ゆるを得ず、右の五百弗を限度とする地方と一千弗を限度とする地方は各郵便局に承合すべし、此種の小包郵便物にして保險を附せざる者は之を扱はず。
- 二、小包郵便は一定の郵便局に於て保險に附すべし、保險料は遠近に拘らず一弗又は其端數につき五厘とす、但し一便の保險料五仙を下るを許さず。
- 三、代金引換委託郵便物は限られたる郵便局にあらざれば之を取扱ふ能はず、其取立金送達料は該郵便物價格の百分の二を納むべし、若し銀相場が發着兩地に於て相異なる時は差出人に由り其差額を納むべきものとす。
- 四、各小包郵便物は均しく受取人より該郵便物受取證書を取るべし其受取料として國內は五分、外國は一仙を納むべし。
- 五、小包郵便物にして英國に郵送するか或は英京より他處に轉送する者は保險を附するに非ざれば該郵便物の受取證書を受取ること能はず。

小包郵便物差出規則

小包郵便物其大小を論ぜず必ず局内出張海關員の検査を経るべし、但し差出人は該郵便物の外装を堅固に爲し途中損傷なき様注意すべし、小包郵便物を差出す時は先づ海關員の検査を経て後該郵便物を固く封すべし。若し遠方に送達する物は更に布或は厚紙を以て堅く數層に包装すべし、又流動性に係る物は特に木箱を用ひ漏洩ならしむべし、貴重品は必ず保險を附し且封臘を以て封印を行ひ途中開封の恐れなき様注意すべし。

至急信書規則

至急を要する書信は快信と名け僅に書狀及び端書に限るものにして毎重量三十グラム (庫平八錢〇四厘) を超ゆるを得ず。別に郵便切手貼用を要せず。

書留郵便物規則

- 一、凡て書留郵便物は差出人の姓名住所を明記すべし、受取人の領收書を得んと欲する者は雙書留となすべし。
- 二、海關員の認めて有税品と爲す時は之を書留郵便物と取扱はず必ず納税の上小包郵便物に改装せらるべし。
- 三、凡て受取人は書留郵便物を受取る際配達人の持参する領收書に署名調印し且つ受取月日を明記すべし、若し印章を持参せざる者は最寄商家の店印を借用するも可なり。
- 四、書留郵便物配達の際受取人不在なれば該領收書を留め置き之を着信局所に持参して自ら受取るべし或は局所より再配達することあるべし。
- 五、差出人に於て後日該領收書を要求する時は受取人に於て前領收書の番號が果して相符合するや否を認明し且つ再び署名調印を爲すべし。

保險郵便物規則

- 北京、奉天、牛莊、天津、漢口、長春、張家口、上海、鎮江、南京、蕪湖、安慶、九江、漢口、沙市、長沙、岳州、宜昌、貴陽、萬縣、重慶、寧波、福州、廈門、汕頭、廣州、芝罘、蘇州、杭州、温州、太原、開封、青島、濟南、雲南、蒙自、佛山等の局所は保險郵便を取扱ふ。
- 一、保險郵便は必ず郵便局内の保險郵便取扱係に差出すべし保險郵便は領收書を以て證書と爲す、保險郵便物は必ず局所特備の封筒内に装入すべし、此封筒は各郵便局に於て販賣し大小四種あり。其價目左の如し。(英尺に據る)
 - 第一種、長さ一尺、幅六寸、價三分。第二種、長さ八寸、幅五寸、價二分。
 - 第三種、長さ九寸、幅四寸、價二分。第四種、長さ五寸半、幅三寸半、價一分。
- 二、此保險料は普通郵便料及び書留料を含まず、書留料は必ず別に納付すべし、若し受取人にして郵便物領收書を要求せんと欲する時は別に銀五分を納付すべし。
- 三、保險郵便物は一千元の價額を越ゆるを得ず、差出人にして該價額を捏報する時は郵便物紛失せると雖も賠償を要求する権なきのみならず法律に照して懲罰に付せらるべし。

- 四、封筒の裏面には上等封臘を付し差出人自用の印章を以て兩個の封印を押すべし、其兩封臘の色彩は必ず同一なるを用ひ且つ印文は明瞭なるを要す、凡て直横書及び圓圈十字或は銀銅貨の背面を以て封印と爲すことを得ず、封面に認むる字跡には別に一畫を加ふるを得ず、郵便切手は固く貼付し且つ封面外に貼出すべからず、此保險郵便物の表面には別種の紙片を貼付すべからず。
- 五、保險價額の數目は大字にして明記し摩擦塗改するを得ず。
- 六、保險郵便物の未だ送達せざる前に差出人が返還又は改送を請求する時は差出人より別に其料金を徴收すべし。
- 七、保險郵便物の改送は必ず保險取扱局所なるを要す而して別に料金を追求めず、若し着信局所が保險郵便物を取扱はざる場合は其旨を發信局に通知し該保險料及び郵便物は差出人に還付す。
- 八、封面の文字が減筆され或は鉛筆にて認めらる時は郵便局所に於て一切之を取扱はず。
- 九、保險郵便物の遺失毀損或は内容抽出せる時は不可抗力即ち水火兵燹颶風沈没等の事故に依りしもの、外は差出人或は受取人より其旨を聲明するに依て之を賠償すべし、但し其賠償額は總て原郵便物の價額を越ゆることを得ず。
- 十、賠償金還附の時該金受取人は例令保險料還附を請求し能はざるも郵便料還附の請求は爲し得べし。
- 十一、賠償金の請求は必ず郵便物差出後六箇月以内なるを要す、此期を経過せるものは無効とす。
- 十二、保險郵便物には左の物件を封裝することを許さず。
 - 一、現銀或は銀銅貨
 - 二、有税品
 - 三、金銀製器物及び珠寶類或は貴金品
- 十三、保險郵便物到着の時着信局所より受取人に保險郵便物到着通知書を發給し書留郵便の例に照らして受取人より領收書の呈付を受くべし。
- 十四、保險郵便物は直接受取人の居所に配達せず受取人本人或は委任所持の代理人が郵便局所に至り受取るべし。
- 委任代理人は郵便局備付の領收書に向ひ受取人本人及び局所認識の證人一同署名調印すべし、郵便局は其受取人或は代理人の詐りなきを認めたる上始めて前發給の該郵便物到着通知書と引換に該郵便物を交付するものとす尙ほ郵便差出を許さず。
- 二、有税品及び金銀珠寶等の物件は書狀に封入して差出すを得ず、但し小包郵便規則に照らし取扱ふべし。

郵政儲金條例

- 一、郵政儲金は交通部に直轄し郵政總局より之を經理す。
- 二、郵政儲金の總額は每人二千圓を限りとし、每次預入一圓以上とす、但し學校其他公益團體の儲金總額は三千圓に達する迄増加するを得。
- 儲金總額にして前項規定額以上に達する時は其超過額に對しては利息を付せず。儲金者は隨時各種の郵票を貼付し一圓以上に滿つる時は郵局より銷印の上數に按じて儲入部に記入す。
- 三、儲金引出額二百圓以上の時は一日前、五百圓以上の時は二日前に郵局に通告すべし。郵政儲金の利息は預入の日より起り按年計算す、其利率は郵政總局より擬定し交通總長の核准を請ひて公告す、利率變更の時亦同じ。
- 四、郵政儲金簿は毎半年一次郵局より檢閲し利息總額を計算し儲金に撥入す、前項利息は毎年六月及十二月に結算す。
- 五、郵政儲金は儲金監理會を設け儲金運用生息一切の事宜を決定す。前項の儲金監理會は審計院々長、財政總長、交通總長、郵政總局々長、總辦、交通部郵政司々長、及國務院特派員を以て之れを組織す。

郵便物に就ての注意事項

- 一、郵便物は必ず郵便規則に照して納付すべし。
- 二、書留郵便に非ざるも其郵便料の不足に就き最寄の局所に聴くべし、若し不足の儘差出したる時は受取人より一定の郵便料に倍加したる料金を徴收す。
- 三、郵便切手貼用の定めなき物と雖宜しく貼用するを可とす然る時は送達に便なり。
- 四、重量は二千グラムを限りとし、長さ六十センチメートルを超ゆるを得ず、幅厚は三十センチメートルを超ゆるを得ず。
- 五、長さ幅は各四十五センチメートルを超ゆるを得ず、若し捲包みに係るものは

禁制品規則

- 一、鴉片、嗎啡、コカイン、食鹽、銅貨、銀貨及び他物件を汚損し易き物或は爆發性、發火性を有する物、且つ武器等の如き禁制品は概ね郵便局に於て其

便局に於て疑ひありと認むる場合は別に商舖二家の保證を付せしむることあり。

- 十五、保險郵便物受取の時其受取人或は代理人は局員の眼前に於て該郵便物封面の封印の安否及び破損の有無を査すべし、若し疑ふべき點ある時は直ちに局員に報告すべし、若し不安の點なき時は直に局所備付の「領收書」に平穩收到の四字を明記すべし、既に領收書呈出後は賠償を請求するも郵便局は一切之を受理せず。

- 十六、郵便局は保險郵便物を受取人に交付し受取人は領收書を收めるに依て局所の責任は完了せるものとす。
- 十七、郵便局の保險郵便物交付は均しく受取人本人が合法の手續に據り請求したる場合に限り、若し受取人の不注意より豫想し難き事故に接し誤交せる事を發見するも郵便局は其責に任ぜず。
- 他人の詐偽に對しては受取人自ら之を處理すべし郵便局は唯其探査に援助を與ふることあるべし。

(注意)契約書及び紙幣等の物件も均しく保險郵便と爲すを得べし。保險數目は毎封一千弗を限とし一弗に付き保險料一分を收納す但し十弗以内は一角に計算す、郵便料は書留郵便物規定に照らして別に納收するものとす。

廣告郵便規則

- 一、廣告郵便は印刷物に限り且つ一枚毎に封筒を用ゆるを得ず。
- 二、各内地に分送を依頼する者は一包に作り必ず包の一端を開口し置きて郵便物の檢閲に便すべし。
- 三、支那紙製の目錄表にして每表重量三十グラム以上を超過せざる物も亦以上の各則に照らして取扱ふべし。

(注意)前清發行の各郵便切手及び宣統元年の記念切手は民國三年四月一日より凡て郵便物に貼用しある物は一概無効とす。

郵便電價

直徑十センチメートルを限り其長さ七十五センチメートルに至るべし。
 六、長さ三十センチメートルを超ゆるを得ず、幅二十センチメートルを超ゆるを得ず、厚さ十センチメートルを超ゆるを得ず、若し捲包みに係るものは其徑十五センチメートルを超ゆるを得ず、其長さ三十センチメートルに至るべし。
 七、封裝嚴密にして檢閲に易からざる物は書狀類に照して郵便料を納付すべし。
 八、長、幅、厚は各一百センチメートルを超ゆるを得ず、若し捲包みに係るものは長徑相加ふるも一百八十センチメートルを超ゆるを得ず、重量は一萬グラムを限りとする。

現行支那郵便小包料金表

種目	重量の單位	蒙古及新疆以外の地方			蒙古及び新疆			萬國郵便		
		仙一	仙二	仙三	仙四	仙五	仙六	仙七	仙八	仙九
書狀	最初の二十五又は二十五に満たざる端數	—	—	—	—	—	—	—	—	—
葉書	往復	—	—	—	—	—	—	—	—	—
新聞	一枚又は數枚一束	—	—	—	—	—	—	—	—	—
書籍印刷物及び商業用書類	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
盲人用點字を以て印刷されたるもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

汽船汽車未通の地方に差出す小包郵便は長幅厚各三十センチメートルを超ゆるを得ず、重量は三キログラムを限りとする。
 九、長さ三十九センチメートル、幅二十六センチメートル、厚十五センチメートルを超ゆるを得ず。
 (備考) 以上の寸尺重量は萬國郵便條例に基き計算するものにして毎三十センチメートルは英の一呎毎五百グラムは英の約一磅、重量の一グラムに達せざる端數は又額定の數に照らして計算す。

種目	重量の單位	普通料金に十仙追加	印刷物に對する率五	印刷物に對する率五	印刷物に對する率五
商業用廣告	自五〇〇瓦至七五〇瓦	—	—	—	—
商業用見本	自一〇〇瓦迄	—	—	—	—
書留料	復	—	—	—	—
速達料	一通に付	—	—	—	—
保險書信	—	—	—	—	—

小包	重量の單位	普通料金に十仙追加	印刷物に對する率五	印刷物に對する率五	印刷物に對する率五
五キロ迄	—	—	—	—	—
自五キロ瓦 至十キロ瓦	—	—	—	—	—
一キロ瓦迄(S.B.)	—	—	—	—	—
一キロ瓦又は其端數より十キロ瓦迄	—	—	—	—	—
各キロ毎に(S.B.)	—	—	—	—	—

郵便財政並に營業狀態

一八六一年海關郵政局の開設以來、支那郵便事業は何等政府の援助を得ることなく辛苦經營三十餘年に及び、一八九六年大清郵政局創立後と

雖も尙特別の財政的援助あるを見ざりき。蓋し支那政府に於いて國家郵政の基礎を強固にせんが爲め、總稅務司に對し郵政補助金を許可せるは漸く一九〇四年以來のことにして、同年の補助金七拾萬海關兩を計上せるも實際支出せる補助金は僅に三十三萬兩に過ぎずして、郵政局の

海關より分離獨立に際し海關に對する郵政局負債現銀支拂のみにて約三百萬元に達せしが、爾來數年間郵政局の財政は年々非常の窮乏を續けしも千九百十五年以來漸次順調の發達を遂げ同年度に於て初めて剩餘金約

最近數年間郵便財政狀態

Table showing postal financial status from 1914 to 1923. Columns include year, revenue (收入), expenses (營業費), surplus (剩餘), and capital expenditure (資本支出). Values are in Yuan.

各國郵便との比較

Table comparing postal services across various countries including Japan, India, and others. Columns include country name (國名), population (人口), and various postal metrics like newsprint and free mail.

郵便事務の概況

支那政府は光緒四年、北京、天津、芝罘、牛莊、上海等の郵便事務を

試辦し、同二十二年郵政專局を設立し、同二十五年北京に郵便總局を設け從來支那各地に郵政局を置き、舊制の郵便事務を裁撤しつゝありしが民國初年漸く其統一を見たるを以て、民國三年萬國郵便聯盟に加入し、

同九年支那政府はマドリッドに代表を派遣し、翌年十月在支露國郵便局を撤去し更に華府會議後在支諸外國の郵政局は盡く撤去せられ、茲に支那の郵政は愈獨立するに至れり。今光緒三十一年以降民國十一年に至る郵政局の營業狀態を示せば左の如し。

Table showing postal business status from 1904 to 1923. Columns include year (年次), revenue (收入), expenses (支出), and surplus (剩餘). Values are in Yuan.

右の如く其の收支總額は逐年増加し、民國四年の收入僅に六百七十餘萬元なりしもの、十三年には二千三百二十餘萬元に増加し、約三倍に上れる盛況を示し、又支出は民國四年六百五十餘萬元なりしものが、十三年には一千萬元に達し之亦三倍に上るに至れるが、左に現今郵便事務の概要を示せば左の如し。

第一 郵票 (Postage Stamp)

- List of postage stamp types and their denominations: 一、普通郵票 (Ordinary Postage Stamps) with values from 0.5 cents to 8 cents; 二、郵票帖 (Stamp Booklets) with values from 1 cent to 20 cents; 三、不足郵稅票 (Postage-due Stamps) with values from 1/2 cent to 3 cents; 四、印花稅票 (Revenue Stamps) with values from 1 cent to 10 cents.

郵便電信

第二 郵便葉書(明信片)

- 一、普通郵便葉書(Post Cards)
 - 市内 Local Post cards { 單信片(Single Post Cards)一分
雙信片(Double Post Cards)二分
 - 國內 Domestic Postcards { 單信片二分
雙信片四分
 - 國外 International Post Cards { 單信片四分
雙信片八分

新疆省發賣の信片は郵票と同じく省内限通用とし「限新省發寄」と印刷し、蒙古及新疆省内各地間に使用する信片は國內信片の倍額とす、又張家口經由蒙古來往の信片及甘肅經由新疆省往來の信片は別に規定す。

二、書信郵便葉書(包封信片)(Letter Cards) 郵政管理局及一等郵局にて發賣し、一通四分とす。猶ほ郵便葉書は其區別を明かにせんが爲め國內使用のもの、青、市内は綠、國外は赤にて印刷す。

三、回信郵便券(Reply-Coupons) 郵寄代辦所を除く各郵局に於て國際回信郵便券(International Reply-Coupons)を發賣し、一通一角二分とす。郵便葉書は私人之れを作製し郵便貼付の上投函するを得るも、其寸方は長さ五吋半、幅三吋半を超ゆるを得ず、又長さ四吋、四分の三以下なるを得ず。又國內使用の葉書は相當郵便貼付の上國外の使用を妨げず。

第三 禁寄之物(Ummulable Articles)

- 書信及小包禁制品次の如し
 - 一、郵件を汚濁又は損壞し或は郵政人員を傷害し易き物。
 - 二、爆裂引火其他の危險物、及生蜜蜂を除く一切の動物昆虫(生死を分たず)。
 - 三、阿片、莫爾比涅、哥加乙涅等の稅關禁制品及其使用器具、並に食鹽、銅貨其他一切の軍需品
 - 四、政府に於て悖逆の性質を有すと指定せる出版物
 - 五、邪淫なる印刷物、圖冊、書籍等の類
 - 六、銀行鈔票(Bank Notes)、通用錢幣、金銀條塊等の類(但し價格表記は此限りにあらず)

要す。

猶ほ登記せざる外國新聞及定期刊行物其他の印刷物件(Printed Matter)は章程中に之れを列舉し又相束して發送するものは每包の重量二基(四封度)長、幅、厚各十八吋を超ゆるを得ず、捲立てたるものは徑四吋、長さ三十吋以下なるを要すること新聞紙の場合に異ならず。

第五 商用書類(貿易契類)(Commercial Papers)

半書、半印のもの或は全部書寫せる書類にして個人の私事を叙述せず、且印刷物類に列入する能はざるものを稱し、爲替手形(期票)送狀等各種取引書類(各項提單船隻給口單)の外訴訟用書類、原稿、樂譜、學生の課本等をも含む、每包の重量二基(四封度)長、幅、厚各十八吋以下、捲物徑四吋長さ三十吋以下なるを要す。

第六 各種傳單(Unaddressed Trade Circulars)

傳單即ち廣告郵便は本地遞送(本地收遞)及差出局より他局に遞送する場合(寄往他處投遞)との二あり、後者の料金は印刷物の規定を適用徵收す、而して傳單遞送の依頼は次の如く表記すべし。
寄交某々郵局查收内裝相同之傳單若干張希代分送
To the Chinese Post Office,
Contents:— Identical Unaddressed Trade Circulars for distribution
又商品價格目錄(貨色價目冊)(Catalogues)中重量三十瓦を超ざるものは傳單として取扱ふを得。

第七 商品見本類(貨樣類)(Samples and patterns)

各種商品見本の包装は章程に於て其方法を明記し、每件重量三百五十瓦、長さ十二吋、幅八吋、厚き四吋を超ゆるを得ず、又捲物は長さ十二吋、徑六吋以下なるを要す。

第八 各種書留(掛號郵件)(Registered Articles)

傳函、明信片、印刷物、商品見本、商用書類等は悉く之れを書留(掛號)と爲

郵便電信

以上禁寄の物を發見する時は沒收す。海關稅納付を要する物品、金銀、器具、珍珠、及各種寶石類は小包として寄遞するを要す。

第四 新聞紙類

一、販賣の目的を以て刊行する、新聞紙及定期出版物(按期出版物)にして毎回の間隔一箇月以下なるものは、支那文及外國文たるに論なく其地郵務管理局に登記(掛號)の上新聞紙類として郵寄するを得。

二、日本、朝鮮、關東州租界地及青島を除ける諸外國(香港澳門威海衛を含む)に郵送する時は印刷物に按じて郵稅を徵收す。

三、平常(通常)及約東郵便(立券)(Special Marks)による新聞紙は每包の重量二基瓦、四封度)長、幅、厚各十八吋を超ゆるを得ず、但し捲き物は長さ三十吋、徑四吋以下とす。

四、新聞紙を分ちて通常(Oriinary)立券(Special Marks)總包(Bulk)の三種とす。

(イ)平常新聞紙(第一類) Ordinary Newspapers (Class A) 通常新聞紙を稱す郵務管理局長に届出し、認可を受け、刊行物には中華郵政特准掛號認爲新聞紙類(Registered at the Chinese Post Office as a Newspaper)と印刷するを要す。

(ロ)立券新聞紙(第二類) (Special marks Newspapers) (Class B) 我邦の約東郵便にして、毎十日一回以上發行する定期刊行物は立券の登録を爲したる上手續を省略して迅速に遞送配達するを得、其郵便物には中華郵政特准掛號立券之報紙(Registered at the Chinese Post Office as a Newspaper for Transmission with Special Marks Privileges in China)と印刷し、毎回差出せる郵便物の封袋込重量を以て計算し、一箇月郵費合計二割を減す。

(ハ)總包新聞紙(第三類) (Bulk Newspaper) (Class C) 毎日又は隔日に出版する漢字新聞は總包新聞紙として登録し、支那國內中鐵道、汽船の通する郵政所在地新聞取扱店に發送するを得、但し此種新聞紙は已在中華郵政掛號接照總包特別優待寄送之報紙(Registered at the Chinese Post Office as a Newspaper for Transmission with Bulk Privileges in China)と印刷し五十部以上を一捆りとするを要す、又右郵費は一箇月分に對し翌月五日迄に納付するを要す。

すを得べく、之れに單掛號及雙掛號の二種あり。

單掛號(Simple Registration)は郵政局員より差出人に受領證(執據)を交付し、雙掛號(Registration With Return Receipt)は局員受領證の外更に受信人の受領證即ち配達證明(回執)を希望する場合に用ふ。

第九 價格表記(保險信函)(Insured Letter Service)

價格表記郵便物を取扱ふは左記各局間に限る。(取扱局数は年々増加す)

廈門、安慶、廣東、常州、彰德、湖州、烟台(芝罘)、鄭州、錦州、鎮江、秦皇島、駐馬店(河南省)、佛山(廣東省)、福州、漢口、漢陽、哈爾濱、河口(雲南省)、河南府、許州、宜昌、開封、張家口、嘉興、高昌廟(上海)、膠州、建昌(江西省)、吉林、九江、瓊州(海南島)、江門(廣東省)、濤羅子(奉天省)、崑山(江蘇省)、寬城子(長春)、廣水(湖北省)、蒙自、奉天、南昌、南京、牛莊(營口)、寧波、寧遠(奉天省)、北海(廣東省)、盤山(奉天省)、保定、北京、蚌埠(安徽省)、浦口(江蘇省)、三水、上海、山海關、沙市、石龍(廣東省)、石家莊(直隸省)、韶州、肇慶(廣東省)、順德、孝感(湖北省)、新民府、信陽、蘇州、徐州、綏中(奉天省)、松江、新會(廣東省)、汕頭、泰安(山東省)、太原、塘沽(直隸省)、唐山(直隸省)、丹陽(江蘇省)、大通(安徽省)、大同、天津、濟南、濰家埠(江蘇省)、蕪湖(安徽省)、蕪湖、溫州、吳淞、武昌、梧州、蕪湖、無錫、鄭州、雲南、榆次(山西省)

保險信函は必らず各郵局にて發賣する特別封套に封入するを要す。表記價格は千圓を限度とし、價格を詐稱する者は賠償を受くるの權利を喪失し、且法律に照して處分せらる。價格表記賠償の請求は寄託後六箇月以内に限りとし、硬貨、海關稅を課すべき物品、金、銀、寶石、珍珠、其他の貴重品及章程第十七條(禁寄)所載中銀行鈔票を除く外凡ての物品は之れを價格表記郵件中に封入するを得ず。

受信人なく又受信人が受領を拒絶せる小包は郵政局より差出人に宛て其處分を照會したる後國內小包は三箇月、國外小包は六箇月を経過するも確答なき時は不能配達小包(無人領收或收包人不可之包裹)(Undelivered Parcels)として引受局に還送し、差出人取戻を希望せざる時は郵政局にて競賣に附し賣上代金は官の收入とす。猶ほ從來小包郵便は受取人無きもの少なからざるが故に最近郵

郵便電信

務總局は新規定を設け、發信局の外國たる支那内地局たるに論なく、十日を超過するも尙ほ受取らざるものに對しては、每件一日五分の留置料を徴収することゝ爲せり。

第十 小包郵便 (包裹類 Parcel Post)

國內包裹(普通小包)(Domestic Parcel)は凡ての支那郵務局所に於て取扱ひ、國外小包(International Parcel)は郵會加入國向に限り取扱ふ、但し支那より直接米國及比律賓に發送する小包は價格表記を附せず。又香港東京經由、雲南宛國內小包は納稅明細書(報稅清單)(Outwards Declaration)二葉、其他は一葉を貼付し、外國宛小包は當該國の規定に依り添付すべし、而して明細書に虚偽ある時は海關に於て之れを沒收し差出人は處罰せらるべし。

外國行小包に對する關稅は郵便局に於て海關と特別辦法を訂結するが故に郵便局は差出人に代りて納稅の依頼に應ずべく、此場合手数料一角を徴収す。國內及外國宛小包にして各種金銀器、珠寶及玉器等を封入するものは價格五百圓を限度とし價格表記を附するを要す(但し外國宛小包は價格表記を取扱ふ國に發送する場合に限る)。

國內小包の容積は汽車汽船の便ある地方は長、幅、厚各一米突(三呎半)又は周圍一米突八十センチ(六呎)を限りとし、郵差に依る地方は長、幅、厚各一米を限りとし、又小包の容積は長三吋幅厚各二吋以下なるを得ず。國內小包の長、幅又は厚さの一面が一米突を越ゆるものは郵政局に於て斟酌受理し策大包裹(Chubb's Parcel)(大容積小包)として郵稅の五割を増徴し、長さ一米突、幅、厚各八吋を越ゆるものは普通小包料金を以て郵送す、但し傘、杖、地圖其他類似のものは此の限りにあらず。國內小包の差出人が該小包を受信人の住所に配達せんと欲する時は毎包費加(Delivery fee)を増徴す。差出人にして受信人又は到着局の回執(A.R.)を要する時は回報費を徴収す、但し英國經由の場合回執を請求し得るは書留小包の時に限る。

第十一 書留小包 (包裹保險 Parcel Insurance)

國內小包中各種の金銀器具、珠寶、玉器等を封入するものは價格表記を附するを要すること前述の如く、此他更に封入價格三十圓以上のも亦必ず價

(甲種滙兌局間六百圓乙種局及甲乙種間三百圓)を限りとし、而して丙種滙兌局(甲種間及甲丙或は乙種滙兌局間の爲替金額は各一枚五十圓以下とし一人一日二枚を限りとし。

(備考)

Money Order Issuing Office Aa \$600.00 Money Order Cashing Office Aa \$600.00 " " " A " 300.00 " " " " " A " 300.00 " " " " " B " 100.00 " " " " " B " 100.00

爲替振出人(滙款人 Remitter)に於て拂渡證明(發銀回帖 Acknowledgement of Payment)を欲する時は滙票一枚に付き五分を徴収す。爲替受取期限は振出(發出)後六箇月を限りとし、該期限經過後は振出人に於て次の六箇月以内に振出局より證書金額及料金半額の拂戻を受くるを得べく、更に本期間經過後は無効とす。

第十四 速達郵便 (快速郵件 Express Delivery Service)

一、國內速達 (Domestic Service) 保險信函、包裹、及民局信封 (Clubbed Packages) (民局より封封して郵)を除く其他一切の郵便物に對しては速達取扱を爲す。速達郵便は差出人に於て快遞 (Express) と明記し普通郵便の外速達料(快速費) (Express Delivery fee) 一角を徴す。速達郵便は差出人の希望により受信人の回執 (A.R.) を受くるを得、此場合料金五分を要す。

速達郵便にして遺失又は遅延の事故ありたる時は差出人は發送後六箇月以内に郵局の受領證を提示し取調を請求するを得。二、國外速達 (International Express Service) 國外速達郵便の料金は普通郵便の外一角二分を徴し、配達證明を要する時は更に一角を要す。

第十五 郵政の責任及賠償 (責成暨賠償 Responsibility and Liability)

郵局の受理せる各種信件を遺失し又は誤配 (Mis-Delivery) 配達不能 (Non-Delivery) 等の爲め損失不便を蒙らしめたる場合及書留郵便にして損害を受くるも信封の存する場合には、郵局は金銭上の責任を負はざるも力めて捜査を爲すべく、保險信件に關しては其規定に據りて責任、賠償を明かにす。書留郵便(掛號郵件)を遺失せる時は國內郵件は一件十圓以下、國外郵件は五

郵便電信

格表記たらざるべからず、但し價格五百圓を越ゆるを得ざるものにて強制價格表記 (Compulsory domestic Insurance) と稱するもの之なりとし、保險費は小包の内容、距離の遠近を問はず、一圓及其端數毎に付き五厘を徴し最低料金を五分とす、但し四川省各局に往來するものは一圓及其端數毎に二分、最低料金一角を徴し、保險金額は重慶或は萬縣より下流に發送するものは五百圓其他は五十圓を限度とす。

小包遺失損壞の爲め保險金額の賠償を爲す時は郵稅をも併せて差出人に返還するも、關稅釐金其他の料金は之れを返還せず。又書留小包は之れを受信人住所に配達せざるものとす。

國外書留小包 (Outward International Parcels) は米國及比律賓に至るものは之を取扱はざるも其他は聯盟郵便の規定に基き聯郵包裹收寄局 (Office Accepting Parcels Under Union Regulations) に於て之れが取扱ひを爲すべし、但し價格五百圓を越ゆるを得ず、且つ支那郵政局の責任は其國境を離るるを以て限りとし。

第十二 代金引換小包 (代物主收價) Trade Charges (Cash On Delivery Parcel)

代金引換小包は一件五百圓を越ゆるを得ず、且封入物品にして保險を要するもの(第十節及第十一節参照)は必ず保險を附するを要す。代金引換小包料金 (The fee for Collecting Trade Charges) は一圓及其端數毎に二分とし、該小包を交付する能はざる時は料金の半額を返還す。代金引換小包は之れを受信人住所に配達せず、到着通知書(領包招帖)を發するものにして右通知書發送後三十日を越ゆるも受取人引取らざる時は不能配達小包として取扱ふ(第十節参照)。

第十三 郵便爲替 (滙票 Money Orders)

郵便爲替は各郵務管理局、一等郵局及多數の二等局に於て之れを取扱ひ、郵便爲替取扱局(滙兌局 Money Order Office)は之れを甲丙三種(Aa, A, B)に分つ、甲種滙兌局(Aa)は多く汽船、汽車の通する處にありて其相互間を受拂する爲替證書(滙票)は一枚二百圓を越ゆるを得ず、又乙種滙兌局(B)間及甲種乙種兩滙兌局間は一枚百圓以下とし、上記何れの場合に於ても一人一日三枚

十法以下を賠償す、但し不可抗力又は差出人の過失違法に因るものは此限にあらず、書留にあらざる小包を郵局が遺失、汚損したる時は其實際程度に應じて賠償するも國外郵件は二十五法、國內郵件は五圓を越ゆるを得ず、但し不可抗力其他差出人の過失、違法及物品の性質に因るものは此限りにあらず(蒙古及新疆發着の小包は其遺失、損害に對し郵局其責に任せず)。

價格表記小包の過失、損害に對しては其規定に據る、郵件及小包の取調請求は國內發着のものは差出後六箇月以内、國外發着のものは十二箇月以内に郵局に申出すべく、普通郵便、掛號郵件又は小包にして差出の際配達證明の手續を爲さざるものは取調手数料(查詢費) (Inquiries fee)として國內五分、國外及蒙古新疆は一角を徴収す、又賠償事件は郵政總局總辦の裁斷を以て最後とす。

第十六 郵便物配達 (投遞郵件) Delivery of Mail Matter)

郵局配達夫 (Postmen) は直接又は間接に酒食禮物等を索取し又は婚喪、壽慶等の招待狀を配達して委託者より金品を受くるを許さず。郵便物誤配の爲め他人宛信書を開封したる時は、郵局長は之れを開封者の面前に於て再封したる上開封者をして署名の上誤開の旨 ("Opened by me in Error") を記載せしむ。小包の外、重大なる物、保險を附せるもの、又は代金引換小包は凡て配達を行はず、受信人は通知に應じ出頭受領すべし。

第十七 留置郵便 (存局候領 Poste Restante)

本制度は特に旅客の便宜の爲め設けしものなるが故に市内に一定の住所を有する者は該規定を利用し得ず。留置期間は國外來信は二箇月、國內は一箇月、沿岸各局に於て入港船舶の搭乗者に宛てたるものは三箇月限りとし、期間過ぐるも受取人なき時は原局 (Dead Letter Office) に送還す。

第十八 配達不能郵便 (無法投遞郵件 Undelivered Mail Matter)

配達不能の各種郵便物は左の方法に依り處分す。一、封面に差出人の姓名、住所を明記せるものは國內に在りては直ちに差出人に、國外來信は發送局に返還す。二、封面に差出人の姓名住所を明記せざるものは郵政局より、天津、上海、或

は廣東何れかの最寄り不明郵便取扱局 (Postal Letter Office 無著郵便公署) に送付し、開封の上差出人の姓名、住所を查出せる時は返還す。
三、不能配達の小包は小包規定適用(第十節参照)

第十九 轉送 (改寄他處之郵件 Redirection of Mail Matter)

郵税を完納せる郵便を截留改寄 (一定期間内局留置後宛先の決定するを待ちて轉送の手續を爲すを截留と云ふ) するには別に料金を要せざるも、郵税を異にする地方に轉送する時 (市内配達を他地方に或は外國に轉送する時、及小包を遠距離に轉送する等の場合) は郵税を増徴す又郵便の截留は三箇月を逾ゆるを得ず。

第二十 取戻請求 (撤回郵件 Withdrawal of Mail Matter)

取戻を請求せる郵便が差立(發寄)前なる時は料金を徴せざるも、差立後のものは二角、若し電報に依るものは更に電報料を徴收し、小包なる時は取戻料金の外小包料金を要す。

第二十一 料金未納及不足郵便 (缺資郵件 Taxed Mail Matter)

該郵便物に對しては配達の際受取人より未納又は不足額の倍額を徴收す。

第二十二 其他注意事項 (各項指識 Miscellaneous)

發信人の注意すべき事項中重要なるは漢歐合璧の郵便局名簿 (List of Post Office) なりとす、此は郵政局に於て支那地名の羅馬綴を統一せんが爲めに作成し、郵便、電信は勿論各鐵道の公用する所なり、而して該名簿は毎年郵政章程 (Postal Guide) と合綴して出版し年々補足しつゝあるものにして歐漢兩綴を對照するに便なるのみならず、更に郵政局の階級、電報取扱局、夏季郵便局、價格表記、小包、郵便爲替、郵便儲金等其取扱局を指示す。

第二十三 探詢呈訴 (Complaints)

郵政局に疎忽過誤あり又は郵政に關し積極的に建議せんと欲する時は、夫々當局に探詢呈訴又は建議し得ることを規定し、重要事項は之れを郵政總局總辦

に呈出し、郵政事務 ("On Postal Business") と表記せば無料にて北京に運送せらるものとす。

第二十四 郵政儲金 (Post Office Savings Bank)

支那に於ける郵便儲金は清末既に其必要を認め當時郵傳部尙書徐世昌氏は外國留學生中より選任して其調査研究を命じ我邦へは權量、陸夢熊二氏渡來し貯金事務を研究復命せり、然るに其後革命の爲め國內平定せず在再數年を経過せしが、千九百十六年十二月交通會議の結果暫行章程を編成し翌年交通部員姚國楨氏の我邦に來りて儲金に關する一切の書式を蒐集するあり、千九百十八年更に日本留學生數名を派遣し通信省爲替貯金局に於て實務の傳習を爲せしが、同年十一月儲金章程を公布し、翌年七月より北京、天津、太原、開封、濟南、漢口、南昌、南京、上海、安慶十一箇處、儲金取扱を開始せしが其後漸次取扱局數を増加し現時約三百三十餘箇處に達せり。

國際郵便

歐米各國郵便事業の進歩するに伴ひ萬國郵便聯合會 (International Postal Union) を創立し入會國は聯合各國と郵便物の交換運送を爲す權利を享有し、同時に會則を遵守するの義務を負ふに至れり。而して支那は一九一四年九月初めて聯合會に加入せるも聯合加入の意思は當初より既に存し其準備を怠らざりき。蓋し支那は一八七八年早くも佛國に開催されたる萬國郵便聯合大會 (The World's Postal Congress) より聯盟加入の照會を受けしも當時支那の郵政は海關郵政部の時代にして國內に於ける諸般の設備未だ整はず確答を與ふる能はざりしが、千八百九十六年大清郵政局の創設と共に初めて聯合加入の議起り、同年四月瑞西聯合會 (Swiss Federal Council) に宛て加入の意を通ずると共に國內郵政事務の整備に力を竭し、千八百九十七年華盛頓開催の聯合大會に代表委員を派遣し支那郵政の現状及早晚聯盟加入の意思を報告せしめ、正式に聯合規則及其郵税を認めたり、爾來開港場及汽機通運地發着の國際郵便物は聯合會所定の郵税が既に支拂はれ居る時は郵政局は之れを無料にて取扱ひ、不足税を

課するの際も亦聯合規則に據ることせり、而して他方千九百年二月には佛國と郵便互寄協約を結び、千九百三年五月には日本と、千九百四年三月及十二月には印度及香港との間に夫々協約を締結し、同年十月には更に佛國と小包互寄協約を訂立し、事實上支那は聯合加入と殆んど同一の地位に立ち支那の郵票を貼付せる外國行郵便物は外國郵便終點港に於て外國郵便局に交付され、該外國郵便局は消印の上之れを適當聯合諸國に送付され、外國よりの支那宛郵便物も亦同様轉寄せられて支那に入るに至れり、殊に香港との協約は相互に郵票を公認し支那内地郵政局に投函せる外國行郵便物も再び英國切手を貼用するの煩なきに至り、又佛國との小包互寄協約により外國小包の郵送手續を簡略にせり、蓋し該協約締結前に於ては國際小包にして支那より外國に宛てらるゝものは、郵政局に於て内地郵税の外、外國郵税を加へし額の郵票を貼付せしめ、外國郵便終點港にて更に外國郵票を貼付したる後當該外國郵便局に交付し、又外國より支那に來るものは輸入の際不足郵税票を貼付し、配達の際受取人より内地郵税額を徴收したるものとす、而して千九百五年十月獨逸と互寄協約なり米國とは當時未だ協約を結ばざりしも日本を介して米國各地との郵便物を收發し得たり、次で千九百六年四月羅馬に聯合大會開かるゝや支那は又伊太利政府の招聘に應じて委員を派し次會の聯合大會には支那も亦聯合に加入すべきを宣言せしめたり、其後千九百八年支那は聯合各國の希望により上海局内に國際郵便の取戻及宛名變更を取扱ふ一科を設け、又各種郵票の色を改正して聯合郵便の規定に適合せしめ、千九百九年には香港政廳と支那香港小包交換規則を協定し、此他露國及獨逸と小包交換規則を締結する等銳意國際郵務の改善を圖り、千九百十四年九月馬德里 (Madrid) に於ける萬國聯合會の開催に先ち交通總長周自齊氏は正式加入を聲明せしが九月遂に加盟し更に小包郵便協約 (The parcel Post Convention) に加入せり、斯くて支那は聯合加入と共に國際郵便交換事務を取扱はしめんが爲め奉天、天津、上海、廣東四局を直接互換局 (Exchange Office) に指定し、國境地方には別に交換局を設けたり、即ち

滿洲に於ては奉天局をして日本及太平洋往來の郵便物交換を取扱はしむる外安東に互換分局を置き、又西比利亞往來の郵便物取扱の爲め哈爾濱及滿洲里交換局を開き、更に綏芬河、綏遠縣、大黑河、虎林廳及長春五箇處の交換分局を置き露領各地との往來郵便物交換の事務を補助せしめたり、此他雲南省にては河口、騰越の二局を指定し雲南貴州及外國間往來郵便物の互換局とせり、猶ほ歐洲行郵便と西比利亞急行列車との聯絡の爲め京奉津浦兩鐵道列車に各三箇の行囊郵便局を設け、互換局に於て擇別け封裝する時間の節約を圖り更に天津總停車場内に一局を設け津浦京奉兩鐵道の交換郵便物を專管せしむることせり、千九百二十年支那は更に瑞西聯合會 (The Swiss Federal Government) に對し保險信函及爲替互換に關する羅馬協約 (The Agreement of Rome) の加入を通告し、同年一月一日及四月二十四日より夫々實施するに至れり。

日支郵便

華府會議の開催せらるゝ迄支那には外國郵便局重要都市に開設せられ當該國との郵便事務を取扱ひつゝありしが、華府會議の結果、支那本土にあるものは大正十二年 (一九一三年) 一月一日迄に一律撤廢せらるゝこととなり、何れも同期日迄に其實施を見たが、我國は支那との特殊關係に鑑み關東州租借地内の大連、旅順、金州、柳樹屯、鏡子窩、普蘭店、南滿洲鐵道附屬地内の安東、長春、鳳凰城、撫順、海城、新民府、蓋平、開原、公主嶺、遼陽、奉天、本溪湖、蘇家屯、四平街、大孤山、大石橋、大東溝、鐵嶺、草河口、瓦房店、煙台、熊岳城、昌圖、牛莊、鞍山、立山、范家屯、吉林、哈爾濱、橋頭、連山關、鷓冠山、周水子、並に膠州濟南等山東鐵道沿線各地の日本郵便局は依然存置せらるゝことと決定せり。而して此決定を見る爲め、帝國政府は大正十一年八月十八日以來北京に於て日支郵便協定を締結して、其善後策を講じつゝありしが、同年十二月八日に至り漸く新協定成立し、其結果大正十二年一月一日以降支那各地 (滿鐵附屬地を除く) に於ける日本郵便局六十五、切手賣捌所九十

三、郵便箱百四十八は全部廢止さるゝこととなりたり。大正九年度の數字に依れば日本郵便物の取扱高は支那郵便物全數の七分に當り小包郵便物は同じく一割一分、爲替は同じく七割八分に當るを以て、新協定の必要なること明瞭なるべし。同協定成立願末並に新協定左の如し。

日支代表間交換摺並に日本側希望條件

大正十一年十二月八日日支新郵便協定成立に際し日支兩當事者間に交換せられたる摺並に日本側の希望條件左の如し。

支那委員劉符誠氏の挨拶 今般日支兩國の通信會議を開催せられてより約四ヶ月間双方委員の間に各條約案に就き詳細討論を重ね其間多少議論の異なる所ありしと雖も幸ひ双方委員並専門家の慎重なる審議を経て双方妥協の精神に基き幸にして今日茲に調印を行ふ事となり圓滿なる解決を告げたるは余委員として欣幸且満足する所なると共に貴委員長及双方委員諸君の努力に對し感謝の意を表する次第なり之によりて日支兩國間の親交は單に郵務のみならず他の國交上に於ても愈日支兩國の親交の度を増す事を信じて疑はず吾人は此機會に於て今後一層努力を加へ日支郵便の圓滿なる聯絡を計り以て兩國間の利益に資し更に層一層兩國の親善を増進せしめん事を希望して已まざる所なり茲に調印に際し聊か所感と希望とを述べて挨拶とす。

日本委員長小幡氏の挨拶 去る八月十八日第一回會合以來貴我兩國委員努力の成果として茲に將來兩國郵便關係上最も有効なる基準たるべき四協定の成立を告げ又在支日本郵便局撤廢の善後措置に關する商議終り願れば本會議は約四ヶ月の長きに亘り日支双方代表者間に公式若しくは非公式の會合を重ねる事三十餘回に及びたるが此間兩國委員は始終慎思坦懷和衷互助の精神を以て煩瑣なる商議に當り茲に會議を和氣霽々裡に終了せしめたるは本委員の特に欣幸とする所なり帝國政府は屢次聲明したる如く明年一月一日現に關東州租借地及南滿鐵道附屬地を除く以外の支那各地に在る總ての郵便局所を撤廢せんとす惟ふに華府會議に於て在支外國郵便局撤廢決議に参加せる諸國も亦同様の措置に出づべく斯くの如くして支那には近く郵政の關する限り完全なる郵政の保全を維持するに至るべし支那と接壤の帝國としては衷心慶賀に堪えざる所なり抑帝國政府が今回在支郵便局の撤廢に同意したるは華府會議に於て支那國全權が支那

便交換約定、小包郵便交換約定並郵便爲替交換約定の調印を見るに至れり而して華府會議決議實行其他の準備は着々進行し前記在支日本郵便局の撤廢は同決議の期限内に完了する豫定なり。

日本帝國及支那共和國間郵便物交換に關する約定

日本帝國及支那共和國間に於ける郵便物の交換は以下記載する條件に依るべし

- 第一條 約定を適用する郵便物
 - 一、本約定は兩締約國の一方を發し他方に宛つる郵便物に之を適用す
 - 二、此の約定中選送、繼越料及責任に關する規定は兩締約國の一方の業務に託送する他方の内國郵便物にも亦之を適用す
- 第二條 郵便物の交換
 - 一、兩締約國間には現に施設せられ又は將來施設せらるべき通常又は特別の選送方法にして各郵政廳の使用し得るものに依る郵便物の定時交換あるべし
 - 二、兩締約國間に於ける郵便物の交換は其の交換局を經由して之を爲すべし締約國は郵便物の速達を期する爲成るべく多數の交換局を設置することを得
 - 三、交換局は兩締約國の協議に依り之を定む然れども交換局は兩郵政廳間相互の了解に依り之を變更することを得
 - 四、國境の交換局間に於ける郵便物の直接の引渡は其の局内又は相互の地方的協議を以て定むる他の場所に於て此任務の爲正式に任命せられたる吏員の間に手渡を以て之を爲すべし
- 第三條 鐵道に依る閉塞郵便物 締約國の一方郵便局より發し他方の鐵道に依り選送せらるべき閉塞郵便物は相互の地方的協議に従ひ郵便局又は列車乗務の郵便吏員の媒介に依り之を該鐵道に託送し又は該鐵道より受取るべし
- 第四條 汽船に依る閉塞郵便物 締約國の一方より發し他方の汽船に依り選送せらるべき閉塞郵便物の受渡は當該郵便局の吏員と船舶郵便局の吏員又は責任ある船舶乗組員との間に直接に之を爲すべし
- 第五條 郵便物の種類及料金
 - 一、郵便物の種類並寸尺及重量の制限は兩締約國の郵政廳間に於ける協議を

政府の有効なる運行を聲明したる結果一に之に信賴したる爲にして華府會議の決議も亦支那國に於て「有効郵便業務」を維持することを撤廢の條件としたり故に支那政府に於ては有効なる郵政を維持する爲め進んで適切な施設を講じ以て今次撤廢せんとする日本局の將來再び復活を考慮するの止むなきに至らむるが如き事態の發生せざらんことを切に期待して止まざる次第なり依て帝國政府は日本郵便局撤廢後支那郵政に於て若干の日本人を僱用せらるゝ事の絕對に必要なを信じ兼に帝國官憲は華府會議に於て日本人僱用に關する希望を表明し本委員亦前回の會議に於て之に對し支那國委員の深甚なる注意を喚起する所ありたり右帝國政府の希望の満足せらるべき事は本委員の固く信じて疑はざる所なりと雖も茲に再び帝國政府の要望を繰返し支那政府の好意的考慮を促すは應に本委員の責任たるを感ずる次第なり茲に本日日支通信會議の終會に臨み本委員は會議の成功に對し滿腔の祝意を表すると同時に本會議を終始せる最も愉快なる特徴たる公平と好感とは實に郵政史上のみならず廣く兩國の國交史上に於て永久に記憶せらるべきことを堅く信じて疑はざるなり。

日本側の希望條件 左の八項とす。

- (一) 支那郵便交換局の増設、(二) 郵便支局の増設、(三) 郵便事務の擴張、(四) 私書函の設置、(五) 配達不能郵便物選送に付一定の辦法を定むること、(六) 毎日郵便爲替相場を公布すること、(七) 從來日本郵便局に雇はれ居たる事務熟練の支那人を繼續雇用すること、(八) 日本全權が華府會議に於て要求せる支那郵便局日本人僱用の件に同意し且つ速かに之を實現すること。

因に日支通信協定の大意に關しては大正十一年十二月十一日我が外務省より左記の如く公表する所ありたり。

帝國政府は華盛頓會議に於て支那國に於ける外國郵便局は租借地内に在るもの又は條約に依り特に規定せられたるものを除き有効なる支那郵便業務の維持せらるゝこと及現在の郵便制度に變更を加へざる條件の下に一九二三年一月一日迄に一律之を撤廢することとなしたる決議の趣旨に従ひ關東州租借地及南滿洲鐵道附屬地以外の支那に於ける帝國郵便局は全部之を撤廢することに決し撤廢の準備として先づ日支間の郵便業務の聯絡其他に付協定を遂げしむる爲小幡西吉、戴内敬之助、吉田伊三郎の三委員をして支那側委員と北京に於て交渉を重ねしめたる結果十二月八日左記の通り郵便物交換約定、價格表記書狀及輸物郵

以て之を定むるものとす

- 二、兩締約國の郵政廳は各自の料金を定む然れども此の料金は各自の内國料金を超過すべからず例外として盲人の特別使用に供せらるゝ點字の印刷物は聯合の郵便條約に定むる料金率に従ひ料金を課せらるべし
- 三、各郵政廳は其の料金を他方に通知すべし
- 第六條 郵便物の配達
 - 一、締約國の一方を發し他方に於て配達すべき郵便物にして差出國の料金率に従ひ料金を完納したる者は無料にて之を名宛人に配達すべし新疆又は蒙古に宛てたる郵便物に付ては支那國郵政廳は其通常内國料金と此等兩地域に對する特別内國料金との差額を超過せざる追加郵便料を徵收する事を得
 - 二、然れども別配達又は留置郵便物交付の際聯合の郵便條約の規定に従ひ特別料金を課せらるゝことあるべし
- 第七條 未納料郵便物 兩締約國間に交換せらるゝ料金未納又は不足の郵便物に付ては名宛郵政廳は差出郵政廳の料金率に従ひ不足額の二倍に相當する料金を名宛人より徵收すべし
- 第八條 特別記號を有する郵便物
 - 一、郵便切手の代りに「約束郵便」等の特別記號を有する印刷物及新聞紙並「切手別納郵便」の記號ある總ての郵便物は正當に料金を納付したるものとして取扱ふ兩締約國の郵便物は其の採用する特別記號を相互に通知すべし
 - 二、前項の郵便物は之を第三國に轉送せざるものとす
- 第九條 代金引換
 - 一、代金引換留置郵便物は特に指定する郵便局に於て之が引受及配達を爲すものとす
 - 二、兩締約國の郵政廳は此等の郵便局名を相互に通知すべし
 - 三、代金引換の金額は日本國通貨にて之を表示す其の最高限は郵便物一個に付一千圓とす
 - 四、代金引換留置郵便物の代金引換料及取立料に關しては聯合の郵便條約の規定を適用す
 - 四、代金引換郵便物には名宛面に「代金引換」又は「代物主收價」なる文字を明瞭に記載し其の次に代金引換金額を表示すべし尙該郵便物の名宛面には赤

郵便電信

色の横線二條を畫することを要す

第十條 遞送

一、各締約國は最直接の線路に依り且自國の同種郵便物に付使用し得る最速達の遞送方法に依り郵便物を確實に遞送すべし

第十條

一、締約國の一方の業務に依り遞送する他方の郵便物に於ては業務が遞送に關與する郵政廳に對し聯合の郵便條約の規定に従ひ陸路又は海路の繼續料を支拂ふべし然れども陸路遞送は日本國業務を通し之を一郵政廳の業務と看做す

二、揚子江上の遞送は之を海路繼續と看做す

三、兩締約國の郵政廳に關係なき業務又は船舶に依る郵便物の遞送料は關係當事者間に取極むる條款に依りて之を清算すべし

第十二條 繼續統計 繼續料は聯合の郵便條約に従ひ三年毎に調査すべき統計に基き兩締約國間に之を清算すべし

千九百二十四年の統計は例外として之を千九百二十三年乃至千九百二十六年に適用すべし

第十三條 責任

一、書留郵便物亡失の場合に於て業務に於て亡失を生ぜしめたる國は聯合の郵便條約の規定に従ひ其の責任を任ずべし但し賠償金は二十五金フランとす

二、閉塞が亡失若しは毀損し又は其の包有品が盜取せられたる場合に於ては單に該閉塞中の亡失書留郵便物に關し前項の規定に従ひ其の責任を任ずべし

第十四條 聯合の條約の適用 兩締約國間の郵便上の關係に付ては本約定に定むるものを除くの外聯合の郵便條約及其の施行規則の規定を適用すべきものとす

第十五條

一、本約定は日本文、支那文及英吉利文にて作製す約定の解釋に關し一致せざる場合に於ては其の相違は英吉利文の本文に依り之を決定す

二、此の約定は兩郵政廳に於て取極むべき日より之を實施す

に依る價格表記料

第五條 閉塞の託送 兩締約國の一方が其の郵便局間に交換する價格表記書狀又は箱物を包有する閉塞を他方の媒介に依り差立つるときは該閉塞には在中各書狀又は箱物の差出局、番號、名宛地及表記金額を記載する特別の送記を別に封皮に納め添附すべし

第六條 價格表記料

一、第四條の(一)に定むる十錢(仙)の價格表記料中四錢(仙)は海路遞送を擔當する郵政廳に、又二錢(仙)は之を名宛國に支拂ふべし

二、此の料金の計算は聯合の價格表記書狀及箱物交換約定の最終議定書に従ひ當分の内之を停止す

第七條 代金引換 代金引換の價格表記書狀及箱物に付ては第二條に記載する約定第九條の規定を準用す

第八條 稅關告知書 價格表記箱物の稅關告知書に付ては大正十一年十二月八日即中華民國十一年十二月八日兩締約國間に締結したる小包郵便交換に關する約定第十一條の規定を準用す

第九條 聯合の約定の適用 兩締約國間の價格表記書狀及箱物に關する郵便上の關係及責任に付ては本約定に定むるものを除くの外聯合の價格表記書狀及箱物交換約定及其の施行規則の規定を適用すべきものとす

第十條

一、本約定は日本文、支那文、英吉利文にて作成す約定の解釋に關し一致せざる場合に於て其の相違の點は英吉利文の本文に依り之を決定す

二、此の約定は兩郵政廳に於て取極むべき日より之を實施す

三、締約國は何時にても協議を以て此の約定に其の必要と認むる修正を爲すことを得

四、各締約國は六月前に通知して此の約定を廢止することを得

日本帝國及支那共和國間小包郵便交換に關する約定

日本帝國及支那共和國間に於ける小包郵便物の交換は以下記載する條件に依るべし

第一條 約定を適用する郵便物

郵便電信

三、締約國は何時にても協議を以て此の約定に其の必要と認むる修正を爲すことを得

四、各締約國は六月前に通知して此の約定を廢止することを得

五、千九百二十年二月九日北京に於て署名したる日本帝國郵政廳及清帝國郵政廳間に設定せる關係を規定する約定は此の約定實施の日より之を廢止す

日本帝國及支那共和國間價格表記書狀及箱物交換に關する約定

箱物交換に關する約定

日本帝國及支那共和國間に於ける價格表記書狀及箱物の交換は以下記載する條件に依るべし

第一條

一、本約定は兩締約國の一方を發し他方に宛つる價格表記書狀及箱物に之を適用す

二、此の約定中遞送、價格表記料及責任に關する規定は締約國の一方の業務に託送する他方の内國價格表記書狀及箱物にも亦之を適用す

第二條 價格表記書狀及箱物の交換 兩締約國間に於ける價格表記書狀及箱物の交換並其の託送に付ては大正十一年十二月八日即中華民國十一年十二月八日兩締約國間に締結したる郵便物交換に關する約定第二條、第三條及第四條の規定を準用す

第三條 價格表記取扱局及表記金額の最高限

一、價格表記書狀及箱物は特に指定する郵便局に於て之が引取及配達を爲すものとす

二、兩締約國の郵政廳は此等の郵便局名を相互に通知すべし

三、價格表記書狀及箱物の表記金額は差出國の通貨にて之を表示す其の最高限は郵便物一個に付一千圓(弗)とす

第四條 料金率 價格表記書狀及箱物の料金は左の諸料金より成る

一、書狀に付ては締約國間に交換する書留書狀に適用すべき郵便料及書留料

二、箱物に付ては聯合の價格表記書狀及箱物交換約定に定むる郵便料及内國書留料

三、書狀及箱物とも表記金額百二十圓(弗)毎又は其の端數毎に十錢(仙)の率

一、本約定は兩締約國の一方を發し他方に宛つる價格表記又は非價格表記小包郵便物に之を適用す

二、此の約定中遞送、責任、繼續料の計算及價格表記金額の最高限に關する規定は締約國の一方の業務に託送する他方の内國小包にも亦之を適用す

第二條 小包の交換及託送 兩締約國間に於ける小包の交換及閉塞小包の託送に付ては大正十一年十二月八日即中華民國十一年十二月八日兩締約國間に締結したる郵便物交換に關する約定第二條、第三條及第四條の規定を準用す

第三條 重量及寸尺 小包の重量の制限は十キログラム、寸尺の制限は一面の寸尺一メートル、二十五センチメートル及容積の制限は五十五立方デシメートルと定む汽車又は汽船の通ずる支那國各地宛小包は一面の寸尺一メートル、二十五センチメートルにして容積二百十六立方デシメートルを超過せざるときは之を引受くべし

重量及寸尺の制限は兩締約國の郵政廳間に於ける協議を以て之を變更することを得

第四條 遞送

一、前記郵便物交換に關する約定第十條の規定は小包の遞送に之を準用す

二、締約國の一方を發し他方に宛つる小包にして第五條に定むる郵便料の率に依り料金を前納したるものは之を其の名宛地迄遞送配達すべし配達に付ては關係郵政廳の内國規則の定むる所に依る

第五條 郵便料

一、差出人より徵收すべき郵便料は左の如く之を定む

- 一、一キログラムを超え二キログラムを超過せざるもの 郵便料 四・四五
- 一、二キログラムを超え四キログラムを超過せざるもの 〃 六・〇〇
- 一、四キログラムを超え六キログラムを超過せざるもの 〃 九・〇〇
- 一、六キログラムを超え八キログラムを超過せざるもの 〃 一・二〇
- 一、八キログラムを超え十キログラムを超過せざるもの 〃 一・五〇
- 二、小包の差立郵政廳は左表に依り陸路を名宛政廳に支拂ふべし 〃 一・八〇

郵便電信

重量の階級

- 一、一キログラムを超え二キログラムを超過せざるもの 陸路料 圓(弗) 一・一五
- 二、二キログラムを超え四キログラムを超過せざるもの 〇・二〇
- 三、四キログラムを超え六キログラムを超過せざるもの 〇・三五
- 四、六キログラムを超え八キログラムを超過せざるもの 〇・五〇
- 五、八キログラムを超え十キログラムを超過せざるもの 〇・六〇
- 六、十キログラムを超え十二キログラムを超過せざるもの 〇・七〇

重量の階級

海路料

- 一、一キログラムを超え六キログラムを超過せざるもの 〇・二〇
- 二、六キログラムを超え十キログラムを超過せざるもの 〇・三五
- 三、十キログラムを超え二十キログラムを超過せざるもの 〇・五〇
- 四、二十キログラムを超え四十キログラムを超過せざるもの 〇・七五
- 五、四十キログラムを超え六十キログラムを超過せざるもの 〇・九〇
- 六、六十キログラムを超え八十キログラムを超過せざるもの 一・一〇
- 七、八十キログラムを超え百キログラムを超過せざるもの 一・二五
- 八、百キログラムを超え二百キログラムを超過せざるもの 一・五〇
- 九、二百キログラムを超え三百キログラムを超過せざるもの 一・七五
- 十、三百キログラムを超え四百キログラムを超過せざるもの 二・〇〇
- 十一、四百キログラムを超え五百キログラムを超過せざるもの 二・二五
- 十二、五百キログラムを超え六百キログラムを超過せざるもの 二・五〇
- 十三、六百キログラムを超え八百キログラムを超過せざるもの 二・七五
- 十四、八百キログラムを超え一千キログラムを超過せざるもの 三・〇〇
- 十五、一千キログラムを超え一千五百キログラムを超過せざるもの 三・二五
- 十六、一千五百キログラムを超え二千キログラムを超過せざるもの 三・五〇
- 十七、二千キログラムを超え三千キログラムを超過せざるもの 三・七五
- 十八、三千キログラムを超え四千キログラムを超過せざるもの 四・〇〇
- 十九、四千キログラムを超え五千キログラムを超過せざるもの 四・二五
- 二十、五千キログラムを超え六千キログラムを超過せざるもの 四・五〇
- 二十一、六千キログラムを超え七千キログラムを超過せざるもの 四・七五
- 二十二、七千キログラムを超え八千キログラムを超過せざるもの 五・〇〇
- 二十三、八千キログラムを超え九千キログラムを超過せざるもの 五・二五
- 二十四、九千キログラムを超え十キログラムを超過せざるもの 五・五〇

第六條

一、價格表記及代金引換小包は特に指定する郵便局に於て之が引受又配達を爲すものとす

兩締約國の郵政廳は此等の郵便局名を相互に通知すべし

- 二、價格表記小包の表記金額は差出國の通貨にて之を表示す其の最高限は代金引換郵便取扱局に發着する小包一個に付一千圓(弗)とす然れども代金引換事務の取扱を爲さざる郵便局に發着する價格表記小包に付ては表記金額は小包一個に付五百圓(弗)を超過することを不得す
- 三、各價格表記小包の表記料は表記金額百二十圓(弗)迄二十錢(仙)とし以上表記金額百二十圓(弗)毎又は其の端數毎に十錢(仙)を加ふるものとす
- 四、代金引換小包金額は日本國通貨にて之を表示す其の最高限は小包一個に付一千圓とす
- 五、各代金引換小包に付差出人より徴收する特別料金の最低金額は二十錢(仙)とす
- 六、代金引換小包には名宛面に「代金引換」又は「代物主收領」なる文字及代金引換金額を明瞭に表示すべし尙該小包の名宛面に赤色の横線二條を畫することゝす
- 七、別配達各別配達小包に付差出人より徴收する特別料金は二十錢(仙)とす兩締約國の郵政廳は別配達業務に關與する郵便局名を相互に通知すべし
- 八、轉送及返送 小包の轉送及返送に付ては第五條に定むる郵便料を又必要なるときは第六條に定むる價格表記料の場合に依り名宛人又は差出人より徴收すべし
- 然れども同一郵便業務内に於て轉送せらるゝ場合は聯合の小包郵便條約の規定を適用す
- 九、約定に規定せざる郵便料金の徴收禁止 兩締約國は此の約定に規定する料金又は此の約定に特に規定せざる料金にして聯合の小包郵便條約に定むるもの、外何等の郵便料金を差出人又は名宛人より徴收せず
- 第十條 小包目録 小包目録に記入すべき金額は一金フランに付四十錢(仙)の割合を以て之を備貨に換算すべし
- 第十一條 一、各小包には其包有品の名稱、數量、重量及價格を表示する税關告知書を添附することを要す此の告知書は日本語又は支那語にて記載することを不得

二、各價格表記小包に付ては税關告知書及小包の名宛面に其の表記金額を示すことを要す此の金額は差出人に於て差出國通貨(圓又は弗)にて之を明瞭に記載すべし

- 第十二條 閉塞にて託送する内國小包の繼續料 兩締約國の一方の業務に依り遞送する他方の内國小包に付ては業務が遞送に關與する郵政廳に對し聯合の小包郵便條約に定むる料金率に依り陸路又は海路の繼續料及場合に依り陸路又は海路の價格表記料を支拂ふべし
- 第十三條 送記 閉塞託送小包には差立局に於て在中各小包の番號、差出地、名宛地及重量を並に價格表記小包なるときは其の表記金額を記載したる送記を別に封皮に納め添附すべし
- 第十四條 月次計算書 各郵政廳は其の各交換局をして他方の郵政廳の關係局より受取りたる總ての小包に對し小包目録及送記に基き月次計算書を作成せしむべし
- 第十五條 年次總計算書 月次計算書は關係交換局に於て審査承認したる後貨物郵政廳に於て之を年次總計算書に集計すべし
- 第十六條 責任 價格表記又は非價格表記小包が亡失若は毀損し又は其の包有品が盜取せられたる場合に於ては業務中に於て亡失、毀損又は盜取を生ぜしめたる郵政廳は聯合の小包郵便條約の規定に從ひ其の責任を任すべし
- 代金引換小包の交付後に於ては關係郵政廳は前記條約に定むる條件に從ひ代金引換金額に付其の責に任す
- 第十七條 聯合の條約の適用 兩締約國間の小包郵便上の關係に付ては本約定に定むるものを除くの外聯合の小包郵便條約及其施行規則の規定を適用すべしものとす
- 第十八條 第三國發着小包 一、兩締約國の一方に於て差出し他方を經て送付する第三國宛小包、第三國に於て差出し兩締約國の一方を經て送付する他方宛小包又は第三國に於て差出し兩締約國の業務を經て送付する他國宛小包は第二條に定むる交換局間に之を交換すべし 二、兩締約國に交換する小包の第三國への轉送は其の小包が轉送を爲す國と新名宛國との間に存する郵便關係の條件に適合する場合に限り之を許す、

郵便電信

日本帝國及支那共和國間郵便爲替交換に關する約定

- 第一條 日本國及支那國間に於ける郵便爲替の交換は本約定に定むる事項を除くの外千九百二十年十一月三十日馬德里に於て締結せられたる萬國郵便聯合爲替約定及其の施行規則又は將來之に代るべき約定及其の施行規則の規定に依る
- 第二條 一、郵便爲替の金額は雙方とも日本國通貨圓及錢を以て之を表示すべし 二、通貨相互の換算は交換局所在地に在りては郵便爲替振出の場合に銀行賣相場、郵便爲替拂渡の場合は銀行買相場に依り之を爲すべし交換局なき地の換算割合は各郵政廳當該地の通貨と爲替相場通知地の通貨との差異を斟酌し内國郵便爲替料を超過せざる範圍内の打歩を附して之を定むることを得
- 第三條 一、各小包には其包有品の名稱、數量、重量及價格を表示する税關告知書を添附することを要す此の告知書は日本語又は支那語にて記載することを不得
- 二、各價格表記小包に付ては税關告知書及小包の名宛面に其の表記金額を示すことを要す此の金額は差出人に於て差出國通貨(圓又は弗)にて之を明瞭に記載すべし
- 三、前項の小包が締約國の一方より他方に閉塞にて託送せらるゝ場合に於ては第十三條の規定を準用す
- 第十九條 約定の効力 一、本約定は日本文、支那文及英吉利文にて作成す約定の解釋に關し一致せざる場合に於ては其相違は英吉利文の本文に依り之を決定す 二、此の約定は兩郵政廳に於て取極むべき日より之を實施す 三、締約國は何時にても協議を以て此の約定に其の必要と認むる修正を爲すことを得
- 四、各締約國は六月前に通知して此の約定を廢止することを不得
- 五、千九百二十年二月九日北京に於て署名したる日本帝國郵政廳及清帝國郵政廳間の小包郵便物の交換を規定する約定は此約定實施の日より之を廢止す

一、郵便爲替一口の最高額は日本國通貨四百圓と定む代金引差郵便物の取立金に對する郵便爲替に在りては最高額を一千圓とす各郵政廳は一定の小郵便局に於ては爲替の内拂を爲すの權利を留保す

二、郵便爲替の金額には一錢未満の端數を附することを得ず

第四條

一、日本國及支那國間に交換する郵便爲替の料金は左の割合に依る

- 五圓(弗)迄 五錢(仙) 五百十圓(弗)迄 五十錢(仙)
十圓(弗)迄 十錢(仙) 百八十圓(弗)迄 十五錢(仙)
二十圓(弗)迄 二十錢(仙) 二百十圓(弗)迄 二十錢(仙)
三十圓(弗)迄 三十錢(仙) 二百四十圓(弗)迄 三十錢(仙)
四十圓(弗)迄 四十錢(仙) 二百七十圓(弗)迄 四十錢(仙)
五十圓(弗)迄 五十錢(仙) 三百圓(弗)迄 五十錢(仙)
六十圓(弗)迄 六十錢(仙) 三百三十圓(弗)迄 六十錢(仙)
七十圓(弗)迄 七十錢(仙) 三百六十圓(弗)迄 七十錢(仙)
八十圓(弗)迄 八十錢(仙) 三百九十圓(弗)迄 八十錢(仙)
九十圓(弗)迄 九十錢(仙) 四百圓(弗)迄 九十錢(仙)
百二十圓(弗)迄 十二圓(仙) 四百五十圓(弗)迄 十五圓(仙)
二、小包郵便物以外の代金引換郵便物の取立金に對する郵便爲替の料金は四百圓(弗)迄は前項の割合に依り之を徵收し以上八百圓(弗)迄は四十圓(弗)又はその端數毎に五錢(仙)、八百圓(弗)を超過する金額に付ては五十圓(弗)又は其の端數毎に五錢(仙)を加算す
三、締約國間に交換する郵便爲替の拂渡通知書及取戻又は宛宛變更の料金は日本國及支那國間通常郵便業務に於ける類似の取扱に對する料金と同一とす
四、振出郵政廳は無料にて振出したる爲替を除き第五條第一項の爲替目録の總金額の千分の一を手數料として拂渡郵政廳に支拂ふべし
第五條
一、各郵政廳は毎月曜日前週中に所屬郵便局より通知を受けたる振出爲替の細項を附録甲號雛形に從ひ作成したる爲替目録に依り他方の郵政廳に通知すべし
萬國郵便聯合會爲替約定に依り無料にて振出されたる爲替に對しては目録の備考欄に「無料爲替」の表示を爲すべし

る爲替の振出の請求を受けたるときは郵政廳の媒介に依り之を振出すことを得

第十一條 締約國は成るべく速に日本國及支那國間に電信爲替業務を開始することを約す

第十二條

- 一、本約定は日本文、支那文及英吉利文にて作成す約定の解釋に關し一致せざる場合に於ては其の相違は英吉利文の本文に依り之を決定す
二、此の約定は兩郵政廳に於て取極むべき日より之を實施す
三、締約國は何時にても協議を以て此の約定に其の必要と認むる修正を爲すことを得
四、各締約國は六月前に通知して此の約定を廢止することを得

(備考) 撤廢後の處分として日本側では二十三支那側では十九の交換局が設けられ又日本郵務官(兼任)十名其他必要に應じて多數郵務員(兼任)が支那郵便局に採用される諒解ありと

右協定の結果撤廢せられたる在支日本郵便局は左の六十五局なり。

Table with 4 columns listing exchange stations: 廣東 汕頭 廈門 福州, 上海 鎮江 蘇州 杭州, 南京 蕪湖 漢口 蕪湖, 天津 北京 芝罘 煙台, etc.

日支郵便連絡交換所

二、爲替目録には逐次番號を附し毎年第一號より始むべし
三、爲替目録跡不明と爲りたるときは受取郵政廳は直に之を請求すべし此の場合に於ては差立郵政廳は證明を附したる目録複本を遅滞なく受取郵政廳に送付すべし
四、拂渡郵政廳受取りたる爲替目録に爲替の登記簿其の他の事故あることを發見したるときは差立郵政廳に之を詳報すべし

第六條 郵便爲替の差出人及受取人が日本人及支那人なるとき又は日本人若は支那人なるときは數字を以て記入すべき金額欄に亞刺比數字を以て金額を記入するの外爲替の細項は日本文又は支那文字を以て之を表示すべし其の他の場合に於ては爲替の細項は英吉利語又は佛蘭西語を以て表示し羅甸文字及亞刺比亞數字を用ふべし

第七條

- 一、各郵政廳は第五條第一項の爲替目録發送後直に其の總額を他方の郵政廳に支拂ふべし
二、前項の支拂には日本國郵政廳は上海又は橫濱を支拂地とする小切手又は一覽拂爲替手形を使用し支那國郵政廳は東京又は橫濱を支拂地とする小切手又は一覽拂爲替手形を使用すべし
三、各郵政廳は毎月末差出人に拂戻の爲他方の郵政廳より返送を受けたる自應振出爲替の目録を作成すべし其の總額は翌月作成する最切の爲替目録の總額より之を控除するものとす返送爲替目録は附録乙號雛形に從ひ之を作成し翌月の最初の甲號目録に添附すべし
四、後日發見したる計算上の相違は最近の爲替目録に於て之を更正するものとす

第八條

日本國及支那國間に於ける郵便爲替の交換は兩郵政廳の協議を以て定むる交換局を経て之を取扱ふ各郵政廳非常の場合に於て其の交換局中に爲替業務を停止するの必要を認めたる局あるときは其の事實を他方の郵政廳に通知すべし必要なきときは電信に依る

第九條

郵便爲替券は兩締約國間に於ては封皮に納め書留郵便に依り送付すべし

第十條

各郵政廳は公衆より他方の郵政廳と爲替業務を施行する第三國に宛つて所在地左の如し。

Table with 2 columns: (甲)支那方面 北京 天津 牛莊 遼陽 奉天 鐵嶺 長春 安東 六道溝 琿春 延吉 吉林 海龍 磐石 舒蘭 德惠 農安 梨樹 伊通 乾安 扶餘 大安 洮安 鎮賚 瞻榆 懷德 通榆 乾安 扶餘 大安 洮安 鎮賚 瞻榆 懷德 通榆

(乙)日本方面 東京 橫濱 神戶 大阪 名古屋 京都 福岡 門司 下關 岡山 廣島 山口 德島 高松 松山 富山 石川 福井 滋賀 岐阜 愛知 三重 奈良 和歌山 鳥取 島根 岡山 廣島 山口 德島 高松 松山 富山 石川 福井 滋賀 岐阜 愛知 三重 奈良 和歌山 鳥取 島根

尙南滿州鐵道附屬地帯内の郵便業務連絡に關する協定に就いては大正十二年一月二十四日外務省より左の如く公表せられたり。

本日附の新郵便協定に署名せむとするに當り兩國の主席代表者間に於ては、全兩國政府間の交渉題目と爲すことあり得べき南滿洲鐵道附屬地帯内日本郵便局の問題に關する意見の相違に鑑み、南滿洲鐵道附屬地帯内日支兩國郵便局間の關係及び是等郵便局の業務に關しては暫定的に原則として現狀を維持すること並に南滿洲鐵道附屬地帯内に於ける日支兩國郵便局間の關係は一九一〇年の郵便協定に規定せられたると同一條件に依り支配せらるべく是が適用に關する細目は中央政府の同意を経て關係地方郵便官憲をして取極めしむること一致せり

郵便電信

これを文書による協定にても充分取結ぶことを得らるべきこと判明したるを以て、其後逓信局より文書を奉天局長宛に發送せり。尙關東州に於ては支那郵便料金の引上げと同時に日本内地並に我租借地宛て郵便の外は何れも支那郵便料と同様封書は四錢葉書は二錢に改正する旨告示せり。

日支間郵便料金表

特殊郵便

- 一、書留(掛號) 普通書留(單) 五仙
- 特別書留(雙) 十仙
- 代金引換渡手敷料(右記に追加) 八仙
- 二、速達郵便(普通料金に追加して) 十仙
- 三、價格表記書狀 百二十弗及び其端數につき十仙を通常又は書留郵便に加ふ最高額一千弗を越ゆるを得ず
- 四、價格表記函物百二十弗及び其端數毎に十仙を五十瓦につき四仙(但書留料を外にして二十仙以下に下るを得ず)の普通料金に加ふ最高額一千弗

日本より支那向

- 一、價格標示書狀 四匁迄
- 以上四匁毎に 三錢
- 二、同 箱物 六十六匁迄 四十七錢
- 以上十三匁毎に 八錢

通價 常格 小包記 通代 常金 小引 包換

一千圓 代金引換を取扱はざる局宛は五百圓

普通郵便

一三二六

通常郵便物

小包郵便物

一、書留料	七錢	
二、到達證明料	三錢	
イ、差出の際請求	六錢	
ロ、差出後の請求	三錢	
三、別配達料	三錢	
四、別配達補充料	二五	二里以上三里迄
	二五	以上一里毎に
五、價格表記料	一〇	百二十圓毎に
六、價格表記小包發送料	一〇	同上
七、代金引換料	四	同上
八、引換代金取立料	六	(爲替料の外に)
九、引換代金取立料	六	
一〇、引換代金取立料	六	
イ、價格表記に非ざるもの	二	
ロ、價格表記のもの	一	
一、郵便物取戻宛宛變更代	五	
代金引換の請求料	八	
イ、發送準備着手後	五	
ロ、差出準備着手前	八	
ハ、差出準備着手後	五	
ニ、電報に依る場合	一〇	
一、受領證明請求料	五	
二、課金別納請求料	五	
三、課金別納請求料	五	
四、小包郵便物特別配達料	一〇	

一五、小包内國轉送及返送料

小包内國轉送小包又は日滿小包料金は重量一匁六百匁を超過するものは二百匁迄は十錢を内國は九錢日滿は十錢を加ふ

- 一六、小包處分方回答料
- 一七、通關配達料
- イ、無税のもの
- ロ、税付のもの
- 一八、積戻其他を税關に申請届出料

小包郵便

支那より日本向

- 一キロ瓦以下 四十五仙
- 自一キロ瓦至二キロ瓦 六十仙
- 自二キロ瓦至四キロ瓦 九十仙
- 自四キロ瓦至六キロ瓦 一弗二十仙
- 自六キロ瓦至八キロ瓦 一弗五十仙
- 自八キロ瓦至十キロ瓦 一弗八十仙

日本より支那向

- 一面の寸尺 容積 重量
- 四尺一寸二分(一一五) 一尺二寸立方(五五) 二貫六百六十六匁(一〇〇)
- 二百六十匁迄 四十五錢
- 五百三十三匁迄 六十錢
- 一貫六十六匁迄 九十錢
- 一貫五百九十九匁迄 一圓二十錢
- 二貫百三十二匁迄 一圓五十錢
- 二貫六百六十六匁迄 一圓八十錢

鐵道又は汽船の通ぜざる各地宛小包に付ては名宛人より追加料金を徴せらる

郵便爲替

郵便電信

支那より日本へ

五 弗 迄	五 仙	十 弗 迄	十 仙
二十 弗 迄	十五 仙	二十 弗 迄	二十 仙
四十 弗 迄	二十五 仙	三十 弗 迄	三十 仙
六十 弗 迄	三十五 仙	四十 弗 迄	四十 仙
八十 弗 迄	四十五 仙	五十 弗 迄	五十 仙
一百 弗 迄	五十五 仙	六十 弗 迄	六十 仙
二百 弗 迄	六十五 仙	七十 弗 迄	七十 仙
三百 弗 迄	七十五 仙	八十 弗 迄	八十 仙
四百 弗 迄	八十五 仙	九十 弗 迄	九十 仙
五百 弗 迄	九十五 仙		

日本より支那へ 五圓迄五錢乃至四百圓迄九十錢皆右と同一の比率とす而して特別取扱料左の如し

留置	無料
別配達	三錢
別使配達	六錢
拂渡通知	六錢
拂渡取調	六錢
拂渡濟否取調	六錢
振出の際	三錢
振出局より	五錢
振出局後	八錢

名宛變更	郵便に依るもの	内國に在る場合	振出局より	八錢
	郵便に依るもの	外國に在る場合	振出局後	十錢
	電信に依るもの	外國に在る場合		十三錢
	電信に依るもの	外國に在る場合		十八錢
	電信に依るもの	外國に在る場合		三十錢
	電信に依るもの	外國に在る場合		五十錢
	電信に依るもの	外國に在る場合		八十錢
	電信に依るもの	外國に在る場合		九十錢

一三二七

(乙) 電信篇

支那電信事業の沿革

支那の電信は最初海關總稅務司の附屬事業として創設せられ漸次發達したるものにして、總理各國事務衙門の所管する所なりしも、一九〇〇年官制改革に際し郵傳部の管理に歸し現時交通部電政司の所管に屬す。但し電信線の架設は久しく陸上に限られ、海底線は大北、大東等外國電信會社に特權を許せり、而して支那に於ける電信架設の起源を見るに、一八六五年英人レイノルド (Reynolds) なる者、上海より黃浦江口に至る電信線を架設せしが之れ支那に於ける電線架設の嚆矢なりとす、然れども人民は未だ電信の利を知らず、電柱及電線は土民の持ち去る所となりて失敗せり、蓋し電信發達の初期にありては恰かも鐵道に於けるが如く各地人民の盛んに妨害せし所にして、其土地を破壊すると墳墓地を經過するとの二事は固陋なる愚民の頗る嫌厭せし所となり、電線架設の爲め墳墓に落つる影は祖先の靈を亂すものとせしに因る。

次で千八百六十九年米國商社ラツセル商會 (Russell & Co.) は上海汽船會社 (Shanghai Steam Navigation Co.) 埠頭より事務所に通ずる一短線を架設し、更に千八百七十一年に至りては大北電報會社 (The Great North China Telegraph Co.) は香港より上海に達する海底電線を架設し千八百七十三年私かに上海に着陸せしめたり、然れども支那に於ける電信線架設が支那政府の許可を得て其實用に供せらるゝに至りしは千八百七十九年當時直隸總督兼北洋大臣李鴻章が奏請して大沽北塘海口砲臺より天津に達する電信線を架設せしを以て支那電線の嚆矢と爲すべし、蓋し千八百七十四年沈葆楨は電政の利あるを奏請し福州に於て電報試行を籌辦せしも當時未だ數字を以て漢字に代ふるの法發見されずして其計畫を果す能はず千八百七十九年に至り漸く天津附近の電線架設を見たるものと

支那の陸上電政は現時國有に至る迄官辦商辦等二三の形式を蹈み來りしが、之れを年代により區分せば官款官辦一八七九年—一八八二年、官督商辦一八八二年—一九〇二年、商股官辦一九〇二年—一九〇八年、國有一九〇八年以後に分つことを得べし。而して電政事務の管理は千九百八年國有となると共に電報總局の職掌に屬し、北京、天津、上海の三處に之れを設け各省要地に分局を置くこと郵政局に於けると異ならざりしも千九百十二年交通部電政司の所管となり、千九百十三年行政區域により線路の便利に就きて左の如く電政管理局十三處を設けたり。

支那電政管理局所在地

Table with 4 columns: 名稱, 管理區域, 名稱, 管理區域. Lists telegraph administration bureaus across various provinces like 直隸, 江蘇, 廣東, etc.

電信線路

電信線路は千九百二十年九月末現在に於て總延長四萬九千二百五十九

郵便電信

す、次で支那政府は天津に電報總局を設けて李鴻章を電信事務總裁に任じ、大北電信會社と電線架設に關する特約を結び福建省天后宮より鼓山を経て南台及馬尾に達する電線を架設し、千八百八十一年十二月には天津上海間の電信開通し(天津北京間開通は)千八百八十二年には上海より揚子江沿岸を通じ漢口に至るの電線架設を起し、同年中鎮江、南京に達し千八百八十四年漢口迄通ずるに至れり。

千八百八十一年天津上海間電信線の開通するや、盛宣懷氏は商股募集の議を唱へ翌年四月支那政府の電信線を擧げて官督商辦中國電報商局に歸屬せしめ丁扶技師を招聘して經營稍宜しきを得同年五月にはワホップ會社 (Wa Hop Co.) 成立し千八百八十三年七月廣東九龍線を開通し翌年一月には香港との連絡を完成せり、而して上海より廣東に至る電信線は政府に依り建設せられ千八百八十四年開通し、同時に上海天津線を延長して山海關及保定府に達せしめ、更に支線を以て濟南より芝罘青島に至らしめ、千八百九十七年には恰克圖より蒙古を横斷して北京に達し歐洲との陸電連絡を遂げたり、蓋し支那政府に於て特に電線の架設を必要とせしは千八百八十四年清佛戰爭以後の事に屬す。

支那に於ける電政事務は千八百八十二年以來所謂官督商辦を採用し中國電報商局ありて政府監督の下に經營し來りしが、千九百二年新線の架設は改めて官辦に歸し電政大臣を特設し千九百六年更に郵傳部の設立と共に之れが管轄に移れり、然るに通信事務の民營は其料金の輕減を肯んぜず、電報の發達を阻害する所か尠らずとなし、千九百八年各省官營の電信を共に擧げて官辦となし中國電報商局に對しては電株百元に付き百八十元を支給し合計三百九十六萬元を以て之れを買收し終れり(中國電報本金は其の初め六十萬元なりしも漸次増資して)而して各省官線は、東三省其他數省に於て官電局を設け省内必要線を開通せるものにて一時官民二局相並立するの狀を呈せしが、民營線と共に一律國有となれり。

電政の組織

哩に達す、主なる電信線路の延長哩數及建設年次の如し。

重なる陸上電信線路並建設年表

Table with 4 columns: 電信線路, 建設年, 哩數. Lists specific telegraph lines and their construction years and lengths.

支那電信線哩數統計

Table with 5 columns: 省名, 有線無線合計, 陸上線, 海底線, 合計. Provides a statistical summary of telegraph lines by province and type.

廣東	六八一	六九	九八五七〇〇	五四・六六	九九一・六六	一二、三三〇〇
廣西	四一	四一	六一七二〇〇	—	六、七二〇〇	六、六六三〇〇
四川	四九	四九	一〇、四九三〇〇	—	一〇、四九三〇〇	一三、四六三〇〇
雲南	三七	三七	九、六五三〇〇	〇〇・六	九、六五三〇〇	一一、六三四〇〇
貴州	一七	一七	三、六一五〇〇	—	三、六一五〇〇	四、一三七〇〇
陝西	一九	一九	四、六五〇〇	—	四、六五〇〇	五、八三二〇〇
甘肅	二一	二一	五、九九五〇〇	—	五、九九五〇〇	七、九六九〇〇
新疆	二〇	二〇	二、二二〇、八四〇〇	—	一〇、八一四〇〇	一〇、八一四〇〇
蒙古	六	六	二、五九三〇〇	—	二、五九三〇〇	五、一八六〇〇

(註) 一支那里は約三分の一哩に當る

陸上電信線路分布狀況

- 一、京滬—北京上海間
 - 北京、通州、天津、德州、臨清、濟南、台兒莊、宿遷、清江浦、江都、丹徒
 - 武進、無錫、蘇州、上海
- 支線
 - (イ) 天津—保定
 - (ロ) 德州—濟南
 - (ハ) 濟南—周村—益都—濰縣—沙河—掖縣—黃縣—蓬萊—煙台—威海衛
 - (ニ) 沙河—膠州—青島
 - (ホ) 濟南—泰安—濰陽—濟寧
 - (ヘ) 濟南—韓莊
 - (ト) 濟寧—曹州—開封
 - (チ) 台兒莊—徐州—宿遷
 - (リ) 清江浦—海州—青口—沂州
 - (ニ) 揚州—仙女廟—泰州—如皋—南通
 - (ホ) 無錫—江陰—福山—許浦口—劉河—上海—許浦口—常熟—劉河—崇明
 - (チ) 上海—吳淞
- 二、滬粵線—上海、廣東間
 - 上海—蘇州—嘉興—杭州—紹興—蘭谿—衢州—浦城—建甌—延平—水口—福

- 州—馬尾—興化—莆田—新塘—龍溪—潮安—海豐—惠陽—石龍—廣東
- 支線
 - (イ) 蘇州—南潯—嘉興—平湖—乍浦
 - (ロ) 紹興—餘姚—寧波—鎮海
 - (ハ) 蘭溪—金華—縉雲—永嘉
 - (ニ) 新塘—廈門
 - (ホ) 潮安—汕頭
 - (ヘ) 石龍—東莞—新安—九龍—香港
- 三、滬川線—上海、重慶間
 - 上海—蘇州—武進—丹徒—南京—蕪湖—大通—殷家匯—九江—武穴—黃石港
 - 黃岡—漢口—漢陽—仙桃—沙市—白洋—宜昌—歸州—巫山—奉節—萬縣—重慶
- 支線
 - (イ) 蕪湖—宣城—屯溪
 - (ロ) 殷家匯—安慶—合肥—壽—鳳陽—壽—正陽關
 - (ハ) 九江—南康—南昌—樟樹鎮—臨江—吉安—贛州—南安—大庾嶺—南雄—曲江—英德—三水—英德—連山
 - (ニ) 黃石港—大冶
 - (ホ) 漢口—武昌—蒲圻—羊樓—臨湘—岳州—湘陰—長沙—湘潭—衡州—永州—桂林
 - A、長沙—醴陵—萍鄉
 - B、長沙—益陽—常德—辰州
 - (イ) 仙桃鎮—新堤—臨湘
 - (ロ) 白洋—宜都—枝江—長陽
 - (チ) 歸州—巴東—施南—利川—來鳳
 - (リ) 瀘州—永寧—畢節—威寧—宣威—曲靖—馬龍—雲南
 - A、畢節—大定—貴陽
 - B、瀘州—叙州
 - C、瀘州—貴州—成都—雅州—打箭爐
- 四、京漢線—北京、漢口間

- 北京—涿州—保定—定州—正定—順德—彰德—衛輝—鄭州—鄭城—信陽—武勝關—孝感—漢口
- 支線
 - (イ) 順德—廣平—大名
 - (ロ) 道口鎮—衛輝—清化—懷慶—洛陽
 - (ハ) 開封—鄭州—洛陽—陝州—潼關
 - (ニ) 鄭城—朱仙鎮—開封
 - A、鄭城—周家口
 - (ホ) 孝感—德安
- 五、京滬線—北京、海關泡間
 - 北京—天津—大沽—北塘—蘆台—唐山—灤州—山海關—錦州—營口—遼陽—奉天—鐵嶺—伊通—吉林—伯都訥—齊齊哈爾—墨爾根—愛琿—海蘭泡
 - 支線
 - (イ) 北京—古北口—熱河—平泉—建昌—朝陽—新民屯—奉天
 - A、朝陽—錦州
 - (ロ) 營口—復州—大連—旅順
 - (ハ) 遼陽—鳳凰城—安東—義州(朝鮮)
 - (ニ) 吉林—寧古塔—薩奇庫站—琿春—海參崴
- 六、京蒙線—北京、恰克圖間
 - 北京—居庸關—懷來—宣化—張家口—庫倫—恰克圖
- 七、京新線—北京、綏定間
 - 北京—保定—正定—平定—太原—平遙—趙城—平陽—侯馬—蒲州—潼關—西安—涇州—平涼—固原—蘭州—涼州—甘肅—肅州—玉門—安西州—哈密—吐魯番—迪化—綏來—庫爾喀喇烏蘇—綏定(伊犁)
 - 支線
 - (イ) 西安—龍駒寨—荊紫關—老河口—襄陽—荊門—荊州
 - A、荊紫關—鄖陽
 - B、荊門—安陸
 - (ロ) 固原—寧夏
 - (ハ) 吐魯番—焉耆—庫車—溫宿—巴楚—疏勒—克什米爾

- (ニ) 迪化—古城
- (ホ) 庫爾喀喇烏蘇—塔城
- 八、粵漢線—廣東、緬甸間
 - 廣東—佛山—三水—肇慶—德慶—梧州—潯州—橫州—南寧—隆安—百色—劉隆—廣南—開化—蒙自—臨安—通海—雲南—楚雄—大理—永昌—騰越—蠻允—緬甸
 - 支線
 - (イ) 南海—順德—香山—新會—新寧—三夾海口
 - (ロ) 梧州—平樂—桂林—柳州—慶遠
 - (ハ) 橫州—靈山—廉州—北海
 - A、廉州—安鋪—化州—高州
 - B、安鋪—遂溪—雷州—徐聞—瓊州
 - C、廉州—欽州—防城—東興—安南
 - (ニ) 南寧—太平—龍州—鎮南關
 - (ホ) 蒙自—蠻耗—河口—老開
 - (リ) 雲南—元江—他耶—普洱—思茅

海底電信

支那に於ける海底電信線は支那政府所有、中外合辦及外人所有の三種あるも、支那政府所有のものには僅かに徐聞海口線、上海芝罘大沽線及芝罘大沽間副線の三線あるに過ぎずして、其他は多く外人の經營に屬し、合辦線としては中日合辦芝罘大連線あるに過ぎず、千九百二十年九月末に於ける總延長一、〇〇二・五三海里(外に海底線四六哩)あり。

(一) 支那政府所有線

- 一、徐口線—廣東省徐聞より海南島海口に至るものを稱し、千八百八十四年大北電報公司の代設に係る。
- 二、滬煙沽正線—上海より芝罘、大沽に至る單線にして、千九百年義和團事變に際し支那陸上線不通となり北京天津上海方面との通信杜絶するや、大北、大東二電報公司是支那政府の特許を待たずして建設せるものに係る、其後支

渉の結果支那は二公司と借款の形式を採り元金二十一萬磅を以て贖回せり、但し償還未済期間内は債權會社に於て該電信事務の委任經理に任ず

三、煙沽副線—前記煙沽正線中芝罘、大沽間の副線を成すものにして、千九百一年第二線と同じく大北、大東二公司より元金四萬八千磅を以て借款贖回せるものなりとす。

(二) 外支合辦線

中日合辦煙大線—芝罘より大連に至るものとす、其初め露國の建設せるものにして、日露戦後我邦の所有に歸し日支交渉の結果中日合辦となるものにして、支那海面に於ける七海里半は支那の所有に屬し、其他は日本に屬す。

(三) 外人經營線

- 一、英國大東電報公司 (Eastern Extension, Australasia and China Telegraph Co.) 經營線
 - (イ) 香港、上海、汕頭、廣州、香港、汕頭、廣州、香港、汕頭、廣州
 - (ロ) 汕頭、上海、香港、汕頭、廣州、香港、汕頭、廣州
 - (ハ) 香港—ボルネオ—新嘉坡、歐洲線
 - (ニ) 香港、檳榔嶼、新嘉坡線
 - (ホ) 香港、海防線
- 二、丁抹大北電報公司 Great Northern Telegraph Co. 經營線
 - (イ) 香港、廈門線
 - (ロ) 廈門、上海線
 - (ハ) 上海、長崎線
 - (ニ) 廈門、タルラン (Tuaran) 海防線
- 三、佛國經營線
 - 廈門鼓浪嶼、海防線
- 四、米國太平洋商務電報公司 (Commercial Pacific Cable Co.) 經營線
 - (イ) 上海、馬尼拉線
 - (ロ) 香港—馬尼拉—「ケアム」—桑港線
- 五、日本經營線
 - (イ) 上海、長崎線
 - (ロ) 福州、台灣(淡水)線 (其初め支那の所有に係り電線破損して久しく修理

する能はず我邦に於て十萬元にて買収せり。

- (ハ) 大連、佐世保線
- (ニ) 旅順、芝罘、威海衛線
- 六、獨逸大德和電報公司 (Deutsche-Niederländische Telegraphen Gesellschaft.) 經營
 - (イ) 芝罘、青島線
 - (ロ) 青島、上海(吳淞)線
 - (ハ) 上海(吳淞)約波 (Yan) 線
 - (備考) 芝罘、青島、上海間海底電線は日露戦争に際し我邦の占領管理に屬せしものなるも、山東條約により我邦が青島佐世保間海底電線布設の爲め利用せる部分を除き其他の總ての權利、特權は悉く之れを支那に歸管することゝなれり。

外人經營海底電線の起終點表

起點	終點	經營者又は管理者	起點	終點	經營者又は管理者
太沽	芝罘	大東大北	香港	福州	大東
芝罘	上海	同上	香港	廈門	大北
芝罘	大連	日本	香港	澳門	大東
芝罘	威海衛	英國	香港	マニラ	同上
上海	マニラ	太平洋	香港	新嘉坡	同上
上海	ヤップ	日本	香港	西貢	同上
上海	長崎	同上	香港	勤勤(婆羅州)	同上
上海	福州	同上	廈門	叻倫	佛國
上海	長崎	同上	淡水	福州	日本
上海	廈門	同上			
吳淞	廈門	同上			
香港	馬尼拉	上海、馬尼拉線(太平洋商務電報公司)			
香港	新嘉坡	香港、新嘉坡線(大東電報公司)			
香港	安南線	香港、安南線(大北電報公司)			
香港	馬尼拉	香港、馬尼拉線(太平洋商務電報公司)			
福州	台灣	福州、台灣線(日本)			

廈門、安南線(大北電報公司)

在支外國海底電信會社の内容

大北電報公司 (Great Northern Telegraph Co.) は丁抹人の經營に係り、本店を「コペンハーゲン」(Copenhagen) に設け、李鴻章の電信事務總裁となる本公司と電線架設に關する特約を結び殆んど支那電信線の獨占權を有せり、現時本公司經營の海陸電線は「フワロー、アイランド」英國、丁抹、佛蘭西、瑞典「フィンランド」、露西亞、西比利亞、日本、支那及香港各地との連絡を有す。

大東電報公司 (Eastern Extension, Australasia and China Telegraph Co.) は英國人の經營に係り香港、印度支那、南洋諸地方と上海との間に數條の海底電線を有し大北電報公司と共に極東に於ける通信上重要な地位を占む、千八百八十三年前に於て支那海底電線は陸上電線と共に殆んど大北電報公司の獨占到屬せしが、同年中大東電報公司は之れが競争者となりて現はれ、香港、福州、上海間を連接する海底電線を架設し、次で千八百八十五年英國の巨文島を占領するや、同島と諸鞍島 (Saddle Island) との間に海底電線を布設せしが其後兩社の協定成れり。

外國海底電線との連絡地點表

連絡地點	連絡海底線
大連	九州、佐世保線
芝罘	芝罘、旅順線
吳淞	上海、長崎線(大北電報公司)
同	上海、廈門、香港線(大北電報公司)
同	上海、長崎線(日本)
同	上海、福州、香港線(大東電報公司)

電報符號及料金

元來支那文字は其語音單音にして同音多く之れを電信に用ふるに適せず、其創業當時遅延甚だしく殆んど用に堪へざりしが、ヘンリイなる者

所謂數字通信法を發見し大に支那電政の發達に貢獻せり、數字通信法とは數字を以て漢字に代用するの法にして漢字典の字畫順序に従ひ逐一之れに番號を附して區別す、即ち一畫より始まり一〇〇七〇〇七〇〇〇正等順次其號數を追加し十七畫^九に至りて止む、之を碼號と稱し電報局は電報新編と名くる電報用字典を作りて發賣す、猶ほ碼號の外暗號を用ふるを得、之れを暗碼又は密碼と稱し、之れに對し碼號を明碼と云ふ、但し多く支那人の用ふる所にして外國人は本國語を、日本人は羅馬綴を使用する者多し。

電報料は其初め土地の遠近に依り一字五分乃至四角の差ありしが、千九百八年葡萄牙に萬國電政公會開催され電政局督辦周萬鵬の之れに出席するや、支那電報料の高價に過ぐるを知り電報料約二割を減ぜしが、尙ほ一省を隔つる毎に三分を増徴するの追加制を廢する能はず、遠隔の省に至るには一字三角以上を要せり、其後千九百十二年六月劃一電價目辦法を制定し初めて電報料の大輕減を行へり、之れ現行料金なりとす、尙支那政府は一九二二年陸上電報料金の改正を行へるが各省の反對に依り中止せり。

陸上電報料金

一省内往來の華文電報	每字	六分
各省往來の華文電報	同	一角二分
華文暗號電報	同	五割増
洋文電報	一語	五割増
支那政府官報、明碼、密碼に論なく	每字	普通料金の半額
華文新聞電報(全國を通じて)	同	三分
洋文新聞電報(全國を通じて)	同	六分

上海、福州、廈門、香港四埠往來の電報は大北電報公司に於て料金を同じくす、猶ほ支那政府電報は官報免費辦法に於て一等電報(大總統、副總統、參議院、國務院、各部、參謀本部、各省督軍、海軍總司令、海軍左右司

郵便電信

令、長江水師總司令、各公使、各領事、各專使の公電の官印あるものに限り半額とし、其餘の長官、各團體、各官署は法定機關たる否とに論なく全費を徴収すとせり。

外國電信局料金

次に上海大東、大北兩電信局は一九二三年一月一日より電報料金を改正し實施する旨一九二二年十二月三十一日發表せるが、右規定に據れば電報料金は佛國貨幣を以て計算する事とし、每一法は華幣三角七分の換算率を以てすべく、ローマ字一語十五字を以て一語とす、各地方への新定價表左の如し。(單字毎字計算)

Table of international telegraph rates for various regions including Europe, Japan, and others, listing rates in Yen and Sen.

日本電報局料金

片假名七字を一語とし最低三語分を課す
日本各地 三角
北京、天津、芝罘 一角八分
香港 一角八分
新聞電報日本各地 一角二分

無線電信

支那に於ける無線電信創設は千九百五年當時北洋大臣たりし袁世凱が伊國海軍少佐「グラス」氏を招聘し上海電報總局より學生を選抜し天津に於て技術を學習せしめたるを以て初めとす、其後「グラス」氏を通じて購入せる「マルコニー」式機械 (The Marconi system) (通信距離百五十哩) の到着するや之れを海圻、海容、海壽、海琛の四軍艦に据付け學生をして實地練習を爲さしめたり。

在支無線電信局所在地

(一) 中國自管の無線電信

Table listing wireless telegraph stations in China, including location, manager, call number, distance, and equipment details.

收し上海電報局内に移せり。

其後千九百九年滿貝勒の歐米視察の途獨逸に至るや、「シーメンス」會社は一行を「ナウエン」無線電信局に案内し實地に其効力の卓越せるを試験すると共に同會社の「テレフンケン」式機械 (The Telefunken system) 一基を贈與せり、之れ北京東便門外の無線電信機なりとす、次で「シーメンス」會社は機械賣込の手段として千九百十年許可を得て北京南京兩處に無線電信機を造設し通信試験を行ひしが、成績良好にして海軍部の買収する所となり専ら軍用に供せり、然るに革命亂に際し南京及吳淞、(江蘇省建設) 兩無線電信局共に破壊せられしが北京無線電信局は之れを交通部に引續ぎ、更に「テレフンケン」式一基を購入して、張家口に設け軍用に充てたり、其後千九百十三年交通部は陸海軍部及參謀本部と協

議の上獨逸より「テレフンケン」式八台を購入し各海口、邊疆其他内地重要な地に分設せんとせしが、此の中完成せるは吳淞、廣東、武昌、福州の四箇處にして其他の四台は歐洲戰亂に會して輸送不能となり今に至り。

支那無線電信機は上述の如く大部分獨逸の「テレフンケン」式なるも歐洲戰亂以來英米機械を据付けるに至れり、而して目下支那に於て無線電信機の据付けあるは合計四十六箇處あるも、支那所有に屬せるは二十六箇處にして、日本の管理するもの十二ヶ所、佛國三ヶ所、英國二ヶ所、米國二ヶ所、露國一ヶ所なり、茲に支那各地の電臺及び其電力の大小電波の長短等を主權所有別によつて分別列擧すれば左の如し。

郵便電信

洛陽	同	XYL	六〇〇	一、三〇〇	五	同上	一千二百或一千六百
崇州	同	YNP	六〇〇	一、三〇〇	五	同上	一千六百或二千一百
汕頭	同	XOW	六〇〇	一、三〇〇	五	同上	六百、一千二百或二千
福州	同	XEM	一、二〇〇	一、三〇〇	二五	真空發火式	三千或五千
烏魯木齊	同	XEK	一、二〇〇	一、三〇〇	二五	同上	同上
包頭	同	XOP	三〇〇	三〇〇	五	真空玻璃管式	九百
雲南	雲南省政府	XOM	三、〇〇〇	六、〇〇〇	一〇	真空玻璃管式	一萬〇五百
奉天	滿洲無線電局總辦	XOH	一、五〇〇	二、〇〇〇	一〇	同上	三千
營口	同	XOJ	三〇〇	六〇〇	一五	同上	二千五百
齊齊哈爾	同	XOT	三〇〇	六〇〇	一	同上	六百
長春	同	XOK	一、二〇〇	三、〇〇〇	二	同上	同上
庫倫	蒙古人及過激黨人	XRG	一、二〇〇	三、〇〇〇	二五	同上	同上

(二) 日本主管の無線電台

北京	中日共管	RPN	一、〇〇〇	二、〇〇〇	一五	通信省低速發火式	三百、六百或一千八百
天津	日本陸軍部	XYZ	二〇〇	五〇〇	八	高速傳達式	七千五百或一萬六千
秦皇島	同	RIS	二〇〇	五〇〇	一〇	通信省音樂發火式	三百、六百或一千八百
滿洲里	同	RSW	四〇〇	一、二〇〇	一〇	同上	同上
公州	同	RLH	四〇〇	一、二〇〇	一〇	同上	同上
龍井	同	RLD	四〇〇	一、二〇〇	一〇	同上	同上
遼陽	同	RIC	四〇〇	一、二〇〇	一〇	同上	同上
遼寧	同	RLB	二〇〇	五〇〇	八	同上	同上
大連	同	RLG	二〇〇	五〇〇	八	同上	同上
大連	同	JDA	四一〇	一、二〇〇	一〇	同上	同上
旅順	同	JDB	二〇〇	四、〇〇〇	三五	同上	同上

(三) 佛國主管の無線電台

上海	佛國領事館	FPZ	二〇〇	七〇〇	七	電氣樂音發火式	六百或九百
廣州	佛國陸軍部	PWA	一五〇	四〇〇	五	樂音發火式	六百或一千
香港	英國海軍部	VPS	一五〇	四〇〇	五	マルコ孤光發火式	六百或一千八百
香港	同	BXY	一五〇〇	三、〇〇〇	三〇	同上	三千、四千或五千
北京	(五) 米國主管の無線電台	NPP	一、八〇〇	三、二〇〇	三〇	ニフワタレーホルン孤光發火式	三千、四千或五千
上海	米國領事館	同上	同上	同上	同上	同上	同上
哈爾濱	(六) 露國主管の無線電台	BH	六〇〇	一、四〇〇	一五	テレフォンケン熄火式	二千四百

電話

支那の電話事業は一英人が上海租界に於て開設したるを以て初めとし、當初料金を徴收せず三箇月間試用の後毎月一元宛徴收し尋いで毎年遽増し商民の使用する者均しく其利便を賞せり、其後漢口、厦門及各開港場の外國商等之れに倣ひ架設許可を要求する者ありしが、千八百九十九年七月電政大臣盛宣懷は電報局をして電話を試辦せしむると共に、商款商辦を勸誘し、同年十一月廣東天津北京相前後して電話の開設を見るに至り、之れ支那電話の濫觴なりとす、而して支那電話事業發達の沿革は略ぼ之れを三期に區分し得べく、千八百九十九年以前は即ち第一期に屬し公衆電話としては僅かに開港場租界内に開設され、其の他は各省官衙に於て専用電話を設けし處ありしに過ぎず、第二期は千八百九十九年電報局の電話試辦より千九百十年電報局編成迄の間に於て北京天津廣東太原等に開設され郵傳部の新設と共に其管理に歸せり、又第三期は千九百十年電報局編成後今日に至る間を稱し、部辦、省辦、及商辦の權限

を規定し各省官商を勸誘して電話事業の普及に努め北京、天津、上海、太原、廣東五箇處の電話を部辦(郵傳部經營使用)とし、河南、安慶、長沙、南京、蘇州、貴陽、奉天、濟南、長春、安東、齊齊哈爾十一箇處は省辦(使用戶數一、二九九)たらしめ、福州、武漢、厦門、南昌は商辦(使用戶數九〇〇)となせり、爾來電話の開設せらるゝもの益多く、重慶、鎮江、成都、無錫、雙城等に及びしが千九百十三年交通部成立してより電話の整理改良に着手し、漸次部辦に改むるの方針を採れり。

度量衡

度量衡略史

支那の度量衡は有史以前其制を設けたりと傳へられ、又記録に依るも虞舜三代より後世歴代之れが制度の設定を見たりしも稀に傳はる度の尺銅、量の嘉量、衡の權の如き標準古器も所謂『器に輕重あり質に張縮あり』製造粗にして以て嚴正なる標準となす能はざる所なり。

漢書『律曆志』に度量衡制度を記述せる以來歴代の史書皆大率之を載せ史實上相當の記録を有し、殊に清の康熙帝に於いては翰林官に命じて『數量精蘊』『律呂正義』を監修せしめ歴代度量衡に考證し其比較を定むること詳細を極めたりしも、是れ單に制度の完美を誇る一種表面の裝飾に過ぎざる場合多く、直ちに以て官民共に之に準據勵行せられたるものと斷すべからざるものあり。

上古度量衡の制度を定むるに當りては、其標準として農産物の黍を單位となせること彼の泰西に於けるグリーンが小麦に準を取りしこと、東西其範を一にする所にして、支那に於ては此外音律と關係を結び付け居るは如何にも東洋風にして神秘的なりと謂ふべし、即ち黄鐘の音を發すべき管の長さ、容積、重量と關係を有するものとし、黍を準とするものは黍粒の中心のもの一粒の長さを基準一分とするの法なり、之れを縦に連ね或は横に並べ一尺を裁定せるものに縦黍尺、横黍尺あり、今『律呂正義』にて考定せし歴代の尺度を明清の政府標準尺なる營造尺に相比すれば次の如し。

清 營造尺 一尺＝黃帝縱黍尺一尺
 同 夏尺一、二三四五尺

用ひし衡を庫平と稱し漢代に在りては、

黍 一、二〇〇粒の重量＝一二銖
 二四銖 一兩
 十六兩 一斤
 三〇斤 一鈞
 四鈞 一石

と算せり、權も又時代の遷移と共に増大し、古秤は今秤の三分の一或は十分の六に當るを見る、唐代に至り銖の名稱を廢し、

一〇錢 一兩
 一六兩 一斤

の制を裁用し、後世皆此錢法を用ひたり。

之を要するに支那の度量衡は上古黃帝時代に淵叢を發し、漢周時代に著しき發達を遂げ、降つて清の乾隆帝時代に大成を告げたるものにして更に清末に至り、漸く外國關係等複雑し來りたる爲め度量衡の劃一は頗る急務となりたるを以て光緒三十一年（一九〇五年）度量衡改正の上諭を發し、各省に命じて其の調査をなさしめんとしたるも、時漸く清朝の威令衰微し來りたる際とて各省の督撫も其命を奉ぜず遂に上諭も一片の空文に歸せり、然れども中央政府の權度改革の意圖は之を以て終熄せず、更に光緒三十二年農工商部及度支部に命じ六月以内に完全なる度量衡制度を樹立せしめんとし、各部に於いて努力の結果新制の勅許を得るに成功せるも其後六年を経て清朝瓦壞の悲運に會し、其企圖も中折するの運命に陥れり。

民國成立するに及び權度條件を民國三年三月三十一日を以て公布せられたるが、未だ其實施を見ざるに先ち之を改訂し、民國四年一月六日更に法律を以て之を公布せられたり。次に掲ぐる權度法即ち是なり。

權 度 法
 第一條 權度は萬國權度公會の制定に係る白金イリヂニウム合金製の公尺公斤原器を以て標準となす

度量衡

同 商尺〇、九八七六五尺
 同 周尺一、五四三二尺
 同 漢尺一、一一一尺
 同 唐尺〇、九八七六五尺
 同 宋尺一、〇〇〇〇〇尺

清の農工商部は『律呂正義』及倉場衙門所藏の鐵斗に依り營造尺一尺は三十二センチメートルなることを測定し、之を度の準と定め民國政府の權度法に於ても亦之を採用したり。

量の基幹は黍千二百粒を容る、黄鐘の容量にして之を一俞と名づく、各單位との關係を漢書『律曆』表並に唐『六典』に次の如く誌すを見る。

黍一、二〇〇粒 一俞
 二俞 一合
 一〇合 一斤
 一〇升 一斗
 一〇斗 一斛

清は俞の名稱を廢し勺を以て之に代へ更に二斛を以て一石となすの制を定めたり。

嘉量法器とは歴代量器の標準原器にして漢の玉莖の初始元年（紀元八年）の銘あるもの現存中の最古品に屬す、其形狀は『西清古鑑』に誌す所にして三個の圓筒を以て成り中央の圓筒大にして左右は耳の如く取付けあり、中央の大圓筒は斛の容量を有し左に附隨する小圓筒は升、右は合を示すものとし、清の乾隆帝も之に倣ひ乾隆九年之が製作を爲し御製の銘を刻し工部に儲藏せりと云ふ。

今玉莖即ち漢代所作の量器と清朝時代のものを比較するに漸次容積大となり康熙年間『數理精蘊』に規定する所は殆んど三倍以上に達するを見る。

衡は秤器を意味し權は分銅を謂ふ、上下より權を制定して衡の標準を作り今に秦漢時代の權傳はる、而して政府制定に依る中央の戶部銀庫に

第二條 權度は之を左の二種に分つ

甲 營造尺庫平制

長度は營造尺一尺を以て單位となし重量は庫平一兩を以て單位となす

營造尺一尺は公尺原器が攝氏寒暖計の零度の時に於ける首尾兩標點間の百分の三十二に等しく庫平一兩は公尺原器の百萬分の三萬七千三百〇一に等し

乙 萬國權度通制

長度は一公尺を以て單位となし重量は一公斤を以て單位となす

一公尺は公尺原器が攝氏寒暖計の零度の時に於ける首尾兩標點間の長さに等しく一公斤は公斤原器の重さに等し

第三條 權度の名稱及單位は左の如し

甲 營造尺庫平制

毫	〇、〇〇〇一尺	步	五尺
釐	〇、〇〇〇一尺	丈	一〇尺
分	〇、〇一尺	引	一〇〇尺
寸	〇、一尺	里	一八〇〇尺

地積	畝	六〇〇〇平方尺	單位
毫	〇、〇一畝		一〇〇畝
釐	〇、〇一畝		
分	〇、一畝		

容量	勺	〇、〇一升	斗	一〇升
勺	〇、一升	斛	五〇升	
合	一升	石	一〇〇升	
升	單位			
斗	三、六立寸方を以て一升となす			

重量	毫	〇、〇〇〇一兩	分	一〇釐	〇、〇一兩
釐	〇、〇〇一兩	錢	一〇分	〇、一兩	
毫	〇、〇〇一兩				

度量衡

兩 單位 斤 一六兩

攝氏寒暖計四度の時に於ける蒸餾水一立方寸の重量を〇、八七八四七五兩となす

乙 萬國權度通制

公釐 〇、〇〇一公尺
公分(一〇公釐) 〇、〇一公尺
公寸(一〇公分) 〇、一公尺
公尺 〇、一〇一公尺
公釐 〇、〇〇一公頃
公畝(一〇〇平方公尺) 單位 一〇〇公畝

地積

公撮 〇、〇〇一公升
公勺(一〇公撮) 〇、〇一公升
公合(一〇公勺) 〇、一公升
公升 單位 一〇公升

容量

公絲 〇、〇〇〇〇一公斤
公毫(一〇公絲) 〇、〇〇〇〇一公斤
公厘(一〇公毫) 〇、〇〇〇一公斤
公分(一〇新釐) 〇、〇〇一公斤
公錢(一〇公分) 〇、〇一公斤
攝氏寒暖計四度の時に於ける蒸餾水一立方公寸の重量を以て一公斤となす

重量

公兩(一〇公錢) 〇、一公斤
公斤 單位 一公斤
公衡 一〇公斤
公石(一〇公衡) 一〇〇公斤
公鐵(一〇公石) 一〇〇〇公斤

第四條 第二條に規定する甲乙兩制の比較は附表第一號の定むる所に依る

第五條 萬國權度通制の名稱は附表第二號に依り之を對照す

第六條 權度原器は農商部に於て之を保管す

第七條 農商部は原器に依り副原器四組を製作し一組は農商部之を保管し其餘は内務部財政部教育部に於て各一組を保管す

二、修理をなしたる後檢定を受けず又は其檢定に合格せざるもの

三、第十七條の規定に違反したるもの

第二十條 第十六條の規定に違反して檢査を拒みたる者は百元以下の罰金に處す

第二十一條 第十二條の規定に違反したる者は五十元以下の罰金に處す

第二十二條 本條に罰則の規定あるもの、外度量衡器の製作販賣及修理に關する犯罪は刑律に依り之を處罰す

第二十四條 本法の施行期日は教令を以て之を定む

附表第一號

營造尺庫平制萬國權度通制比較表

Table with columns for units (寸, 分, 釐, 毫, 厘, 毫, 厘, 毫, 厘, 毫) and conversion values for systems 甲 and 乙.

第八條 農商部は副原器に依り地方標準器を製作し各地方に頒布し檢定用に供せしむ

第九條 副原器は十年毎に一回原器に依りて檢定をなし地方標準器は五年毎に一回副原器に依り檢定をなすべし

第十條 各部は主管事務に就き第二條に規定する權度中其一種を指定し之を使用することを得

第十一條 第二條に規定する甲種の權度は必要に應じ農商部に於て其使用の範圍を制限することを得

第十二條 公私の賣買交換に關する契約書及一切の文書に記載すべき權度は第十三條に規定する以外の名稱を用ゐることを得

第十三條 權度統一の必要上檢定所及權度製造所を設くることを得權度檢定所及權度製造所は農商部に隸屬するものにして其組織は官制を以て之を定む

第十四條 全國公私用の權度器具は法令に依り檢定をなし其證印あるものにあざれば販賣及使用することを得ず

第十五條 權度器具の製造を營業とする者は農商部に稟請して特許を受くることを要す

第十六條 權度器具の販賣又は修理を營業とする者は所轄官署に稟請して特許を受くることを要す

第十七條 營業上使用する權度器具は凡て檢査を受くることを要す

第十八條 權度器具の種類、様式、物質、公差及使用の制限は教令を以て之を定む

第十九條 特許を受け權度器具の製作販賣又は修理を營業とする者にして本法に違反したる行為ありたるときは所轄官署は其特許を取消し又は營業を停止することを得

第二十條 左の各號の一に該當する權度器具は之を使用することを得ず但し法令に特別の規定ある者は此限にあらす

Table with columns for units (釐, 分, 釐, 毫, 厘, 毫, 厘, 毫, 厘, 毫) and conversion values for systems 甲 and 乙.

度量衡

公斤	二六、八〇八九三二七兩
公衡	一六七、五五五八二九斤
公石	一六七、五五五八二九斤
公鐵	一六七五、五五八二九斤

附表第二號 萬國通制名稱對照表

公釐	Millimetre	公分	Centimetre	公寸	Decimetre
公尺	Metre	公尺	Decametre	公引	Hectometre
公里	Kilometre				
地積					
公釐	Centiare	公畝	Are	公頃	Hectare
容積					
公撮	Millilitre	公勺	Centilitre	公合	Decilitre
公升	Litre	公斗	Decalitre	公石	Hectolitre
公乘	Kililitre				
重量					
公絲	Milligramme	公毫	Centigramme	公釐	Decigramme
公分	Gramme	公錢	Decigramme	公兩	Heclogramme
公斤	Kilogramme	公衡	Myriagramme	公石	Quintal
公鐵	Tonne, Milleur				

右權度法と同時に權度營業特許法公布せられ同年二月更に權度法施行細則並に官用權度器具頒發條例公布せられたり
今民國の新制と前清の度量衡制とを比較し其新法に依り改正せられたる要點を擧ぐれば左の如し

- 一、營造尺庫平制と萬國度量衡通制とを併用したること
- 二、營造尺及庫平の標準を萬國度量衡通制の原器に取りしこと
- 三、營造尺庫平制と萬國度量衡通制との比較を定めしこと
- 四、度量衡檢定所を特設するの規定を設けたること
- 五、度量衡製造所を設け官廳使用の度量衡を製造するの外民間使用の度量衡を擧ぐれば左の如し

- 度量衡をも販賣するの制を設けたること
六、度量衡の製造又は販賣若は修理を營業とする者は官廳の特許を要することとせしむること
七、度量衡中に曲尺、摺尺(疊み尺)、鍵尺、卷尺の制を設けたること
八、量の名稱に勺、合を加へ、量器を方圓二種とし、且鑿(とかき)の制を設けたること
九、衡器中に臺秤(磅秤)を加へ、天平、桿秤、臺秤の三種とし戲秤を廢止せること

前清法定度量衡

一、度

前清所定の標準尺たる營造尺は、宋時代の尺度に則り制定せられたる所にして工部に其原器を藏し、之と同型のもの各省布政司に頒布し、更に之を所謂府縣に頒布し基準とせり。尺度の名目は引、丈、尺、寸、分の十進法を用ふ。

口、量

前清時代の量器は營造尺にて三二、立方寸六分のものを一升とし、石、斗、升、合、勺の十進法を用ふれども五斗を一斛となし二斛を一石となすは我が制度と異なる點とす。量の原器は漕斛と稱し、戸部に藏せらるる地方頒布の方法は工部にて原器に照し鐵斛を造り、戸部より地方に頒布すること尺度の場合と同じ。

ハ、衡

清制に依る衡器は戸部に藏する庫平にして其名目は兩錢分厘とし其關係を示せば次の如し。

1斤 = 16兩 (Taels)
1兩 = 10錢 (Maos)
1錢 = 10分 (Candareens)
1分 = 10厘 (Lis)

一兩	二〇錢	三、七、三〇一瓦	我	一五九、九四四四
一錢	一〇分	三、七、三〇一瓦	我	九分九四四四
一分	一〇厘	〇、三、七、三〇一瓦	我	九厘九四四四

二、地積

一頃	一〇〇畝	六一四、四アール	我	六町一九五二
一畝	一〇分	六、一四四アール	我	六畝一九五二
一分	一〇厘	〇、六一四四アール	我	八歩五八五六
一厘	一〇毛	〇、〇六一四四アール	我	一步八五八五六

古來慣用の地積名稱は五尺平方を一步とし二百四十歩を一畝となす者あり。

(參照) 鑛區面積

支那鑛業條例

第十五條 鑛區の面積は方里及畝數を以て計算す、六十方丈を一畝とし四百四十畝を以て一方里と爲す(支那一丈は邦一尺七寸(一丈五寸六分)満鐵調査課訓)

海關所定度量衡

一、度

一尺	Chih	一〇寸	一四・一吋	我	一、一八一尺
----	------	-----	-------	---	--------

口、衡

一擔	Pieul	一〇〇斤	一三三、一七三封度	我	一六、一二七八四貫
一斤	Catty	一六兩	一、七三封度	我	一六、一二七八四匁
一兩	Tael	一〇錢	一、七三封度	我	一〇、一七九九匁
一錢	Mace	一〇分	一、七三封度	我	一、〇〇七九匁
一分	Candareen	一〇厘	一、七三封度	我	一、〇〇七九分
一厘	Li	一〇毛	一、七三封度	我	一、〇〇七九厘

一斤は Chin (Kin) or Catty と稱し、百斤を一擔 (Tan or picul) と稱す。更に前清に於いては度と衡との關係を示す爲め、一定金屬一立方寸(營造尺にて)の重量を定むること次の如し。

民國所定度量衡

一、度

一里	一、八〇〇尺	五七六メートル	我	五町二八
一引	一〇〇尺	三二メートル	我	一〇五尺六
一丈	一〇尺	三二デシメートル	我	一丈五六
一步	五尺	一六デシメートル	我	五尺二八
一尺	一〇寸	三二センチメートル	我	一尺〇五六
一寸	一〇分	三二ミリメートル	我	一寸〇五六

口、量

一石	二斛	一〇三、五四六八リットル	我	五斗七四〇一
一斛	五斗	五二、七七三四リットル	我	二斗八七〇〇五
一斗	一〇升	一〇、三五四六八リットル	我	五升七四〇一
一升	一〇合	一、〇三五四六八リットル	我	五合七四〇一
一合	一〇勺	一、〇三五四六九デシリットル	我	五勺七四〇一
一勺	一〇撮	一、〇三五四七センチリットル	我	五撮七四〇一

ハ、衡

一斤	一六兩	五九六、八一六瓦	我	一五九、九一〇四
----	-----	----------	---	----------

度量衡

度量衡

各地慣用度量衡

支那各地民間所用の度量衡は、各種各様にして同一都市郷内と雖も或は商賣商品に依り、或は所屬會館の異なるに依り各其基準を異にし、剩へ製作不完全の爲め複雑多岐を極め、到底其系統等を究明すること困難なるも、今支那主要各地に於て東亞同文書院學生が數年間に亘る實地踏査の報告に基づき、我國度量衡との比較を示せば次の如し。

廣東省

Table listing measurements for Guangdong (廣東省) including items like 排錢尺 (裁衣尺), 木匠尺, 普通用ふる尺, etc., with their respective units and conversion factors.

一三四四

潮州 (潮安)

Table listing measurements for Chaozhou (潮州) including items like 工尺, 裁衣尺, 排錢尺, etc., with their respective units and conversion factors.

瓊州 (海口)

Table listing measurements for Qiongzhou (瓊州) including items like 排錢尺, 裁衣尺, etc., with their respective units and conversion factors.

(參照) 香港に於ける度量衡 一八八五年香港政廳の規定せる所に從へば香港一尺を單位とし之を英尺度にて次の如く定む。

Table listing measurements for Guangxi (廣西省) including items like 裁衣尺, 庫平, 商會平, etc., with their respective units and conversion factors.

梧州 (蒼梧)

Table listing measurements for Wuzhou (梧州) including items like 裁衣尺, 木匠尺, 排尺, etc., with their respective units and conversion factors.

南寧 (邕寧)

Table listing measurements for Nanning (南寧) including items like 排尺, 九八尺, 九六尺, etc., with their respective units and conversion factors.

桂林

Table listing measurements for Guilin (桂林) including items like 木匠尺, 裁衣尺, 盤金尺, etc., with their respective units and conversion factors.

雲南省

Table listing measurements for Yunnan (雲南省) including items like 工尺, 一尺, etc., with their respective units and conversion factors.

(昆明)

Table listing measurements for Kunming (昆明) including items like 裁衣尺, 庫平, 商會平, etc., with their respective units and conversion factors.

河口

Table listing measurements for He Kou (河口) including items like 足尺, 東京尺, 新尺, etc., with their respective units and conversion factors.

蒙自

Table listing measurements for Mengzi (蒙自) including items like 舊尺, 米樹, 雜穀樹, etc., with their respective units and conversion factors.

東川 (會澤)

Table listing measurements for Dongchuan (東川) including items like 酒提, 香油提, 雜穀, etc., with their respective units and conversion factors.

昭通

Table listing measurements for Zhaotong (昭通) including items like 酒提, 香油提, 米, etc., with their respective units and conversion factors.

山東省

Table listing measurements for Shandong (山東省) including items like 裁衣尺, 粗布尺, 木頭尺, etc., with their respective units and conversion factors.

一三四五

度 量 衡

魯班尺 一尺||我貨尺(木匠用)
 米 用 一升||我一、二〇升
 雜穀用 一升||我二、〇〇升
 九七平法碼 一〇兩||我九五匁
 正才尺(裁尺) 一尺||我一、一九尺
 九五尺(正才尺の九寸五分に當る) 一尺||我一、一五尺(綢緞、洋布、雜貨用)
 魯班尺 一尺||我一、〇二尺
 斗量亂雜にして一定の標準と見るべきものなし
 官平は九七平にして約我九五匁と見るべく、天平即ち一般貨物用としては十六兩を一斤とするあり或は十八兩一斤とし小菜其他山貨取引に使用するものあり、鹽の取引には岳稱と稱せらるものあり普通二十六兩を一斤とし此外加二、(百二十斤を一擔)加三稱(百三十斤を一擔)あり

大和鎮 (瀧南)

才尺(裁衣尺) 一尺||我一、一七尺||一、一九尺の二種
 商務尺(官尺、九七尺) 一尺||我一、一六尺(綢緞、洋布用)
 九五尺 一尺||我一、一四尺
 一升(四分の一を一筒と) ||我一、二升
 一升(云ひ竹筒を用ふ) ||我一、二升
 九七銀平 一〇兩||我約九五匁
 天平 一斤||我一、五二匁

射 浜 度

天平の標準は理論上、上記の如くなるも實験に依れば各店舗に備付けのものは左の如く區々にして標準に合せず
 麻布舖用 一六三匁 猪肉舖用 一六〇匁 藥材舖用 一五五匁
 糖食舖用 一四七匁 茶舖用 一五五匁 醬油舖用 一四七匁
 加稱二〇兩一斤(小菜綿花) 十五兩一斤(葉煙草)
 二十四兩一斤(綿糸)
 公議尺 一尺||我一、一七尺(綢緞、棉布用)
 眞鍮製にして公議尺或は官尺の刻印あるものを正確とするも、自家製の竹尺我一、一五尺のものを用ふるあり
 裁尺 一尺||我一、一七或は一、一六尺
 九七尺 一尺||我一、一四尺(官尺の九七)

一三四八

潼 川 (三合)

魯班尺(九五尺) 一尺||我一、一尺
 米 用 一升||我一、三升||三、三斤
 雜穀用 一升||我一、四三升
 天 平 一斤||我一六七、五||一四〇匁
 加稱十七兩六錢一斤(花椒類)
 十八兩 一斤(棉花十斤を一個とし取引の建とす)
 二十兩 一斤(鹽卸賣小菜)
 官尺(公議尺) 一尺||我一、一六尺
 魯班尺(官尺の九五) 一尺||我一、一尺
 米 用 一升||我一、三三升
 樹の正しきものは「官升頒行」の四字を四面に一字宛刻し官の字の面には更に「縣正堂示」の四字を刻するものにして上面小にして下面大なるものを用ひ一斗、一升、半升、四半升、一合の五種の樹あり

中 江 度

九七銀平 一〇兩||我九五匁
 天 平 一斤||我一五〇||一七〇匁
 正才尺(裁尺) 一尺||我一、一六||一、一七尺
 官 尺 一尺||我一、一六(綢緞用)
 ||我一、一五(六尺)(土布洋布用)
 魯班尺(九五尺) 一尺||我一、一尺
 米 穀用 一升||我一、四升||三、五六斤(上米)
 天 平 一斤||我一五〇||一六〇匁
 加二稱二〇兩一斤(鹽用) 一尺||我一、一六尺(綢緞用)
 裁 尺 一尺||我一、一五||一七尺(土布洋布用)
 ||我一、一五||一七尺(木匠用)
 魯班尺 一尺||我一、一(木匠用)
 木匠は通常六尺のものを自製す従つて標準に遠きこと約二寸に達するものあり
 ||一升||我一、二升||四筒
 米一斗は三二斤あり樹には一斗、一升、二筒、一筒、半筒の五種

成 部 度

あり
 天 平 一斤||我一五〇
 裁 尺 一尺||我一、一(六)七尺
 公議尺(貨尺、布正尺)同 上
 魯班尺(匠尺) 一尺||我一、一
 一升||我一、二升
 米の一斗は三十斤あり

双 流 度

天 平 一斤||我一五〇||一六〇匁
 才 尺 一尺||我一、一四(五)尺
 魯班尺 一尺||我一、一尺
 一升||一、三升||三、六斤
 天 平 一斤||我一五〇||一六〇匁

新 津 度

量、衡とも双流縣と同様なり
 正才尺 一尺||我一、一七尺(布帛賣買用)
 ||我一、一五(六)尺(裁縫用)

名 山 度

正 方 尺 一尺||我一、一六尺(綿布、綢緞及裁縫用)
 魯班尺 一尺||我一、一尺正才尺の九五
 米 用 一升||我一〇、七升||二斤
 樹には一斗、一升、半升、一碗(四分の一升)の四種あり
 普通取引には天平を用ふ
 一五〇斤を一〇〇斤とするものを截半稱(節半稱)と云ひ茶药材に用ふ一〇〇斤を一〇〇斤(即ち一擔)石炭

雅 安 度

正 方 尺 一尺||我一、一六尺(裁縫用)
 九 七 尺 一尺||我一、一四尺(綢緞洋貨用)
 魯班尺 一尺||我一、一尺(正才尺の九五)
 米 用 一升||一、四升||三、八斤
 一般に天平を用ふるも藥材商には十七兩六錢、十八兩、二十四兩(節半又は截半稱)三十二兩(双天平)等の加稱を用ふ、茶は一三〇斤を一擔とす

天 全 度

正才尺 一尺||我一、一七尺(用途前各地に同じ)
 九七尺 一尺||我一、一四(五)尺
 魯班尺 一尺||我一、一尺
 米 用 一升||我一〇、六五升||一、八斤
 天 平 一斤||我一五〇||一五五匁
 正才尺 一尺||我一、一六(七)尺
 公議尺 一尺||我一、一四尺(布帛用)
 魯班尺 一尺||我一、一尺
 一升||我一、五升||三、八斤

瀘 定 度

正 方 尺 一尺||我一、一七尺
 九 五 尺 一尺||我一、一二尺(綿布綢緞用)
 魯班尺 一尺||我一、一尺
 米 用 一升||我一、三升||三、二斤
 一般に天平を用ふるも茶商人は

打 箭 鐘 (康完)

天金商人 双天平 三十二兩一斤
 功際商人 一〇四斤を 一擔
 雅州商人 一三〇斤を 一擔
 名山、榮經商人 截半稱 二十四兩一斤

泥 頭 度

官 尺 一尺||我一、一〇尺
 裁 尺 一尺||我一、一一尺
 魯班尺 一尺||我一、一〇尺
 米 用 一升||我一、一升弱||二、五斤
 天平を用ふ

漢源度	正才尺	一尺 我一、一六(七)尺
魯班尺	一尺 我一、一〇尺強	
米用	一升 一、一〇升弱 二、八斤	
一般に天平を用ふるも石炭は百二十斤を一擔药材中或種は節半稱即ち二十四兩一斤、藕粉は百四十斤を一擔とす		
樂山(嘉定)度	公議尺	一尺 我一、一三(尺)綱織洋布用)
魯班尺	一尺 我一、一六尺(裁衣用)	
公議尺	一尺 我一、〇九尺(營造尺)	
正尺	一尺 我一、一四尺	
魯班尺	一尺 我一、一七尺	
魯班尺	一尺 我一、一〇尺	
米用	一升 我一、一五升 三斤	
一般に天平を用ひ葯商人には加二加四、截平稱(前掲)を用ふるものあり		
灑度	公議尺	一尺 我一、一四尺
裁衣尺	一尺 我一、一三 一、一四尺	
魯班尺	一尺 我一、〇九尺	
米用	一升 我一、三五升 三、六斤	
普通天平を用ひ魚鳥獸肉、野菜類には二十兩一斤とす		
重慶(巴)度	公議尺	一尺 我一、一六尺
正尺	一尺 我一、一九尺	
魯班尺	一尺 我一、〇九尺	
河平	一升 我一、三升	
天平	一升 我一、一六〇匁	
正天平	一升 我一、一五四匁	
(天平の九四)		
棉花には十八兩一斤を用ひ野菜魚肉の賣買には二十兩一斤の大秤を用ふるあり		

蘭州(皋蘭)度	裁尺	一尺 我一、一六尺
木(工)尺	一尺 我一、〇四尺	
官斗	一升 我一、六二二升	
十六兩、一斤秤	一升 我一、五六匁(一般用)	
二十兩、一斤秤	一升 我一九五匁(白鹽、煙草用)	
三十二兩、一斤秤	一升 我三一二匁(羊毛、織物用)	
裁尺	一尺 我一、一六尺	
木(工)尺	一尺 我一、〇五尺	
十六兩、一斤秤	一升 我一、四升	
二十兩、一斤秤	一升 我一五五匁(一般用)	
木(工)尺	一尺 我一、一五九尺	
裁尺	一尺 我一、〇五〇尺	
木(工)尺	一尺 我一、四升	
官裁尺	一尺 我一五五匁	
木裁尺	一尺 我一、一七五(一般用)	
官斗	一升 我一、五七五(大工用)	
木斗	一升 我一、四二五升	
瓦亭度	漚布平	一尺 我一、五六匁
漚布平	一尺 我一、一六七尺	
木裁尺	一尺 我一、〇六〇尺	
木裁尺	一尺 我一、四升	
高家堡度	木(工)尺	一尺 我一、四四匁
裁尺	一尺 我一、一六尺	
木(工)尺	一尺 我一、〇五尺	
木(工)尺	一尺 我一、四二五升	
木(工)尺	一尺 我一、五八匁	
固原度	官裁尺	一尺 我一、一五八匁
木裁尺	一尺 我一、一六五尺	
官斗	一升 我一、〇五〇尺	
木斗	一升 我一、六七升	
木斗	一升 我一、五八匁	

涇州(涇阿)度	官布平	一斤 我一五六、八匁
官裁尺	一尺 我一、一尺(綱織土布用)	
木裁尺	一尺 我一、〇九九尺(大工用)	
官斗	一升 我一、二三六升	
樹は一斗並に一升の二種あり十八筒を一斗とし一筒は二斤、一升は三斤半なりとせらる		
白水度	漚布平	一升 我一五六、八匁
漚布平	一尺 我一、一七〇尺	
木裁尺	一尺 我一、〇六五尺	
涇州のものに同じ		
鞏昌(隴西)度	裁尺	一尺 我一、一七〇尺
木尺、匠尺、工尺	一尺 我一、〇三八尺	
一尺 我一、六七升		
一尺 我一、五六、八匁		
一尺 我一、一六尺		
一尺 我一、〇四尺		
一尺 我一、三九升		
一尺 我一、五三匁		
一尺 我一、一六尺		
一尺 我一、〇四尺		
一尺 我一、四五升		
一尺 我一、五八匁		
西鞏度	裁尺	一尺 我一、一五七尺
木(工)尺	一尺 我一、〇四〇尺	
一尺 我一、四七升		
一尺 我一、五九匁		
一尺 我一、一六尺		
一尺 我一、〇四尺		
寧遠(武山)度	裁尺	一尺 我一、〇四尺
木(工)尺		

西和度	裁尺	一尺 我一、五八匁
木(工)尺	一尺 我一、一六五尺	
一尺 我一、〇五〇尺		
一尺 我一、六七升		
一尺 我一、五八匁		
成縣度	西和に同じ	
石家關度	西和と同様なり	
禮縣度	匠裁尺	一尺 我一、一七尺
匠裁尺	一尺 我一、〇三八尺	
一尺 我一、六七升		
一尺 我一、五九、八匁		
一尺 我一、一六尺		
一尺 我一、〇四四尺		
二升 我一、六二一升		
寧夏度	官裁尺	一尺 我一五六匁(雜貨用)
木裁尺	一尺 我一五五二匁(銀鋪用)	
官斗	一升 我一五六匁(雜貨用)	
新公議平	一尺 我一、〇一尺(木工用)	
寧錢平	一尺 我一、〇七二升	
木裁尺	一尺 我一、一五八匁	
木尺	一尺 我一、一五八匁	
西安度	裁尺	一尺 我一、一五八匁
木裁尺	一尺 我一、一五八匁	
木尺	一尺 我一、一五八匁	
樹を用ひず總て斤量に依る		
樹は一斗、五升、一升、五合、二合、一合の六種あり漏斗形のものを用ふ		
量器に一斗、五升、一升、五合、二合五勺、一合の樹あり形状稍上方に開きたるものを用ふ		

度量衡

咸陽 街平 一斤||我二五三、六匁(錢舖用)
裁尺 一斤||我一五八、五匁(雜貨其他一般)
木尺 一尺||我一、一尺
官斗 一升||我一〇七二升

三原 市平 一升||我一五六匁
市平 一尺||我一、一三三
裁尺 一尺||我一〇、八一尺
工尺 一尺||我一四、五尺

(一)里程 一步(五八)
一里(三六〇步)||我四町三十間
一舖(一〇里) ||我一里九年

(二)地積 一步(五尺平方)||我〇、五六二坪
一畝(二四〇步)||我四畝一四、八八坪
一畝(一〇〇畝)||我四町四反九、一八畝

渭南 布平 一斤||我一五六、六八匁(錢舖用)
街平 一斤||我一五七、六五匁(雜貨一般用)
木尺 一尺||我一〇七尺(石尺、竹尺も同長)
一尺||我一〇、九五升

醴泉 裁尺 一尺||我一、一七尺
木尺 一尺||我一〇、七尺
一尺||我一〇、九〇升
一斤||我一五三、六匁

同官 日常取引用 一斤||我一五五匁
裁尺 一尺||我一、一尺
裁尺 一尺||我一〇、一尺
木尺 一尺||我一〇、一尺
宋平 一斤||我一五五、六匁(錢舖用)

潼關 街平 一斤||我一五九匁(一般用)
木尺 一尺||我一〇九尺(石尺に同じ)
裁尺 一尺||我一、一五尺
一升||我一〇、九八六升
一斤||我一五五、五匁

萃陰 白鹽用 一升||我一〇、九五升
一升||我一九五匁
一尺||我一、一六〇尺
木裁尺 一尺||我一〇、四四尺
一尺||我一五、一七五尺

乾那 (一)尺度 官裁尺 一尺||我一〇、四四尺
木裁尺 一尺||我一五、一七五尺
一里(三六〇步)||我五町十間三反

(二)里程 一舖(一〇里) ||我一里十五町四十五間
一畝(三四〇步)||我五畝二十八坪五六
一畝(一〇〇畝)||我五町九反二十六坪

永壽 市平(乾州) 一斤||我一五五、二匁
同(郿州) 一斤||我一、一七尺
裁尺 一尺||我一〇、七尺
木尺 一尺||我一〇、四升
一斤||我一六八匁

長武 日常用 一斤||我一五四、四匁
布平 一斤||我一三升
永壽に同じ 一斤||我一五六匁
一尺||我一、一七尺

大峪 裁尺 一尺||我一、一七尺
一斤||我一五六匁

鳳翔 米穀用 一尺||我一〇、六尺
裁尺 一尺||我一、二升
一斤||我一五六匁
一尺||我一、一五〇尺
一尺||我一〇、三五尺

漢中(南鄭) 五合樹の容量 ||我一、〇四升
一升樹の容量 ||我一、〇四升
一斗樹の容量 ||我一、九六匁
老廣平 一斤||我一五六、八匁
裁尺 一尺||我一、一五〇尺
工尺 一尺||我一〇、三五尺

略陽 一斛樹 〇、九一尺 〇、七二尺 一、二二升
一升樹 〇、四二 〇、二九 九、七合
半升樹 〇、三三 〇、二二 五、三合
二合五勺樹 〇、二六 〇、一八 二、二七合
一合樹 〇、一六 〇、一四 〇、八九合

甘肅(蘭州) 汗平 一斤||我一〇、六尺
木尺 一尺||我一、一七尺
裁尺 一尺||我一、一五尺
街尺 一尺||我一、一五尺
老公秤 一斤||我一五七、六匁(錢舖用)

延慶 街秤 一斤||我一、一五尺
木尺 一尺||我一、一五尺
裁尺 一尺||我一、一五尺
木尺 一尺||我一、一五尺
木尺 一尺||我一、一五尺
木尺 一尺||我一、一五尺

洛川 米鹽用 一升||我一〇、九七升(清澗)
廣平(十六兩) 一升||我一〇、八升(延長)
街秤(十二兩、八五) 一斤||我一二七、二匁
肉秤(二十四兩) 一斤||我一二七、六匁
裁尺 一尺||我一、一〇尺
木尺 一尺||我一、一〇尺
一尺||我一〇、八尺
一升||我一〇、八六升

吳堡 老廣平 一斤||我一五六匁
街平 一斤||我一六一匁
裁尺 一尺||我一、一五尺
木尺 一尺||我一、一〇尺
一升||我一〇、六七升

開封 木尺 一尺||我一〇、四(五)尺
裁尺 一尺||我一、一六(七)尺
一斗樹の容量 ||我一八、七六升
米穀の取引は斗量を用ふること少なく斤量となす今其割合を示せば次の如し

河南省 粟 一斗||二十一斤
豆 一斗||二十一斤
芝麻 一斗||十八斤
芝 一斗||十六斤
米 一斗||三十六斤

度量衡

陳留 米 一升我一三七匁
酒 一升我一七三匁(四合餘)
裁衣 一尺我一、一六尺
木 一尺我一、〇三尺
一升我〇、九升

杞 樹に五斗、一斗、五升、一升の四種あり
曹 一升我二、八匁
裁 一尺我一、一三尺
木 一尺我一、〇六尺
白布 一尺我一、六九五尺(麻布用)
一升 一、二五升

鄭 樹に五斗、一斗、五升、一升の四種あり構造口邊大なるもの普通なり
杞 秤 一升我一四四匁
開封と同様
大 斗 一升我一、六六九升
四封帛秤 一升我一七五、六七匁(棉花取引用)
十六兩一斤秤 一升我一五二匁
裁尺(足尺) 一尺我一、一六〇尺
木尺(木工用) 一尺我〇、九八六尺
匠尺(官尺) 一尺我一、一五五尺
船尺(造船用) 一尺我〇、九八五尺
一升我〇、七二升

許州(許昌) 裁 一尺我一、一七尺
白尺(大尺) 一尺我二、〇四七五尺(租布用)
木 一尺我一、一〇一五尺
算盤 一尺我一、一五尺
船 一尺我一、一九尺
營造 一尺我一、〇七尺

漯河鎮 裁 一尺我一、一七尺
白尺(大尺) 一尺我二、〇四七五尺(租布用)
木 一尺我一、一〇一五尺
算盤 一尺我一、一五尺
船 一尺我一、一九尺
營造 一尺我一、〇七尺

周家口 圓筒刑樹 一升我一、三升
米 一斗 三十斤
芝 一斗 二十五斤
豆 一斗 二十八斤
普通取引 一升我一六兩我一五二匁
行秤(毛織物油類) 一升我一八兩我一二〇匁
裁尺(標準尺) 一尺我一、一六尺
木尺(八五尺) 一尺我〇、九八六尺
船尺(船匠尺) 一尺我〇、九八六尺
匠尺(官尺) 一尺我一、一五五尺
木尺五尺を以て一桿と稱す
一升我一、二升
一斛我三、〇斗
一石我一、二石

和尙橋 南岸用秤 一升我一六五匁
北岸用秤 一升我一五〇匁
裁 一尺我一、一八尺
木(工) 一尺我一、一六尺
平 一尺我一五三、五九匁
裁 一尺我一、二六尺
白布 一尺我一、八九尺
木 一尺我一、〇七尺
五合樹の容量 一升我一、四四升
樹に五合、一升、五升、一斗、五斗の五種あり秋量或は麥量の稱呼あり
十六兩一斤秤 一升我一六八匁
十八兩一斤又は二十兩一斤を用ふることあり此地名産の萬壽樹

彰德(安陽) 米、粟 一斗 四十斤
芝麻、黃豆 一斗 三十餘斤
裁 一尺我一、一七〇〇尺
木 一尺我一、一〇一五尺
白尺(租布用) 一尺我三、〇四七五尺
算盤 一尺我一、一五〇〇尺
船 一尺我一、一九〇〇尺
漢口商人用磅秤 一升我一六五、一匁
天津商人用十六兩秤 一尺我一、七四尺
白布 一尺我五、八尺
木尺 一尺我一、一六尺
大 一尺我一、一六尺
小 一尺我一、一六尺
麥 一升我一、六七升(蕎麥、麥、胡麻用)
秋 一升我一、三升(米及豆類用)
一升は五ヶ筒子とす
十六兩秤 一升我一五四匁
穀物の重量を定むること左の如し

懷慶(沁陽) 大里一里我八七〇歩
小里一里我七〇〇歩
我三町五十二間

清化鎮 一斗樹の容量 一升我一一、六三三升
木製圓筒形にして上中下部に鐵帶あり、粟類一斗を二十二斤或豆類一斗を二十斤となすの慣習あり
一斤我一一、六匁
棉花は漢口の四釐秤、羊毛は天津の十六兩秤を使用すること洛陽鄭州等と同じ
(一)尺度 裁 一尺我一、二三〇尺
白布 一尺我二、三三四尺
大工 一尺我一、一〇七尺
(二)里程 一歩(五尺) 一里我五、五三五尺
一里(三六〇歩) 一里我五、五三三間
一舖(一〇里) 一里我一、九四二二間
(三)地積 一弓(五尺平方) 一畝我〇、八五一坪
一畝(二四〇歩) 一畝我六、四二四坪
一我五、二升
一我〇、八二六升
一尺我一四〇、六四匁
一尺我一〇五八尺
一尺我一、一六尺
一我九、九八升
一斤(十六兩) 一我一三七匁

新安 棉花の取引には四釐秤、羊毛には天津秤十六兩秤を用ふ
一尺我一、一七尺
一尺我一、〇四尺
一升我〇、五七二升
一尺我一五三、二八匁
一尺我一〇五八尺
一尺我一、一六尺
一我一、六一五斗
一斤我一四八匁

灑池 一斗樹の容量 一升我一四八匁
一三五五

陝州 度量

裁尺 一尺我一、二七尺

穀物用尺 一尺我一、〇四尺
一升我一〇八、五五升

十六兩 一尺我一五六分(棉花用)

二十三位算盤尺 一尺我二、一六尺

唐縣 裁尺 一尺我二、一六尺

泌陽 裁尺 一尺我二、一六尺

裕州(方城) 裁尺 一尺我二、一六尺

遂平 裁尺 一尺我二、一六尺

舞陽 裁尺 一尺我二、一六尺

確山 裁衣尺 一尺我二、五〇尺(粗布用)
木(工)尺 一尺我二、五〇尺(當地の白尺に當るものか)
反物尺 一尺我一、一七尺
裁尺 一尺我二、一七尺
曹秤 一斗我二、四九三石
秤 一斤我一、一五〇尺

駐馬店 裁尺 一尺我二、一七〇尺
木尺 一尺我一、一五五尺
大尺 一尺我二、四七五尺

信陽 度量

斗量を用ゐず 一斤我二四二、四匁

營造尺 一尺我一、〇六尺(官衙用)
一尺我一、一六尺(一般民間用)

大尺 一尺我三、八〇尺(土布用)

工(竹)尺 一尺我一、一三尺(木匠竹器用)

羅山 裁尺 一尺我二、一六尺

光州(潢州) 裁(木)尺 一尺我二、一六〇尺

固始 裁(木)尺 一尺我二、一五尺

南魯 曹秤 一斗我二、四五〇尺

漢口 算盤尺(標準尺) 一尺我一、一五〇尺

一三五六

量 衡

竹器製造用尺 一尺我二、一一〇尺
竹尺(竹の實時に用ゆ) 一尺我二、〇八〇尺
濼尺(木材用) 一尺我一、二四〇尺
九八尺(吳服商皮商用) 一尺我二、二七尺
廣尺(絹布商賣込用) 一尺我二、一〇尺
度尺(同仕入用) 一尺我一、一七〇尺
街上小賣用尺 一尺我二、〇八〇尺
欄杆尺(リボン類) 一尺我一、一五六尺
大工尺(木材用) 一尺我二、一五六尺
裁尺 一尺我一、一六〇尺
廣東尺(海關用) 一尺我二、一八八尺
公斛 一斛我二、八六五〇升
漢斛(米穀取引用) 一斛我二、九八六二升
樊斛(麥取引用) 一斛我三、九四一七升
衡斛(湖南船) 一斛我四、〇三一〇升
雜量斛(雜穀取引) 一斛我三、〇四〇升
小取引に用ゆるは竹筒にして大、中、小の三種あり大なるは一升(我が約五合七勺)を容れ、其小石と稱し一石二升を大石とす
錢秤(市場に多く用) 一斤我二五三、五九匁
曹秤(標準秤) 一斤我二五八、一九八匁
加一秤(果實用) 一斤我二六六、一〇〇匁
加二秤(紗茶、粉茶) 一斤我二八一、二〇〇匁
公議秤(油類取引店) 一斤我二四六、八七〇匁
四幫秤(棉花の大取引) 一斤我二七五、六七〇匁
浙寧 一斤我二六七、二七〇匁
皮、罌草、茶、海、白蠟、羊毛、麻、產物、樟、棹、推、人參、甘草、蘇、麻、子等の取引

度量衡

沙市 度量

蘇秤(皮油取引用) 一斤我二四三、九九〇匁
建 一斤我一六三、一八〇匁
閩行秤 一斤我一五八、三九〇匁
一斤我一六五、一〇〇匁
在留人の貨物仕入に際しては浙寧秤百斤を錢秤百〇六斤とし計算する慣習を有するも實際は百〇五斤を正當とす、又錢秤は其の百〇八斤を以て我が百斤と換算するも實際は五百八十七匁多く、共に我に利なるを見る
廣尺(土庫等用) 一尺我二、二〇〇尺
船尺 一尺我二、一五〇尺
木尺 一尺我二、一六〇尺
洋貨館使用尺 一尺我二、二七尺
街上小賣尺 一尺我二、〇九八尺
裁衣尺 一尺我一、一七尺一我一、一三五

米穀其他を計量するには一屏、一斗、一升、五合の四種あり一屏とは二斗五升を云ひ一升は約我五合内外に相當す
油類の如き液體を計量するには斤量によりて作りたる辨にして一斤、八兩、四兩、三兩、一兩等各種ありて一斤は凡そ我三台五勺に相當す
錢秤用 一兩我二〇、二九一〇、四二匁
街上小賣商用 一兩我二四、〇五一六、七八匁
雜貨店用 一兩我二〇、七六匁
魚行用 一兩我二〇、〇六匁
糧食行用 一兩我二〇、一二匁
野菜肉類用 一兩我二一、八七匁
裁尺(足尺) 一尺我一、一六〇尺
裁尺(量洋布尺) 一尺我一、〇四四尺
木尺(足尺の八寸) 一尺我二、九二八尺
其一升は我國の六合四勺に當るも穀類の賣買に際しては盛上る慣習あり

宜昌 度量

宜 一斤我二六七、二七〇匁

一三五七

度量衡

- 一斗 我六、四〇升
- 一斛 我三、二〇斗
- 一石 我六、四〇斗

秤は之を花秤と總稱す普通花秤の一斤は十九兩と二分なるも一
概に之を以て推す能はず

孝感度

- 普通のもの 一斤 十九兩二分
- 牛肉其他 一斤 十六兩
- 魚豚肉棉花 一斤 二十兩
- 油類酒類等 一斤 十八兩
- 花秤(十六兩)一斤は我が約百五十一匁五分に相當するが故に他
の諸秤亦之に據り我國權衡との比較を推定し得べし
- 造器尺 一尺 一、〇六五尺
- 算盤尺 一尺 我一、一五六尺
- 裁衣尺(漢尺) 一尺 我一、一四〇尺
- 木尺 一尺 我一、一八〇尺
- 工尺 一尺 我一、一七一、一八尺
- 大東昇買尺(足尺) 一尺 我一、一七〇尺
- 九八尺 一尺 我一、一四六尺

造器尺は知縣衙門に設置しあるも照合するものなし、市中尺度
の標準は算盤尺なり、大東昇買尺は當地大東昇吳服店が漢口よ
り吳服物、諸洋貨を輸入する時に用ふる、但し洋貨賣却に當り
ては九八尺とて足尺の百分の九十八のものを用ふ

當地の斗量は大取引と小賣用の二種に分ち雜數店に用ふる樹
には日常小賣用として一升、半升の二種あり
一升樹容量 我七、八合
半升樹容量 我四、三合
菜油、麻油等の小賣には一斤樹を以てし石油小賣には鉄力製圓
筒形の樹を用ひ一斤、半斤四兩の三種なり
米行が卸賣に用ふる樹は(大豆、青豆、芝麻同様)一石 漢口の
漢斛より一石に付六升九合弱

廣水度

- 小 我五、七五九一斗に當る
- 大取引には 一石 百三十五斤(一斤 十六兩)
- 米、麥、豆、芝麻及食糧品には 錢秤 一斤(一六兩) 我一、一五三、五九匁
- 棉花同様なれども時に例外として 一八兩三錢秤(四匁秤)を用ふる事あり
- 各種皮類の賣買にも錢秤を用ふ、而して牛皮、油類棉花等の取
引に於て浙寧平に依る可きか錢秤量に依る可きかは全く買手の
隨意とす
- 裁衣尺 一尺 我一、一四〇尺
- 木尺 一尺 我一、一七〇尺
- 工尺 一尺 我一、一七〇尺
- 反物尺 一尺 我一、一五五尺(仕入用)
- 米穀取引に使用する樹は漢口の公斛(盛子)なり一斗は二四斤な
りせらる、小賣用には一斤二斤の樹あり油類の小賣は多く一
斤の樹を以てせらるゝも大取引に至りては總て秤量に據る、石
油は孝感縣と同じく小賣の場合には圓筒形鉄力製の樹を以てし
之に四斤、半斤、一斤の三あり

衡量の標準としては錢秤を使用す十六兩を一斤となす
當地に用ひらるゝ尺度は裁衣尺のみと稱し得べし即ち木尺、銅尺
竹尺其他の諸尺度も皆裁衣尺と同長のものを用ひ居ればなり、
裁衣尺 一尺 我一、一八尺
一般に用ひらるゝ斗量は筒子にして方形の樹は使用稀なり、其
五合は我約二合九匁に相當するを以て一升は我約五合八匁なる
を見る
一斤(十六兩) 我一五六八分
漢尺布尺にして布尺は漢尺の一尺一寸に當る
漢尺 一尺 我一、一五分
樊斛を使用す

荊門度

- 正曹平を使用す正曹平一、〇〇〇兩は漢口錢平一、〇一五兩なり
- 一 斤 我一五五、八九三匁
- 當地に用ふる裁尺は土布用と洋布用により相違あり、即ち土布
は裁尺を使用し洋布は廣尺と稱する八五尺を使用す 廣尺を使
用する店舗は洋布販賣競争の結果規定の八五尺よりも長きもの
を使用するを習慣となす、即ち實際九〇尺に相當するものを使
用しつゝあり次に裁尺の他木尺、弓尺あり木尺は各木匠自作の
もの多く多少の差違あるを免れず弓尺は土地の面積を測る尺度
とす
- 各尺度を我國尺度に比較すれば次の如し
- 裁尺 一尺 我一、四〇尺
- 廣尺(八五尺) 一尺 我一、一九尺
- 同尺(九〇尺) 一尺 我二、二六尺
- 木尺 一尺 我一、一四尺
- 弓尺 一尺 我三、五〇尺
- 一斗 我〇、八三升
- 一斛 我八三〇升
- 一石 我四一、五〇升
- 一石 我八三、〇〇升

荊門の秤は多く釣子にして其普通に行はるゝものを我國權衡と
比較するに左の如し

沙洋鎮度

- 一 斤(十六兩) 我一五六匁
- 一 斤(十九兩) 我一八五匁
- 廣尺 一尺 我一、一五尺
- 加一尺 一尺 我一、〇四五尺
- 竹尺 一尺 我一、〇七五尺
- 凡て樊斛を用ふ
- 一般市上に使用するものを曹平と云ひ漢口、錢平に比して一兩
五錢大なりとす曹平以外に尙ほ西平を用ふ、西平とは曹平に對
して十六兩に付き六錢丈け大なるものを云ふ支拂の時曹平を

當陽度

- 以てし受取の時西平を用ふる習慣あり、之を一斗則曹平過即
西平」と稱す桐油商の使用するものに廣平あり曹平の百兩に付
五兩丈け小なるものなり
- 曹平 一斤(十六兩) 我一五五、八九三匁
- 西平 一斤(十六兩) 我一六一、七三八匁
- 廣平 一斤(十六兩) 我一四八、四六〇匁
- 裁尺には二種あり一は土布を度るもの即ち狹義の裁尺にして足
尺なり、他は洋布を度り且つ裁縫に用ひ之を八五尺とす、此外
木尺なるものあり木材竹材其他を度るに用ふ、本地人之を八〇
尺と稱す實際に徴するに八五尺と云ひ八〇尺と云ふも標準尺に
對し符合せざるを見る、今我國尺度との比較を示さんに次の如
し
- 裁尺 一尺 我一、一三三
- 八五尺 一尺 我一、一六尺
- 木尺 一尺 我一、一〇尺
- 一升 我一、一〇一匁
- 一斗 我一斗〇一合
- 一斛 我五斗〇五合
- 一擔 我一石〇一升

樊城度

- 本城使用の秤は荊門と大差なし即ち我國權衡との比較は
にして貨物により一斤十八兩二〇兩のものあり
- 一 斤(十六兩) 我百五十二匁餘
- 裁尺は足尺(標準尺)にして木尺は九五尺と稱せらるる我尺度との
比較は次の如し
- 裁尺 一尺 我一、一七尺
- 木尺 一尺 我一、一五尺
- 當地に用ひらるゝものは樊斛と稱し漢水沿岸の各市場に於て使
用する所なり漢水貿易の中心點たる老河口を始とし漢口に於て
亦重用斗量たり而も漢水に碇泊する船舶中にて米穀の取引に
用ひらるゝもの即ち衡斛とは異なるなり今前清康熙帝の時代に全

度量衡

國に配布せられしものを基本として製造したる公斛に對して兩者の比較を見るに次の如し

- 公 斛 公斛との比較 五斗
 - 樊 斛 同 六斗六升
 - 衡 斛 同 六斗七升五合
- 次に市中に用ふる斗量一升は我約七合に相當するを見る
樊城に於ける大取引にては標準一石に於ける各雜穀の重量を定め其斤數によりて石數を定む今之を舉れば次の如し
- 芝 麻一石(樊斛) 一六〇斤
 - 黃 豆 同 二〇〇斤
 - 小 麥 同 一九〇斤
 - 黑 豆 同 二〇〇斤
 - 粟 豆 同 二二〇斤
 - 蠶 豆 同 二〇九斤
 - 綠 豆 同 二二〇斤
- 貨物を計量する秤は種々あり尤も普通のもの執りて我と比較せば次の如し
- 一兩 我九匁六分
 - 一斤 我百五十三匁六分
 - 一尺 我一、一七尺
 - 一尺 我一、一五尺
 - 一斤 我〇、八五升
 - 一斗 我八、五〇升
 - 一斛 我四、二五石
 - 一石 我八、五〇石
 - 一兩 我十匁餘
 - 一斤 我百六十匁餘

棗陽

宜城度

- 木 尺 一尺 我一、一六尺
 - 裁 尺 一尺 我一、一五尺
 - 一尺 我〇、八五升
 - 一斗 我八、五〇升
 - 一斛 我四、二五石
 - 一石 我八、五〇石
 - 一兩 我十匁餘
 - 一斤 我百六十匁餘
- 當地の雜穀一石に對する慣習に依る斤數を舉れば次の如し
- 粘 米 二二〇斤
 - 小 麥 二二〇斤
 - 糯 米 二二〇斤
 - 大 豆 一六〇斤

11160

老河口

- 黃 豆 二〇〇斤
 - 綠 豆 二八〇斤
 - 碗 豆 二八〇斤
- 棗陽にては棉花の取引にのみ二十四兩一斤を使用し其の五斤を以て一捆とす之を十六兩平七斤八兩に當るものとせり
- 一尺 我一、一七〇尺
 - 一尺 我一、一三四尺
 - 一尺 我一、一五尺
 - 一升 我〇、四七〇、四九升
- 正外樊斛多く使用せらるゝも樊城に於けるものと同量となす
權衡には四種あり即ち漢秤、半漢秤、加二秤、河口秤、之なり
- 漢 秤 一兩 我九、九七匁
 - 半漢秤 一兩 我九、七三匁
 - 加二秤 一兩 我八、三一匁
 - 河口秤 一兩 我九、五〇匁
- 漢秤は白蠟、黃蠟、薄荷、漆、油及沙洋鐵興安府より來る落花生、茶葉、片麻等の取引に用ひらるゝものにして其百兩は河口秤の百〇五兩とす、半漢秤は白糖、黑糖、米糖を計量するに用ひられ其の二〇二兩五を以て漢秤の百兩とす、加二秤は河南より來る落花生、木耳、生漆等の取引に用ふ、河口秤は老河口に於て普通一般の取引に用ひられ其の用途甚だ廣し

鄖陽

- 木 尺 一尺 我一、一六〇尺
 - 工 尺 一尺 我一、一〇〇尺
 - 裁 尺 一尺 我一、一八〇尺
 - 一尺 我一、一四五
 - 一尺 我一、一六〇尺
 - 一尺 我一、一〇五尺
 - 一尺 我一、一〇尺
 - 一尺 我一、一〇尺
- 量器は各地に於けるものと等しく斗、升、碗、半碗等ありて二半碗を以て一碗とし四碗を以て一升となす其一斤は我七合七勺に當る
- 貨物を計量するに用ふる戥子一斤は我百七十匁に當る貨物の種類により十六兩を一斤とするもの二十兩を以て一斤とするもの二種あり
- 算盤尺 一尺 我一、一七尺

量

隨州

武(黃)州

- 布 尺 一尺 我一、一六尺
 - 洋 貨 尺 一尺 我一、一五尺
 - 大 布 尺 一尺 我一、二〇尺
 - 算盤尺 一尺 我一、一七尺
 - 洋 貨 尺(漢尺) 一尺 我一、一五尺
 - 大 布 尺 一尺 我一、二〇尺
 - 網 織 尺 一尺 我一、一五尺
 - 粘 米 一石の斤數 二一五斤
 - 蕎 麥 同 一六〇斤
- 官尺を用ふと稱すれども素より一定せるものあらず吳服屋に用ふる官尺一尺一寸は我鯨尺一尺に當るものを用ひ居れり
ども實際は不正確なるものを用ひ居れり
量器は算盤形なるあり圓筒形なるありて一斛を三斗五升となす
其種類に一斗、一升、五合、一合等あり
鹽秤、麻秤、合秤の三種あり鹽秤は麻問屋の買入用に供するものにして十七兩を一斤とす買入たる麻を賣出す時は十六兩を一斤とする秤を用ふ之を合秤と稱す麻の取引に特別の關係を有する漳源口、大治、太子廟等は賣買共十八兩八を一斤とする秤を用ふと云ふ
- 小 麥 二二〇斤
 - 胡 麻 一七〇斤
 - 蠶 豆 二四〇斤
 - 粟 豆 二二〇斤
 - 黃 豆 二四〇斤
- 當地に用ふる樹は公儀斗と稱し圓錐形にして一斗の重量二十三斤(十六兩一斤)其の一升の重量は二斤八兩(米)とす尙府秤と稱し油類其他に使用せらるゝあり
本地にて雜穀を計量する慣習を見るに皆標準斗量に對する斤數を算出し之により其容積を計る今標準一石の斤數を舉れば次の如し(但し十六兩一斤)

石首度

藕池口

歸州

- 木 尺 一尺 我一、一六〇尺
 - 工 尺 一尺 我一、一〇〇尺
 - 裁 尺 一尺 我一、一八〇尺
 - 雜貨店用尺 一尺 我一、一四五
 - 米 穀 用尺 一尺 我一、一六〇尺
 - 雜貨店用尺 一兩 我九、七九匁
 - 米 穀 用尺 一兩 我一〇、一二匁
 - 貨幣秤量用尺 一兩 我二〇、二九匁
 - 街上小賣商用尺 一兩 我一七、〇八匁
 - 魚 行 用尺 一兩 我一一、二五匁
 - 工 尺 一尺 我一〇、八〇尺
 - 裁 衣 尺 一尺 我一一、三〇
 - 木 尺 一尺 我一一、三五尺
 - 船 尺 一尺 我一一、八〇
- 米穀の計量には一斗、一升、五合の樹を使用し、其一升は我五合二、三勺にして油類を秤るには斤量に基く樹を以てし其一斤は我約三合四勺に當る
- 街上小賣商用 一兩 我一五、〇五
 - 糧食店用 一兩 我一〇、五九匁
 - 雜貨舖用 一兩 我九、六八
 - 貨幣秤量用 一兩 我一〇、四二匁
- 尺度には一寸以下の度盛あるもの少く稀に五分毎に盛れるものあり
加一尺は我一尺二寸五分にして土布用とし官尺に比し一割大なり
- 官 尺 一尺 我一、一四尺
 - 網織用 尺 一尺 我一、一四尺
 - 穀物は一碗及一升を單位として小賣す 一升 我一升二合

度量衡

通常用ひらる、樹に一合、一碗、半升、一升、一斗の各種あり
十六兩一斤を普通とすれども一兩の重量は各異なるを以て一斤は
百五十七匁強、或は百十二匁弱に當る等區々にして其標準の發
見に苦しむ

巴東度

官尺 一尺||我一、一四尺(綢緞、洋貨用)
土布用 一尺||我一、二六尺弱

塘港度

一升は我一升二合に當り四碗を以て一升とす
平秤 一斤(十六兩)||我百五十一匁
度秤、平秤の百〇五斤を百斤とし山貨の賣買に用ふ
加二秤、平秤百二十斤を百斤と算す
廣尺 一尺||我一、一五尺
木尺 一尺||我九、三二寸
焚斛を用ふ

湖南省

長沙度

木尺(一名元武尺) 一尺||我一、一六尺
裁尺 一尺||我一、一七尺
綢緞尺 一尺||我一、一三三
賣布尺 一尺||我一、一六尺
算盤尺 一尺||我一、一七尺
廣東尺 一尺||我一、一八尺
一筒樹(五合樹)の容量 ||我二、六合
一升樹の容量 ||我五、三合

右形狀は圓筒形にして計量の際に盛り上ぐるものとす
此外一斗樹一斛(二斗五升)樹あり何れもカメ型はして把手を
附す

岳州度

錢平 一斤||我一、三二匁
||我一、四八匁
裁尺(土布用) 一尺||我一、二七尺

安郷度

木尺 一尺||我一、一四〇尺
裁衣尺 一尺||我一、一六七尺
工尺 一尺||我一、一七〇一、一七五尺
船尺 一尺||我一、一五〇尺
一斗、一升、五合の三種の樹あり

其一升は我約五合に當る此外油を量るには斤量に據る樹を以て
し其一斤樹の容量は我約三合六勺に該當せり
各商品に依り用秤區々なれども其標準と見做し得べき貨幣秤量
用の一斤は我一六七匁餘に當る

永定度

算盤尺 一尺||我一、一六尺
布尺 一尺||我一、二四尺
大工尺 一尺||我一、一〇尺
綢緞尺 一尺||我一、一七尺
官升 一升||我三、四九升
標準樹にして圓筒狀なり穀物を計るに用ゐらる

酒油用 一斛||我八、七三八升
米一升の量目は一斤八兩(即ち二十四兩)とし一斗を十五斤、一
石を百五十斤として石數を定む、雜穀の取引には一割を加ふる
加一なる慣習あり即ち其の一石は一石一斗の實量あるものとす
公尺(鋼製) 一尺||我一、一七尺

寶慶度

當地所用の衡器は湘平と稱し長沙のものと大同小異なり

裁衣尺 一尺||我一、一八尺
布尺 一尺||我一、一五尺
木尺 一尺||我一、一六尺
三筒||一升とし一筒の容量||我二合四勺に當るを以て
一升||我七合二勺

と計算となるも實際一升樹の容積を計算するに我六合六勺餘に
度量衡

湘潭度

裁尺(洋布用) 一尺||我一、〇三尺
木尺 一尺||我一、一五尺
圓筒形樹を用ひ其一升の容量我約六合に當る
岳州用秤一斤(十六兩) ||我一五六匁

醴陵度

工尺 一尺||我一、一五五尺
布尺 一尺||我一、一七〇尺
魯班尺(大工用) 一尺||我一、一四〇尺
葶麻用 一斤||我一四九匁
藥材用 一斤||我一七七匁
白糖用 一斤||我一四六匁
煙草用 一斤||我一四七匁
木尺(公議尺) 一尺||我一、〇〇尺
裁尺 一尺||我一、一六尺
官斗 一升||我五、五合

株洲度

圓筒狀にして一斗、五升、一升の樹あり
正秤一斤(米穀棉花用) ||我一六二匁
油秤一斤(油用) ||我一四八匁
鄉秤一斤(肉類野菜用) ||我一五六匁
公議尺 一尺||我一、二五尺

東坪度

算盤尺 一尺||我一、一五尺
包頭尺(八五尺) 一尺||我一、〇七〇尺
九寸尺 一尺||我一、一〇〇尺
布尺 一尺||我一、二四〇尺
欄杆尺 一尺||我一、一六〇尺
公議尺 一尺||我一、一七五尺
才尺 一尺||我一、二〇四尺
綢緞尺 一尺||我一、一七五尺
大工尺 一尺||我一、一〇〇尺

包頭尺は此地物産たる包頭布(覆面用布)の小賣に用ひ九寸尺

新寧度

桐實一斤 ||公平一七兩
鐵藥材一斤 ||公平一八兩
新寧尺(工尺) 一尺||我一、一尺
裁縫尺 一尺||我一、一九尺
買布尺 一尺||我一、一八尺
此地一升 ||我四合一勺

衡州度

武岡市一斤 ||我一五七匁
木作尺 一尺||我一、一七尺
布尺(裁尺) 一尺||我一、二三尺
買零碎尺 一尺||我一、一尺
一尺||我一、一六尺
||我三合五勺||三合九勺
||一升||我七合一七、八合

常德度

二筒 一斤||我一五三匁餘
衡尺 一尺||我一、三二尺(洋布用)
大布尺 一尺||我一、二二尺(綢布用)
綢緞尺 一尺||我一、二六尺(土布用)
算盤尺 一尺||我一、一七尺(標準尺)
大工尺 一尺||我一、一七尺(木工用)
欄杆尺 一尺||我一、一七尺(リヤン用)
常斛一斛(二斗五升) ||我二、四三斗

小取引用大筒(一升樹) ||我四七二一合
中筒(五合樹) ||我二、八一〇合
小筒(一合樹) ||我〇、四七二合

桃源度 木尺 一尺||我一四六匁
常平尺 一尺||我一〇、八三三尺一〇、八一五尺

辰州 (沅陵)	辰谿	乾州 (乾城)	晃	沅州 (芷江)
匠尺	一尺	一尺	一尺	一尺
桃源尺	一尺	一尺	一尺	一尺
穀器	一升	一升	一升	一升
液器	一升	一升	一升	一升
天用	一升	一升	一升	一升
雜貨	一升	一升	一升	一升
才尺	一尺	一尺	一尺	一尺
布尺 (街市尺)	一尺	一尺	一尺	一尺
雜貨	一斤	一斤	一斤	一斤
藥用	一斤	一斤	一斤	一斤
布尺	一尺	一尺	一尺	一尺
才尺	一尺	一尺	一尺	一尺
穀器	一升	一升	一升	一升
液器	一升	一升	一升	一升
裁尺、木尺	一尺	一尺	一尺	一尺
此地	一尺	一尺	一尺	一尺
市平	一斤	一斤	一斤	一斤
九八平	一斤	一斤	一斤	一斤
才尺 (算盤尺)	一尺	一尺	一尺	一尺
布尺 (才尺)	一尺	一尺	一尺	一尺
綱織尺	一尺	一尺	一尺	一尺
魯班尺	一尺	一尺	一尺	一尺
穀器	一升	一升	一升	一升
液器	一升	一升	一升	一升
藥材用	一斤	一斤	一斤	一斤
通稱庫平	一斤	一斤	一斤	一斤
天秤 (錢盤用)	一斤	一斤	一斤	一斤

洪江	麻陽	永州 (零陵)	祁陽	東安	靖
裁縫尺	一尺	一尺	一尺	一尺	一尺
買布尺	一尺	一尺	一尺	一尺	一尺
木尺	一尺	一尺	一尺	一尺	一尺
半升樹	一升	一升	一升	一升	一升
一升樹	一升	一升	一升	一升	一升
一斗樹	一斗	一斗	一斗	一斗	一斗
洪平	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤
鹽平	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤
茶、木炭用	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤
鐵用	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤
買布尺	一尺	一尺	一尺	一尺	一尺
綱織尺	一尺	一尺	一尺	一尺	一尺
木尺	一尺	一尺	一尺	一尺	一尺
一升樹	一升	一升	一升	一升	一升
一斗樹	一斗	一斗	一斗	一斗	一斗
麻陽平	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤
錢莊用	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤
木工尺	一尺	一尺	一尺	一尺	一尺
布尺	一尺	一尺	一尺	一尺	一尺
此地	一尺	一尺	一尺	一尺	一尺
裁縫尺	一尺	一尺	一尺	一尺	一尺
木工尺	一尺	一尺	一尺	一尺	一尺

一三六四

永順	江西
此地	一尺
靖平	一斤
裁尺	一尺
公議尺	一尺
木尺	一尺
一升樹	一升
永平	一斤
鹽用	一斤

九江	南昌
裁尺	一尺
二半升樹	二升
半升樹 (二半升樹の二倍)	一升
一升樹 (半升樹の二倍)	二升
一斗樹 (一升樹の十倍)	一斗
二斗五樹 (一斗樹の二倍半)	二斗
醬油一斤樹	一斤
海産物使用秤	一斤
京貨店使用秤	一斤
錢莊使用秤	一斤
魯班尺 (廣東尺算盤尺)	一尺
裁尺	一尺
木尺	一尺
二半升樹	二升
半升樹	一升
一升樹	一升
河斗 (一斗入)	一斗
河桶 (二斗五升入)	二斗

豐城	義寧 (修水)	景德鎮 (浮梁)	餘江
裁縫尺	一尺	一尺	一尺
買布尺	一尺	一尺	一尺
木尺	一尺	一尺	一尺
半升樹	一升	一升	一升
一升樹	一升	一升	一升
糸店用	一斤	一斤	一斤
白糖店用	一斤	一斤	一斤
醬油店用	一斤	一斤	一斤
魯班尺	一尺	一尺	一尺
河桶	一斗	一斗	一斗
布尺	一尺	一尺	一尺
大尺 (布尺の八寸)	一尺	一尺	一尺
穀器	一升	一升	一升
液器	一升	一升	一升
曹平	一斤	一斤	一斤
九五平	一斤	一斤	一斤
裁尺	一尺	一尺	一尺
木尺	一尺	一尺	一尺
一升樹容量	一升	一升	一升

一三六五

右は實地調査せる樹の寸法に依り算出せる數理的容量にして各樹の關係一致を見ざるも樹製作上の不備に依り來れる差異なる

を以て樹蔭の加減に依り斟酌計量し大體に於て一升は我六合内外の數に適合し居るものと見るべし
錢莊用(九三八平)
雜貨店用
砂糖店用
九八尺(木材用)
竹の皮部を削り木材の長さ及周圍を度る、立木の周圍を計る際は地上より五尺に更に手の掌の長さ丈加へたる箇所を以てす
魯班尺(木匠用曲尺の如し)
算盤尺(布店用)
廣尺(綱織用)

廣信

一斛(五升) 秤 一我二、八升
此地 一我二〇〇分
官尺 一我一、一六尺
裁尺 一我一、一八尺
升桶 一我五、一六合

玉山

正尺(布店裁縫店用) 一我一、一六尺
尺(木工用) 一我一、〇九尺
盤秤 一我一九五分
油秤 一我四、四五分
鹽店用 一我一五〇分
油店用 一我一五〇分
煙草店用 一我一七二分
藥店用 一我一六〇分
升桶 一我五、一六合

弋陽

板秤 一我四、七七分
秤 一我一五七、六分
秤 一我一六三、二分
秤 一我二、一〇尺
秤 一我一、二〇尺
秤 一我一、二二尺
秤 一我〇、六五尺
秤 一我〇、九三尺
秤 一我五、五合
秤 一我四、〇分
秤 一我五、七分
秤 一我一、〇三尺
秤 一我、一七尺
秤 一我二、〇二一、〇五尺

建昌

大工尺 一我一、二二尺
竹尺 一我〇、六五尺
公議斗 一我五、五合
街秤(米油鹽用) 一我四、〇分
雜貨秤 一我五、七分
竹尺 一我、一七尺
工尺 一我二、〇二一、〇五尺

新州

瑞平 一我一五三、五分
布尺 一我一、一〇尺
工尺 一我〇、九五尺
京貨尺 一我二、〇〇尺
起米斗(牙米用) 一我四、七五升
出米斗(米店用) 一我四、五〇升
盤秤(小賣用) 一我四、五〇分
老秤(油、藍、糧食用) 一我五、〇分
木尺 一我二、〇〇尺
裁尺 一我一、二四尺
算盤尺(吳服用) 一我一、二二尺
此地 一我五、五合

袁州

州秤(米穀、油、鐵貨用) 一我一五九分
加一秤(山貨棉花用) 一我一七八分
加二秤(藥材用) 一我一八〇分
廣尺(正裁尺) 一我一、二七〇尺
九尺(建築用) 一我一、一一尺
河桶 一我一七三、〇分
鄉桶 一我一四、四〇分
廣平 一我一五四、六分
廣尺(正裁尺) 一我一、一八三尺
木匠用 一我一、〇八八尺
裁衣尺 一我一、二二尺
工尺 一我一、〇〇尺
木尺 一我一、〇〇尺
米穀用 一我四、五五合
豆類用 一我五、八合
米穀用、綢緞舖用(一斤(三兩)) 一我二七五分
雜貨店用 一我一九〇分

吉安

會昌 一我一五三、五分
廣尺(正裁尺) 一我一、二七〇尺
九尺(建築用) 一我一、一一尺
河桶 一我一七三、〇分
鄉桶 一我一四、四〇分
廣平 一我一五四、六分
廣尺(正裁尺) 一我一、一八三尺
木匠用 一我一、〇八八尺
裁衣尺 一我一、二二尺
工尺 一我一、〇〇尺
木尺 一我一、〇〇尺
米穀用 一我四、五五合
豆類用 一我五、八合
米穀用、綢緞舖用(一斤(三兩)) 一我二七五分
雜貨店用 一我一九〇分

贛

會昌 一我一五三、五分
廣尺(正裁尺) 一我一、二七〇尺
九尺(建築用) 一我一、一一尺
河桶 一我一七三、〇分
鄉桶 一我一四、四〇分
廣平 一我一五四、六分
廣尺(正裁尺) 一我一、一八三尺
木匠用 一我一、〇八八尺
裁衣尺 一我一、二二尺
工尺 一我一、〇〇尺
木尺 一我一、〇〇尺
米穀用 一我四、五五合
豆類用 一我五、八合
米穀用、綢緞舖用(一斤(三兩)) 一我二七五分
雜貨店用 一我一九〇分

會昌

會昌 一我一五三、五分
廣尺(正裁尺) 一我一、二七〇尺
九尺(建築用) 一我一、一一尺
河桶 一我一七三、〇分
鄉桶 一我一四、四〇分
廣平 一我一五四、六分
廣尺(正裁尺) 一我一、一八三尺
木匠用 一我一、〇八八尺
裁衣尺 一我一、二二尺
工尺 一我一、〇〇尺
木尺 一我一、〇〇尺
米穀用 一我四、五五合
豆類用 一我五、八合
米穀用、綢緞舖用(一斤(三兩)) 一我二七五分
雜貨店用 一我一九〇分

撫州

方斗 一我四、八八升
新秤 一我四、〇〇分
大布尺(夏布用) 一我一、一〇尺
小布尺(同上) 一我一、〇五尺
營造尺 一我〇、八五尺
算盤尺 一我一、一三尺
鄉斗(米行用) 一我五、五合
揚斗(穀市場用) 一我四、八分
行秤(棉花、油米用) 一我一六〇分
十六兩秤(布、雜穀用) 一我一五〇分
九五尺(木匠用) 一我一、一〇尺
魯班尺(同上) 一我一、一四尺
算盤尺(木材用) 一我一、一七尺
四六尺(同上) 一我一、〇九尺
利正尺(木材周圍を計るに用ふ) 一我一、一三尺
一斗 一我五、五合
樹に半升一斤、一斗、一斛の四種あり

臨江

雜貨店用秤 一我一七九、二分
藥店用 一我一五八、四分
石油商用 一我一四八、八分
裁尺(布用) 一我一、一六尺
莊尺(反物間屋用) 一我一、二一尺
魯班尺(木工、左官用) 一我〇、九五尺
一斗、半斗、一斤の樹使用せらる

新喻

雜貨店用秤 一我一七九、二分
藥店用 一我一五八、四分
石油商用 一我一四八、八分
裁尺(布用) 一我一、一六尺
莊尺(反物間屋用) 一我一、二一尺
魯班尺(木工、左官用) 一我〇、九五尺
一斗、半斗、一斤の樹使用せらる

瑞州

砂糖用 一我二、二〇分
裁衣尺(足尺) 一我一、二三尺
木尺(九八尺) 一我一、二〇尺
綢緞布用 一我一、二一尺
米穀用 一我五、五合
油用 一我一五八分
苧麻用 一我一四〇分
紙用 一我一六〇分
油用 一我一、二五尺
裁尺 一我一、二五尺
營造尺 一我一、一一尺

瑞金

木尺 一我一、三五尺
工尺 一我一、五五尺
裁衣尺 一我〇、九〇〇尺
街上(小賣用尺) 一我一、一六尺
市尺 一我一、二七尺
米用 一我五、五五、八分
雜貨店用 一我一〇、〇〇一、〇、四二分
米行用 一我一〇、二九分
街上小賣用 一我一二、三四一、三、八五分
錢莊用 一我一〇、四二分
魚行用 一我一、二五分
糧食店用 一我一、六七一、一、八九分
油行用 一我一〇、九六分
一般に十六兩一斤を使用し之を曹砵と稱す外に十四兩四分を以て一斤となすあり

南(大度)

木尺 一我一、三五尺
工尺 一我一、五五尺
裁衣尺 一我〇、九〇〇尺
街上(小賣用尺) 一我一、一六尺
市尺 一我一、二七尺
米用 一我五、五五、八分
雜貨店用 一我一〇、〇〇一、〇、四二分
米行用 一我一〇、二九分
街上小賣用 一我一二、三四一、三、八五分
錢莊用 一我一〇、四二分
魚行用 一我一、二五分
糧食店用 一我一、六七一、一、八九分
油行用 一我一〇、九六分
一般に十六兩一斤を使用し之を曹砵と稱す外に十四兩四分を以て一斤となすあり

安慶

木尺(一般用) 一我一、一二尺

安慶

木尺(一般用) 一我一、一二尺

(懷寧) 銅 尺(金屬用) 一尺||我二、一八尺
竹 尺(竹匠用) 一尺||我二、一八尺
此地方形の柶を斛子と名け一升柶を升子と云ひ一斗柶を斗子と
斗五升柶を辱と稱す
一升柶の容量 ||我六合
一般市場用 一斤||我一六〇匁
曹平 一斤||我一四六、七匁
裁衣 尺(足尺) 一尺||我二、二〇〇尺

桐城度 衡量
木 尺 一尺||我二、一四尺
竹 尺(九五尺) 一尺||我二、一四尺
工 尺 一尺||我二、一五二尺
銅 尺(九六尺) 一尺||我二、一五二尺
斛子 一升||我七、〇合
此地曹平一斤 ||我一三八、七匁
裁衣 尺 一尺||我二、二〇〇尺
工 尺 一尺||我二、一六〇尺
船 尺 一尺||我二、一三五尺
木 尺 一尺||我二、一〇〇尺
街上小賣用尺 一尺||我二、一四〇尺
一斤柶の容量 ||我三合餘
鹽賣用 一斤||我一六四、六四匁
貨幣秤量用 一斤||我一六六、七二匁
街上小賣用 一斤||我二五五、七六—二八五、七六匁
雜貨店用 一斤||我一七一、五二匁
糧食店用 一斤||我一八〇、四八匁
木 尺 一尺||我一、一七五尺
工 尺 一尺||我一、一三〇尺
裁衣 尺 一尺||我〇、九四〇尺
一斤柶 ||我三、四合

(徽州) 衡量
裁衣 尺 一尺||我一、一五〇尺
工 尺 一尺||我一、一四〇尺
木 尺 一尺||我一、一四〇尺
裁物 尺 一尺||我五、八合

休寧度 衡量
裁物 尺 一尺||我一、一四〇尺
工 尺 一尺||我一、一四〇尺
木 尺 一尺||我一、一四〇尺
裁衣 尺 一尺||我一、一四〇尺
裁物 尺 一尺||我一、一四〇尺

績溪度 衡量
穀物用 一升||我五、合
雜貨店用 一斤||我一四九、九二—一六二、二四匁
錢莊用 一斤||我一六六、七二匁
鹽賣用 一斤||我一五四、〇八匁
街上小賣用 一斤||我二四〇—二六八、八匁
糧食店用 一斤||我一七九、二〇匁
裁衣 尺 一尺||我一、一七五尺
木 尺 一尺||我一、一七〇尺
船 尺 一尺||我一、一三〇尺
工 尺 一尺||我一、一三〇尺
米 尺 一尺||我〇、九四〇尺
一斤柶 ||我三、四合

涇度 衡量
雜貨店用 一斤||我一七九、八四匁
糧食店用 一斤||我一二六、〇〇匁
街上小賣用 一斤||我一、一四五尺
工 尺 一尺||我一、一七〇尺
裁衣 尺 一尺||我一、一七〇尺
木 尺 一尺||我一、〇八〇尺
米 尺 一尺||我一、〇八〇尺
一斤 ||我五、八合

旌德度 衡量
雜貨店用 一斤||我一七四匁
糧食店用 一斤||我一八四、六匁
街上小賣用 一斤||我一二二、六匁
油店用 一斤||我一七五、五匁
米店用 一斤||我一七六匁
魚店用 一斤||我一七五匁
木 尺 一尺||我一、一七〇尺
工 尺 一尺||我一、一四〇尺
裁衣 尺 一尺||我一、一七五尺
布 尺 一尺||我一、一五〇尺
雜貨店用 一尺||我一、一六四尺
米 尺 一尺||我一、一六四尺
糧食店用 一尺||我一、一七九六八匁

屯溪度 衡量
錢莊用 一斤||我一六六、七二匁
雜貨店用 一斤||我一七四、四〇—一七九、三六匁
米穀用 一斤||我一八一、六〇匁
街上小賣用 一斤||我二二九、八—二六〇、〇〇匁
油 一斤||我一七四、二四匁
糧食用 一斤||我一七六、〇〇匁
鹽及砂糖用 一斤||我一七二、一六匁
木 尺 一尺||我一、一七五尺
裁衣 尺 一尺||我一、一七〇—一、一四〇尺
工 尺 一尺||我一、二〇〇尺
雜貨店用 尺 一尺||我一、一五〇尺
船 尺 一尺||我一、一四〇尺
布 尺 一尺||我一、一五〇—一、一七〇尺
一斤柶の容量 ||我三、五合
小間物店用 一斤||我一五七、九二—一六〇匁
錢莊用 一斤||我一六四、六四匁
街上小賣用 一斤||我二四六、〇八—二五九、八四匁
鹽及砂糖用 一斤||我一七二、一六匁
木 尺 一尺||我一、二〇〇尺
工 尺 一尺||我一、一〇〇尺
裁衣 尺 一尺||我一、一八〇—一、二〇〇尺
船 尺 一尺||我一、一三五尺
米穀用 一升||我五、八合
雜貨店用 一斤||我一六四、六四匁
街上小賣用 一斤||我二六九、二八—二七二、〇〇匁
糧食店用 一斤||我一七三、四四匁
裁衣 尺 一尺||我一、一七〇尺
工 尺 一尺||我一、一七〇尺
木 尺 一尺||我一、一七〇尺
雜貨店用 尺 一尺||我一、一六〇—一、一七〇尺

祁門度 衡量
錢莊用 一斤||我一五七、九二—一六〇匁
街上小賣用 一斤||我一六四、六四匁
鹽及砂糖用 一斤||我一七二、一六匁
木 尺 一尺||我一、二〇〇尺
工 尺 一尺||我一、一〇〇尺
裁衣 尺 一尺||我一、一八〇—一、二〇〇尺
船 尺 一尺||我一、一三五尺
米穀用 一升||我五、八合
雜貨店用 一斤||我一六四、六四匁
街上小賣用 一斤||我二六九、二八—二七二、〇〇匁
糧食店用 一斤||我一七三、四四匁
裁衣 尺 一尺||我一、一七〇尺
工 尺 一尺||我一、一七〇尺
木 尺 一尺||我一、一七〇尺
雜貨店用 尺 一尺||我一、一六〇—一、一七〇尺

黟度 衡量
錢莊用 一斤||我一五七、九二—一六〇匁
街上小賣用 一斤||我一六四、六四匁
鹽及砂糖用 一斤||我一七二、一六匁
木 尺 一尺||我一、二〇〇尺
工 尺 一尺||我一、一〇〇尺
裁衣 尺 一尺||我一、一八〇—一、二〇〇尺
船 尺 一尺||我一、一三五尺
米穀用 一升||我五、八合
雜貨店用 一斤||我一六四、六四匁
街上小賣用 一斤||我二六九、二八—二七二、〇〇匁
糧食店用 一斤||我一七三、四四匁
裁衣 尺 一尺||我一、一七〇尺
工 尺 一尺||我一、一七〇尺
木 尺 一尺||我一、一七〇尺
雜貨店用 尺 一尺||我一、一六〇—一、一七〇尺

南陵度 衡量
雜貨店用 一斤||我一七三、四四匁
鹽賣用 一斤||我一七五、五二匁
街上小賣用 一斤||我二〇四、三二—二二二、二八匁
錢莊用 一斤||我一六六、七二匁
裁衣 尺 一尺||我〇、九四〇—一、二〇〇尺
工 尺 一尺||我一、一四五尺
木 尺 一尺||我一、一三〇尺
布 尺 一尺||我一、二〇〇—一、一七〇尺
米 尺 一尺||我一、一三〇尺
雜穀用 一升||我六合
錢莊用 一斤||我一七三、九二匁
鹽賣用 一斤||我一六六、七二匁
糧食店用 一斤||我一六四、六四匁
油店用 一斤||我一七四、六八—一八六、七二匁
街上小賣用 一斤||我一〇九、九二—一二四、〇〇匁
裁衣 尺 一尺||我一、一六一—一、一八尺
木 尺 一尺||我一、〇四—一、二二尺
半升、一升、一斗、一斛の柶あり
一斤 ||我五、五合
曹平一斤(十六兩) ||我一六五匁

(廬州) 衡量
雜貨店用 一斤||我一〇六、〇〇尺
裁衣 尺 一尺||我一、〇四四〇尺
木 尺 一尺||我一、〇二〇尺
銅 尺 一尺||我一、〇七八八尺
行斗の一升 ||我八合
此地一斤(十六兩) ||我一五六匁
曹平一斤(十六兩) ||我一五六匁

舒城度 衡量
雜貨店用 一斤||我一〇六、〇〇尺
裁衣 尺 一尺||我一、〇四四〇尺
木 尺 一尺||我一、〇二〇尺
銅 尺 一尺||我一、〇七八八尺
行斗の一升 ||我八合
此地一斤(十六兩) ||我一五六匁
曹平一斤(十六兩) ||我一五六匁

度量衡

Table of measurements for various regions including 正陽關, 宿, 穎上, 霍邱, 太和, 滁. Includes items like 木, 船, 一筒, 一升, 此地, 曹平, 蘇平, 大, 裁, 一升の容量, 曹平, 木, 小賣用, 裁, 廣平, 木, 一升樹の容量.

一三七〇

Table for 全椒 region with measurements for 曹平, 木, 一升樹の容量, 市曹平.

浙江省

Table of measurements for various regions in Zhejiang including 杭州, 寧波, 溫州. Includes items like 裁尺, 莊尺, 魯班尺, 收租用, 宜憲用, 庫平, 天, 漕平, 生糸, 裁, 土, 地積, 此地, 官, 藥砵, 尺, 廣司馬, 布, 魯班.

Table of measurements for various regions including 台州, 金華, 蘭谿, 奉化. Includes items like 里程, 地積, 寧波, 天, 對子, 同安, 藥行, 魯班, 裁, 江, 大工, 裁, 此, 布, 土, 穀類, 液體, 廣, 平.

Table of measurements for various regions including 江山, 常山, 處州, 永康, 武義, 淳安. Includes items like 天, 各, 裁, 江, 盤, 鹽, 魯班, 正行, 曹, 土, 裁, 木匠, 石匠, 穀類, 液體, 布, 天, 同, 液, 布, 土, 穀類, 液體, 天平, 布, 天平.

一三七一

福建省

Table listing measurements for various items like 士 (尺), 穀類, 米, 液體, 布, 土, 同類, 天, 曹平, 嚴州 (建德) measurements.

福州 (閩侯)

Table listing measurements for items like 裁尺, 京尺, 平, 魯班尺, 二平, 一平, 半平, 府, 二府, 一府, 半府, 平, 紅花秤, 片秤, 廈門 measurements.

此地斗量の單位は廣斗、石と稱し十廣を一斗、十斗を一石と計

Table listing measurements for items like 廣, 水口と差なし, 裁縫, 木工, 魯班尺, 裁, 中, 小, 大, 同安, 金門, 建寧 (建寧), 建陽 measurements.

(思明)

Table listing measurements for items like 大工, 彫刻, 造船, 木工, 三都澳, 閩清, 水口, 黃田 measurements.

閩清

Table listing measurements for items like 一斗, 秤, 百四, 百八, 紅花科, 英磅, 木工, 閩清, 水口, 黃田 measurements.

此地斗量の單位は廣升及斗にして三廣を以て一升とし三升を一斗と計算す

Table listing measurements for items like 賣板, 木, 蘇, 制餅, 同, 四角, 十六兩, 裁, 木, 平, 燕, 平, 魯班, 京, 賣布, 裁, 同, 京, 家, 順昌, 沙, 延平 (南平), 浦城 measurements.

度量衡

京	尺(布吊用)	一尺 我一、一五尺
一升樹の容量		我二、五合
一斗樹の容量		我二、五升
一桶樹の容量		我六、二五升
銅盤秤(鹽糧食用)	一斤(十七兩) 我一、五二匁	
公秤(小雜貨肉野菜用)	一斤(十六兩) 我一、四〇匁	
裁	尺	一尺 我一、二〇尺
船尺、工尺		一尺 我一、一〇尺
木	尺	一尺 我一、〇八尺
布	尺	一尺 我一、二五尺
緞	尺(京尺)	一尺 我一、一五尺
米行斗		一斗 我一、五升
		一升 我二、五合
銅盤秤(鹽用)	一斤 我一、五二〇匁	
棧	秤(米穀用)	一斤 我一、四九二匁
紅花秤(油、魚雜貨用)	一斤 我一、五六六匁	
木	尺	一尺 我一、〇、九五尺
布	尺	一尺 我一、一五尺
京	尺	一尺 我一、一五尺
一升の容量		我四合弱
官秤(官場用)	一斤(六兩) 我一、七五匁	
花秤(市場用)		一斤 我一、七五匁
木村用秤一斤(二十兩)		我一、一八、七五匁
裁衣尺		一尺 我一、二三尺
綢緞尺		一尺 我一、二二尺
木	尺	一尺 我一、〇、九一尺
工	尺	一尺 我一、〇、九四尺
一升樹の容量		我五、五合
米用秤		一斤 我一、三五匁
土布秤		一斤 我一、八〇、八匁

寧化	關	秤(貨幣用)	一斤 我一、五七、六匁
上杭	京	尺	一尺 我一、一二尺
	一升樹容量		我五合
	花秤一斤(十六兩)		我一、五七匁
	綢緞尺大尺		一尺 我一、三〇七尺
	小尺		一尺 我一、二三尺
	魯班尺		一尺 我一、〇二二尺
	裁衣尺		一尺 我一、一八尺
	米	用	一斗 我七升
	豆	用	一升 我一、二升
	米穀用秤		一斤 我一、六〇匁
	綢緞用秤		一斤 我一、五八匁
	錢莊用秤		一斤 我一、五六匁
	裁	尺	一尺 我一、〇二尺
	魯班尺		一尺 我一、〇〇尺
	米穀用		一牙 我六、五合
涵江	十牙を一斗、三十六牙を一擔とす		
	油	秤	一斤 我一、八五、四四匁
	米	秤	一斤 我一、六一、三〇匁
	魯班尺		一尺 我一、〇六、〇〇匁
	京	尺	一尺 我一、二七尺
	木	尺	一尺 我一、二二尺
	魯班尺		一尺 我一、〇、九八尺
	魯班尺		一尺 我一、〇一尺
	算盤尺(布用)		一尺 我一、〇五尺
	木	尺	一尺 我一、〇、九八尺
	米用公斗		一斗 我五、二合
	豆	用	一斗 我五、三升
	銅盤秤(鹽及一般用)		一斤 我一、五二匁

光澤度

木	尺	一尺 我一、〇二尺
工	尺	一尺 我一、〇、九五尺
船	尺	一尺 我一、二一尺
八八尺		一尺 我一、〇、八九尺
邵武に於けるものと異ならず		
光秤(鹽用)	一斤(十六兩) 我一、三八匁	
盤秤(米穀油用)	一斤(十七兩) 我一、五二匁	
本地	尺	一尺 我一、〇〇尺
連	尺(大工用)	一尺 我一、〇、九二尺
魯班	尺(同上)	一尺 我一、〇、九八尺
裁	尺	一尺 我一、二五尺
京	尺	一尺 我一、一五尺
碼尺も亦用ひらる		
液體用	半斤樹	我二、一合
米油用	八兩樹	我一、六合
百六	秤	一斤 我一、九七、五匁
漳	秤	一斤 我一、五八、〇匁
裁	尺	一尺 我一、〇、八七五尺
京	尺	一尺 我一、二五尺
米穀用一斤樹		我二合
天秤一斤(十六兩)		我一、六〇匁
木匠	尺	一尺 我一、二三尺
平秤一斤(十六兩)		我一、〇〇匁
裁	尺	一尺 我一、〇、九八尺
木匠	尺	一尺 我一、〇、九九尺
一管、一升、一斗の樹あり二管を一升、五升を一斗となす		
店尺(賣麻布用)		一尺 我一、一七尺
京	尺(綢緞用)	一尺 我一、〇、九一尺
家	尺(紙用)	一尺 我一、〇七尺

上海	魯班	尺(木工用)	一尺 我一、〇〇尺
	一府樹容量		我〇、五七升
	二府樹容量		我五、八五升
	二筒樹容量		我〇、二三升
	司馬秤(一般用)		一斤 十六兩
	針	秤(薪炭用)	一斤 十八兩
	肉、野菜、果物用		一斤 十五兩
	一升樹容量		我〇、六二九升
	正	秤	一斤 我一、六七匁
江蘇省	此地尺度の標準尺と見るべきものに官尺(或は部尺)あり		
官	尺	一尺 我一、〇五六尺	
海	尺	一尺 我一、〇五六尺	
杭	尺	一尺 我一、〇七七尺	
蘇	尺	一尺 我一、一一尺	
寧	尺	一尺 我一、〇八八尺	
京	尺	一尺 我一、一三五尺	
木	尺	一尺 我一、三二〇尺	
板	尺	一尺 我一、三八九尺	
造	尺	一尺 我一、三一五尺	
稅	尺	一尺 我一、三一七尺	
大工	尺	一尺 我一、一八一尺	
裁	尺	一尺 我一、〇、九三三、七尺	
	尺	一尺 我一、一六〇、九尺	
	尺	一尺 我一、一七七、六尺	
地積	租界に於ける地積の單位を一畝とし七、二六〇平方呎と定む		
大取引用	海斛五斗		我六斗
	海斛五斗		兩斛五、五五斗
	升羅三合三勺樹		我一、二合
小賣用	小斗三升二合樹		我一、二、四升
	中斗六升六合樹		我一、四、四升

度量衡

Table of measurements for Nanjing (南京), Suzhou (蘇州), and Qingjiangpu (清江浦). Includes items like '天秤', '曹秤', '新會館秤', etc., with their respective weights and standards.

一三七六

Table of measurements for Xuzhou (徐州), Haizhou (海州), and Guizhou (貴州). Includes items like '五合掛容量', '一升掛容量', etc., with their respective weights and standards.

四碗を以て一升とし豆掛一升は米掛の一升一合に當る

鎮遠に於けるものと差なし

Table of measurements for various locations including '開州', '思南', '鎮遠', and '施乘'. Includes items like '酒', '石油', '茶油', etc., with their respective weights and standards.

Table of measurements for '鳳泉', '渭潭', '貞豐', '興義', '平欄', '清鎮', '安順', and '黃平'. Includes items like '拱平', '庫平', '裁', etc., with their respective weights and standards.

一三七七

大定	度	一 斤(十六兩)	我三一八
公議	尺	一尺 我一、一尺	
九八尺		一尺 我一、四尺	
九六尺		一尺 我一、二尺	
穀器一升(六兩)		我一、一升	
桐油	五兩	我一合	
茶油	四、七兩	我一合	
石油	四、三兩	我一合	
大街	平	一斤 我一五五、二合	
街市	平	一斤 我一四二、八八合	
九八布尺		一尺 我一、一三〇尺	
裁尺		一尺 我一、一七五尺	
一斤	秤	我一、七合	
一升	秤	我一、五升	
網	一〇兩三三〇	我一〇〇	
布行公議	尺	一尺 我一、一五五尺	
裁尺		一尺 我一、一〇〇尺	
米穀類用一升(四兩)		我一、四升	
酒	用	四兩二	我一合
桐油	用	四兩七	我一合
茶油	用	四兩五	我一合
畢節	平	一斤 我一〇〇五 我一〇〇	
同九九平(穀類布用)		我一〇〇三 我一〇〇	
同雜平		我一〇四〇 我一〇〇	

山西省

太原(陽曲)

官尺(綢緞布行用)	一尺 我一、一五尺
木京尺(木匠用)	一尺 我一、〇四五尺
一斗樹的容量	我一、二斗

忻	度	裁尺	一尺 我一、一五尺
鹽	用	一斤 我一四九、二八分	
木	尺	一斤 我一四〇	
裁尺		一斤 我一〇、九五尺	
一斗樹容量		我一、一六斗	
液體一斤秤		我一、八合	
此地一斤(十六兩)		我一五二、二分	
木京尺		我一、一五尺	
此地		我一、〇九尺	
此地		我一四一、三五尺	
此地		我一四四、三九	
木京尺		我一、〇八尺	
此地		我一、一四尺	
此地		我一九六合	
此地		我一四六分	
一升樹容量		我一、三四升	
此地		我一、五〇分	
布		我一、一六尺	
木		我一、二二尺	
裁尺		我一、二二尺	
此地		我一五、八合	
薪炭	用	一斤 我一七〇分	
砂糖	用	一斤 我一四四分	
穀物	用	一斤 我一五八分	
官尺		一尺 我一、一五尺	

榆次	度	一 升樹的容量	我一、二五升
茶	用	我一六〇分	
野菜	用	一斤 我一六二分	
鹽	用	一斤 我一五三分	
木	尺	一尺 我一、三〇尺	
一斗樹的容量		我一〇五尺	
一升樹的容量		我一九、八六升	
此地		我一九、二合	
木京尺		一斤 我一、七六分	
太原		一尺 我一、一五〇尺	
太原のものと同量なり		一尺 我一、〇四五尺	
一般用		一斤 我一二二分	
野菜果物用		一斤 我一六一分	
鹽		一斤 我一四〇分	
太原に於けるものと異なるなし			
木	尺	一尺 我一、〇四尺	
裁尺		一尺 我一、一六尺	
藥店用		一斤 我一四九、七六分	
麵粉用		一斤 我一四九、二八分	
染物屋用		一斤 我一四二、四〇分	
野菜用		一斤 我一三一、六九分	
裁尺		一尺 我一〇五、三三	
市場用尺		一尺 我一、〇三〇尺	
賣絲用尺		一尺 我一、一五〇尺	
露店絲用尺		一斤 我一六〇分	
壽陽		我一四四分	
木	尺	一尺 我一、〇〇尺	

翼	度	裁尺	一尺 我一、一八一、二二尺
鹽	用	一斤 我一五三分	
茶	用	一斤 我一五六、八分	
穀類	用	一斤 我一七一、五分	
木	尺	一尺 我一〇、四五尺	
石	尺	一尺 我一〇、六五尺	
裁尺		一尺 我一、一五五尺	
一斗樹容量		我一、三八八斗	
四斗樹容量		我一五、七一斗	
木	尺	一尺 我一、二一一、二七尺	
此地		我一、一八八分	
實查五種の平均重量にして大體を見るに止まる			
木	尺	一尺 我一、〇七五尺	
裁尺		一尺 我一、一六〇尺	
一斗樹容量		我一、三一九斗	
此地		我一三三、三分	
此地		我一〇六一、〇七五尺	
木	尺	一尺 我一、一五、一、一七尺	
蒲州		我一五、一、一七尺	
蒲州に於けるものと同様なり			
木	尺	一尺 我一、〇五尺	
裁尺		一尺 我一、一六尺	
大	斗	一斗 我一、四〇三斗	
小	斗	一斗 我一八、四六升	
此地		我一四二、分	
此地		我一、〇六尺	
木	尺	一尺 我一、一六尺	
裁尺		一尺 我一、一六尺	
一斗樹容量		我一〇、五五斗	
此地		我一二〇、分	

Table listing measurements for regions such as 潞安, 汾州, 平遙, 中陽, 澤州, 高平, 陽城, 沁水. Includes items like 木, 裁, 一斗樹容量 and their corresponding measurements in 尺 and 寸.

一三八〇

Table listing measurements for regions such as 遼, 榆社, 懷仁, 山陰, 陽高, 天鎮. Includes items like 木, 裁, 一斗樹容量 and their corresponding measurements in 尺 and 寸.

Table listing measurements for regions such as 寧武, 朔平, 平魯, 豐鎮, 臨晉, 琦氏, 永寧. Includes items like 戲子一斤(十六斤), 木, 裁, 一斗樹容量 and their corresponding measurements in 尺 and 寸.

一三八一

Table listing measurements for 直隸省 (直隸省) and 熱阿 (熱阿). Includes items like 木, 裁, 一斗樹容量 and their corresponding measurements in 尺 and 寸.

多倫度	正定度	(順德) 南和	滄度	鹽山度	慶雲度	鵝澤度
木京尺 一尺 我一、〇四尺	木京尺 一尺 我一、〇三〇尺	木京尺 一尺 我一、〇八尺	木京尺 一尺 我一、〇四尺	木京尺 一尺 我一、〇四尺	木京尺 一尺 我一、〇三三	木京尺 一尺 我一、〇三六
老裁尺 一尺 我一、二〇尺	老裁尺 一尺 我一、一五五尺	老裁尺 一尺 我一、一五五尺	老裁尺 一尺 我一、一五五尺	老裁尺 一尺 我一、一五五尺	老裁尺 一尺 我一、一五五尺	老裁尺 一尺 我一、一五五尺
此地一斤(十六兩) 我一、〇六尺	此地一斤(十六兩) 我一、〇六尺	此地一斤(十六兩) 我一、〇六尺	此地一斤(十六兩) 我一、〇六尺	此地一斤(十六兩) 我一、〇六尺	此地一斤(十六兩) 我一、〇六尺	此地一斤(十六兩) 我一、〇六尺

隆化(黃姑田)度	豐寧度	赤峯度	開魯度	林西度	經棚度	圍度
木尺 一尺 我一、〇六五尺	木尺 一尺 我一、〇六五尺	木尺 一尺 我一、〇六五尺	木尺 一尺 我一、〇六五尺	木尺 一尺 我一、〇六五尺	木尺 一尺 我一、〇六五尺	木尺 一尺 我一、〇六五尺
布尺 一尺 我一、〇九尺	布尺 一尺 我一、〇九尺	布尺 一尺 我一、〇九尺	布尺 一尺 我一、〇九尺	布尺 一尺 我一、〇九尺	布尺 一尺 我一、〇九尺	布尺 一尺 我一、〇九尺
大布尺 一尺 我一、二〇尺	大布尺 一尺 我一、二〇尺	大布尺 一尺 我一、二〇尺	大布尺 一尺 我一、二〇尺	大布尺 一尺 我一、二〇尺	大布尺 一尺 我一、二〇尺	大布尺 一尺 我一、二〇尺

懷安度	內曼王府度	蒙古鎮度	灤平度	威度	大連度	旅順度	安東度
木京尺 一尺 我一、〇五尺	木京尺 一尺 我一、〇五尺	木京尺 一尺 我一、〇五尺	木京尺 一尺 我一、〇五尺	木京尺 一尺 我一、〇五尺	木京尺 一尺 我一、〇五尺	木京尺 一尺 我一、〇五尺	木京尺 一尺 我一、〇五尺
大布尺 一尺 我一、一五八尺	大布尺 一尺 我一、一五八尺	大布尺 一尺 我一、一五八尺	大布尺 一尺 我一、一五八尺	大布尺 一尺 我一、一五八尺	大布尺 一尺 我一、一五八尺	大布尺 一尺 我一、一五八尺	大布尺 一尺 我一、一五八尺
此地一斤(十六兩) 我一、〇六尺	此地一斤(十六兩) 我一、〇六尺	此地一斤(十六兩) 我一、〇六尺	此地一斤(十六兩) 我一、〇六尺	此地一斤(十六兩) 我一、〇六尺	此地一斤(十六兩) 我一、〇六尺	此地一斤(十六兩) 我一、〇六尺	此地一斤(十六兩) 我一、〇六尺

錫子山(天寶山)度	朝陽度	阜新度	綏東度	石家莊度	張家口(張北)度	蘇度
木尺 一尺 我一、〇六五尺	木尺 一尺 我一、〇六五尺	木尺 一尺 我一、〇六五尺	木尺 一尺 我一、〇六五尺	木尺 一尺 我一、〇六五尺	木尺 一尺 我一、〇六五尺	木尺 一尺 我一、〇六五尺
大布尺 一尺 我一、〇九尺	大布尺 一尺 我一、〇九尺	大布尺 一尺 我一、〇九尺	大布尺 一尺 我一、〇九尺	大布尺 一尺 我一、〇九尺	大布尺 一尺 我一、〇九尺	大布尺 一尺 我一、〇九尺
市尺 一尺 我一、二〇尺	市尺 一尺 我一、二〇尺	市尺 一尺 我一、二〇尺	市尺 一尺 我一、二〇尺	市尺 一尺 我一、二〇尺	市尺 一尺 我一、二〇尺	市尺 一尺 我一、二〇尺

滿蒙地方日支度量衡比較表

地名	大連	旅順	安東
大尺一尺	一、一四〇	一、一五二	一、一三〇
大尺一尺	一、一四〇	一、一五二	一、一三〇
大尺一尺	一、一四〇	一、一五二	一、一三〇
大尺一尺	一、一四〇	一、一五二	一、一三〇

Table of measurements for various locations including 奉天, 撫順, 本溪湖, etc., with columns for different units and conversion factors.

對支那各國尺度比較

國名 單位 日本 英 佛 露
支那 一分 1.056分 1.1136分 1.1136分 1.001分

宗教

總說

支那の宗教と言はゞ、歴史上のもの、現行のもの、支那に發生せしもの、外國傳來のもの、此等凡てを包括すべきや勿論なり。而して其古代の宗教に關しては、歐米人が之を研究して、或は一神教、或は祖先教等、種々に之を論ずるものあり、從て興味深き一問題たるを失はざるも、かゝる事項に就ては、今は之を叙述の範圍外に置くべく、また舊時祇教、ゾロアスター教、及び摩尼教も、一時支那に傳來したることありしも、今は全然行はれざるが故に、茲には此等も亦た叙述せざることとす。

此等諸教の内、儒教に就ては、或は之を宗教にあらずと云ふものありと雖も、支那人間に在りては、道・佛の二教と共に之を三教の一に算し、而して實際上、此等三教は殆んど支那の國民的宗教を形成しつゝあること、恰も我國に於て神・儒・佛三道の如きものあり。蓋し此等の三教は、勿論その起原を異にし、歴史を異にし、教理を異にし、また史上此等が相互に相衝突せし事實も少からずと雖も、而も現今に在りては、各自其三教の相異を意識しつゝあるは、單に學者若くは有識の僧侶、道士のみにして、一般支那人の思想上にありては、三教は頗る通融し、所謂三教一致の眞

Table of measurements for various units like 一里, 一引, 一丈, 一步, 一尺, 一寸, with conversion factors to meters and centimeters.

(松本良男稿)

狀を示し、同一人にして佛教徒たると同時に、また儒教、道教の信奉者たるを常とす。されば其信徒の數の如きは、全然三教徒を區別し得難く、強て之を區別し得るは、單に職業的宗教家に限らるゝが如し。加之、此等三教、就中道・佛の二教は、相互に混淆して、道教中に佛教の分子多く、佛教中また道教の分子に乏しからず。夫の佛教寺院中に關帝・娘々を祀り、道教の廟宇に於て觀音を安置し、甚しきは道士にして阿彌陀經を其廟宇に讀誦するが如き奇現象を呈し、其道佛混淆の跡は、宛然我國の舊時に於ける神佛混淆に類するものあり。

儒・道・佛三教の關係は實に此の如くなり、雖も、以下は其異別の點より、其各教の沿革乃至現狀等に就き之を略説することとす。尚ほ一言を要することは、宗教に關する統計にして、支那の各宗教中、耶蘇教を除くの外、殆んど其寺院・僧侶乃至信徒等の數字を知るに由なきこと是れなり。故に以下各宗教の條に於て、殆んど數字に關しては之を省くこととす。

儒教

儒教 (Confucianism) は、上述の如く之を宗教にあらずと論ずるものありと雖も、今は姑く之を宗教中に加へ置くべし。抑も儒教は、孔子以前より夙に存せる思想に基づき、孔子之を集大成せるものにして、孔子の後には子思・孟子・荀子等ありて之を祖述し、漢に至りて國教となり、當時以後歷代尊信を受け、宋代に及ぶや、高遠なる哲學思想を加味し、所謂理學なるものを生じたるが、現在支那に行はるゝ儒教は、専ら此等宋代の理學、就中朱熹の學を宗とし、之を正統となしつゝあり。而して儒學の研究法に就ては、古來幾多の變遷を経たるものにして、漢唐の間に訓詁學、宋に理學、清に考證學等、種々異同を存すれども、而も該教の根本思想に至りては、一貫し、祖先崇拜・人倫道德乃至政治哲學を説き、之に少しく形而上的思想を加味せしものに外ならず。儒教に於ては、死生の問題に言及せず、天堂・地獄を言はずと雖も、

從來支那全國到處に孔子廟を設けて之を祀り、孔門の諸賢、孟子等は勿論、歷代の大儒また之に配祀せられ、春秋二季の釋奠に於ては、犧牲を供へ、舞樂を奏し、前清時代までは、官吏之に臨みて三拜九叩の禮を行ひ、紳士・學生また之に参加する等、殆んど純然たる宗教的儀式行はれたるべきに於ては、儒教も亦た宗教的色彩を帯ぶるものと謂ふを得べし。されど此等の儀式が一般國民に浸透しなかりしことは、注意せざるべからず。民國以後に及ぶや、儒教を國教とすべきや否やに關し、一時支那朝野の問題となりしが、今尙ほ何等決定するところなしと雖も、要するに儒教は、前清時代に比して勢力大に減少せしや事實上屬す。近年各地に孔教會なるものありて儒學の恢復を企圖しつつあり。

道 教

道教 (Faism) は、儒教と共に支那に發生せし宗教にして、該國上古以來の民俗的信仰を基礎とし、儒・佛二教より幾多の資料を得、遂に一の宗教的體系をなすに至りしものにかゝり、其本質は學理的根據に乏しきも、現時其國民間に深い信仰を繋ける點に於て、寧ろ儒・佛二教の上にあるが如し、而して之を道教と稱するは、其宗教としての本質如何は兎に角、該教に於て老子の學を祖述すとなす點より若かく稱するものならん。

一、沿革 上述の如く、道教は支那古代の民俗的信仰を基礎とするも、其宗教的色彩を示すに至りしは後漢の張道陵(一に張陵)以後にして、之に學理的根柢を與へたるは魏伯陽及び葛洪なりとす。道陵は、漢の張良(子房)の裔なりと言はれ、桓帝時代に沛の豊に生れし人にして、初め大學に學びて博く五經を修め、晚年長生の術を學び、遂に道書二十四篇を著し、以て人民を誘ふ。子に衡、孫に魯あり。共に其術を修め、道陵は天師と言はれ、衡は嗣師、魯は孫師と稱せらる。張魯は初め荊州の大守劉焉の部將たりしが、後、漢中に據ること三十餘年、遂に曹操に降る。抑も此徒輩は、もと一種の教匪にして、彼等は其門に入るものをして、皆米五斗を出さしめしが故に、世に之を五斗米道、五斗米教又は米賊と稱

べき無智をすら表明せり。是れ現存の道教經典を一瞥して、容易に之を知るを得べし。

上述の如く、道教の體系は一應完成するに至れるが、而も其社會上に鞏固たる位置を占むるに至れるは、北魏の道士寇謙之の力にして、謙之名は輔眞、修道歷年、北魏の世祖に尊信せられ、魏都平城(山西省大同)に東西の天師道場を起し、公衆に對して其教旨を宣傳したるが、帝の之を信ずるの厚き、年號を太平眞君と稱するに至れり。謙之は亦た、帝に勸めて佛敎を排斥し、道教は之に代りて殆んど國敎たるの位置に居れり。北周も亦た道教盛にして、武帝の如きは佛敎を廢して道教を扶立せしこと、史上著名なる事實とす。

斯くして道教は完成し、社會上にも基礎を確立し、爾後儒・佛と共に三教鼎立して支那の思想界を支配したるが、唐代には、國姓たる李が、偶老子の姓と同じきとの理由により、唐室は大に道教を尊崇し、玄元皇帝の廟を建立せしめ、崇玄館を置き、道舉の制を定め、令して民家毎に道徳經一本を藏せしめたり。また唐の諸帝中、深く道教を信じ、煉丹を行ひ、丹藥によりて命を絶ちしものも存せりと云ふ。

五代及び宋の頃にも、帝王中道教を信奉せしもの少からず、就中宋の眞宗及び徽宗の如き、其最たるものにして、前者は佛敎の大藏經に摸して道藏を設け、三三三七卷あり、帝自ら序を作りて道教を獎勵し、後者も亦た帝自ら稱して道君皇帝と曰ひ、宣和元年には佛の名を改めて大覺金仙と稱し、其他皆道教の名に準せしめたる程なりき、然れども徽宗は、後其非を悟り、佛敎を舊に復し、却て道教を禁せり。

かくして金・元・明・清を経て今日に及ぶるが、此間時に帝王の保護尊崇も之れなきにあらざりしと雖も、特筆に値するものなく、之に反して元代の如きは、一時道藏を燒き、道教を禁止したることあり。明・清兩朝に於ても特記すべき重要な事項も存せざりしが如し。只、清末以後、道教中に派別を生ぜしことは著名なる事實なれば、左に之を一言すべし。

二、宗派

道教の派別は、現時果して幾何なりや吾人之を詳にせ

す。其爲すところを見るに、張魯の如きは、自ら稱して師君と曰ひ、來り學ぶ者は之を鬼卒と名け、本道を受くるに及びて之を祭酒と號し、祭酒は頭目にして、彼等は義舍即ち無賃旅舎を作りて旅客の便に供し、また義肉米を義舍に懸け、旅客をして之を取らに任せ、若し多きを食するものあらば、鬼道を以て病ましめ、犯者は三回まで之を宥恕し、然る後刑を行ふ。彼等は亦た、贖罪手段として道路を修繕せしめ、春夏には動物の屠殺を禁じ、又た禁酒を行ふ等、善政も少からず。また彼等が、病者に符水を飲ましめ、祈禱を行ふ等のことありしは、諸書の傳ふところなり。

張魯の子張盛に至り、江西の龍虎山(廣信)に移りしが、爾後其後裔は歷代天師と稱し、道統連綿として今に繼續し、山東・曲阜に於ける孔裔と好一對たり。

張氏に次ぎて魏伯陽なるものあり、其年代は正確を期し難きも、略後漢末より西晉に亘れる間の人なるが如し、周易參同契を著して道教の上 に理論的根柢を與へ、尋で葛洪あり、抱朴子を著し、更に該教の上に學術的基礎を築けり。洪、字は稚川、丹陽の句容(江蘇省)の人、東晉時代の道家にして、交趾地方に丹を産するを聞き、句漏の縣令たらんことを乞ひ、子姪と共に廣州に達せしめ、刺史の爲めに止められ、己むを得ずして羅浮山に隱居し、八十一歳を以て没せりと云ふ。抱朴子内篇は彼が神仙術に關する著書にして、道教學說の成立上極めて重要なものとす。

斯くして道教は次第に發達したるも、而も尙ほ未だ宗教的體系として完成の域に達せざりしが、魏晉南北朝の間に至り、當時隆盛を極めたる佛敎の刺激により、從來淺薄幼稚なりし道教も、漸次佛敎經典を模倣し、若くは之を剽竊して其經典を作製し、幾多の道教經典は世に出づることとなり、茲に嚴然たる一大宗教體系をなすに至れり。勿論、其以前と雖も、道教經典は、存せざりしにあらざるも、魏・晉以後に至りて特に多きを加へ、而して其作者の果して誰人なりやを一々明にし得ざるも、道教經典中に乾闥婆 (Gandharva) 其他の印度神名を出し、甚しきは全然佛典中の字句を剽竊し、佛・世尊に代ふるに天尊・聖尊を以てするが如き笑ふ

ざるを遺憾とすれども、蓋し宋末以來の諸派は、今も尙ほ存在しつつあるならん。

抑も道教の初めて派別を生じたるは、宋末に屬するが如く、當時南北二宗の目あり。南宗は性を主とし、北宗は命を主とす稱せられ、即ち前者は服食・煉養、以て吾人の眞性を保高するを宗とし、後者は符呪・科敎により延命を得るを旨とせりと云ふ。而して其各系統に就ては、今之を詳にするを得ざるも、略左表の如くなるべし。

南宗—老聃、東華少陽君(理想上の人)、鍾離權(漢代の人と云ふ)、呂純陽(賓洞)、劉操(遼人)、張白端(以下宋人)、石泰、薛道光、陳楠、白玉蟾(長庚)、彭耜。

北宗—呂純、陽王壽。

以上諸道士の内、呂純陽は道教史上著名の人物なれども、其の時代は通常唐代と云はれ、また宋代の人とも云ひ、詳細明ならず。王壽は金の世宗の大定十年、五十八歳を以て没せし人にして、字は知明、重陽子と號し、弟子中、譚處端(長眞子)・劉處元(長生子)・馬鈺(丹陽子)・丘處機(長春子)等の七人世に知られ、就中丘處機を最著名とす。此等王壽の一派は、一に全眞教と稱し、該派の盛大なるに至りしは、處機(號一龍)の力と云ふ。大なるものありしが如し。彼は蒙古の大汗、成吉思汗に招聘せられて蒙古を橫斷し、遠く中央亞細亞の蒙古軍中に法を説きしこと、長春西遊記によりて名高し。處機(號一龍)の一派は一に之を龍門法派とも稱すと云ふ。要するに、南北兩宗は、大體に於て宋代に成立したるものなるが、此外更に左の諸派も宋末に於て成立せしが如し。

(一) 眞大道教 金の劉得仁の創むるところとす。得仁は滄州樂陵の人、一老叟より道徳要言及び一管の筆を授けられ、女學大に進む。その敎は苦節危行を旨とし、妄に施與を享けず。五傳して鄺希誠に至り、元の憲宗より眞大道敎の名を賜はり、更に三傳して張志清に至り、至孝清節を以て著はると云ふ。

(二) 正一敎 張天師(道陵)の徒にして、第三十六代張宗演は、

元の世祖の命を受けて江南の道教を管領す。門人に張留孫・吳全節等あり共に著名なり。明初張正常(張道陵より)に至り、洪武帝天師の名を改めて之に真人の號を賜ふと云ふ。

(三) 太一教 金の天眷年間、蕭抱珍なるものに創まり、太一三元法籙の術を傳ふ。四傳して蕭輔道に至り、元の世祖に召されて旨に稱ひ、弟子李居壽また世に著はる。

以上史上に著名なる派別を列挙したるが、現時果して此等の凡てが尙ほ嚴然一宗派として存立しつゝありや否や明ならず。此に之を記述し得ざるを遺憾とす。

三、教理及び神祇 道教の教理は、時代によりて多少の變遷あり、蓋し初めは神仙方技の術に起り、黃老を附會して服食・煉養を主張し、服食は金丹の服薬、煉養は元氣の修煉にありしが、此等は魏伯陽・葛洪等の唱導するところとす。而も事實上、服食を以て長生不死の目的を達すること不可能に屬するを以て、寇謙之に及ぶや、符籙及び科教を起し、大に民心に投ぜり。只だ煉養の方面は、多少衛生上に効果あるにより、後代と雖も修道隱士の之を行ふものなきにあらざる。然れども一般人民にありては、之が實行容易ならざるが故に、之を行ふものなし。されば道教の民間に勢力を得たる所以は、蓋し此等の點にあらざるして、寧ろ符籙・科教の二法に存せるが如し。後代に至り、全真教起るに及び、道教の本質の上に更に儒・佛二教の實踐道德を加味したるが故に、其布教は社會風教の上に裨益少からざりしと云ふ。

かく道教には、服食・煉養・符籙・科教及び倫理の諸方面あり、人は此等各方面修道の功によりて眞仙となることを説くにあれども、現今彼等道士の行ふところは、服食にもあらず、煉養にもあらず、一に符籙・科教の二法にして、外に多少の倫理的方面あるに過ぎざるが如し。符籙とは禁厭呪術の類、科教とは經文讀誦の類を云ふ。故に現今の實際的道教は、殆ど幼稚淺薄なる俗宗教に外ならず。

此等道教に於ける方術即ち禁呪・符籙の方法、乃至延命即ち長生不死の八) 東嶽廟、泰山の神。(十九) 呂祖、呂純陽。(二十) 火神。(二十一) 龍王。(二十二) 天妃等。

四、現況 道教は、上述の如く支那の國民的宗教にして、恰も我國に於ける神道(宗教としても、また非宗教としても)の如きものあり。其寺院を通常、觀と稱し、例せば白雲觀、鄆都觀等の如き是れなり。また時に宮と曰ひ、廟と曰ひ、また庵と稱するものも之れあるが如し。其僧は道士(又は羽士・羽客)、女僧を女冠と稱す。其寺院は、支那本部・滿洲は勿論、苟くも支那人の多く住するところに設けられ、都市・村邑を見るざるところなし。其觀數に關しては之を知るに由なきも、著名なるものは北京の白雲觀、江西省廣信府貴谿縣龍虎山の太上清宮(眞仙觀・上靜觀・上清正一宮・正一萬壽宮等の舊名あり、張天師所住の本本山)、四川省成都の青羊宮、同省忠州の鄆都觀等、頗る人口に膾炙す。

道經の經典は、多くは天啓に出づるものと稱せらるゝも、事實は前述の如く、多くは佛經に模して作れるものに外ならず。その全集に道藏あり、我宮内省所藏の道藏は四千八百八卷、北京の白雲觀所藏のものは、五百七十二部・五千四百八十五卷あり、近年上海商務印書館も亦た道藏の翻刻出版を行へりと云ふ。

佛 教

一、傳來及び沿革 佛教の初めて支那に傳來せし年代に就ては、或は秦始皇の時にありと云ひ、或は前漢の時にありとも稱すれど、其表面に現はれしところを以てすれば、後漢の孝明帝永平十年、迦葉摩騰(Kasyapamaitunga)・竺法蘭(Dharmarakṣa)二人の洛陽に來りし時を以て最初とすべし。是より先き、明帝夢に金人空を飛んで來ると感じ、之を群臣に問ふや、傳毅なるもの奏して曰く、是れ西方の佛なるべしと。帝乃ち郎中蔡愔・博士秦景・王遵等十八人を西域に遣はし、佛法を求めしむ。蔡愔等大月氏國に至り、中天竺の沙門、上記二人に遇ひ、其渡來を懇請せしかば、共に之に應じ、迦葉摩騰は佛經を白馬に駄して洛陽に入

方術に關しては、之が研究多少興味なきにあらざるべく、殊に其延命法に於ては、内丹・外丹及び房中術の如き方法もありと云へば、學術上之が研究は多少裨益なきにあらざるべしと雖も、予は今之に關して叙説すべき知識を有せざるを遺憾とす。只だ其倫理に就て之を一言せんに、道教の倫理は、太上感應篇・陰陽文・功過格等の諸書に現はれ、而して道教を本位として之に儒・佛二教の實踐道德を加味せるものなることは上述の如くなるが、その説くところ割切、頗る人耳に入り易き觀は之れありと雖も、只だ注意すべきは、其倫理說の一種の快樂說若くは功利主義にして、彼等が常に陰德あれば陽報あることを口にし、善を爲さば福を得、惡を爲さば禍を蒙ることを唱ふるが如き、即ち人間本來の道德觀念によつて善を勧め、惡を誡むるにあらず、單に利害上より打算的に之を行はしむることは是れなり。殊に其功過格に至つては、最も明白に其功利主義なることを示すものと謂ふべく、彼等は人に勸めて功と過との條例を記したる一冊の帳簿を備へ、日々自己の行爲を反省して適當なる空欄に功若くは過を記入し、功多きものは福を得て遂に眞仙たるを得、過多ければ之が反對の結果を招くことを教へ、假令現在は薄命なるも、善事を行ひ功徳を積まば、將來幸福を得べしと諭し、之を功過格と云ふ。格とは功過を記入するの欄是れなり。惟ふに此くの如き功利主義は、支那民族に最も適切なるものなるべし。

次に道教に於ける神祇に就て其重要なるものを列挙すべし。
(一) 元始天尊、玉皇上帝とも曰ひ、天地の精なりと云ふ。(二) 老君即ち老子。(三) 玄天上帝、即ち北極星又は北斗星。(四) 文昌帝君、文昌星と稱する北斗七星中の一とも曰ひ、又た黃帝の子なりとも稱し、從來支那にては之を文藝の神とし、考試に應ずるもの之を崇祀す。(五) 后土即ち土地の神。(六) 城隍神。(七) 鍾山神。(八) 鄆都神、地獄の神。(九) 龍君。(十) 和合神。(十一) 三官。(十二) 財神、福の神。(十三) 關帝神。(十四) 神荼鬱壘。(十五) 門神。(十六) 關帝、即ち關羽にして、明代には關王、清代に關帝、俗に老爺と云ふ。(十七) 玉皇官。(十

り、法蘭次に至る。明帝大に喜び、二人を鴻臚寺に館せしめ、後、伽藍を起て、白馬寺と稱し、二人を之に住せしむ。二人漢語を學び、尋で四十二章經を譯出す。是れ支那に佛寺及び經典あるの始めなり。而して寺とは、鴻臚寺・大理寺の如く、官署の稱呼の一種なるも、是より佛寺にも轉用せられ、後代には更に清眞寺・禮拜寺等の如く、回教其他の宗教寺院にも適用せらるゝに至りしものとす。

(一) 傳譯時代 佛教は斯くして傳來したるが、爾後東晉に至るの間は、略々傳譯時代にして、後漢の桓帝の時、安息國(Arsak: Parthia)の王子と言はれし安清(字は世)及び月氏國の沙門支婁迦讖(Lohan: Kasyapa)が、殆んど時を同うして洛陽に來り、均しく譯經に従事し、爾後西僧の渡來踵を接ぎ、譯經の出づること次第に多く、佛教思想は漸く人心に浸染し、三國の時に至れば、此教また江南に傳はり、建鄴(今之南京)にも寺院の建立を見るに至れり。尋で西晉を経て五胡十六國の亂世となるや、夷狄の北支那に國を建つもの多く、人心爲に動搖し、思想界混亂の極に達するや、恰も佛圖澄(Buddhakarṣma)の如き傑僧、西域より來りて佛教を弘布し、門下に道安・慧遠等の英才出で、其弘布益々盛大となれり。漢人にして初めて出家して僧となりしもの、實に此頃にありとす。

(二) 講究時代 かく西僧の渡來するもの多かりしと共に、支那僧も亦た法を求めて西域印度に赴くもの相出で、東晉安帝の時、法顯印度に留學し、歸國の後今の南京に於て譯經に従事し、其所出に大般泥洹經等の譯述と、佛國記の如き史料として貴重せらるゝ旅行記とあり。この外、宋雲等の如き、また渡天僧として知らるゝもの、一人なるが、要するに斯く漢僧の遠く印度に留學するに至れるは、以て佛教研究の漸く精深に至れることを物語るものと謂ふべく、殊に北地姚秦にありては、龜茲國(今之新疆)の鳩摩羅什(Kuṃārajīva)來りて長安に譯經を行ひ、出づるところの經典三百餘卷に及び、門下に傑僧雲の如く輩出し、佛教學理の講究漸く興り、之より逐次宗派の成立を見ることゝなれり。即ち三論・涅

朝の際、南印度の菩提達磨 (Bodhidharma)、南海を経て支那に來り、南京に於て梁武帝に謁したる後、去りて河南省嵩山の少林寺に住す。其後五傳して南北の二派に分れ、更に六祖慧能の下に於て南嶽・青原の二派を生じ、後ち青原の一派より曹洞・雲門・法眼の三宗、南嶽の一派より沩仰・臨濟の二宗を出し、宋代に及んで臨濟より更に楊岐・黃龍の二派を生ず。是れ所謂南北二宗・五家・七派なるものなり。此等諸宗派の中、我國へは榮西によりて臨濟宗を、道元によりて曹洞宗を傳へ、徳川時代に及んで隱元によりて黃檗宗を傳來したるも、最後の一派は、臨濟禪の一部に外ならず。支那の禪宗は、上記の如く分派頗る少からざるも、其内北宗は夙に其跡を絶ち、沩仰・雲門等の諸派また其傳燈を失ひ、現今尙ほ法系を傳へつゝあるは臨濟・曹洞・法眼の三宗に過ぎず。而して三宗中、臨濟の一派最も盛大にして、支那佛教の過半は實に其占むるところに屬し、曹洞之に次ぎ、法眼宗は僅に一縷の命脈を支ふるに過ぎざるが如し。

(九) 密宗 一名は眞言宗、大日經・蘇悉地經等、所謂密部の經典に據つて立つる所の大乗教の一派に屬し、唐の時中印度の善無畏 (Śubhakarasiṃha) によつて支那に傳へられ、尋で南印度の金剛智 (Vajrabodhi) 來りて更に之を弘布し、弟子に支那僧一行、印度僧不空 (Amoghavajra) 等あり。不空の弟子に惠果を出し、惠果より弘法大師によりて我國に傳へらる。密教は、支那に在りては其後漸次加持祈禱を専門とする一種の俗宗教と化し、弊害百出、加ふるに其眞傳を失ひ、明朝の如きは密教の傳持を禁止するに至り、民間の一部に於て多少の密教的色彩を帯べる風尙ほ存するに過ぎず。然れども近年に至るや、支那人有志は其廢絶を慨き、之を再興せんと企て、我國より之を逆傳せんとしつゝありと云へば、將來その復興を見るに至るべし。

(十) 淨土宗 一に蓮宗とも曰ふ、蓮宗の稱は下記の白蓮社に起り、之を淨土教と云ふは、淨土往生を宗とするが故に名づく。抑も支那の淨土宗は、晋の慧遠の廬山に白蓮社を興し、念佛を修したるを初めとし、之を慧遠派と曰ひ、後ち北魏の曇鸞、唐の道綽・善導の一派、並に唐代の入於けるが如く菩提寺と檀信徒との所屬關係なく、從て寺院の修理・再建等に方りては、其費用を一般民衆に勸化募集するを普通とす。また末寺と本山との關係、乃至一宗・一派を以て組織せる公法的團體も存せず、從て我國の如き管長等の制度なく、寺院を管轄し、僧侶を監督するは、前清以來主として地方官に屬せるが如し。

支那佛寺の數は果して幾萬に達するや、之を詳にし難きも、前清時代刊行の大清一統志を初め、各省・各府州縣志等には、其主要なる寺院を列擧し、欽定圖書集成にも其釋教の部に於て有名なる寺院を擧げ、其歴史を概説しあり。今や廢寺となり、無住に歸したる寺院も少からずと雖も、史上に著名なる大寺は、支那佛教最初の寺院たる洛陽の白馬寺を初め、往時の五山・十刹、其他北京附近の諸大寺、乃至南北支那各地の諸大寺等、今尙ほ巨大なる寺院に乏しからず。而して其由緒あり歴史ある寺院に關しては、寺誌なるものありて之を詳説しあるを以て、讀者は之に就て一覽せらるゝを要す。

尙ほ支那佛教寺院中には、恰も我國の信州善光寺、成田新勝寺の如く、民間信仰の中心をなすものも少からず。就中山西省の五台山、四川省の峨眉山、浙江省の普陀山は其三大靈場として參拜者の最も多きところ、安徽省の九華山は、之に次ぎて著名なる靈場とす。

四、現況 支那佛教は、曩に既に一言せるが如く、隋唐を以て極盛期とし、宋代は尙ほ隆盛を持續し、元・明以來漸く衰運を呈し、清に及びては長髮賊に於て殆んど滅亡に瀕せんとするに至りしが、是より以前と雖も、支那の佛教界には僧侶に英傑少く、殆んど衣食の爲めに出家したる俗僧のみ多數を占めしが故に、佛教の研究は僧侶の手を離れて寧ろ居士・學者の掌中に歸し、佛教の眞精神は彼等居士間に一縷の命脈を維持するの狀勢に居り、從來の情性により、通俗の信仰のみ、一般民衆の間に殘存するに至れり。清末に及ぶや、一は從來の宋學に於ける排佛思想と、一は西洋學術の浸染と、更に一は清朝の急激なる變法とにより、排佛の風は滔々として俗をなし、殊に變法に伴ふ施設便法の一として、寺産を

竺僧慈愍の一派あり。共に之を支那淨土教の三流とす。我國の夫れは、曇鸞・道綽・善導等の一流を主とせり。其支那に於けるや、淨土教は我國の如く特殊の發達を見ずと雖も、最も民間佛教として廣く行はれ、また明代の雲栖・慧山・智旭、清代の省庵等、幾多の大德輩出して淨土教を宣布せしが故に、支那の諸寺は其宗派の禪なると、天台・華嚴等の諸派なるとを問はず、均しく淨土教を兼修せざるはなく、夫の禪宗の如き、禪堂の傍に念佛堂を設け、以て淨土往生の業を行ふを例とす。されば、其深く民心に浸染せる點に於ても、各寺院が皆之を兼修しつゝある點に於ても、淨土宗は殆んど支那佛教諸派中最大の勢力を有すと稱し得べし。然れども、寺院そのものは、特に淨土宗を標榜するもの世上に之れあるを聞かざるが如し。

三、寺院 支那の佛教寺院の名稱は、寺と稱するものを普通とすれども、また院と云ひ、庵・洞・蓬等と稱するものも之れなきにあらず。然れども、庵・洞・蓬の如き名稱は、通常小なる佛寺、佛堂に名づけられたるものにして、殊に庵なる稱呼は、尼寺に附せるもの最も多きが如し。佛寺の種類は、宋元以來禪・教・講の三種に分類せられ、禪寺は禪宗寺院にして、教寺は天台宗寺院を稱し、其特に長期に亘る講筵を行ふ寺院は講寺と稱せらる。此等の稱呼は、朝鮮にても行はれつゝあるが如し。而して此等諸寺の内、禪寺の大なるものは之を叢林と稱し、僧侶の此處に集りて修禪するところにして、蓋し叢林とは、即ち檀林を云ひ、梵語貧陀婆那 (Vindhavana) の譯語に屬し、言はゞ我國に於て本山と稱するもの一種に類す。其組織は、唐僧百丈禪師の禪苑清規により、寺長として住持を設け、下に六知事ありて之を輔佐し、以て寺務財政一切を處理すること、恰も官署の制の如きものとす。六知事とは、都寺(恰も支配人)・鑑寺(都寺の執務に就)・副寺(寺内の内部)・維那(大衆の規律)・典座(膳部を司)・直歲(食物原料の調)・副寺(事務に當る)・維那(を司るもの)・典座(膳部を司るもの)に當るもの、是れなり。

支那寺院の収入は、多くは寺田と一般信徒の喜捨と、乃至葬祭法要等の布施によること、我國の夫れと異ならざるも、支那寺院には、我國に沒取して、學校其他の建設をすら行ひ、甚だしきは地方無賴の徒の、美名を以て寺産を押領するものさへも生ずるに至りしが、此間に在りて、南京に佛教篤信の楊文會居士(仁山)なるものあり、名利に意を斷ち、只管佛教の復興を以て念となし、金陵刻經處を起して多年佛典の刊行に従ひ、其我國より佛典を輸入して之を翻刻すること二千餘卷の多きに達し、大に佛教研究の風を鼓吹すると共に、一面各地の僧侶も亦た、我國の佛教に刺戟せられて、多少奮起するものを生じ、或は僧學校を建て、僧教育會を起すものを見るに至り、已にして中華民國となるや、各省の僧團は聯合して中華佛教總會を組織し、之と前後して居士團の起せる佛教會も成立し、共に民國政府の認可を得るに至れり。

此等團體の中、中華佛教總會は、(一)各宗専門大學及び各種の學校・傳習所等の設立並に講演、(二)社會事業を起すこと等を主として、漸次之が目的に尙つて進行し、佛教會も亦た、説教・教育・慈善事業を起さんとして着々進行するところあり、今や此等團體の努力の下に、武昌佛學院(武昌)・支那内學院(南京)・世界佛教居士林(上海)・青年新佛化運動(北京)・佛經流通處等の實現を見、佛典の刊行、雜誌及びパンフレットの發行は最も盛に行はれ、其他説教・宣傳も隨所に起り、北京の中央公園の如きは、殆んど佛教宣傳の中心たるが如き觀を呈し、今や僧侶と居士團とは、相提携して北京に中華民國佛教聯合會なる統一機關の設立をも見るに至れり。

要するに、佛教の復興は現今支那の一流行にして、一面反基督教思想の勃興と共に、青年男女間大に佛教思想の浸染を見るに至らんとしつゝあり。

喇嘛教 (Lamasism) は、主として西藏・蒙古等に行はるゝ佛教にして、その本質上より之を言はゞ、他の佛教と區別すべきものにあらずと雖も、今は從來の慣行により、他の支那佛教に簡びて之を別説することとす。

喇 嘛 教

大の状、略々想像して餘りあるべし。喇嘛僧の數の如きも、勿論明白ならざるを以て、今は之を記述し得ざるを遺憾とす。

回 教

一、名稱 回教は一に回々教とも曰ひ、即ち默罕默德教にして、支那回教徒は自ら其宗教を稱して天方教と曰ひ、また清真教とも曰ふ。天方教とは、天方は廣義にはアラビアを指し、狹義には默伽を呼ぶ支那人の稱呼に係り、即ち該宗教の發生地にして、教徒はこの發生地に基づきて之を天方教と稱するもの、如く、清真教とは蓋し一種の美稱に屬するならん。また回教若くは回々教なる名稱は、蓋し信徒の主として回々回子とも曰ふなるに起因すべく、而して回々なる種族的稱呼は、回鶻の名に起ると云ふもの、學者間の通説なるが如し。その回鶻は、一に回統とも書し、國名なると共に種族名にして、通常之を以て畏吾兒(ウイグル)と同一視し、一般には之をトルコ系の種族に屬するが如く認めつゝあるも、回鶻と畏吾兒との同異に關しては、世上多少異説なきにあらず。その寺院は、一般に禮拜寺と呼ばれ、また清真寺とも曰ふ。教徒は自ら稱して教門と呼びつゝあり、即ち天方教一門を意味するものならん。

二、傳 來 其支那に傳來したるは、支那の諸書に傳ふるところ異説區々たりと雖も、唐代に當り、默罕默德の舅父(異説あれど)と稱する塞爾德幹(Seal Han Abu Waqas)なる者、廣東に來りて(西紀六二〇年)唐の武德元年)教を傳へしを最初とすべく、支那回教最初の寺院と言はる、懷聖寺(光塔寺ともいふ)は、實に其開創に屬すと稱せられ、今尙ほ廣東城内に現存し、勿論この寺院は、其後回祿の災に遇ひ、後忽ち再建し、一六九九年(康熙三十八年)に至りて全然之を原形に復せりと云へば、今の該寺の建築を以て直ちに唐代のものとして稱し得ざるも、またワッカスの墓と稱せらるゝものも現に該地の城外にあり。

支那内地に傳播せしこと、推知するに難からず。勿論元は、専ら喇嘛教を尊信して、回教の如きは只其教徒の信奉するに委したるに過ぎざりし觀あるも、而も彼等教徒は、漸次支那内地に土着し、殊に西域交通の衝に當れる陝甘地方に最も多く、燕京一帶また頗る多數なりしが如く、明代に及んで、政府は回教徒の一地に集團するの危険なるを慮り、北京一帶の回教徒を各省に散布せし事實を傳ふるを見ても明なりとす。

以上海路より傳來せるものと、陸路西域地方より傳播せるものとの外、尙ほ其來歴未詳なる雲南の回教徒ありと雖も、之に關しては學者の所説一ならず、而して均しく確實の根據に出でざる傳説若くは俗説に係るを以て、今は一々其所説を列舉せざるべし。

三、教勢 支那回教の派別は、其大部分スンニ派(Sunni)に屬するも、只だ新疆省葉爾羌の西南山地、蒲犁(Satka)一帶のダヂツク人(Tajiks)のみは、シャール派(Shahis)に屬すと云ふ。然れども前清の乾隆中、甘肅省安定縣(今の定)の回族馬明心なるもの、新一派を起し、爲に新舊兩教の間争端を生ぜしが如き事實もあると共に、近年刊行せられし謝彬氏の新編遊記には、甘肅省金縣清水驛に別に新教を創始したる回民馬元裝なる者あり、回族尊んで聖人となし、其誕辰に當れば、各地の回徒來り祝賀し、トルコ人また至るものありと記し、また同書中、同じく甘肅省の條に於て、『阿渾争ふて新教を立て、名目繁多、河湟尤も多し』云々の語あり、殊に滿鐵調査課刊行の『支那回教徒の研究』中にも、二三の支派(華寺、蘇扶提、沙溝等)を列記するを見れば、上記馬明心の新教と云ひ、馬元裝の夫れと云ひ、其他幾多の新派と稱するもの、果して如何なる宗派なりやは今之を詳にし難しと雖も、スンニ・シャール以外、亦た多少の派別なきにあらざるが如し。

支那回教徒の種族的區分に就ては、其大部分トルコ系に屬するや勿論にして、新疆省に於けるカシユガル人・布鲁特人・Bards・哈薩克人・Kirghiz Karaks等は勿論、已に漢化せる所謂漢回(東干人の如き、亦た均しくトルコ系に屬すれども、この外他族中亦た回教を信奉するもの

も、爾後の傳播は一面は海路よりし、また一面は陸路よりしたるものにして、其今日の如く支那に多大の勢力を占むるに至りしは、寧ろ後者即ち陸路に由るもの多かりしが如し。蓋し其海路に由るものは、唐・宋以來回教徒たるアラビア人及波斯人の盛に東洋貿易を行ひしに伴ふものにして、彼等は印度洋・南洋諸島より進みて支那の海岸要地に市場を開き、其地に多數の居留民を有せし結果、當時貿易地たりし廣州・泉州・杭州等には、自ら廣大なる回寺の建立せらるゝものありしこと、種々なる省志・府州縣志の明に之を示す所なると共に、マロコ・ポロー(Maroc Polo)を初め、幾多外人の旅行記も亦た、其等の地方に回教徒の少からざりし事實を報道するに見て明瞭なりとす。然れども、上記海岸地方に回教の行はれしは、多くは彼等居留民のみにして、一般支那人には左まで傳播せざりしもの、如く、現に廣東懷聖寺に集る信徒が、アラビア人の後裔と稱するもの多きを見て之を想察し得べく、また現時該地方は、他の内地諸省と異り、回教徒の數、比較的少數なるに因つて之を證し得べし。

次に陸路より傳播せるものに就ては、唐の天寶元年、已に長安の子午巷に清真寺勅建の事實ありしことを傳ふれども、當時未だ大に行はるゝに至らざりしは、該時代の史書尙ほ此宗教に關して多く記述する所なきを見て明白にして、其大に支那に行はるゝに至りしは、殆ど元代以後なるが如し。蓋し蒙古は、成吉思汗並に諸王・諸將によりて漸次西域諸國を併吞し、當時已に回教國となりたる此等各地を領有したるのみならず、其已に元朝を建てし以後と雖も、盛に西方の文物を輸入し、該地より多數の人材を採用して之に官職を授け、回教徒をも軍隊中に徵用し、殊に至元八年司天臺を燕京に設け、アラビアの曆算に精通したる西域の回教徒を擧げて之を司らしめ、爾後明代に至つて西洋曆の輸入せられ、西人を擧げて曆算を司掌せしむるに至るまで、支那には所謂回々曆の行はれし事實を見て、元代に於ける回教徒が相當に多數なりしと共に、また相當に勢力を有せしことを察知すべく、從て此等西域等の人々を稱して、當時之を色目人と呼べり。かくして回教も亦た、此等の人々に伴つて、

なきにあらざり、一例を擧ぐれば、甘肅・新疆等に於て俗に隨教と稱するものは、即ち漢人の入教徒にして、甘肅省循化廳に於ける撒拉回と稱するもの、如きは、唐古特人(Tatars)の回教に歸せしものなりと云ふ。外に支那内地に於て、契丹・女真・蒙古等の種族の土着せるもの、子孫にして回教を奉ずるものも存するが如く、また上記のタヂツク人、並に廣東に於ける昔時來住したるアラビア人等の後裔と稱する回教徒あることも、前に已に言及せるところの如し。要するに、支那回教徒の大部分は、上述の如くトルコ系の種族にして、支那回教の關する限り、殆ど種族的宗教と稱して不可なきに似たりと雖も、トルコ族中、また回教を脱出したるものもなきにあらざり、彼の族之を稱して反教と曰ひ、反教者にして青海蒙古に改從せるものを、俗に駝毛達子と稱すと云ふ。

教徒は、概して信仰に篤く、常に清真寺に集まりて禮拜を行ひ、潔齋を事とし、教規を守ること嚴にして、飲酒・喫煙を戒め、鴉片を口にせず、豚肉を啖はず、また異教徒の調理せる食物を取らず、勤撲尙義、勇敢善闘、殊に同教徒間の團結心極めて鞏固にして、相互扶助惟れ事とし、結婚は異教徒との間之を行はず、從て支那内地に於ては、漢族との間融和を缺き、漢族また往々彼等を賤視し、相伍せざるの觀あり。

支那内地に於ける回教徒の職業は、農・商・工に亘り、區々一様ならざれども、其間自ら殆ど回教徒の專業と目すべきものありて、車馬による運搬業、牛馬賣買業、屠殺業、浴場經營業は、蓋し殆ど同教徒の營業に屬するが如し。勿論支那社會の慣習上、乃至法規上、漢族と回教徒との間敢て何等の區別あるにあらず、從て回教徒にして往々高官に昇り、殊に武官に於て少からず、就中近年に於て其多きを見るが如し。

四、信徒數 支那回教徒の數に就ては、異説紛岐、適從すべきところを知らずと雖も、通常稱するところに據れば、陝西省に四百萬、甘肅省に六百萬、雲南省に三四百萬、此等三省のみを以てしても、一千三四百萬の多きに達すと號せられ、都市に就て言はば、西安に五萬、北京に二萬(寺院)と稱し、而して夫の甘肅省の如きは、通常稱して全省人口の十

分の四、其内河州、寧夏の如きは、十分の七八に達すと稱せられつゝあり。然れども此等の數字たる、殆ど確實の根據に出でしものにあらずば、信憑して可なりや否やは勿論疑問と云ふべく、殊に支那全國の回教徒數に就て左の如き異説あるに至つては、殆ど沙汰の限りと言はざるべからず。(以下の數字は、多くは滿鐵調査課刊行『支那回教徒の研究』に據る)

Table with 2 columns: 省名 (Province Name) and 回教徒數 (Muslim Population). Lists provinces like 廣東, 廣西, 雲南, etc., with their respective Muslim populations and total population.

尙ほ宣統三年支那民政部の發表に係る支那の總人口と回教徒の數とは左の如しと云ふ。

Table with 2 columns: 省名 (Province Name) and 回教徒數 (Muslim Population). Lists provinces like 江蘇, 浙江, 安徽, etc., with their respective Muslim populations and total population.

上記の表に據れば、支那回教徒の數は無慮三千五百四十萬の多きに達し、實に支那總人口の八分の一強に相當することゝなるべきも、由來不完全なる統計を發表するを以て著名なる北京政府の所報なれば、其總人口數と共に、何等信を措くに足らざるは勿論、就中甘肅省の總人口を三百八十萬とし、其内回教徒三百二十萬を算すとす如きは、非常識の甚しきものと言はざるべからず。之に關し前記『支那回教徒の研究』には、果して如何なる根據に基づけるや明ならざるも、其推定にかゝる支那回教徒數を、左の如く發表せられたり。記して以て参考に資せん。

Table with 2 columns: 省名 (Province Name) and 回教徒數 (Muslim Population). Lists 廣東, 廣西, 雲南, etc., with their respective Muslim populations and total population.

(因にチャイナ、イヤー、アック—China with Pop. 1925年版) 一には支那回教徒の數を一千五百萬—二千萬となせり

要するに、支那回教徒の數は、上記の如く異説頗る多く、從て吾人は適從する所なきを遺憾とするものなれども、只一言を要することは、概して(一)西域に近く、其交通の衝に當れる地方ほど回教徒多く、之に反する地方は比較的其數少き事實にして、即ち省に就て之を言はば、甘肅・陝西・河南等の諸省は、前者即ち其多き地方に屬し、沿海の諸省は後者即ち其數の少き地方なること、(二)また同じく一省中に於ても、上述の如き同様の事情ありて、一例を示さば湖北省の回教徒が、漢水の沿岸一帯に比較的多數なるが如き是れにして、是れ蓋し該地方が、古來陝西方面との交通路に當れるが爲なべし。(三)更にまた、邊疆地方に於て概して回教徒少からざる傾向あることも認め得べく、是れ蓋し其地方には古來漢族以外の所謂群狄の後裔が、比較的多數なるに起因すべし。只雲南地方に回教徒の少からざる理由に關しては、未だ之を解釋し得ざるを遺憾とす。

尙ほ回寺の數、回教學校の數、回教諸團體の數等に就ては、其の詳細を知るを得ざるを以て、こゝに之を掲げざることとす。

五、反亂 回教徒の大部分は、已に漢族と種族を異にし、教育・宗教を異にし、彼此婚嫁を通ぜず、互に融和せざるのみならず、漢族は往々にして彼等を賤視し、官吏また往々にして彼等に對して偏激不公平の處置を執りしを以て、甘肅・雲南等の如き、回教徒多くして勢力稍大なる地方に於ては、從來屢々騷擾を惹起し、延て反亂を醸せし事實少からず。之と共に、回教間に於て宗派を異にするもの、また互に紛争を生じ、遂に武力に訴ふるものもなきにあらず。左に清初以來の主要なる回教徒の戰亂を列挙すべし。

一、順治五年、甘肅省甘州の回將米刺印の亂、並に其黨丁國棟の亂。

二、乾隆二十六年、甘肅省安定縣(今の定西)の回族馬明心が新教を創立せしに伴ふ紛亂。

三、同四十六年、甘肅省循化廳の回教徒蘇四十三なるもの亂を起し河州を陥れ、遂に省城蘭州に及べる亂。

四、同四十九年、甘肅省固原の回民田五の叛、並に其黨張文慶の亂。

五、咸豐五年より同治十二年に及べる雲南の回教徒、所謂“Pai-thay”の亂。

六、同治元年より光緒三年に及べる甘肅・陝西・新疆三省に於ける回教徒の大亂、所謂東干の亂。

七、光緒十五年に於ける甘肅西部回民の亂。

八、光緒三十一年に於ける甘肅西部回教徒の亂。

(以上の外、新疆方面には、前清の際回教徒の反亂少からざりしも、今は之を略す)

六、回教徒と國際關係 終りに支那回教徒の國際關係に就て一言すべし。之に重要な二問題あり。

一、新疆省に於ける支那の國籍に屬する回教徒が、其女を國籍を異にせる英・露籍の回教徒に嫁せしむる結果起る問題にして、回教の習慣上、其女は父母遺產(不動産を含む)の分配を受くると共に、また父母債務の償還に任ぜざるべからず、之が爲め、(イ)支那の領土内に外人所有の不動産を見るに至り、支那の國法上紛糾を生ずること、(ロ)已に其女は國籍を脱せる關係上、債務の辨濟に應ぜず、爲に往々當事國官憲間に交渉問題を惹起すること。

二、近年英露の駐新疆領事が、往々にして該地支那籍の回教徒を誘つて自己の國籍に入らしむること。

三、民國十二年の頃、世界回教徒大同盟問題起りし以來、新疆の回教徒も亦た之に誘引せられて、獨立運動の漸く盛ならんとしつゝあること。

此等は、將來支那回教徒に關して、注意すべき事項なるべし。

基督教

支那現在の基督教には、羅馬カトリック教と新教と希臘教との別あれども、最後のものは極めて少数にして、殆ど言ふに足らず。而して羅馬カトリック教は、支那人は通常之を天主教と稱し、新教は支那人之を耶穌教と呼びつゝあり。

一、景教の傳來 抑も支那に於ける基督教の傳來は、或は基督の使徒の一人トーマス (St. Thomas) の福音宣傳を以て嚆矢と唱ふるものあれども、トーマス渡來の事實如何は蓋し不明に屬すべし。その眞に史上の事實としては、唐の貞觀五年 (西紀六三五年) 基督教の一派たる景教即ちネストル派 (Nestorian) の僧阿羅本 (Alopen; Olopen; Kaban) なる者、大秦 (蓋し Syria) より來りて其宗教を傳へしを始めとす。景教は、初め寺院を長安に建て、該派の僧は陸續として渡來し、一時盛に傳道に従事せしが、唐の武宗の時、佛敎・摩尼敎等と共に禁邊の厄に遇ひ、爾來久しく史上に痕跡を示さざるに至りしも、元初の頃までは尙ほ多少各地に散布し、殊に蒙古の一部に勢力を有せしが如く、夫のマルコ・ポーロの旅行記を初め、當時西人の支那に旅行せしもの、種々の記録によりて之を察知し得べし。

上記景教の唐代に流行せし事情に關しては、有名なる夫の『大秦景教流行中國碑』に詳なり。この碑は、唐代に當りて景教の僧景淨なるもの所立に屬し、而して久しく埋没して世上に知られざりしが、西紀一六二五年 (明の天啓五年) 西安の西南三四十里、塾屋縣城附近に於て發掘せられ、該縣知縣の命によりて之を西安の西門外なる一寺院に移し、西紀一九〇七年 (光緒三十三年) 十月二日、更に之を西安の碑林に移し、現に該地に之を存すと云ふ。該碑文は漢文より成るも、また外にシリヤ文字の部分も存す。この碑の存在一たび歐人の知るところとなるや、學界に多大の感興を喚起し、之が研究は盛に起り、之に關する著書も少からず。或は學者中、その偽物ならざるやを疑ふものもなきにあらざるも、一般學界は之を以て

第三に減少するに至りしが、第十八世紀末に及ぶや、彼等天主教宣教師は、亦復大活動を開始し、勇進して深く支那内地に侵入し、教堂を建て、傳教に従來し、而して守舊固陋なる支那人又は匪徒は、之に對して或は教堂燒棄、或は教徒虐殺、甚しきは外國宣教師の殺傷等、所謂教案を發生せんこと少からず、殊に光緒二十六年 (一九〇〇) の義和團事變に於て甚かりき。

三、新教 新教の傳來は、前清の嘉慶十二年 (一八〇七)、英人宣教師ロバート・モリソン (Rev. Robert Morrison) の廣東に渡來せしを以て嚆矢とす。當時支那は、排外の心強烈にして、容易に傳道に従事するを得ざりしかば、彼は米人某の家に寄寓して先づ支那語を學習し、尋で辭書の編纂と、新約聖書の漢譯に従事し、嘉慶十九年 (一八一四) 初めて新譯聖書を刊行し、且つ同年初めて一人の信徒を得、之に洗禮を行へりと云ふ。尋でミルン (Milne) (一八一七)、グザラフ (Gutzlaff) (一八一七)、ウヰリアムス (Williams) (一八一七)、ロックハート (Lockhart) (一八一七)、ラック (Lacey) (一八一七) 等の宣教師、次第に支那に來りしが、當時支那は尙ほ彼等の内地侵入を許さざりしかば、多くは文書上の事業乃至傳教に關する準備を行ふに過ぎざりき。而して上記宣教師の中、ミルンはモリソンと共に舊約聖書の翻譯に従事せし人にして、道光三年 (一八二二) 木版を以て之を刊行し、またロックハートは、宣教師を以て醫術を兼ねたる最初の人なりしと云ふ。

尙ほ此頃、マラッカに於ては英華専門學校なるもの開始せられしかば、數多の宣教師は之に入學して支那語を修め、以て適當なる時機の到來を待ち、また道光十年 (一八三〇) の頃には、米人宣教師も亦た澳門に渡來したりと云ふ。

かくして新教傳道の準備は次第に進歩しつゝありしが、阿片戰爭の結果、道光二十二年 (一八四二) 南京條約の締結を見、廣東・廈門・福州・寧波・上海の五港こゝに開放せられしかば、彼等は此等の地を根據として漸く

世界的珍寶となし、埃及のピラミッドにも比すべきものとさへ稱讃しつゝあり。先年米國の如きは、特に人を派し、西安に於て石工を雇ひ、該碑と同質の石材を物色し、寸分異なるなき其模造品を作成し、之を米本國に送りて某博物館に陳列せりと云ふ。

二、天主教 其後蒙古の勃興するや、蒙古軍の歐洲遠征により、彼我の間また交通の便開け、茲に天主教教師の渡來を見るに至れるが、其主要なるものは、ロシヤ・モロー (Andrew of Longjumeau)・柏朗嘉賓 (John of Plano Carpini)・羅伯魯 (William of Rubruquis) 並にフランス・スカン派の僧モンテ・コルヴヰノ (John of Montecorvino) 等にして、其内眞に支那布教に活動せしは、モンテ・コルヴヰノなるが、彼は元の大徳十年 (一三〇〇) 當時の首都カンバラク (Cathai) 即ち今の北京に達し、尋で羅馬法王クレメント五世 (Clement V) より北京の大僧正に補せられたりと云ふ。是より北京には天主教堂の存立を見たるが、然るに其後帖木兒 (Timur) 出で、中央亞細亞に大帝國を建設したる爲め、支那と歐洲との交通杜絶し、天主教教師の來往遂に中絶するに至り、該教の傳道も亦た行はれざるこゝとなりしが、明の中葉に及び、海路の交通開けると共に、再び天主教の渡來を見ることゝなれり。其初めて渡來せし傳教僧は、夫の日本に傳道せし方濟各 (Francis Xavier) にして、明の嘉靖三十一年 (一五五二) を以て支那に來り、傳道を試みんとし果さず、廣東の上川島に客死し、尋で利瑪竇 (Matteo Ricci) の渡來となれり。彼は肇慶・南昌・南京等を経て北京に進み、大に時の皇帝の信任を受け、著書・傳教等に努力し、教堂を興し、教徒を得、その徒中に徐光啓の如き有力者を得たり。其後天主教の諸派は、幾多の宣教師を支那に派遣せしが、其中最も著名なるは湯若望 (Adam Schall)・南懷仁 (Verzier) の二人にして、前者は明末を以て支那に來り、清初朝廷に仕へて曆算の事に従ひ、活動十四年にして十萬の信徒を得たりと云ふ。南懷仁も亦た、康熙帝に仕へて曆算に従事し、著書に富み、名聲噴々たり。尋で雍正の朝に至り、帝佛敎を奉すること篤く、頻に外教を排斥し、天主教は爾來政府の壓迫を受け、一頓挫を來し、教徒は次

傳教事業に従事するを得たり。一記録に據れば、是より以前の彼等の努力は、殆んど何等報いられず、一八四三年までの間に於て、支那人の洗禮を受け、入教したるもの、僅に六名に過ぎざりしと云ふ。

南京條約は、上述の如く傳道事業に關して一時期を劃したりと雖も、而も外人は尙ほ開港地に居住するのみにして、深く内地に侵入する能はず、殊に支那人の外人に對する憎惡偏見は尙ほ甚しく、是より十數年の間、支那に渡來せし外人宣教師約二百七十名の内、六十名以上は不健康・周圍の狀況、乃至迫害によりて死没し、其内咸豐九年 (一八五九) の頃まで生存活動しつゝありしもの、僅に二十四名に過ぎざりしが如し。

尋で咸豐十年 (一八六〇) 天津條約の締結を見たるが、此條約たる、實に傳道事業上更に第二期を劃したるものにして、從來外人に對して閉鎖せられし内地も、是に至りて開放せられ、彼等宣教師は之より北京・天津等は勿論、廣く長江流域乃至滿洲・蒙古にまでも事業を開始し、西藏の一部にさへも侵入するに至れり。爾後の六十餘年間は、實に新教發展の時代に於て、支那全國の大小都市、到る處として今や教堂あらざるなきの狀態を示しつゝありと雖も、この間また所謂教案なるものを屢々繰返し、支那人教徒の虐殺・迫害・教堂の燒棄・破壞、乃至外人宣教師に對する迫害も頻々として行はれ、屢次外交問題を惹起せしことあり。殊に夫の光緒二十六年 (一九〇〇) の義和團事變に於て最たるものありき。該事變に際しては、實に北支那に於ける支那人教徒數千、宣教二百二十一人と其家族とは、共に虐殺に遇へりと云ふ。

この事實は、上述の如く悲惨なる事態を惹起せしと雖も、基督教は之を一轉期として却て新發展の機運に向ひ、殊に歐洲文化の盛に支那に侵入するに伴ふて、基督教は逐次盛昌となり、今や馮玉祥將軍を初めとして、政客・軍人等にも其信徒少からざるに至れり。

但し斯く一面基督教の盛大なると共に、一面は亦た之が反動起り、識者及び學生の間、反基督教思想勃興し、該教を以て非科學的の迷信として排斥すると共に、之に代ふるに佛敎を以てせんとするの傾向近年著大

なるに至りしは注意すべし。

四、現況 天主教は、従来支那全國を五大教區に分ち、更に之を小分して五十九副司教區となしつゝあり。

第一教區、直隸(北京、保定、永平、河内、衛輝、滿洲、奉天、吉林、遼寧、綏遠、察哈爾、西灣子)及び外蒙古、東蒙古、寧夏(三聖宮、綏遠、察哈爾、西灣子)及び外蒙古、東蒙古、元山。

第二教區、甘肅(西寧)、陝西(延安、西)、大同(大同)、山西(太原)、山東(濟南、濰州)の三。

第三教區、河南(鄭州、開封)、湖北(武昌、老河)、湖南(衡州)、九江(九江)、贛江(贛江)、吉安(吉安)、贛州(贛州)、浙江(杭州)、安徽(蕪湖)、南京(上海)。

第四教區、貴州(貴陽)、南甯(南甯)、四川(成都、重慶)、雲南(省城)、西藏(打箭爐)。

第五教區、福州(福州)、廈門(廈門)、香港(香港)、韶州(韶州)、廣東(廣州)、汕頭(汕頭)、西廣東(北海)、廣西(南寧)、澳門(澳門)。

此等各教區に活動しつゝある宣教師は、佛蘭西人最も多く、伊太利、西班牙、白耳義人等も少からず。教派は、フランシスカン、ラザリスト、ジェスイット其他幾多の派別あれども、今は一々之を擧げず。教役者の數はPrêtre たる歐人一、四九一人、土著人一、〇八三人、教徒の數二、二二二、二四三人、年現在、なりと云ふ。

文化事業

〔甲〕歐米人の在支文化事業

支那に於ける歐米人の文化事業、即ち教育、學藝、衛生、救恤其他文化を助長せしむる事業施設は、多年基督教の傳道に隨伴して行はれ、一八四四年の米清條約及び佛清條約に基いて、支那の基督教に對する禁令が解かれ、支那に於て基督教の寺院、學校及び病院の建設を認められて以來、その傳道に伴れて文化施設も發展し、歐米の基督教會は先を争つて支那文化の開發に努め、之れが施設に對して巨額の資を投するを惜まず。その結果、一九二五年に於て歐米人の直接又は間接に經營する對支文化事業は、中學校三百九十一校、大學專門學校及び師範學校八十八、校聖書學校、看護人養成所、孤兒院、養老院等四百四十四所、病院及び醫院三百二十六個所、幼稚園及び小學校六千七百餘校の多きを算し、此等の文化事業に従事する歐米人の足跡は、文字通り四百餘州に普きに至れり。翻つて日本の支那に於ける文化事業は遺憾ながら甚だ振はず、數年前までは、東亞同文會の經營にかゝる上海の東亞同文書院、同じく東亞同文會の經營する天津の中日學院、同じく漢口の江漢高級中學、同仁會の經營せる北京同仁醫院、漢口同仁醫院等を擧げ得るに過ぎざりしが、その後外務省に於て文化事業部を新設し、大に之れが施設擴充に努むることゝ爲り、後に記する如く漸次幾多の施設を實現し、將來刮目して觀るに足るものあらんとす。

偶ま支那に於ても、近來漸く西洋崇拜の夢より覺むるもの多く、東洋の文化は東洋自ら之れを維持發展を圖るべきものとする信念濃厚とな

以上天主教及び新教に於て施設しつゝある大學、中學、小學等の諸學校、並に病院、男女青年會等に就ては、別に本書中に『文化事業』の一篇あるを以て、今は之を省略することとす。

猶太教

猶太教は、支那人之を刁筋教又、挑筋教と云ふ。其教徒は猶太人の子孫にして、現に河南省開封府に残存し、其數僅に三四百人、而して多くは無智蒙昧、且つ貧窮の徒にかゝり、該地方に於ては支那人之を呼びて青回々と稱す。彼等の口碑に據れば、其初めて支那に來りしは後漢の明帝の時にありと云ひ、而して彼等が開封に居を占めしは十世紀乃至十二世紀なるが如し。彼等は、夙に其言語を失ひ、また其教條を知らず、僅に教師のみ固有の經典を有し、異様の發音を以て之を傳唱しつゝあり。舊時該地には、同教の寺廟も存し、石碑ありて其遺址を指示しつゝあるも、一九一三年二月、該遺跡はアングリカ教會の買収するところとなりと云ふ。

(西山榮久稿)

り、さしも隆昌を極めたる基督教關係事業も、最近反動期に遭遇し、到る所排斥を受くる有様となれり。試みに一二の例を擧ぐれば、十四年十二月廣東に於ては基督教を以て帝國主義の假面と爲し、其の文化侵略に反對して教育權の回收を計る目的を以て反基督教總同盟を組織し、一流の人士を網羅して廣く宣傳に努め、同月北京に於ても中國々民黨、北京特別市黨部、北京各界雪恥大會反文化侵略大同盟、北京學生會、愛國運動大同盟、全國婦女聯合會、救國團、反帝國主義大同盟等六十有餘團體の聯合會議を開催し、反基督教及び教育權回收の爲め聯合大運動を起すことを申合せ、直に其實行に着手せり、又武昌に於ても地方官憲の禁壓力めたるに拘らず、密かに漢口、漢陽、武昌、宜昌、荊門、襄陽、襄樊等各地三十有餘の學生聯合會代表者の會合を催し、湖北全省學生聯合會を組織し、綱領十項を議決せるが、その第一項は實に基督教に對する反對なりき。而して此等反基督教運動の結果、教會學校の大多數は生徒のストライキに會ひ、或は全然學校を閉鎖するあり、或は長期間の休學を餘儀なくせらるゝ等、致命的打撃を受けたるもの少なからず。上海に於ける約翰大學は十四年五月三十日事件に關係して學生の不滿を買ひ、千餘人の學生中九割の退學者を出し、南京に於ては米國教會の經營する金陵大學の學生約二百五十名同盟退校し、前者は光華大學を新設して之れに入り、後者は支那人經營の東南大學に轉じたり。

以上の事例に據るも、支那全土に亘り如何に反基督教思想の横溢せるかを推知するに足るべきが、尙ほ十五年に至り、前記北京の反基督教大同盟代表者百五十名は、二月三日教育部に押寄せ教育次長に面會し、校長は必ず支那人とすること、宗教を必修課目とせざること、その他之に類する事項を規定したる宗教學校取締規則の發布を強要し、教育部は之れを容れて外國人の設立經營せる宗教學校も等しく教育部章程の適用を受くべき部令を發布せり。尤も此部令は對外關係上外交部の不同意により有耶無耶の間にありと雖も、兎に角反基督教運動の澎湃として支那全土に漲れるは歴然たる事實なり。而して十九世紀末葉以來近世國家主義

文化事業

の勃興と共に國家は一方自己の欲する所に従ひ、國民を教育し、他方善政を施きて國民の信頼を繋ぎ、以て對內的にも將又對外的にも、自己の存続發展を圖るの必要を生ずるに至り、政教分離を行ひ、教育を自己の監理に歸し、社會政策を勵行するに至りたる結果として、支那に於ける歐米人の文化事業も、亦如上の趨勢に追隨して發展するに至れり。蓋し歐米諸國は、其の本國に於ける政治的經濟的組織の整ふや、漸く世界政策植民政策を東洋に伸ばすの餘力を生じ、他方日清戰役及團匪事變を経て支那の實力暴露に伴ひ、列國競つて支那を懷柔して、自國貿易及産業の發達に利用せんとしたるに始まる。而して、最近に於て歐米各國の對支活動を促成したる最大原因は、實に日露戰爭直後に於ける支那留學生の日本殺到なりとす。蓋し歐米各國は日本が自己の教育したる支那青年と結びて、彼等を脅威せんか、彼等が多年の努力に依りて支那に於て獲得したる貿易及産業上の優越力は、一朝にして覆滅せらるゝの虞れありとするに至り、旁々茲に列國が政府の事業として此方面に活躍し初むるに至れり。

尤も此等列國と雖も、敢て自國民の租稅負擔に依つて對支文化事業を行はんとするものにあらず、團匪賠償金元利收入なる恰好の財源あるより、之れを對支文化事業に振り向けんとする也。即ち支那は一九〇〇年の義和團事變の結果、左表の如く關係國に對して合計四億五千萬兩の賠償を支拂ふ義務を負へり。

Table with 3 columns: 海 關 兩, 各國貨幣に換算, and country names (露國, 獨逸, 佛國, 英國, 日本, 米國, 伊國).

一四〇四

Table with 2 columns: 白 國 (White countries) and values for various nations like 奧國, 和 蘭, 西 班 牙, etc.

即ち各國とも國家としての對支文化施設の必要を感じる折柄、此の賠償金を財源として、其目的を達成せんとするものにして、之れに先鞭を附けたるものは米國なるが、日本之れに次ぎ、その間相當の年月を距て、近時各國間に行はるゝ賠償金免除運動に就ては、日本之れに魁したるものと謂ひ得べし。斯くて支那は恰も世界各國の文化事業競争場たるやの觀を呈せり。十九世紀の後半、支那の侵略に没頭したる各國が、全然その態度を改めて人道上の見地より、支那に友情を示し、その誘導開發に努力するに至れるは、支那に於ける重要な一現象といふべし。以下先づ過去基督教によつて行はれたる文化事業の概要を記し、日、英、米三國その他の近來の施設方針を列記すべし。

備考 本編に於て歐米各國とは歐米各國國家自體及一切の公法的團體を、一般歐米人とは教會以外の歐米各國の個人及私人團體の一切を總稱するものとす。

一、基督教の文化事業 (イ) 基督教傳來の沿革

基督教の支那傳來は、六七世紀の頃、ネトリウス教(支那にては景教と稱す)宣教師の渡來を以て嚆矢とし、次で十三世紀元朝に至り羅馬加特力教宣教師も渡來し、一時稍や盛なりしも十四世紀元朝の滅亡後間もなく全滅され、十六世紀に於ける歐洲の宗教革命後、西班牙人イニアチ

オ、ロヨラのジェズイット派宣教師の渡來によつて復興の端を啓けり。即ち一五四九年ロヨラと同じく西班牙人にしてその高弟たるフランシスコザヴィエルの我が鹿兒島に来れる頃、同派の宣教師の羅馬法皇の命を奉じて支那に渡來するもの多く、伊太利人マテオリチ(支那名、利瑪竇)は明の神宗の崇敬を受け、同國人ニコラス、ロンゴバルヂ(支那名、龍華民)獨逸人ヨハン、アダム、フオン、シャル(支那名、湯若望等)その遺跡を承け曆算、天文、砲術等を以て明、清兩朝に仕へ、大に盛況に向ひたるも、その布教の目的、支那朝廷と相容れざるものあり、一七二二年雍正帝の立つに及び基督教嚴禁の令を下し、支那に於ける基督教は三度その勢力を一掃せられたり。然れども一七九二年パプテスト、ミツシヨナリ、ツサイエテイの設立せられてより新教の海外傳道盛んに行はれ、一八〇七年英國宣教師ロバート、モリソンの渡來せるを始めとし、獨逸宣教師グツソラフ、米國宣教師ブリツチマン等相次で渡來せり。勿論、當時支那は尙ほ鎖國政策を墨守して、基督教の支那人間布教を嚴禁し居たるを以て何れも布教の目的を達する能はざりしが、此間歐洲諸國の支那の門戸開放を欲するの念は彌々熾烈となり、英國先づ阿片戰爭に勝ちて一八四二年南京條約を結び、支那をして廣東以下五港を開放せしめ、基督教宣教師の活動亦漸く活潑となれり。

(ロ) 内地布教權の獲得と傳道方針

英國の南京條約締結により力を得たる各國は、續々支那と通商條約を締結するに至れり。米、佛兩國は一八四四年の條約により夫々開港地に於ける教會、病院、學校等の建設權を獲得し、暗黙裡に該地域に於ける布教權を認められ、一八五八年露、米、英、佛四國は清國をして一步を進めて、一般自國民の支那内地旅行權、及び基督教宣教師の内地布教の自由、及び自國民及び支那人教徒の保護等を約せしめ、次で一八六五年二月佛國公使ベルトミット總理衙門との間に支那内地に於て佛國宣教師の土地及家屋取得手續に關する協定あり、(一)購入すべき土地及家屋は

一四〇五

所在地教會員の共有財産たるべきこと、(二)賣主は豫め地方官憲の許可を受くべきこと等を規定したるが、(一)一八九五年の改正により廢止し爾來地方官憲の許可を要せざることとなれり。尙ほ羅馬加特力教宣教師は、一八六〇年以來漸次條約上の權利として其の所屬教會の名義を以てするときは、開港地に於ては勿論、その他内地の如何なる都會に於ても家屋及び土地を賃借若くは購入することを認められ、従つて其の當然の歸結として内地に於ける永住權をも認めらるゝに至り、彼等の内地布教益々活潑を加ふ。然るに新教宣教師の地位に關しては、久しく條約上何等の規定存せざりしを以て、新教徒は支那人信者の名義を以て土地を購入し來りたるが、屢次支那地方官民の妨害に遇ひしを以て、一八九七年米國國務卿デンビー氏は新教徒の本件に關する地位に付、支那政府に質す所ありたるに、同政府は米國宣教師も亦佛國宣教師と同様の特權を賦與せらるべき旨を答へ、新教徒の内地に於ける土地保有權確認せられたるが、米國は更に團匪事變後一九〇三年十月八日の條約に於て之れを明定せり。斯くて各國宣教師が支那全國に亘りて布教を試み、所謂奧地へも入り込みて傳道と共に、學校、病院等を設け、文化事業を施くに至れる也。勿論、支那人には固有の精神的文化及宗教あり、之れに満足と誇負とを有するを以て、之を根本的に改宗せしむるの至難なるは勿論也。即ち基督教宣教師も之れを看取し、先づ布教の方便として、支那人に對し其の最も缺乏せる科學的知識を授け、其の尊敬と歡心とを買ひつゝ、傍ら徐ろに布教するの手段を選びたるは前に記せる如くにして、此の方法は今日と雖も渝らざるのみならず、益々盛んに採用せられつゝあり。即ち宏壯なる教會堂、新式設備を有する大規模なる學校病院の建設、講演會、音樂會、其他教集者に對し、娛樂慰安の會合を催す等、潤澤豐富なる資金を用ひて、あらゆる物質的手段を誇示して、比較的無智なる民衆、殊に單純無垢の少年少女の時代より歐米文化の優秀なるを得得せしめ、他方彼等の鋭敏なる利慾心と射利心とに乗じつゝ、徐ろに形式的洗禮を施して、所謂改宗者の増加を圖り、尙ほ團匪事件後は大に高等教

育に努力するに至れり。

(ハ) 基督教會關係の學校

初等中等程度の學校 支那各地に於ける基督教會關係の初等中等程度の學校及學生に關する一九二一年の統計左の如し。

Table with columns for location (e.g., 福建, 湖南, 湖北), school type (e.g., 地方小學校, 高等小學校), and student counts (e.g., 八五三, 九六).

Table with columns for province (e.g., 廣東, 廣西, 新疆), gender (e.g., 男, 女), and student counts (e.g., 三, 八五).

右表に依れば、支那全國に於ける新設經營の小學校五千六百三十七、高等小學校九百六十二、中等學校二百九十一、生徒總數約二十萬に達す。

而して各省に於ける生徒數は、福建の三萬一千六百九十名を第一とし、廣東、山東、江蘇、四川、直隸、湖北、浙江之に次ぐ。

(ニ) 歐米各國の支那に於ける主なる文化事業

第一 教育的施設

Table with columns for name (e.g., St. John's University), location (e.g., 上海), and student count (e.g., 六〇五).

Table with columns for school name (e.g., Université d'Aurora), location (e.g., 上海), and student count (e.g., 四〇〇).

Table with columns for school name (e.g., St. James High School), location (e.g., 南京), and student count (e.g., 七〇).

文化事業

Table of cultural and educational institutions. Columns include institution name (e.g., London Mission Hospital for Women, Shanghai Municipal Council Public Library), location (e.g., London, Shanghai), and details like staff or resources.

文化事業

Table of cultural and educational institutions. Columns include institution name (e.g., London Mission Hospital for Women, Shanghai Municipal Council Public Library), location (e.g., London, Shanghai), and details like staff or resources.

Table of hospitals and other facilities. Columns include name (e.g., Temple Hill Hospital, Lily Douthwaite Memorial Hospital), location, and details.

第三 圖書館、博物館、感化院、其他

第四 公益的特殊團體

Table of public and special interest groups. Columns include name (e.g., China Medical Board, Young Men's Christian Association), location, and details.

二、日本の對支文化事業

日支兩國は、接壤の隣邦として特殊緊密の關係なるのみならず、古來精神的乃至文化的方面に於ても密接なる關係を持てるに拘らず、最近西洋文化の輸入と共に東洋文化の研究漸く等閑に附せられたるは甚だ遺憾なるを以て、政府に於ても近年深く此點に留意し、日支兩國の協力により東洋文化の淵源を探究し大に之を發揚し以て世界の文化と人類の福祉とに貢獻せんことを期し、爰に對支文化事業を起すに至れるは總説に言へるが如し。

(一) 對支文化事業特別會計法の制定

先年歐洲大戰の勃發して、支那も亦聯合國側に參加するに至るや、聯合國は團匪事件賠償金の支拂を大正六年十二月より五年間延期することゝなれるが、其延期期間満了し十一月十二月より支那は再び之が支拂を開始することゝなれるを以て、政府は從來議會に於て再三建議せられたるに鑑み、其の年來の希望實現の端を啓くに最も適當なる機會と認め

同月より大正三十四年末迄年賦を以て償還を受くべき該賠償金の元利金全部を對支文化事業の基金に充當し、之を東洋文化の研究發揚に資する事業に投ずることに決定したるが、恰も此の時多年の懸案なりし山東問題も解決せられ、政府は支那政府より山東鐵道及公有財産等の還附に對する補償金を受入れることゝなるより、該金額の内個人賠償金に充つべき分を除き、殘額を團匪賠償金收入と一括して對支文化事業特別會計を設置することゝなり、該法案は第四十六議會の協賛を経て大正十二年三月制定公布され、同年四月一日より實施せり。

對支文化事業特別會計の資源は、前記の如く團匪賠償金及山東關係收入の二者にして、前者は未受領總額元利合せて七千貳百拾萬餘圓、其完済期は大正三十四年、後者は何れも年六分利付國庫證券にして其の内鐵道補償の分は額面金額壹千四百五拾萬圓、公有財産補償の分は額面金額參百六拾萬圓、其償還は大正二十六年及同二十七年を似て完了する豫定なり。而して此の資源よりの毎年の收入總額は約參百八拾萬圓となるも、政府は此の文化事業を永遠に行はんとするものなるを以て右償還期限滿了後、尙ほ事業の遂行上支障を來たさしめざらんが爲め、諸收入中より毎年相當金額を控除して之を積立て、將來に對する基本金を作ることにして、該特別會計法第七條に依り其の歲出額を一年貳百五拾萬圓と制限せり、即ち此の貳百五拾萬圓(内百七十二萬圓は主として支那人の爲めにする文化事業、七十八萬圓は日本人の經營に係る文化事業の助成費)は永久毎年支出し得る仕組となり居れり。然るに其後各事業發展の結果、右經費のみにては其の需要を充す能はざるに至れるを以て、更に五十萬圓を増額し文化事業の達成を期すべく積立金の運用方法を改め、從來大藏省預金部に預け入るのみなりしものを、更に國債にて保有し得ることゝし、其利殖増加の金を加へて年額三百萬圓迄支出し得るを講ずると共に、一方文化事業經費は事業の性質上其年度内に使用し盡すことと六ヶ敷場合は、前年度の歲出豫算殘額を遞次年度に繰越し使用し得

る途を開き、豫定事業の計畫を圓滿に遂行することゝなり、延いて對支文化事業特別會計法の改正の必要を認め、大正十五年第五十一議會に於て之を承認せられたり。尙該特別會計法第五條の規定に依れば本特別會計にて行ふべき事業は左の如し。

- 一、支那國に於て行ふべき教育、學藝、衛生、救恤其他文化の助長に關する事業
- 二、帝國に在留する支那國人民に對して行ふべき前項に掲ぐる事業と同種の事業
- 三、帝國に於て行ふべき支那國に關する學術研究

(ロ) 對支文化事業管理機關

右特別會計法の事務處理の爲めには初め外務大臣管理の下に對支文化事務局を設けたるが大正十三年十二月廢止せられ、同時に外務省亞細亞局に文化事業部を置き對支文化事業に關する事務を掌ることゝなり。又本事業は其の性質上廣く知識を世上に求むる爲め、對支文化事業調査會を設置し十二年末に至り委員を任命、十三年一月以降既に屢次の本會議及び特別委員會等を開催し該事業の實施方針に就て熱心に審議する所あり、尙ほ對支文化事業は日本國の事業なるも支那國土及國民と密接なる關係にあり、之が實績を擧げんが爲めには支那朝野の協力に俟たざるべからざるを以て、右委員會の外、北京及び上海に設立すべき學術研究所及び圖書館の爲めに、日支兩國人を以て組織せらるゝ文化事業日支共同委員會あり、該委員會は總委員會、北京委員會及び上海委員會の三者より構成され、右の中總委員會及び上海委員會の兩者は、既に委員の任命を終り、前者は大正十四年十月北京に於て第一回會議を開き、日支兩國委員胸襟を披きて本事業の基本的協議を遂げたり。

(ハ) 現在の文化事業の内容

我國が現に行ひつゝある對支文化事業の概要左の如し。

一、支那國に於て行ふべき教育、學藝、衛生、救恤、其他文化の助長に關する事業

教育事業。教育事業としては、東亞同文會の經營する諸學校、即ち上海の東亞同文書院、天津の中日學院、漢口の江漢高級中學の三校あり、東亞同文書院は主として中日兩國人子弟を教育することを目的とし他の二校は全く支那人學生を教育し、支那大學及び我國の專門學校に聯絡せしむるものにして、共に文化事業として極めて有意義のものとなせらる、中日學院と江漢高級中學とは、何れも大正十五年の開校に屬するも、支那に於ける教育權恢復、外國學校排斥の現狀に鑑み、兩校の經營を全く支那人教育家に一任し、日本側は經理のみを掌れり。

衛生救恤。衛生救恤方面には同仁會の事業あり、東亞同文會と同じく政府の補助を主たる財源とし、支那に於て病院を經營し、現在の處、病院は北京、漢口、青島及び濟南の四ヶ所にあり、何れも好成績を擧ぐ。

學術方面。學術方面の事業として最も重きを置かるゝは、上海に於ける自然科学研究所及び北京に於ける人文科學研究所なりとす、將來支那に於ける研究事業は總て此兩研究所に於て統一することを目的とするものにして、建築物は五百三十五萬圓の工費を以て、大正十八年迄に竣成する豫定の下に着々計劃を進め、北京研究所に於ては哲學、支那史、法制及經濟、文學、美術、考古學、宗教、天文曆算等に關する研究並に此等各科の文獻の蒐集を行ふ見込なり、又上海研究所は醫學(病理學及び藥學)及理學(地球物理學、化學、地質學、生物學)等に關する研究を行ふ見込みにして、既に敷地も購入済みとなり、設計も略ぼ決定せるが、只だ日支共同上海委員會の開催延引の爲め未だ建築着手に至らず、北京研究所は支那政府より敷地を無償提供することゝなり、之れが決定を待てる次第なるが、何れも遠からず建築に着手さるべし。

二、帝國に在留する支那國の人民に對して行ふべき教育、學藝、救恤其他文化の助長に關する事業

留學生學費補助

現在日本に於ける支那留學生は總數約二千名なるが此の内約三百名に對して毎月七拾圓の學費を補助せり。此の三百名の選定は從來一時的便法として支那側に一任し來れるが、大正十五年度より之に改正を加へ、同時に成績優秀なるに拘らず窮困の爲め通學し得ざる學生を援助する目的を以て、別に五十名の學生を給費生として採用し、又大學に於て學術の蘊奥を究めんとする者二十名を選定し、特別留學生として毎月百五十圓の學費を支給し居れり、此の種の研究修了者の一人周頌聲氏は過般京都帝國大學より醫學博士の學位を受け、他にも博士論文提出中のもの尠からず。

歸國旅費支給。在留支那學生にして病氣の爲め歸國の場合等には其の費用を支給し、大正十五年春期には、本邦學校卒業生に對して旅費を支給し、内地を視察せしめたる上、歸國せしめたり。

豫備教育その他。我國に於ける支那留學生に對する施設としては、東亞高等豫備學校及び文部省直轄學校附設特設豫科に對し補助を與へ居れり、即ち豫備教育機關の改善統一を企圖し、曩に日華學會に併合したる東亞高等豫備學校の内容充實を助成する爲め日華學會を補助せる外、從來文部省の經費を以て經營し來れる、第一高等學校及東京高等工業學校附設の特設豫科の成績良好なるに鑑み、大正十四年四月より東京及廣島の高等師範學校、奈良女子高等師範學校、長崎高等商業學校並明治專門學校に外務省より委託の形式に於て修業年限一ヶ年の豫科一學級宛を附設せり。此等の學校又は學級は支那人學生に對し日本語の豫備教育を授くるものにして、初めて本邦に渡來したる留學生は、先づ此等の場所に於て約一ヶ年の豫備教育を受けたる後、夫々専門の學校に進む、又日華學會は支那人の面倒を見、學生の就學上の便宜を圖り、又内地視察上の仲介斡旋等を爲す團體にして、日華會館及び留學生寄宿舎を經營す。

三、帝國に於て行ふべき支那國に關する學術研究の事業

研究所圖書館。現在のところ未だ特に此の目的の爲めの計畫なきも、

北京上海兩研究所竣工後には、内地に於ても研究所、圖書館等の機關設置も考慮せらるべし。

交換講演 日支兩國知名學者の交換講演を行ふこと、し大正十四年には日本側よりは入澤醫學博士、林(春雄)醫學博士、服部文學博士、佐伯大僧正、木村文學博士、市村文學博士、三上文學博士等を支那に派遣し(一)支那よりは伍連德博士(醫學家)侯宗濂氏(醫學家)、厦門大學總長林文慶氏(醫學家)、廣東博愛醫院醫師柳南桂氏等を招聘したるを始めとし、爾來毎年之れを行ひ、尙ほ時々知名の學者藝術家等を支那に派遣して特別の研究を委嘱し、又は支那文化の研究を行ふ學者に對し、研究獎勵の爲め費用を補助せり。

視察旅行 左記日支兩國の學生及教員視察團に對し相當金額の視察費を支給し、相互に兩國を視察旅行せしめたり。

(一) 日本側團體

Table with columns: 團體名, 視察時期, 員數, 團長. Lists various student and teacher exchange groups from Japan, including those from Keio University, Waseda University, and others.

(二) 支那側團體

Table with columns: 團體名, 視察時期, 員數, 團長. Lists various student and teacher exchange groups from China, including those from Peking University and others.

三、英國の對支文化政策

英國對外政策が、常に功利を以て一貫せるは、歴史の證明する所なり其の支那に於ける文化政策の基調を成すもの、亦實に英國の傳統的政策の範疇を脱せず。例へば一九〇五年日露戦争の直後支那に於ける教育的覺醒と共に、支那は或は日本より教習を聘し、或は多數の留學生を日本に送り一時二萬五千の多きを算し、外人の支那人教育は殆んど日本の獨占に歸せんとするが如き勢を呈するや、當時倫敦「タイムズ」北京特派員「モリソン」の如きは、將來英國が支那に於て貿易上其の他に於て優越なる地位を保持せんとせば、支那人教育を日本に獨占せしめて是然たる能はずと本國に警告し、他方「ジョルダン」公使を德憑して英國の教育的活躍を促したるが如き、將又團匪賠償金を、英支兩國相互の利益を増進するの事業に使用すべしといふが如き、何れも英國對支文化政策の眞諦を道破したるものと云ふべし。

(イ) 英國文化政策の趨勢

英國政府及一般國民の對支文化政策は、主として教育殊に高等教育方面に着目し來れるは、即ち支那各地に現存する中等諸學校を改善擴張して「カレッジ」と稱し、支那學生の名譽心を満足せしめ、他方卒業生を月法人組織成り、一九一二年三月校舍の主要部完成して同十月授業開始せらる。

本大學の目的は設立趣意書前文に明記せられ即ち學術科學の進歩、高等教育の發達、學位の授與、學生(人種、國籍、教派の何たるを問はず)品性の向上、並に隣接國相互の了解を促進するに在りて、其の廣汎にして國際的なるは英國當路が本大學をして東洋に於ける同國文化の淵藪たらしめんとするの抱負を語りて餘りありと云ふべし。

英國英源醫院 天津英租界に在り、一八七五年英國皇室の下附したる數萬元を基本金として創立せらる。歴代の在支同國公使を總裁に、天津同國總領事を副總裁とし、又天津在留の英國官民の主なる者七名を幹事とす、然れども現在に於いては醫師、看護婦各數名の極めて小規模のものなり。

(ハ) 今後の對支文化施設

前掲日本の對支文化事業特別會計法に刺戟を與へられたる英國政府は、一九二二年中賠償金免除の方針を決定し、一九二四年五月賠償金殘額約千百萬磅(利子を含む)を支那賠償基金(China Indemnity Fund)と稱する新基金に繰入れ、之れを英支兩國の共同利益を目的とする事業に使用するの法案を議會に提出し、該法案は翌年兩院を通過して法律となれり。右法律に依れば英國政府は賠償金殘額を單に「教育又は其の他の目的の爲め」に使用する旨を規定し、具體的使途に關しては何等明記する所なく、之れを外務大臣の裁量に一任せり、尤も外務大臣は十一名の委員(少くも中一名は婦人、二名は支那人たること)より成る諮問委員會の意見を聽いて事業を決定すべく、一九二五年五月先づ英國人中より十名の委員を任命し、一九二六年三月ウキントン卿を首班とする三名の英國委員渡支し、支那人委員として胡適、丁文江、の兩氏及び英國人委員の補充として王景春氏の三人を任命し、以上英支六名の委員が上

直に英國に留學せしめたる從來の慣例を廢し、一律之を香港大學に收容し、同大學卒業生の優秀者若干を英本國の諸大學に送らんとするが如き將た又英國大學に留學中放縱に流るゝの弊害を矯むる爲め、同大學に於ては支那學生に對し嚴格なる節制に服せしめんとするが如く、其の抱負の那邊に存するかを窺知するを得べし。尙又英米兩國が同國人經營の諸學校に於て、教授用語を英語として徹底的に英語教科書を採用するが如きは、支那の英語國たる地位を益々保持發達せしめ自國民の對支活動に多大の便益を與へ、以て自國の貿易及産業的優越を維持せんとするに基くや勿論なりとす。

(ロ) 英國文化施設の現状

英國の對支文化政策は主として教育方面に向けられ、且香港大學を中心として發展せんとする趨勢なるは上述の通りなるが、英國政府直營の支那に於ける文化事業として見るべきものは目下のところ香港大學のみ香港は英國領土なるが故に、嚴格なる意味に於て、香港大學は支那に於ける文化施設と稱し得ざるが如きも系統の中心たる點に於て、實際上支那に於ける施設と異ならず、乃ち、茲に掲ぐる所以なり。

香港大學 英國に於て香港大學建設の議の起りしは、日露戦争當時即ち一九〇五年頃なるが、其の後二年を経て、一九〇七年十二月當時の香港大守「サー、フレデリック、ルーガード」に依り該計劃は具體的確定案として發表せられ、一九〇八年香港大守を委員長とする設立委員會成立するに至れり。然れども其の規模に關しては異論尠からず、結局百萬圓以上の寄附を募集するの必要ありとの意見勝を制し、偶々「バター、フィールド、アンドスワイヤー」商會より四十萬圓の寄附あり、其の他香港廣東等の支那人側よりも意外の寄附ありて寄附金募集は豫想外の成功を博し、香港政廳も亦若干の補助金と敷地とを下附し、英國政府に於ても年額三千圓を下附して英人の特別教授を備聘するの費用とし、一九〇九年末には寄附金總額一百二十八萬圓の多額に達せり。一九一一年三

海に於て小委員会を開き協議を重ねたる結果、諮問委員会に對して次の四項を建議したり。

- (一) 賠償金返還の目的を達する便利上、支那に庚款董事會を設立して、之れに資金管理の権限を附與すること
- (二) 前記董事會の成立するときは、現在の諮問委員会は直に解散すること
- (三) 諮問委員會決定の大綱と原則とに基き、董事會は隨時返還金を教育及その他の用途に使用することを決定し、並に永久に基金運用の全權を有すること。

(四) 毎年末に董事會は同年度返還金の收支報告を作り、英支兩國政府に各一部を送附すること。

尙ほ小委員會は、右建議の外資金使途の大方針を決定したるが、新聞紙の傳ふるところに依れば大要次の如し。

- (一) 百分の三十を農業の爲に使用すること。
- (二) 百分の二十三を科學館設立の爲に使用すること。
- (三) 百分の十七を公共衛生の爲に使用すること。
- (四) 百分の三十は基金管理委員會に於て用途を決定すること。

右小委員會の決議は大部分英本國の本會議を通過すべき模様なるを以て、結局英國外務大臣の任命する基金委員會(支那人六名、英國人五名計十一名)により、管理されることとなるべく、而して返還金額は毎年四百五十萬元、此外四年間の未拂額二千餘萬元あり、今後毎年百萬元を積み立て、基金とし、三百五十元を前記四項の百分比によつて分配せんとするものゝ如し。因に該基金制度は我國と同じく、永久に亘つて文化事業を繼續し得ることを目的とするものなり。

四、米國の對支文化施設

米國政府の對支文化政策も亦、日露戰後に於ける支那學生の日本留學熱に刺戟せられたるものゝ如きも、歐洲諸國に比して其支那に於ける政治的活躍の出足が遲たるため、一度此に着目してよりの活躍は目覺まし

米國の精華學校經營振を観るに、教授用語を英語とし、三學科を除き悉く米國教科書を採用し、徹底的に米國式教育を授け、豫備學校として略遺憾なき成績を挙げつゝあり。尙米國が精華學校に於て好結果を收めたる原因と觀るべきもの左の如し。

- 一、學校の規模、施設に遺憾なきを期し第一階級の子弟を集め得ること
- 二、入學試験を厳密にし在學生をも嚴重淘汰したること
- 三、優秀者に對し夫々留學の途を開きたること
- 四、卒業後就業若くは上級學校入學の爲め十分の準備を講じたること
- 五、三名の校董會委員は米一、支二の割合とし、支那人を總長に任命して支那人の名譽心を満足せしめ而も實權は米國側に掌握し居ること

右の如く好成績なるを以て、更に新大學計劃を立て過去數年來準備を進めて一九二五年秋開始の運びに至れり。

尙ほ米國の對支文化施設を叙するに當り特筆大書を要するは各國政府教會乃至私人の對支文化施設中嶄然頭角を抜きて殆んど他の追隨を許さざる「ロックフェラー」財團の施設なりとす。

ロックフェラー財團は約一千萬弗の巨額を投じて北京に協和醫學校及び協和醫院を設立し、その施設は現在支那に於いて經營する公益的施設中その代表的のものとしてせらるゝが、同財團支那醫務部の活動は營に右一醫學校一病院の經營に止まらずして、廣く支那各地方に於ける各種教育、衛生、公益機關に對し或は定額の補助を與へ、或は他の方法を以て後援誘導に努む、之れが創設の目的は別表にも記したる如く、當時支那に於ける基督教會經營の醫學校等が資金乏しく、施設意の如くならざりしを以て之れを援助し、併せて廣く支那各地に於いて泰西醫術の普及を圖らんとするにあり。其の一九二五年度に於て實施せる事業の要領左の如し。

- 一、北京協和醫學校(一、四三四、八一三元) 山東齊魯大學(一三〇、〇〇〇弗) 湖南雅禮醫學專門學校(四〇、〇〇〇元)に對する補助金繼續
- 二、天津南海大學(二五〇、〇〇〇元)、南京東南大學(五五、〇〇〇元)、蘇州大學(二八、〇〇〇元)、上海大學(四四、〇〇〇元)、聖約翰大學、(三〇、〇〇〇元)

文化事業

きものあり。

(イ) 第一回賠償金の返還

支那に於ける文化施設に於て、列國に遅れざらんことを意圖したる米國は、先づ一九〇八年の兩院共同決議に依り、米國の受く可き賠償金二四、四四〇、七七八弗中、個人要償額及び出兵費合計一二、四七九、六五七弗のみ取得し、殘餘の金額を支那政府に返還することに決定した。而してその使途の金額に就ては米支兩國政府交渉の上、支那政府の希望に依り一九〇九年より二十九年間毎年五十名乃至百名の留學生(内八割は實業技術、二割は法律及び政治學專攻)を米國に送るに決定し、尙ほその後此等遺米留學生に對する豫備校として北京に清華學校を設立し、之れが經營に當らしめる爲め三名より成る校董會(支那人二名、米人一名)を組織したり、而して今日まで同校より米國に派遣したる留學生の數は約一千名に上り、既に歸國したるもの約六百名に達せり。此の留學生米國派遣及び清華學校維持の物米國が毎年還付する額(元利合計)は左の如し

自一九〇九年至一九一〇年	毎年	四八三、〇九四弗
自一九一一年至一九一四年	同	五四一、一九八弗
自一九一五年至一九三一年	同	七九〇、一九五弗
自一九三二年至一九四〇年	同	一、三八〇、三七八弗

(ロ) 米國現在の施設

米國政府の現在支那に於ける文化施設は即ち精華學校にして英國が香港大學を其の對支文化政策の中心たらしめんとするが如く、米國は支那に於ける自國民經營中等學校の優秀學生を精華學校に集め、或は自國民經營の諸大學卒業生を精華學校をして選拔せしめ、同校卒業生の優秀者と共に米本國大學に送るの方針を樹立し、創立以來既に約千名の留學生を本國に送れること前掲の如し

元を向ふ五ヶ年間に) 燕京大學(七、五〇〇弗)、南京大學(五五、〇〇〇元)の外四個の學校に對し醫學豫備教育の爲め補助繼續又は新たに給與

- 三、醫師、看護婦、教師(物理、化學、生物學)に學費給與
- 四、病院に對する補助
- 五、看護婦養成、醫學協會及び衛生協會等との協力

(ハ) 更に今後の賠償金全部返還

一九二四年四月下院外交委員長ボーター氏は賠償金殘額免除に關する共同決議案を提出し、該決議案は翌月上院を通過して決定を見るに至れり。右決議案の大要は賠償金殘額を支那の教育其他の文化事業助長の爲め免除するを妥當と考ふるを以て、大統領に於て適當と認むる時期の方法に依り、一九一七年十月以降受領したる賠償金額六百十三萬七千餘弗、及び今後受取るべき賠償金の元利全部を支那に返還すべしとなすものなり。

斯くて米國政府は第二回免除金の管理方法に關して支那側と協議する爲め、一九二四年夏「モンロー」博士を支那に派遣せるが、北京政府は同年九月十七日附大統領令を以て之が管理の爲めには中華教育文化基金董事會(Board of Trustees of the China Foundation for the Promotion of Education and Culture)を設置し、支那側より九名、米國側より五名の委員を任命したり、右董事會は一九二五年六月三日滿場一致を以て、免除金は科學的研究、實驗教授の促進に依り科學智識の開発及其應用に充て、且つ圖書館の如き恒久的的文化施設の助長に充つべきことを決議したるを以て、米國大統領も之に信賴し、七月十六日附行政命令を以て大藏長官に對し賠償金返還の命令を發せり。

董事會は董事長に顏惠慶氏、副董事長に「モンロー」博士及張伯苓氏(天津南海大學校長)、理事に范源濂氏(北京師範大學校長)を挙げ、第一着の事業として教育部と協力し國立京師圖書館を改善することとなり教育部との間に圖書館合併契約を締結して、圖書館管理機關として國立

京師圖書館委員會を設置し、范源濂以下九名の委員を任命せり。右契約文面に依れば、該委員會は現在京師圖書館にある一切の圖書及設備等を引續ぐと共に、同圖書館の計劃、豫算の議定、經費の籌畫等の重要な権限を行使し、教育部は圖書館建築用の敷地を無償提供し、基金董事會は建築設備費として百萬元を四ヶ年間に支出する外、圖書館の經營費二分の一をも基金利息中より毎年支出することとなり居れり。而して右契約の有効期間は十年とし、期間満了の上は再び協定する等なり。

一九二六年二月二十六日より二十八日迄北京に於て開かれたる基金董事會に於ては、資金の使途に關する原則及本年度補助金の分配額が議定せられたるが、同會に於て決定を見たる資金使用方針は大體左の如し。

(一) 科學教育事業として物理、化學、動物、植物、心理學の教師三十五名を全國の高等師範學校及大學(北京女子高等師範學校を含む)に配當し、科學教員の養成に努むること。又夏期科學教員講習會を毎年三箇所に於て開くこと。

(二) 科學應用の事業として國內農工醫學校中成績最優良なる一校を選擇し之に補助すること。

(三) 科學研究事業として科學設備の稍完備せる大學、中學校及學術團體等を補助し、科學研究の發達を期すること。貧困の爲科學を研究し能はざる青年に奨學金と支給すること。科學の研究に貢獻せる者は國籍を問はず之を獎勵すること。

(四) 永久的的文化事業として北京に百萬元の資金を以て四個年内に圖書館を設立すること。又各省の圖書館事業を發達せしむる爲武昌中華公書林圖書館學校に於て圖書學を教授すること。

之より先、米國免除金を學校補助金に充當する計劃なるを探聞し、各地方より董事會に對して補助金下附を申請し來れる件數百餘、其要求額は二百餘萬元に達したり、董事會會合に於ては右大方針に基き之を査定を加へ、結局補助費として六十萬元を左の通り分配することに決定したり。

(一) 北京師範大學以下九學校に對し科學教授席及科學研究教授席を設置すること。之が補助期間を七個年とし初年度の補助額を十四萬九千元とし、翌年度より漸次之を増額すること。

(二) 北京大學以下十七の學校、教育學術團體、研究所等に對して經營費(但し三箇年限り)として二十九萬千元臨時費として十二萬元を補助すること。又科學研究奨學金及獎勵金として一萬六千元、圖書館學教授席及奨學金として一萬元を支出すること。

右董事會の決定は、趣旨に於ては何れも可なるが、實際に當つて果して當初の目的通り行はるゝや否や多少疑問とせらる。目下何れの學校も維持費及教員の給料に窮し居れるを以て、折角科學助長の爲の費用も他に轉用せらるゝ懸念も絶無とは云ふ可らず、又董事會が果して一切の情實を排して補助學校及補助額を決定したるや否やに就ても世上兎角の批難あるやに聞く、則ち此等の事情より觀るときは米國の第二回免除金分配案の成否は容易に樂觀を許さざるも、米國の對支文化に拂はんとする努力は世界の注視を惹くに足る。

五、佛國の文化施設

(イ) 佛國文化施設の現状

佛國の支那に於ける文化施設としては見るべきもの殆んど無く、唯漢口佛租界に於ける法文學校稍注目に値す、該學校は一九〇五年同地佛國領事等に依り設立せられ、其の目的は支那青年子弟に佛文及西洋の普通科學を教授するに在り、修業年限四年にして、卒業生に對しては佛國、白耳義に留學の途を開けり、尙一般佛國人の文化施設としても多く見るべきものなし。

(ロ) 佛國將來の計畫

對支文化事業に關する佛國將來の計畫も亦團匪賠償金に關聯す、即ち一九二二年十二月右賠償金支拂の再開せらるゝに至るや、佛國政府は之を中法實業銀行の救済資金並に支那の文化事業に充當するの目的を以て支那政府と交渉し、其の後に支佛國公使と外交總長との間に大要左記趣旨の覺書を交換し既に議會の協賛を経たり。

(イ) 中法實業救済に關すること(省略)
(ロ) 本件賠償金佛國取分の一部は之を毎年北京に於いて佛支兩國政府間に協定せらるべき條件の下に教育及慈善に關する佛支共同事業の費用に充當すること

尙ほ以上の外、白、獨、露その他についても、記述するに足るものもあるも、そは他日重版増訂の機に譲る。(山本熊太郎稿)

〔乙〕報道機關

一、新聞事業

(イ) 支那新聞事業の沿革と其概要

支那に於て新聞と稱す可きもの、濫觴は一千年前唐の玄宗時代の「邸報」たり。邸報は首都を長安に設けし當時、地方長官たる十六節度使の私邸に發行し、各自の藩鎮へ通報したる通報機關にして、其内容は皇室の動勢、詔令、章奏、叙任、辭令、朝勤、賞卹、廟堂會議の報告及其の藩邸に關する限りの私事通信に限られ、明代には官門抄となり、又京報と稱せられ、一種の官報として連絡前清末迄連續せり。如斯廣き意味に於ける新聞の濫觴は遠くに在り且連續し來れるに拘はらず、其の内容は只官報としてのみの發達にして、新聞としての價値を有する民報方面殊に最近の意味に於ける新聞發達は極く最近五十年來の事に屬す。而も其の發達たるや遅々として振はず、従つて今尙ほ支那には現代の嚴格なる意味に於ける新聞なしと斷ずるも敢へて過言に非ざるべし。

然らば其の實際に於ける狀況如何といふに近代的意義を有する新聞の創刊は咸豐四年香港に於て發行せられ香港中外新報等にして、爾來引續

き上海の字林新報、廣東の七日錄、香港の華字日報、循環日報引續き發刊せられたりしも未だ見るべき勢力なかりき。然るに清朝同治年間なる一八七二年に至り上海に「申報」の發刊せらるゝや、漸く其眞價を認められ、爾來支那の新聞界は年と共に發達し、光緒二十二年には支那人自身のみならず依る時報の創設を見、清末(明治四十二年頃)には漢字新聞八九十種、英字新聞二十種、邦字新聞十二三種、佛、獨、露各三四種、合計百二十三種の多きに達せり。然るに幾許もなく共和政體樹立せられ各種政治團體の勃興するや、新聞は其れ等各團體の機關として著しき發達を遂げ、民國元年末には北京の四十一種、天津の三十五種、上海の二十九種、廣東十七種を最多とし、支那全國に亘り二百七十餘種の新聞紙發刊せらる。盛況を見るに至りしが、第二次革命勃發と共に國民黨の失脚するや、同系機關紙は殆んど廢刊し、その他政黨派の機關紙も亦政黨派の凋落に從ひて衰頹し、大正二年末には全國の總數漢字新聞百三十九種、邦文十八種、英文十六種、佛文三種、獨、露文各四種、合計百八十四種となり、前年度に比し約三分の一の減少を示せり。嗣て大正四年秋袁世凱の帝制問題起るや、西南の反袁運動と共に、西南各地に數種の民黨機關紙を加へ、同年末に於ては全國總數漢字新聞百六十五種、邦文二十六種、英文二十一種、佛文四種、獨文三種、露文二種、蒙古文一種、合計二百二十二種となり、大正五年六月袁世凱の歿後、從前袁氏の爲めに廢刊の厄に遇ひたる國風日報以下數種の新聞は再び復活せられ、同年末には全國總數二百八十九種の多數に上り、内漢字新聞二百三十六種、邦文二十七種、英文十九種、其他は前年と大差なく、大正六年には多少の増減ありたるが此間特記すべきは在支獨字新聞が歐戰の爲め全部廢刊せられたる點のみ。次で翌大正七年末に於ては漢字新聞二百二十一種、邦字新聞三十五種、英字新聞二十五種、佛、露各三種、邦漢字併記新聞二種、邦韓、韓漢、英漢字併記新聞及英佛字併記新聞各一種、合計二百九十三種外に通信社七種を加へ、前年度に比較する時は漢字新聞三十六種、邦文四

文化事業

種、英文六種を増加し、總計に於て未曾有の多數となり、更に大正八年末に於ては漢字新聞二百八十、英字新聞二十九、邦字新聞四十二、佛字新聞三、露字新聞一右の外英漢、英佛、併記新聞、及蒙古文各一種並に邦韓併記新聞三種を總算すれば合計三百六十二種となり、更に大正九年に入つて安徽、直隸の紅字に依り北京に於ける新聞界は可成りの變動を受け、安福系の名彩の新聞は殆んど解散せられ、之れに替るに直隸系、奉天系諸新聞の發刊を見るに至れるが、其の後支那政變動亂頻發の爲め新聞の廢刊停刊等の變動頗る甚しく殆んど且に夕を測るべからざる状態となれるが、大正十四年七月現在の調査に依れば左の如し。

支那(附香港)に於ける新聞通信統計表(大正十四年七月調)

Table with columns: 地名, 漢文, 邦文, 英文, 露文, 佛文, 雜, 合計, 通計. Rows include locations like 北京, 上海, 天津, etc.

Table with columns: 地名, 漢文, 邦文, 英文, 露文, 佛文, 雜, 合計, 通計. Rows include locations like 福州, 宜昌, 哈爾濱, etc.

翻つて支那新聞の實質を見るに、歐米列國並に我國に於けるが如く文化的機關として見るよりは、依然として政黨派の機關として觀察するを當れりとす。従つて其の經營法も新聞料金又は廣告に基く収入を財源とするよりは、寧ろ操縦者の出資、又は補助に依るもの多く、營業本位を以て立つ新聞は其數頗る少なし。故に其の發行部數の如きは一沛の大新聞と雖も猶ほ數萬を出づるものは無く、然かも其の數萬なる數も實は支那式計算にして(支那に於ては四頁を一部として計算する習慣あり)、實際の發行部數は其の半數と見て差支なかるべし。

而して現在の支那新聞は、其の讀者側が所謂讀書人階級なる爲め、其の文體は多く時文體にして可なり難解に屬す、茲に於てか近時此の弊を去る目的或は新時代に伴ふ國語運動の宣傳より白話文即ち俗文に依つて記述せらるゝ新聞各地に發刊せらるゝに至り、支那新聞界に一大變化を齎せり。其結果編輯其他の方面にも可成りの激變を示し、支那新聞界のエポックとなるに至れり。而して此の白話文を最初に採用し、低き讀者を引附けんと試みしは民報(Min-Pao)にして大正八年十一月一日白話文附録を發刊せしに始まる。

文化事業

前述の如く支那新聞(外人經營を除く)の大部分は各政黨各軍閥の機關新聞に非ざれば、政府の機關新聞なる爲め、其重要記事は政治軍事を主とし一時は新聞本來の機能を忘れたるかの感ありしも、邵青振氏が北京京教に關係して其經營振りを我國のそれに範をとりて以來漸次改善せられ、或は經濟記事に意を注ぎ或は家庭欄婦人欄又は文藝欄等を設け、社會本位讀者本位と爲すに努力しつゝあるは支那新聞界の爲め慶すべきことと謂ふべし。而して歐米及我國の新聞經營に於ては新聞廣告が重要視せられつゝあるに拘はらず、支那にては清末迄殆んど重要せらるゝ事なかりき。蓋し其原因發行部數概して僅少なりしこと、商業界並に新聞經營者が新聞廣告に理解を持たざりしこと等に基き、然るに民國に入りてより在支外人の經營の諸新聞が自國の商品廣告其他によつて相當の成績を挙げ居れるに刺戟され漸次目覺ましき發展を遂げ來れるは注目に値す。今試みに民國十五年春北京清華大學某卒業生が或一日の晨報、天津益世報、順天時報、東方時報(漢文)申報の五種に付き調査したる結果となして發表せるものを見るに、廣告紙面と全紙の割合は左の如し。

Table with columns: 全紙面, 廣告紙面, 割合. Rows include newspapers like 晨報, 天津益世報, 順天時報, etc.

右統計は固より偶ま或一日に付き作成せしものなるを以て、勿論絕對的なりとは云ふべからざるも、大體廣告は如何なる割合に掲載されつゝあるか窺知し得べきの資料といふべし尙同氏は同日の五紙掲載の廣告に就き種類別として別に左の如き統計を發表し居れり。(全廣告紙面を百として)

文化事業

文化事業

Table with 2 columns: Category (e.g., 教育關係, 娛樂關係) and numerical values.

支那重要都市に於ける中外新聞通信社

現在支那重要都市に於て發行せられつゝある中外の新聞並に通信社の重なるに就いて其名稱と其系統を示せば左の如し。(民國十五年七月調)

漢字新聞

北京 政府公報(政府機關紙)、陸海軍公報(陸海軍機關紙)、教育公報(教育部機關紙)、農商公報(農商部機關紙)、交通月刊(交通部機關紙)、順天時報(日支親善)、北京日報(中立)、晨報(中立)、京報(外交部)、星報(財政部機關紙)、益世報(親米主義)、卅字日々新聞(北京道院機關紙)、鐵道時報(交通部機關紙)、京津時報(安福系)、輿論(交通系)、中教(直隸天津系)、新華日報(中立)、北京報(營業中心)、時言報(國民黨)、民報(國民黨機關紙)、社會日報(中立)、日知報(舊交通系)、北京晚報(交通系)、大陸晚報(張紹曾機關紙)、燕都報(營業本位)、五點鐘晚報(直隸保定系)、國強報(立憲派)、實事白話日報(中立)、群強報(營業本位)、北京白話報、小公報(營業本位)、平報(營業本位)、商業日報(北京商會機關紙)、日知小報(藝術營業本位)、世界晚報(中立)、國風日報(共產黨)、中華(國民黨)

漢字通信社

話評報、實聞報、國光報、國強報、新天津報(新雲鶴機關紙)、哈爾濱 國際協報(排日系)、東三省商報、濱江時報(中立)、東陸商報(中立)、松江日報(張學良機關紙)、哈爾濱晨光(基督青年會)、午報、大北日報(奉天盛京時報系)、東三省新聞

北京 中美通信(米國系)、華俄通信(露國機關)、新聞編譯部(外交部機關)、神州通信(直隸派)、國聞通信(盧永祥)、醒民通信、民本通信(奉天系)、維民通信(反直派)、捷開通信(唐繼堯)、大陸通信(反直派)、中一通信(中立)、益智通信(中立)、正誼通信(王正廷)

天津 華北通信(中立)、東方通信(日漢文)、日本電報通信(日漢文)、北方通信、捷開通信

漢口 國聞通信(國民黨)、楊子通信(研究系)、鄂州新聞編譯社、一德通信、民藝通信、民權通信、一二通信、漢口大通信、江漢通信、華洋通訊、萬國通訊、漢口中一通信

上海 國聞通信(國民黨)、電報譯通通信(Kuo-Wai News Agency)、聯合通信(吳景濂派)、公平通信(盧永祥派)、東南通信(國民黨系)、遠東通信(陳炯明派)、蘇々通信(江蘇議會機關紙)、中國新報(國民黨系)、大同通信(徐樹錚機關紙)、中一通信(研究會系)、世界通信、中南通信

外字新聞及外字通信社

北京(新聞) Peking Daily News(英文北京日報、交通系) Peking Leader(英文北京導報、進步系) Far Eastern Times(英文東方時報、奉天系) North China Standard(英文華北正報) Journal de Peking(佛文佛國機關紙) 過激派) Politique de Peking(佛文北京政聞報) 新支那、北京新聞(以上邦人)(通信) Kenter News Agency(英文路透電報英國系) China Mei News Agency(英文中美通信米國系) Asiatic News Agency(英文亞細亞通信) 東方通信、共同通信、電報通信、日本新聞聯合通信(以上邦人)

文化事業

天津(新聞) Peking & Tientsin Times(英文京津泰士報、英商利權擁護) North China Daily Mail(英文華北日報) North China Sunday Times(英文華北星期報) North China Star(英文華北明星報) 天津日報、京津日々新聞、天津經濟新報(以上邦人)(通信) Sina Japanese News(英文通信邦人) 東方通信

日本電報通信(以上邦人)

奉天(新聞) 奉天新聞、大陸日々新聞、奉天每日新聞(通信)、東方通信、滿洲通信、奉天電報通信、商業通信、哈爾濱(新聞) ルースキイゴロス(露文反共產) ゴリヤ(露文民主主義) カベカ(露文共產黨系) ノーボスチジズニ(露文共產黨系機關紙) トリプリーナ(露文共產黨系) ルーボル(露文民主社會主義) コンナルチエスキテグラナ(露文支鐵道系) ハルビン・デイリー・ニュース(英文米國系) 哈爾濱時報、哈爾濱日々新聞(以上邦人)(通信) フェータ(露文遠東電報通信) 支那籍排日系) 東方通信(邦露文) 哈爾濱通信(邦文)

漢口 Central China Post(英文楚報英國擁護) The Independent Herald(英文自由國報) 米國系) 漢口日報、漢口日々新聞(以上邦人)(通信) Reuters News Agency(英文路透電報米國系) Chung Mei News Agency(英文中美通信米國系) 日本電報通信(邦文)

上海 North China Daily News(英文字林西報英國擁護) Shanghai Mercury(英文文匯報英政策擁護) Shanghai Times(英文泰晤士報英國系) China Press(英文大陸報米國政策擁護) Evening News(英文大晚報) L'Echo de Chine(佛文中法新彙報) Novva Shanghai(露文上海俄文生活日報共產系) China Weekly Review(英文密勒氏論評米國系) Lloyd's Weekly(英文勞合週報) Sber Palestina(露文) Russian Free Thought(英文) Theatrical News(英文) United Press(英文) Far Eastern Review(英文遠東時報) China & Far East Finance & Commerce(英文中國遠東商業金融報) 上海日報、上海日々新聞、上海每日新聞(以上邦人)(通信) ロイテ系通信(英文) 東方通信、日本電報通信、日本新聞聯合通信(以上邦人)

廣東(新聞) Canton Gazette(英文粵報) 民黨系) 廣東日報(邦人)(通信) 東方通信、日本電報通信(以上邦人)

支那雜誌事業

支那に於ける雜誌は商周の時代に中央政府に專任の役人を置き童話於

戯を主とするものを春秋二回發行せしを以て其の滯傷となすが、其の目的は之れによつて民意民風を察知せんとするにありたり。爾來此の事業は漸次發達し、民國創立以來愈々其勢力を扶植するに至れるも、雜誌本來の性質上其創廢常ならず、又其の現狀も審みせざるも、最近數年來著名なる雜誌に就いて其類別を示せば略左の如し。

第一、中央政府及地方公共機關公報の類

- 政府公報(我國の官報に相當するもの) ○內務公報 ○農商公報 ○財政月刊 ○交通月刊 ○教育公報 ○觀象叢報 ○教育行政月刊(京師學務局) ○江蘇教育公報(江蘇教育廳) 以下各省教育廳發行諸公報

第二、公立學校機關の類

- (一) 北京大學……○北京大學月刊 ○同週刊 ○同月刊 ○數理雜誌 ○音樂雜誌 ○繪畫雜誌 ○新潮(The Renaissance) ○北京大學叢書 ○評論之評論
- (二) 北京高等師範學校……○教育叢刊 ○平民教育 ○實際教育 ○教育與社會 ○史地叢刊 ○數理雜誌 ○理化雜誌 ○工學 ○北京高師週刊 ○北京高師校友會雜誌 ○少年半月刊(附屬中學校)
- (三) 南京高等師範學校……○同校日刊 ○同校校友會雜誌
- (四) 武昌高等師範學校……○同校校友會雜誌 ○新空氣 ○博物學雜誌
- (五) 武昌中華大學……○教育改進
- (六) 復旦大學季刊

右の外、諸專門學校・師範學校・中學校等の研究叢書雜誌多し。中にも米人經營の北京の清華學校の清華學報・清華週刊の如き支米關係上注意すべきものなり。

第三、學術研究專門雜誌の類

- 數理雜誌 ○音樂雜誌 ○繪畫雜誌 ○北京大學月刊(以上北京大學) ○史地叢刊 ○史地學報 ○數理雜誌 ○理化雜誌 ○工學(以上北京高師) ○中國工業雜誌(上海貿易公司) ○博物學雜誌(武昌高師) ○學藝(Mittheilung und Mittheilung) (上海、北京、東京丙辰學社) ○科學(上海南洋公學) ○科學的唐山(唐山工業專門學校同社) ○電氣工業(北京電氣工業學校) ○電界(北京電氣工程師事務所)

京師子安電氣工程師事務所) ○電氣(北京中華電氣協會) ○政學叢刊(米國紐育、中國政學社編輯、上海政學叢刊經理部發行) ○法政學報(北京法政學校) ○廣濟醫報(浙江廣濟醫學校) ○醫學月刊(北京同社) ○地學雜誌(北京中國他學會) ○農學雜誌(上海商務印書館) ○農業叢刊 ○中華農林學報(中華農會森林會) ○礦業雜誌(長沙同社) ○美術(上海美術學校) ○美育(上海中華美育會) ○道路月刊(中華全、道路建設協會)

第四、少年青年雜誌の類

- 少年中國 ○少年世界(以上、上海亞東圖書館) ○學生雜誌 ○少年雜誌以上、上海商務印書館) ○少年半月刊(北京高師附屬中學)
- 青年旬刊(北京第一中學校內青年學社) ○青年進步(上海青年會)

第五、婦女雜誌の類

- 新婦女 ○婦女雜誌(以上、上海商務印書館) ○婦女叢論(江蘇々州同社) ○女國民月刊(勤業女子師範學校)

第六、政治文化評論雜誌の類

- 新潮(The Renaissance) ○評論之評論(北京大學) ○新社會 ○人道月刊(以上、北京社會實進會) ○新中國(北京同雜誌社) ○改造(原名解放與改造)(The Emancipation and Reconstruction)(北京新學會) ○國民(北京同雜誌社) ○光明(北京武進館) ○曙光(北京) ○新青年 La Jeunesse(上海群益書社) ○建設(上海同雜誌社) ○新群(上海同雜誌社) ○太平洋(上海泰東圖書局) ○東方雜誌(上海商務印書館) ○新趣味(上海枕華出版部) ○黑潮(上海太平洋學社) ○新空氣(武昌高師內覺社) ○進化(上海) ○星期評論(上海) ○新聲(武昌) ○社會新聲(武昌華大內社會新聲社) ○覺悟(天津覺悟社) ○自覺月刊(吳淞同濟醫工專門學校同雜誌社) ○浙江新潮原名雙十(杭州同雜誌社) ○獄雲週刊(長沙同雜誌社) ○新學報(温州永嘉新學會) ○來復(山原太原洗心社) ○新潮音(杭州西湖覺社) ○泰鐘(陝西學生聯合會) ○新龍(甘肅同雜誌社) ○外交月刊(濟南同雜誌社) ○崇實 ○孤軍(上海)

第七、教育雜誌

- 新教育(江蘇省教育會、北京大學、北京南京兩高師、暨南學校、中華職業教育社合同編輯) ○華新雜誌 ○教育雜誌(上海商務印書館) ○中華教育界(上海中

に就いて調査せる所を示せば左の如し

支那支那雜誌の現状

支那	支	社會及共產主義
社會科學	十四・四・一 (北京大學內)	日刊京報副刊として刊行す 四六倍版八頁三仙
社會主義	十二	政治外交經濟問題に對する 評論を掲げ四六倍版三十頁 二十三年一月二卷第五號發行 二五仙
社會主義	十四・二・三 (週刊)	宗旨は官僚貴族文學を排斥 し平民文學を主張す三仙
社會主義	十二・三・一 (半月刊)	時事社會問題を批判し各種 社會主義を批評す四六倍版 二十頁三仙
北大經濟半月刊	十二・十一 (月二回)	マルクス主義其他社會主義 に關する學說の研究發表四 六倍版八頁七仙
遠東雜誌	十四・十一 (月刊)	王正廷と關係あり政治外交 を論ず、英、佛文欄を設く 二仙
教育新刊	十二・十二 (週刊)	教育界のみならず一般社會 問題をも論じ特に勞動者の 教育を主張す新聞紙半頁大 四頁二仙
科學と宗教	十四・五・十五 (月二回)	教會教育に反對するものみ ならず一般社會主義の優 入に反對す四六倍版八頁 六版八頁五仙
革命	十四・一・一 (月刊)	北京在住共產主義鮮人の 宣傳機關紙石版摺鮮文四 六版八頁五仙
雪恥日報	十四・七・十三 (日刊)	北京學生聯合會左傾分子 國民黨左傾派其他共產派 分子を以て上海事件發生 後成立せる北京各警廳會 の機關紙にして約一ヶ月 間續刊せり二仙

書局) ○通俗教育叢刊(北京通俗教育研究會) ○教育與職業上海中華同社) ○教育潮(浙江省教育會) 以下京師學務局・直隸教育廳・同教育會及各省教育廳・會の公報・旬報・月刊・雜誌等あり。尙第二類の中に記したる北京高師等の教育雜誌は茲に再記せず ○教育週報(ワイリツピン華僑同雜誌社) ○教育雜誌(留日東京高師支那學生會) ○民鋒雜誌

第八、實業雜誌の類

- 實業新報(上海同雜誌社) ○實業雜誌(長沙同雜誌社) ○銀行週報(上海同雜誌社) ○上海總商會月刊(上海總商會) ○錢業月報(錢業公會)
- 家庭研究(北京同雜誌社) ○體育週報(長沙同雜誌社) ○上海滬克又名泊廉
- 家庭研究(北京同雜誌社) ○小說月報(上海商務印書館)

第九、家庭體育學雜誌の類

- 中華留日東京高師同窓會誌 ○重慶中學海外同學總會會報 ○留美中國學生月報 ○華工雜誌(留法勤工儉學會)

第十、英語雜誌の類

- 英文雜誌 ○英語週刊(以上、上海商務印書館) ○支那居留英米人發行雜誌は之を記さず。

第十二、叢書類

- 北京大學叢書……中國哲學史大綱(胡適)・印度哲學概論(梁淑溍)・歐洲文學史(周作人)・心理學大綱(陳大齊)・人類學(陳映璜)・世界叢書(蔡元培・胡適・蔣夢麟・陶孟和等編輯) ○尙志學會叢書……中國人口論・新道德論・近代思想・理想國(柏拉圖)・創化論(柏格森)・革命之心理・生物之世界・群衆心理・實用主義(哲姆士) ○職業教育叢書 ○柏格森叢書 ○俄羅斯(露西亞) ○文學叢書 ○農報叢書(最近出版は羅素の社會改造原理なり) ○羅素月刊(講學社) 以上は新學新智の叢書なるが、之ともに舊學舊智の叢書ともいふべき大部の出版も亦起りつゝあり。例へば、○四庫全書の政府刊行 ○四部叢刊の上海商務印書館發行の如し、特に後者の如きは一萬二千餘卷の經史子集の古書を網羅し、印刷上より見ても注意すべき大出版なり。

民國十五年初めに於ける政治外交及び思想問題を中心とする主なる雜誌

文化事業

北平學生聯合會 (週刊) 十四・五・四 北京學生聯合會

北京工人 (週刊) 十四・六・十五 北京總工會

實踐 (週刊) 十四・八・三 北京中山主義實踐社

新使 (半月刊) 十三・六・一 北京中國大學內

救國特 (週刊) 十四・六・二二 北京中法大學內

導報 (週刊) 十四・三・一 北京韓僑同志會

政治生活 (週刊) 十三・九・十五 北京中國共產黨北京區執行委員會

農民教育共產 (旬刊) 十四・三・一 北京中華平民教育促進會農村部

新 (勞農者教育) (旬刊) 十四・十一・一六 北京平民教育促進會都市部

反帝國主義運動 (排外左傾) (不定期) 十三・七・廿五 北京反帝國主義運動聯盟

青年 (週刊) 十四・五・九 北京青年學會 (北京大學內)

中華婦女 (週刊) 十四・三・八 北京其社

十四年五四國恥紀念日に創刊す共産系師範大學派機關紙四六倍八頁三仙

縱三寸横二寸の豆本にして勞働者に階級闘争を宣傳す二仙

國民黨左傾要人戴天仇、葉楚傖等執筆す三民主義を看板とするも論旨概ね共産主義を辯護す四六倍八頁四仙

露支新書を高唱し、民衆運動に依る社會革命を主張す四六倍八頁二仙

上海事件宣傳機關紙四六倍八頁非賣品

在京鮮人の獨立運動機關紙にして石版印刷新聞紙半頁大十四頁非賣品

純然たる共産主義宣傳機關紙四六倍八頁、十月十八日第五十八號發行三仙

農民に千字教育を爲すを目的とし傍ら階級闘争を宣傳す四六倍八頁二仙

農民の姉妹紙にして都市に於ける勞働者に千字教育をなすを目的とし同時に階級闘争を宣傳す

當初旬刊として發行したるも七號發行後停止十四年六月二十日上海事件に關し第八號を刊行せり四六倍八頁非賣品

章士釗等の守舊派に對抗す又教育機關の自治を主張す四六倍八頁二仙

一四二六

豫 (左傾共産系) 札 十四・七・十二 開封河南學生聯合會

中州評論 (不定期) 十四・九・一 開封中國共產黨河南區執行委員會

工人週刊 (共産主義) 十三・六・十一 鄭州全國鐵路總工會

中國工人 (共産主義) 十三 (不定期) 鄭州全國鐵路總工會

安源旬刊 (共産主義) 市都 華鄉安源工人會

濟南學生 (共産系) (週刊) 濟南山東學生聯合會

山東工人 (共産主義) (週刊) 濟南山東總工會

山西學生 (左傾) (不定期) 太原山西學生聯合會

雪 (排外騰激) 取 (不定期) 長安陝西雪恥會

西北長鐘 (旬刊) 十二・十二 長安其社

沸 (排外左傾) 血 週刊 長安陝西學生聯合會

婦女週刊 (婦女解放左傾) 十四・一 (週刊) 北京蓄徽社 (女子師範大學)

孫文主義

上海事件に對する河南學生聯合會機關紙四六倍八頁二仙

共産主義宣傳機關紙四六倍八頁五仙

共産主義系勞動團體全國鐵路總工會機關紙中國共産黨に關係あり新聞紙半頁大四頁一仙

全國鐵路總工會は現代支那に於ける最も内容充實たる勞動團體にして純然たる共産派なり四六倍八頁九頁十二仙

安源炭礦勞働者機關紙上海事件發生後其宣傳の爲發行したるも同會の機關紙となれり新聞紙半頁大四頁十四年七月四日第四號發行二仙

青島紡績總業後發行新聞紙半頁大四頁非賣品

山西に於ける勞農學會聯合の新聞紙半頁大四頁十四年八月一日第四號發行

新聞紙半頁大四頁十四年三月二十日第二十號發行三仙

上海事件に關し發行せる機關紙新聞紙半頁大四頁非賣品

所運新しき斷髮組の女子の運動機關紙四六倍八頁四仙

國民會議 (週刊) 十四・二・廿八 北京全國々民會議促進會聯合會總會

國民週報 (週刊) 十四・二・十五 國民黨北京特別市黨部

國 (孫文主義) 是 (不定期) 十三・十二・八 北京國是促成會

越 (民主主義) 旭 (不定期) 十三・十一・二 北京浙江同鄉會

新民 (孫文主義) 國 (不定期) 十三・十二 北京其社

民生週刊 (孫文主義) 十二・四・七 北京民生主義同志會

工餘俱樂部 (週刊) 北京其社

段政府の國民代表會議に反對する國民黨分子の機關紙第十號迄發行したるも以後停止せり四六倍八頁三仙

學 (無政府主義) 週 (不定期) 北京其社

聯合自治を主張す創刊後三年有半に及び九十餘號を出す、四六倍八頁四仙

文化事業

國風日報 (無政府主義) 十・(日刊) 北京其社

北京安社日刊機關紙論旨激痛にして民國十二年我皇室の尊嚴を冒瀆せる記事を掲載し我公使館より抗議に依り發行を停止せられ四月十一日再び發行を禁止せらるる普通日刊新聞紙を發行二仙

一四二七

文化事業

Table listing various cultural publications such as 'Nationalism' (國家主義), 'Monthly Journal' (國學月刊), and 'Anti-Communism' (反共產主義), including their frequency, publishers, and brief descriptions.

Table listing various cultural publications such as 'Wind' (風), 'Monthly Journal' (國學月刊), and 'Anti-Communism' (反共產主義), including their frequency, publishers, and brief descriptions.

中支

Table listing various cultural publications such as 'New Literature' (新文學), 'Monthly Journal' (國學月刊), and 'Anti-Communism' (反共產主義), including their frequency, publishers, and brief descriptions.

文化事業

Table listing various cultural publications such as 'Anti-Communism' (反共產主義), 'Monthly Journal' (國學月刊), and 'New Literature' (新文學), including their frequency, publishers, and brief descriptions.

Table listing various cultural publications such as 'Anti-Communism' (反共產主義), 'Monthly Journal' (國學月刊), and 'New Literature' (新文學), including their frequency, publishers, and brief descriptions.

文化事業

怒潮 (共産系) 十四・六 (月系) 長沙遠成法律專門學校學生會
 新建設 (孫文主義) 十二・十一 (月刊) 上海 其社
 國民導報 (孫文主義) 十四・八・十五 (週刊) 上海 尚科大學其社
 獨立 (孫文主義) 十四・十一 (旬刊) 上海 其社
 江蘇評論 (孫文主義) (週刊) 上海 其社
 中國評論 (孫文主義) 十四・五・四 (週刊) 南京東南大學內其社
 救國週刊 (孫文主義) 十三・四・十二 (週刊) 長沙湖南外交後援會
 市聲週報 (孫文主義) 十三 (孫文主義) 漢口 其社
 無政府主義
 自來人 (無政府主義) (日刊) 十三・十・十五 上海 其社
 嗚不平 (無政府主義) 上海 海
 孤軍 (無政府主義) 上海 其社
 公理日報 (無政府主義) (日刊) 十四・六・五 上海學術團體聯合會

工餘 (無政府主義) (不定期) 上海 其社
 黑潮 (無政府主義) (不定期) 南京
 極樂地 (無政府主義) (不定期) 漢口人道醫院
 破壤 (無政府主義) 不定期 長沙平民大學
 洞庭波 (無政府主義) (旬刊) 長沙湖南安社
 人聲 (無政府主義) (週刊) 重慶
 國家主義其他
 醒獅 (國家主義) 十三・十・十 (週刊) 上海 其社
 孤軍週刊 (反共產國家主義) 十四 (週刊) 上海 其地
 東方雜誌 (公平穩健) 光緒三十二 (月二回) 上海商務印書館
 國文週報 (穩健不偏) 十三 (週刊) 上海 其社
 國學叢刊 (穩健) 南京東南大學
 學術 (國文學) 南京 其社

全紙無政府主義に關する記事にて埋めらるる第九日八十月一昨年九月三十日刊非賣品
 省立第一中學校教師胡之伯等の發行する機關紙
 過般蕭耀南等に殺害せられたる蕭英等の發行せし機關紙
 湖南勞工會と關係ある無政府主義労働團體機關紙
 北京安社同人孟(章湖南第二師範教師)の發行する機關紙
 江九疑等執筆發行無政府主義宣傳
 軍備擴張、利權回收、教育反對を主義とし共産主義に反對す四六倍版八頁二仙
 政治外交經濟を論評す支那に於ける最古の權威ある時事雜誌なり四六倍版百五十頁十五仙
 每號約四十頁體裁優美政治時事をも論ずるも官僚軍閥に好意を有す十五仙
 古代文化思想の研究發表
 文學雜誌菊版十六頁十三頁十月第四號發行

林 (新文學派) 十四・一 (半月刊) 武昌時中合作社
 眞理 (基督教主義) (週刊) 上海 其社
 南支 共產主義
 新青年 (共産主義) 十二・九 (三ヶ月一回) 廣州中國共産黨廣州黨部
 敵愾 (共産系) (週刊) 廣州廣東大學
 前鋒 (共産主義) 十二・十二 (月刊) 廣州平民社
 中國軍人 (共産主義) 十四・二・二 (月刊) 廣州軍人聯合會
 建國粵軍 (共産系) 十四・一・一 (不定期) 廣州 其社
 工人之路 (共産系) 十四・六・廿 (五日刊) 廣州中華總工會香港罷業委員會
 香港勞働週刊 (共産主義) 週刊 香港 其社
 香港學生 (共産系) 十四・七・八 (不定期) 香港學生聯合會
 人生畫報 (排外) 十四・七・三 (旬刊) 汕頭人生學會

胡適一派の白話文學雜誌
 非賣品四六倍版八頁十四年八月廿九日第三卷七號發行
 陳獨秀氏の主宰にして第三インター本部諸名士の講演其他共産主義に關する記事を以て網羅さる、四六倍版八頁四仙
 第三インターの機關紙三十仙
 沙面事件發生後宣傳用として發行す新聞紙半頁大四頁非賣品
 中國共産黨廣東支部機關紙四六倍版百頁内外十三年二月第三號發行二十仙
 廣東軍官學校の機關紙にて軍人に共産主義宣傳が目的四六倍版五十頁三仙
 廣東軍機關紙四六倍版約百頁體裁優美の月刊雜誌三十仙
 香港及廣東罷業に關し其宣傳用として發行す新聞紙半頁大四頁非賣品
 香港罷業委員會機關紙沙面事件發生後創刊さる
 廣東事件宣傳用として創刊したるも目下學生聯合會の機關紙となる新聞紙半頁大四頁非賣品
 上海事件發生後排外宣傳機關として創刊す新聞紙半頁大四頁非賣品

無政府主義其他

春雷 (無政府主義) (不定期) 廣東
 民鐘 (無政府主義) (不定期) 廣東新縣其社
 獅聲 (國家主義) 十四・五・十 (週刊) 廣州 其社
 獨 (國家主義) 一 十四・十・十 (週刊) 廣州廣東大學內其社

支那に於て發行する外國人經營の重要雜誌

(北京) Politique de Peking (佛文雜誌佛人 Monstir)
 (上海) China Journal of Science & Arts (英文中國科學美術雜誌にして月刊科學記者 Arthur de C. Sowerby 文學美術記者 John C. Ferguson) Chinese Recorder (執務雜誌にして月刊、米國系、主筆 Rev. F. Rawlinson) Chinese Churchman (英文月刊主筆 Rev. J. W. Nichols) Asiatic Motor (英文月刊主筆 W. M. Charter Rea) China Sunday School Journal (月刊 China Sunday School Union 總務部發刊) Monthly Bulletin of the Education of China (英文月刊主筆 Rev. J. A. Sillby) Columbian (英文月刊) British Chamber of Commerce Journal (英文月刊主筆 E. M. Gull) 英國商業會議所機關雜誌) Bolleino Camera (Commercio Italiano (伊文月刊主筆 De Barbieri) Orient (露文月刊主筆 M. P. Tsetszoff) Crescent Magazine (英文月刊主筆 E. A. Little) Shanghai News Review (英文月刊主筆 F. C. Reven) Life in the East (英文月刊主筆 Geo. T. Lloyd) Asiatic Division out Look (英文月刊主筆 Mr. C. C. Chisler) Pearl of the Orient (英文月刊主筆 F. M. Benedict) Blue Lantern (英文月刊) Chinese Christian Intelligence (英文週刊主筆 Rev. D. S. I. Woodleridge) Shanghai Mirror and Moving Picture News (英文週刊主筆兼發行人 A. Ran)

文化事業

最近五十五年間(自一八七二年)支那大事紀一覽表

年	西次	國次	治	外	財	政	經	濟	交	通	文化、社會	
一十	一七	一八	左宗棠甘肅平定 王文韶貴州平定 崇德英雲南大理平定	日本と通商條約を締結							各省糧粟の栽培を禁ず 直隸省永定河決潰 上海申報館創立 香港滙豐日報發行	
二十	二七	二八	左宗棠甘肅平定 劉嶽昭貴州平定	在キューバ支那労働者虐待事件に關し西班牙と交渉す							廣東蘭姓賭博を禁ず	
三十	三七	三九	佛國安南に條約締結を迫る	日本船員臺灣生蕃の爲め殺され日本出兵す 秘露と天津條約を締結	浙江、福建總督關稅を擔保として外人より二百萬兩を借款す							
二緒光	四七	四九	左宗棠新疆北路平定 安南土匪平定	英人雲南通過に際し土匪の害を被り英支芝罘條約を締結し宜昌、蕪湖、溫州、北海を開港場となし 上海に會審衙門を設く 外交官派遣規定を制定す	外債一千萬兩を借款す							
三	六七	六九	左宗棠吐魯番及新疆南路東四城を討伐す	西班牙とキューバ華工條約を締結す 初て各國に領事を設置す	滙豐銀行より英貨百五十萬鎊を借款し伊犁討伐軍費に充つ							
四	七七	七九	左宗棠新疆を平ぐ 安集延酋長阿里達汗入寇し 劉錦棠之を擊破す		德華銀行より二百五十萬兩を借款し軍費に充つ							
五	八七	八九	日本琉球を亡し清國の歸屬外となる 朝鮮に對し各國と通商條約締結を承認す 安南の叛將李楊才を捕獲す	露國と議し伊犁を返還し戰費二百八十萬兩を賠償す 伊犁西南地方數百里を割伊予支那労働者入國を禁止す	四川機器局を創設す						支那最初の鐵道上海吳淞間輕便線開通 海關郵政部を擴張し一般信書の取扱を開始す	
六	九七	九九	海軍を創設し鐵甲艦を訂造す	獨逸と北京追加協約を締結す 米國と續條約四款補助條約四款を締結す 英國と北京協約を締結す								天津に電信學校を創立す 廣東に女學校を創立す
七	〇八	一〇	丁寶楨等四川雷坡の賊を平ぐ	露國と伊犁事件を再議し嘉峪關、吐魯番を開きて商埠地となす 西班牙と天津條約締結日本と琉球問題を議す	直隸水利事業を興修す 吉林機器局を創設す						天津太沽間に初めて電信を試用す	
八	一八	二〇	朝鮮と英米佛之條約締結に監視員を派す 朝鮮内亂に出兵	露國と略什略爾東北境界條約四條を締結す							京奉鐵路唐山北塘間開通 天津上海間に電信を設く 李鴻章陸路電線架設を、劉銘傳鐵道布設を請願す	
九	二八	三〇		露國と安南條約十三條、佛國と塔爾巴哈臺境界條約五條を訂立し英國と阿片釐金併徵事務を會商す	招商局より旗昌洋行に向ひ銀五百二十五萬兩を借款す						上海租界電話を創設す	
十	三八	四〇		清佛戰爭起る 露國と略什略爾西北境界條約、佛國と安南平和條約、天津豫備協商を開く							京奉鐵路天津に達す 上海租界電話を創設す	
十一	四八	五〇		清佛戰爭起る 露國と略什略爾西北境界條約、佛國と安南平和條約、天津豫備協商を開く							廣東徐關より瓊島の間に棧橋を設く	
一十	五八	六〇	治水準師海軍事務衙門を設け船渠を創設す	佛國と安南平和條約、英國と芝罘條約、日本と天津條約を締結す							天津武備學堂を設立す 廣東蘭姓賭博禁止を弛め以て軍費を濟す	

二十	三十	四十	五十	六十	七十	八十	九十	十二
六八	七八	八八	ルハ	〇九	一九	二九	三九	四九
露國と閩門江境界を協定す 露國と安南通商條約、英 國と緬甸條約及香港協約 を締結す	佛國と北京協商を議定す 葡葡牙とリスボン議定書 マカオ條約及協約を締結 す	英兵西藏兵と衝突 佛國と芝罘協約締結	英國とカルカッタ條約を 締結 英國と芝罘條約を増補し 重慶を開く	露國がパミールを侵略し英 國那格爾及坎百提に侵入 す	英國と露國通商辦法を締 結し亞東を開く 露國と天津協約交換	英國とタージリン協約締 結	英國と倫敦協約を結ぶに 關する條約を結ぶ 米國と支那労働者入國に 關する條約を結ぶ	越南土匪騷擾 朝鮮東學黨の亂起る
獨逸商より五百萬馬克を 借入れ國費に充つ 廣東及天津に鑄制銀元 局を設く	滙豐銀行より英貨十一萬 五千六百八十磅借款す							内債六百萬兩を募り軍費 に充つ 滙豐銀行より英貨一百六 十萬鎊を借入る
黑龍江省漠河金礦を調査 廣東綉絲局を設立す	貴州鍊鐵廠を設立す	張之洞獨逸技師をして大 冶鐵礦を採掘せしむ	上海紡織新局設立 漢陽鐵廠兵工廠設立				湖北省綉絲局、紡織局、 製麻局、織布局を創設す	
								大冶鐵道布設着手 京奉鐵路山海關に延長
鄭州附近黃河氾濫す	永定河氾濫	江蘇浙江水災	永定河氾濫					天主教會の土地家屋所有 に付東勸建虎疫猖獗を極む

十二	二十	三十	四十	五十	六十	七十	八十	九十	十二
五九	六八	七八	八八	ルハ	〇九	一九	二九	三九	四九
日清戰爭起る	馬關條約に付露佛獨の三 國干涉起る 露國と北京協約締結 英國と雲南邊境條約締結 外國人の通商港に於ける 日本と北京協約締結	露國旅順を占領す、佛國 密約を締結し滿洲に於け る鐵道布設權を與へる 日支通商條約改訂さる	英國と天津協約締結 英國と北京協約締結 英國と天津協約締結 英國と北京協約締結	英國と天津協約締結 英國と北京協約締結 英國と天津協約締結 英國と北京協約締結	英國と天津協約締結 英國と北京協約締結 英國と天津協約締結 英國と北京協約締結	英國と天津協約締結 英國と北京協約締結 英國と天津協約締結 英國と北京協約締結	英國と天津協約締結 英國と北京協約締結 英國と天津協約締結 英國と北京協約締結	英國と天津協約締結 英國と北京協約締結 英國と天津協約締結 英國と北京協約締結	光緒帝康有爲梁啓超の陳情 書を採納し變法を實行し 六人斬り處せらる 結社を禁止す
戰費に充つ 英獨より五百萬金鎊を借 入る 日清戰爭に充て露佛 より四億法を借款し賠償 金に充當す	英獨より一千六百萬鎊を 借り日本賠償金に充つ 各省に命じ銀元を鑄造せ しむ								昭信股票一億兩を發行す 英獨より一千六百萬鎊を 借入る 日本賠償金に充つ
									湖北省勸工勸商二所を設 立す 張之洞大生紗廠を創立 新案、發明特許條令を定 む 人員を派遣し直隸及熱河 礦務を督辦せしむ 農工商局を設く
									京漢鐵路白耳義借款契約 成立 上海吳淞間鐵道再び開通 粵漢鐵道を實測し其布設 資金を募集す 正太鐵道白耳義借款成立 京奉鐵道延長工事費とし て滙豐銀行より二百三十 萬鎊を借款す 人員を派し天津鎮江鐵路 を督辦せしむ 鐵路法案を立てて商人の支 持を得る
									直隸水災 英人山德夫人天足會を創 立す 盛宣懷北洋西學堂を設 立す 湖北省武備學堂を設立す 官書局を創設す 康有爲廣東に於て天足會 を設く 永定河氾濫

十二	六十二	五十二	
一	〇〇九一	九	九
本官の捐納を停止す	立したる後日本に亡命す 黄興、宋教仁等華興會を創 立す	近畿一帶拳匪騷擾、福建浦 城土匪騷擾 唐才常等自立會を設立し自 立軍を組織し、津浦鐵路沿 線を襲撃し、天津に侵入す 公使館を砲撃し、又獨逸公 使を焚燬し、宣教師を殺戮し 會を焚燬し、西安に蒙塵す 西太后光緒帝西安に蒙塵す 大亂を降して改革法の進言 を求め、宋教仁等華興會を創 立したる後日本に亡命す	灣但借、郵政長任命を約 す、佛國に廣東、廣西、雲南 不割譲を保證す 日本に福建不割譲の保證 を爲す
各國の和議條約十二條を 締結し、賠償金四億五千萬 兩を定む	各國の和議條約十二條を 締結し、賠償金四億五千萬 兩を定む	各國の和議條約十二條を 締結し、賠償金四億五千萬 兩を定む	各國の和議條約十二條を 締結し、賠償金四億五千萬 兩を定む
人員を派し英人マツケ 氏と通商行船條約及改修	人員を派し英人マツケ 氏と通商行船條約及改修	人員を派し英人マツケ 氏と通商行船條約及改修	人員を派し英人マツケ 氏と通商行船條約及改修
江蘇初めて銅元を鑄造す	江蘇初めて銅元を鑄造す	江蘇初めて銅元を鑄造す	江蘇初めて銅元を鑄造す
通商港に人を派し商情を 考察せしむ	通商港に人を派し商情を 考察せしむ	通商港に人を派し商情を 考察せしむ	通商港に人を派し商情を 考察せしむ
京漢鐵路の請願を許可せず	京漢鐵路の請願を許可せず	京漢鐵路の請願を許可せず	京漢鐵路の請願を許可せず
英新學新法章程を定む	英新學新法章程を定む	英新學新法章程を定む	英新學新法章程を定む

七	八十二	九十二	三	四
七	二	三	三	四
專員を派し現行條例を各國 施行律令と比較研究せしめ 改訂す	專員を派し現行條例を各國 施行律令と比較研究せしめ 改訂す	專員を派し現行條例を各國 施行律令と比較研究せしめ 改訂す	專員を派し現行條例を各國 施行律令と比較研究せしめ 改訂す	專員を派し現行條例を各國 施行律令と比較研究せしめ 改訂す
練兵處を設く	練兵處を設く	練兵處を設く	練兵處を設く	練兵處を設く
輸入税を議す	輸入税を議す	輸入税を議す	輸入税を議す	輸入税を議す
國家彩票を發行す	國家彩票を發行す	國家彩票を發行す	國家彩票を發行す	國家彩票を發行す
對運動起る	對運動起る	對運動起る	對運動起る	對運動起る
設く各省に命じ海外留學 生を派す	設く各省に命じ海外留學 生を派す	設く各省に命じ海外留學 生を派す	設く各省に命じ海外留學 生を派す	設く各省に命じ海外留學 生を派す
京奉鐵路北京新民屯、錦州 正太鐵路借款四千萬兩	京奉鐵路北京新民屯、錦州 正太鐵路借款四千萬兩	京奉鐵路北京新民屯、錦州 正太鐵路借款四千萬兩	京奉鐵路北京新民屯、錦州 正太鐵路借款四千萬兩	京奉鐵路北京新民屯、錦州 正太鐵路借款四千萬兩
廣東省銀行を設く	廣東省銀行を設く	廣東省銀行を設く	廣東省銀行を設く	廣東省銀行を設く
山東省銀行を設く	山東省銀行を設く	山東省銀行を設く	山東省銀行を設く	山東省銀行を設く
江蘇省銀行を設く	江蘇省銀行を設く	江蘇省銀行を設く	江蘇省銀行を設く	江蘇省銀行を設く
浙江省銀行を設く	浙江省銀行を設く	浙江省銀行を設く	浙江省銀行を設く	浙江省銀行を設く
安徽省銀行を設く	安徽省銀行を設く	安徽省銀行を設く	安徽省銀行を設く	安徽省銀行を設く
江西省銀行を設く	江西省銀行を設く	江西省銀行を設く	江西省銀行を設く	江西省銀行を設く
湖北省銀行を設く	湖北省銀行を設く	湖北省銀行を設く	湖北省銀行を設く	湖北省銀行を設く
福建省銀行を設く	福建省銀行を設く	福建省銀行を設く	福建省銀行を設く	福建省銀行を設く
廣西省銀行を設く	廣西省銀行を設く	廣西省銀行を設く	廣西省銀行を設く	廣西省銀行を設く
雲南省銀行を設く	雲南省銀行を設く	雲南省銀行を設く	雲南省銀行を設く	雲南省銀行を設く
貴州省銀行を設く	貴州省銀行を設く	貴州省銀行を設く	貴州省銀行を設く	貴州省銀行を設く
四川省銀行を設く	四川省銀行を設く	四川省銀行を設く	四川省銀行を設く	四川省銀行を設く
陝西省銀行を設く	陝西省銀行を設く	陝西省銀行を設く	陝西省銀行を設く	陝西省銀行を設く
甘肅省銀行を設く	甘肅省銀行を設く	甘肅省銀行を設く	甘肅省銀行を設く	甘肅省銀行を設く
青海省銀行を設く	青海省銀行を設く	青海省銀行を設く	青海省銀行を設く	青海省銀行を設く
寧夏省銀行を設く	寧夏省銀行を設く	寧夏省銀行を設く	寧夏省銀行を設く	寧夏省銀行を設く
新疆省銀行を設く	新疆省銀行を設く	新疆省銀行を設く	新疆省銀行を設く	新疆省銀行を設く

三	一	十	三
五	六	七	八
<p>憲法草案を改定す 政治研究の大員を改定す 官吏の買収を禁ず 政治研究の大員を改定す 官吏の買収を禁ず 政治研究の大員を改定す 官吏の買収を禁ず</p>	<p>破産法を頒行す</p>	<p>各省官制を頒布す 各省官制を頒布す 各省官制を頒布す 各省官制を頒布す</p>	<p>八 領事官制を改定す 領事官制を改定す 領事官制を改定す 領事官制を改定す</p>
<p>日本と西蔵印度條約を訂定す 日本と西蔵印度條約を訂定す 日本と西蔵印度條約を訂定す 日本と西蔵印度條約を訂定す</p>	<p>國民捐を提唱す</p>	<p>各省官制を頒布す 各省官制を頒布す 各省官制を頒布す 各省官制を頒布す</p>	<p>領事官制を改定す 領事官制を改定す 領事官制を改定す 領事官制を改定す</p>
<p>各省官制を頒布す 各省官制を頒布す 各省官制を頒布す 各省官制を頒布す</p>	<p>各省官制を頒布す 各省官制を頒布す 各省官制を頒布す 各省官制を頒布す</p>	<p>各省官制を頒布す 各省官制を頒布す 各省官制を頒布す 各省官制を頒布す</p>	<p>各省官制を頒布す 各省官制を頒布す 各省官制を頒布す 各省官制を頒布す</p>

四	十	三
八	七	六
<p>領事官制を改定す 領事官制を改定す 領事官制を改定す 領事官制を改定す</p>	<p>破産法を頒行す</p>	<p>各省官制を頒布す 各省官制を頒布す 各省官制を頒布す 各省官制を頒布す</p>
<p>日本と西蔵印度條約を訂定す 日本と西蔵印度條約を訂定す 日本と西蔵印度條約を訂定す 日本と西蔵印度條約を訂定す</p>	<p>國民捐を提唱す</p>	<p>各省官制を頒布す 各省官制を頒布す 各省官制を頒布す 各省官制を頒布す</p>
<p>各省官制を頒布す 各省官制を頒布す 各省官制を頒布す 各省官制を頒布す</p>	<p>各省官制を頒布す 各省官制を頒布す 各省官制を頒布す 各省官制を頒布す</p>	<p>各省官制を頒布す 各省官制を頒布す 各省官制を頒布す 各省官制を頒布す</p>

一	○	一	二	二	十
内務部地方自治會議を組織す 廣東國會議員を召集して臨時 政府の發給を組織し臨時 議院の召集し國是を解決せむ とす 各省省憲制定を唱ふ 湖南貴州自治を主張す 湖北貴州自治を主張す 湖南貴州自治を主張す 湖北貴州自治を主張す 湖南貴州自治を主張す 湖北貴州自治を主張す	中日軍事協定を廢棄す 佛國軍賠償金を返還す 中露條約を訂立す 米大統領演説の華盛頓會 議に參加す 萬國郵便條約を調印す 英領南洋諸島學校登錄の 法を發布し支那居留民の 教育を促進せしめ居る 英領南洋諸島學校登錄の 法を發布し支那居留民の 教育を促進せしめ居る 英領南洋諸島學校登錄の 法を發布し支那居留民の 教育を促進せしめ居る	萬國交通大會に加入す	華府會議に於て日支山東 華府會議に於て日支山東 華府會議に於て日支山東 華府會議に於て日支山東 華府會議に於て日支山東 華府會議に於て日支山東	華府會議に於て日支山東 華府會議に於て日支山東 華府會議に於て日支山東 華府會議に於て日支山東 華府會議に於て日支山東 華府會議に於て日支山東	華府會議に於て日支山東 華府會議に於て日支山東 華府會議に於て日支山東 華府會議に於て日支山東 華府會議に於て日支山東 華府會議に於て日支山東
二	○	一	二	二	十
孫文上海にて護法宣言を發 三期國會開院式舉行	孫文上海にて護法宣言を發 三期國會開院式舉行	孫文上海にて護法宣言を發 三期國會開院式舉行	孫文上海にて護法宣言を發 三期國會開院式舉行	孫文上海にて護法宣言を發 三期國會開院式舉行	孫文上海にて護法宣言を發 三期國會開院式舉行

一	二	三	十	二	二
孫文上海にて護法宣言を發 三期國會開院式舉行	孫文上海にて護法宣言を發 三期國會開院式舉行	孫文上海にて護法宣言を發 三期國會開院式舉行	孫文上海にて護法宣言を發 三期國會開院式舉行	孫文上海にて護法宣言を發 三期國會開院式舉行	孫文上海にて護法宣言を發 三期國會開院式舉行
孫文上海にて護法宣言を發 三期國會開院式舉行	孫文上海にて護法宣言を發 三期國會開院式舉行	孫文上海にて護法宣言を發 三期國會開院式舉行	孫文上海にて護法宣言を發 三期國會開院式舉行	孫文上海にて護法宣言を發 三期國會開院式舉行	孫文上海にて護法宣言を發 三期國會開院式舉行
孫文上海にて護法宣言を發 三期國會開院式舉行	孫文上海にて護法宣言を發 三期國會開院式舉行	孫文上海にて護法宣言を發 三期國會開院式舉行	孫文上海にて護法宣言を發 三期國會開院式舉行	孫文上海にて護法宣言を發 三期國會開院式舉行	孫文上海にて護法宣言を發 三期國會開院式舉行
孫文上海にて護法宣言を發 三期國會開院式舉行	孫文上海にて護法宣言を發 三期國會開院式舉行	孫文上海にて護法宣言を發 三期國會開院式舉行	孫文上海にて護法宣言を發 三期國會開院式舉行	孫文上海にて護法宣言を發 三期國會開院式舉行	孫文上海にて護法宣言を發 三期國會開院式舉行
孫文上海にて護法宣言を發 三期國會開院式舉行	孫文上海にて護法宣言を發 三期國會開院式舉行	孫文上海にて護法宣言を發 三期國會開院式舉行	孫文上海にて護法宣言を發 三期國會開院式舉行	孫文上海にて護法宣言を發 三期國會開院式舉行	孫文上海にて護法宣言を發 三期國會開院式舉行

大事記一覽表

Table with 3 columns and 5 rows of historical events. Columns are labeled with dates (e.g., 三十, 四十, 五十) and rows contain detailed descriptions of events such as military movements, political decisions, and economic measures.

昭和二年二月十八日印刷
昭和二年二月廿五日發行



發行所

著作兼發行者

東京市麴町區有樂町二丁目一番地帝國農會館
財團東亞同文會調查編纂部

右代表者 根岸信

東京市芝區南佐久間町一丁目一番地

印刷者 久保民生

東京市芝區南佐久間町一丁目一番地

印刷所 商務印刷所

東京市麴町區有樂町二丁目一番地(帝國農會館)

財團東亞同文會調查編纂部
振替口座東京九七三〇番

定價 金拾貳圓

事業 鐵道 港灣 炭礦 製鐵 工廠 倉庫 旅館 地方 施設 衛生 教育 產業 警備 試驗 研究

△鐘が鳴る!! △東亞の新天地 滿蒙の曠野より 人類共存の 鐘が鳴る!!

本店 大連市東公園町
支店 東京驛前丸ビル四階
出張所 沿線各地、北京、上海、哈爾濱、鄭家屯、洮南、吉林、齊々哈爾、紐育

滿鮮案内所
東京 東京驛前丸ビル一階南入口
大阪 大阪市東區瓦町二丁目
下關 下關驛前



滿洲鐵道株式會社

法律資料第一課
27.6.16
調査立法審査局

資本金貳千五百萬圓

營業の目的

- 一、電燈電力の供給、電氣鐵道の經營並に此等に附帶する事業の經營
- 二、電氣機械器具の販賣又は質貸
- 三、當會社と同種事業に對する投資
- 四、瓦斯電氣ビルディング内店舗並事務所質貸

大連市



南滿洲電氣株式會社

電話代表番號 三二四一號

專務取締役 横田多喜助
 取締役支配人 高橋 仁一
 取締役技師長 今井 榮量

支店 奉天、長春、安東縣

營業科目

- 一、船舶建造及修理
- 二、海難救助及曳船
- 三、諸機械、汽鐘類、油槽、車輛、橋梁
- 四、鐵塔建築用鐵骨製造及修理

大連市濱町

滿洲船渠株式會社

電話代表 七一九五番

大連市濱町三番地

同 大

電話代表 七一九五番

大連市大棧橋甲埠頭

同 埠頭出張員詰所

電話 六三〇三番

旅順市東郷町

同 旅順工場

電話四番一八〇番、一八二番

◎船埠

一、全長
 一、幅(渠口底部)

大連 四〇〇呎
 旅順 五三五呎
 旅順第二 二六〇呎
 旅順 五二呎
 旅順第二 三三呎

横濱正金銀行

大連支店



株式會社 正隆銀行

大連市大山通十一番地

頭取 安田善四郎
 相談役 安田善次郎

電話(代表番號) 七二二二番
 電話(夜間) 七二二四番
 振替貯金口座 大連三三〇番

支店出張所
 營口、奉天、旅順、長春、開原、天津
 撫順、鄭家屯、四平街、青島、哈爾濱
 安東縣、鞍山、公主嶺、瓦房店、松樹
 大連小崗子(電五三〇〇番)大連沙河口
 (電沙河口一五番)奉天小西關、哈爾濱
 傳家甸

關東州地方費現金 取扱所
 大連市金庫

爲替取引先 日本内地、朝鮮、南北滿洲、臺灣、支那
 内地ニ於テ參于有餘

輸出入、土木建築、
倉庫、保險、



福昌公司

電話代表番號七一七一番

大連市山縣通二二三番地

株式會社
大連汽船



定期航路

大連。青島。上海線 月十回
大連。天津線 月十回
大連。安東線 月六回
大連。龍口線 月六回

本店 大連市山縣通 電話代表番號四一八五 電報略號ダイキ Daiki

支店 上海黃浦灘路 青島館陶路 天津舊租界碼頭 安東財神廟街

出張所 神戸仲町十五ビルディング内

本社 神戶

大連市加賀町四番地



山下汽船株式會社
大連出張所

電話長五八七六番
電信略號(ヤ)又ハ(ヤマ)

支店出張所

東京、橫濱、名古屋、大阪、門司、若松、新潟、小樽、函館、臺北、基隆、高雄、大連、天津、青島、上海、厦門、香港、新嘉坡、孟買、盤谷、スラバヤ、シドニー、桑港、シヤトル、倫敦、ポルトランド、紐育



海運業 堤商店

大連市山縣通百三十番地

電話長 六二九二
五四一九

明治製菓株式會社代理店

ロンドン、スパーレット會社滿洲代理店



株式會社 有馬洋行 大連出張所

本店 東京

支店 大阪、瓜哇、スラバヤ、スマラン、パタピヤ、バンドン

資本金 壹千萬圓

一般銀行業務並ニ大連市金庫事務ヲ取扱申候



株式會社 滿洲銀行

電話四二二一番
振替口座大連三三〇番

頭取 村井啓太郎
常務取締役 高橋武夫

支店 金州、普蘭店、貔子窩、鞍山、奉天、奉天小、西關、撫順、本溪湖、安東縣、安東縣、興隆街、新義州、鐵嶺、公主嶺、長春、吉林、范家屯

右の外内地朝鮮滿洲各樞要の地に爲替取引先有之候

窓硝子製造販賣
販路、滿洲、支那各地南洋



昌光硝子株式會社

大連市秋月町貳拾番地
電話長 八一七四
八一七五
沙 四二〇

海運業



合資會社 丸二商會

大連市敷島町
電話 四二六四番
四二八八番
七五二八番

日本郵船株式會社 特約荷客取扱店
東洋汽船株式會社 特約荷客取扱店
大連汽船株式會社 特約荷客取扱店
日本通商船株式會社 代理店
日海通商船株式會社 代理店
帝國海上運送株式會社 代理店
東洋海上運送株式會社 代理店
福徳生命保險株式會社 代理店

直輸出入商

合資 島松商店

大連市監部通二〇番地
電話代表 六一〇四番

營業科目

- ◇ 醫療理化學工業藥品粒醫理化器械
- ◇ 建築用タイル、テラコッタ、敷瓦各種、衛生陶磁器並附屬品
- ◇ 諸機械工業用材料
- ◇ 煖房衛生裝置設計工事請負

資本金 銀六千萬圓

本店 北京
支店 各省

中國銀行大連支行

電話 三七八五
行長 韓振華

大連市若狹町二番地

大連興信銀行

電話五七七二
七六〇三番
五四八二番

製造品目

ペイント、ボイルド油、ワニス、エナメル
亞鉛華、光明丹、其他顏料一式

大連市裾野町五十三番地(南沙河口)

滿洲ペイント株式會社

工場 電話長五六五〇番
營業用 電話六八三二番

上海江西路十九號

滿洲ペイント上海出張所

電話 五九三一番
七九〇八番

日支合辦

遼陽電燈公司

電話 二一九五
遼陽東洋街七

資本金 貳千萬圓
拂込金 五百萬圓

東亞勸業株式會社

奉天琴平町一

- 一、農、牧業
- 一、農業金融業
- 一、前二項に對する附帶事業

綿糸 製造及販賣
綿布

南滿洲遼陽西郊外

滿洲紡績株式會社

資本金 金參百萬圓
株式總數六萬株

設立 大正七年五月
株主 日本人、中華民國人

營業科目

- 一、金、特產物、其他一般生産物の賣買並に仲介(豆、粟、粳、米其他雜穀、豆)
- 二、土地及建物の經營
- 三、船舶、麻袋、木材、煉瓦、セメント其他建築材料外雜品
- 四、諸株式債券の應募並に引受
- 五、不動産の賣買並に仲介
- 六、信託(火災保險及各種代辦)
- 七、倉庫業(奉天)
- 八、代理業(火災保險及各種代辦)
- 九、各種拓殖事業
- 一〇、諸調査、鑑定並に設計

東省實業株式會社

本店 奉天 浪速通
支店 長春 日本橋通
哈爾濱 賓州 頭區
社員駐在地 青島、大連、昌圖、鳳凰城

資本金壹百五十萬圓

奉天製麻株式會社

營業科目

麻袋、麻糸、麻布、帆布類製造販賣

本店 奉天 末廣町
支店 東京市日本橋北詰
帝國製麻株式會社内

奉天

株式會社 滿洲取引所

取引物件

有價證券、米、穀、綿糸、綿布、
麻袋、麥粉、毛皮、

營業科目

石 銑鐵(鑄物銑)
コークス 炭
鑛滓セメント 煉瓦
耐火煉瓦

製造販賣

中日合辦
本溪湖煤鐵有限公司

在南滿洲奉天省本溪湖

東亞煙草株式會社

奉天支店



株式會社 正隆銀行 奉天支店

電話 日六五〇 支店長席
日五八七 營業用
中二七九

頭取 安田善四郎
相談役 安田善次郎

關東廳地方費現金事務取扱
爲替取引先 日本内地、朝鮮、南北滿洲、臺灣
支那内地に於て參千有餘臺

豆粕、米、雜穀、

朝鮮肥料株式會社

安東縣大和橋通六丁目
電話 長四五九番
受電略アントウケンテウヒ

組織 日支兩國政府出資合辦
 資本金 北洋銀參百萬圓(全額拂込濟)
 創立 明治四拾壹年九月(光緒參拾四年九月)

滿洲 安東縣 八番通

鴨綠江採木公司

營業科目

紅松(朝鮮松)杉松(唐檜)、白檜(樅)の類、黃花松(落葉松)柞木(檜)胡桃楸胡桃
 水曲柳(鹽地)黃披羅黃蘗粗木(楡)榆木(ハルニレ)等の角、丸材及電柱小丸
 太等(年産額約貳百萬尺) 伐採販賣、豫約販賣、保管等、及本公司發行の
 木材保管證に對しては當地銀行より相當の融通を爲す便あり

高等洋服

ドライクリーニング
 は信用ある



井上洋服店

上海乍浦路四七〇
 電北二三五九

一般輸出入貿易

合名會社



鈴木商店漢口出張所

(鈴木洋行)

電話
 支配人 六一二
 一般營業室 二八一一
 支那人賬房 八二二八
 佛界寶豐棧 二七四六

株式會社

上海銀行

上海文路二二號
 電話 北二七〇九番
 北一三八四番

池C100

資本金壹千萬圓

荷爲替、當座預金、内外爲替
定期預金、抵當貸付、割引手形
其他一般銀行業務精々御便宜に御取扱可申候

天津英租界太沽路三十四號



中華滙業銀行天津支店

支配人室 南局二五二五
電話 營業室 南局二四八四
南局二五一四

本店 北京東交民巷西口戶部街
支店 上海英租界福州路五號

一般輸出入業

天津日本租界山口街

大倉商事株式會社
天津出張所

電話 (總) 二五〇番
(總) 一二三番

本店

東京市麴町區有樂町一丁目一番地

支店及出張所

内地 朝鮮 下ノ關 京城、水原、江景、金堤、榮山浦、大邱
滿洲 馬山、沙里院、平壤、元山
支那 大連、奉天、哈爾濱、開島、青島

東洋拓殖株式會社大連支店

電話 長 二、三、四、五、八番
振替口座大連 一、二、三、四、五番
受信略號 七、八、九、一〇番
ダイヤレン、トタタ

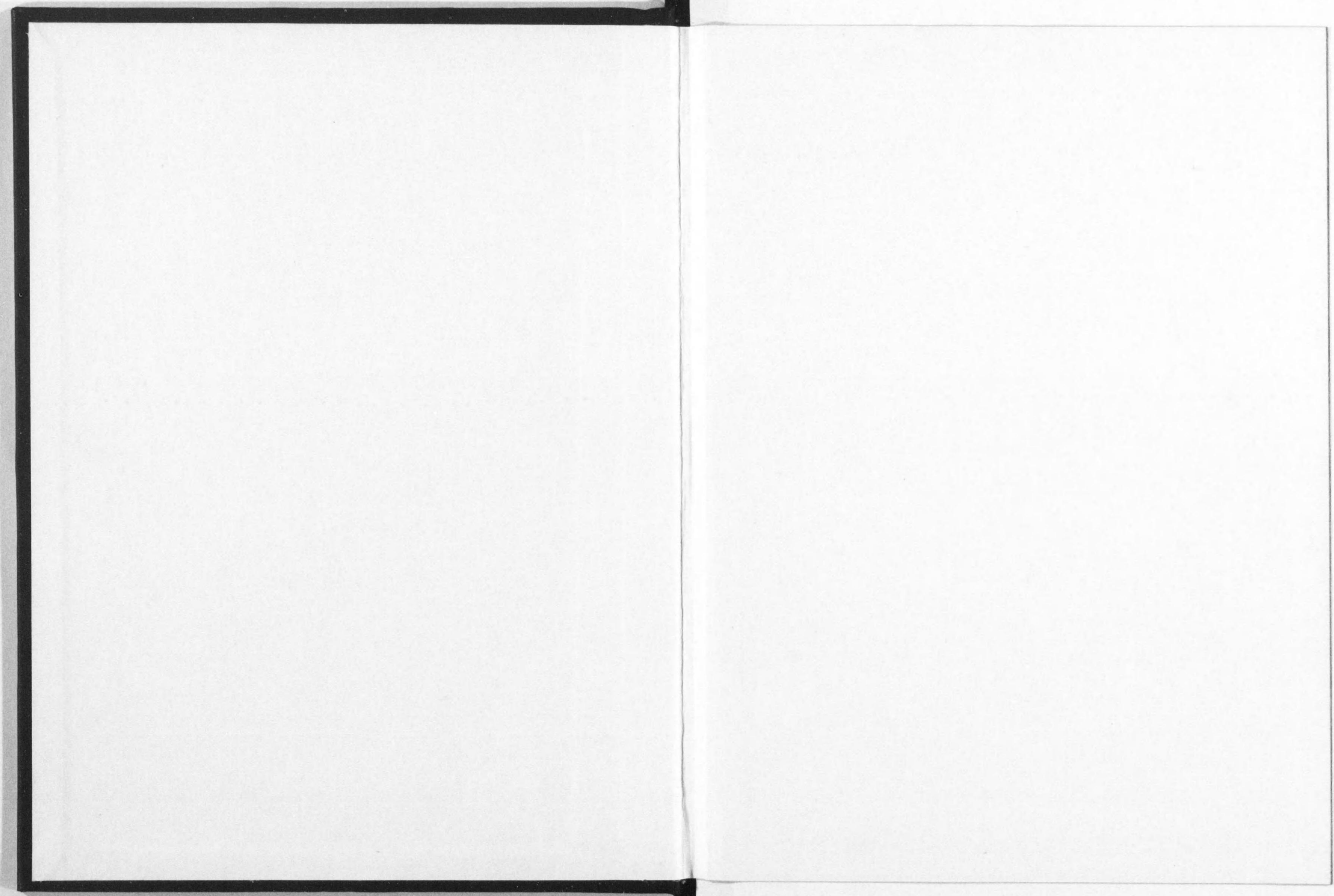
營業科目

拓殖ノ爲メ必要ナル資金ノ貸付
農業ノ水利事業及土地ノ經營
農業者ニ對シ其ノ必要ナル物品ノ供給及其ノ生
產物品ノ分配
移住民ニ關スル業務
委託ニ因ル土地ノ經營及管理
其他拓殖ノ爲メ必要ナル事業ノ經營
定期預リ金

一般輸出入業

大連市山縣通一九三番地

成發東分號



終